

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

平成22年第 1 回幕別町議会定例会
(平成22年 3 月 3 日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
2 番 谷口 和弥 3 番 齊藤喜志雄 4 番 藤原 孟
- 日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第 3 行政執行方針（町長、教育委員長）
- 日程第 4 報告第 2 号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 5 報告第 3 号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 6 報告第 4 号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 7 報告第 5 号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 8 発議第 1 号 幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 3 号 平成22年度幕別町一般会計予算
- 日程第10 議案第 4 号 平成22年度幕別町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第 5 号 平成22年度幕別町老人保健特別会計予算
- 日程第12 議案第 6 号 平成22年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第 7 号 平成22年度幕別町介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第 8 号 平成22年度幕別町簡易水道特別会計予算
- 日程第15 議案第 9 号 平成22年度幕別町公共下水道特別会計予算
- 日程第16 議案第10号 平成22年度幕別町公共用地取得特別会計予算
- 日程第17 議案第11号 平成22年度幕別町個別排水処理特別会計予算
- 日程第18 議案第12号 平成22年度幕別町農業集落排水特別会計予算
- 日程第19 議案第13号 平成22年度幕別町水道事業会計予算
- 日程第20 議案第14号 平成21年度幕別町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第21 議案第15号 平成21年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第22 議案第16号 平成21年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第23 議案第17号 平成21年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第24 議案第18号 平成21年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第25 議案第19号 平成21年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第26 議案第20号 平成21年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第27 議案第21号 平成21年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第28 議案第22号 平成21年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第29 議案第23号 平成21年度幕別町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第30 議案第24号 幕別町子どもの権利に関する条例
- 日程第31 陳情第 1 号 「政治とカネ」の疑惑究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出を求める陳情書

- 日程第32 陳情第2号 「保育所の国の基準廃止・緩和の中止を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第33 陳情第3号 「核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第34 陳情第4号 季節労働者の失業給付の90日給付と季節労働者対策強化を求める意見書の提出
を求める陳情書

会議録

平成22年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成22年3月3日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月3日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 斉藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野和政 17 杉坂達男
18 助川順一
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 総 務 部 長 増子一馬
会 計 管 理 者 菅 好弘 札 内 支 所 長 久保雅昭
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 新屋敷清志
企 画 室 長 佐藤昌親 建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一 教 育 部 長 米川伸宣
総 務 課 長 田村修一 生 涯 学 習 課 長 中川輝彦
企 画 室 参 事 長谷 繁 地 域 振 興 課 長 佐藤和良
糠内出張所長 所 拓行 保 健 課 長 羽磨知成
町 民 課 長 川瀬俊彦 水 道 課 長 田中光夫
学 校 教 育 課 長 伊藤博明
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
2番 谷口 和弥 3番 斉藤喜志雄 4番 藤原 孟

議事の経過

(平成22年3月3日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番谷口議員、3番斉藤議員、4番藤原議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの23日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から3月25日までの23日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による、例月出納検査及び地方自治法第199条第9項の規定による、定期監査、及び、行政監査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。

次に、去る、2月25日、十勝町村議会議長会定例会が開催され、平成22年度幕別町、失礼しました。十勝町村議会議長会の事業計画が、別紙のとおり決まりましたので、配布してございます。

後刻ごらん頂きたいと思えます。

日程第3、失礼しました。これで、諸般の報告は終わります。

[行政執行方針]

○議長（古川 稔） 日程第3、町長から行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 平成22年第1回町議会定例会が開催されるにあたり、町政執行への所信の一端を申し上げ、議員の皆さん並びに町民の皆さんの深いご理解、ご協力をお願いするものであります。

平成19年4月に、幕別町と忠類村の合併後初の選挙におきまして、町政執行の責任を担わさせていただきましたが、早くも任期の締めくくりの年を迎えようとしております。

私はこの間、町民の皆さんのまちづくりに寄せる期待をしっかりと受け止め、次代を担う世代に自信をもって引き継げるよう、次の三つのことを念頭に置いてまちづくりに取り組んでまいりました。

一つ目は、一体感の醸成と均衡ある発展の確保であります。忠類村と合併し、5年目に入りましたが、幕別と忠類、それぞれの地域特性を生かすとともに、機能分担を図り、創造性溢れる調和のとれたまちづくりを進めることに、特に意を用いてきたところであります。

二つ目は、協働のまちづくりの推進であります。これまでも地域の課題解決のため、町民の方や、公区、企業、NPOなど、さまざまなかたちでまちづくりに積極的な参加をいただいております。今後も多様化、高度化する住民ニーズに対応するため、協働のまちづくりを一層確かなものとするよう努めてまいりたいと考えております。

三つ目は、行政改革の推進であります。行政サービスの維持並びに向上を基本としつつ、厳しい環境にも耐えうる簡素で効率的な行財政運営と安定した財政基盤を確立するため、推進計画に掲げた項目の実現に取り組んでまいりました。

特に財政面におきましては、合併特例債や合併補助金の活用、特別交付税の増額など、合併によるメリットを最大限に生かして取り組んできているところであります。

今後とも生き生きとした日々の営みを続けることができるまちづくりを目指すために、議員各位並びに町民の皆さんとの深い信頼関係を大切にしながら、町政の執行に全力で取り組んでまいり所存でありますので、特段のご指導、ご高配を賜りますよう心からお願い申し上げます。

地方財政対策について申し上げます。

平成22年度における国の予算は、新たな連立政権の下で事業仕分けを行うなど、不要不急の歳出削減を進めるとともに、特別会計については聖域なき見直しを断行したうえで税外収入が確保されたことなど、従前の予算編成のあり方とは手法が異なるものであります。

このような中、経済情勢の悪化を背景に税収の大幅な減を見込む一方、新規国債発行の増額などにより財源の確保を行い、収支の均衡を図ったところであり、その結果、総額では前年当初比4.2%増の約92兆円という、過去最大の予算規模となったところでもあります。歳出におきましては、公共事業関係経費を大幅な減としながらも、子育てや福祉施策、雇用、環境や文教・科学振興などに重点を置くことにより、一般歳出が大きく増額となったところでもあります。

地方財政対策としては、個人所得の減少や企業収益の悪化などから地方税の減収が見込まれているため、地方財政に配慮し、地方交付税において1兆1千億円の特別加算を措置するなど、前年対比で総額約1兆円の増額を確保し、さらに臨時財政対策債についても前年比2兆5千億円程度を増額する予算計上がされたところでもあります。

また、歳出においては、年々増え続ける公債費などを除きますと、0.2%の増となり、このうち縮減が続く地方公務員の給与関係経費を除きますと、1.2%の増となっております。これらの増は、雇用対策や子育て支援、地域活性化のための経費など、特例枠により計上されているところによるものであります。

次に、こうした国の予算及び地方財政対策を受けて、町の新年度予算の概要について申し上げます。

平成22年度につきましては、町税や地方交付税などの大幅な増が見込めないことから、一般財源の確保に苦慮したものの多様化する住民ニーズに応えるため、限られた財源の中できめ細かな予算に配慮したところでもあります。

この結果、一般会計は127億1,625万6千円で前年度当初予算との比較では、1億5,576万6千円、率にして1.2%の増となりました。特別会計につきましては、国民健康保険特別会計など9特別会計と水道事業会計を合わせた10会計で総額78億9,994万6千円、前年度当初との比較では6億4,394万6千円、率で7.5%の減となっております。

これら一般会計と特別会計等の総額では、206億1,620万2千円となり、前年度との比較では4億8,818万円、率で2.3%の減となっております。

それでは、一般会計の歳出について申し上げます。

まず、投資的経費についてであります。総額では約11億円ほどで、前年と比較しますと約1億5千万円、率にして12.6%の減となっております。これは主に補助事業が減額になったことによるものであります。経常経費につきましては、約3億1千万円、率にして2.8%の増となっており、新設された子ども手当や障害者支援費の増など扶助費の増が主なものとなっております。

次に歳入についてであります。まず、町税につきましては、依然として厳しい経済状況を反映し

て、町民税においては減収が見込まれるものの、固定資産税や軽自動車税の増収が見込まれることから、全体では0.3%の増で計上いたしているところであります。

主要財源である地方交付税につきましては、特別交付税を前年度比減で計上しておりますが、普通交付税におきましては、地域総合整備事業債の交付税措置期間終了に伴う減額分があるものの、国から示されている地方財政計画などの状況を勘案し、前年度当初比で6.0%、約3億円の増を見込んだところであります。

次に、基金からの繰入金についてであります。前年度の予算編成においては、財政調整基金などから約5億6千万円の繰入を計上しておりましたが、本年度は全体の収支状況を勘案し、財政調整基金から1億円、減債基金から約1千万円の繰り入れを見込んだところであります。

また、地方債の借入れにつきましては、約11億円を見込んでおりますが、このうち7億3千万円が交付税の振替分である臨時財政対策債であるため、普通建設事業に係わる地方債としては約3億7千万円という内訳になっております。地方債の活用につきましては、後年次の財政運営に支障のきたすことのないよう、慎重に対処しているところであります。

以上、予算概要について申し上げましたが、平成22年度予算は私の3期目を締めくくる予算であります。町民の皆さんの多種多様な要望に応えるべく財源の確保に意を用いながら、限られた財源の中で、各種社会資本整備や産業の振興、保健福祉や教育環境の整備など、きめ細かな予算になるよう配慮いたしましたところであります。

また、依然として歳出全体の約2割を占める公債費の負担が大きいことから、引き続き厳しい財政運営が予想されますが、財政健全化推進プランや行政改革推進計画などを念頭に、さらに事務事業の見直しや経常経費の削減を図るとともに、今後も適正な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、本年度の主要施策の展開につきまして、第5期総合計画に掲げる5つの基本目標に沿ってご説明申し上げます。

基本目標の第1、ともに考えともに創る活力あるまちづくりについてであります。

楽しく支えあうコミュニティの推進のため、協働のまちづくり支援事業やアダプトプログラムをはじめ、地域に根ざしたコミュニティ活動を促進する取り組みを進めてまいります。また、コミュニティ活動の拠点施設となっている近隣センターの改修につきましては、年次計画により順次手がけてまいります。

住民にわかりやすい行政の推進につきましては、21年度に導入した広報モニター制度を活用し、わかりやすい情報提供に一層努めるとともに、出前講座の積極的な活用を呼びかけてまいります。

効率的で健全な行政運営につきましては、財政健全化推進プランや第3次行政改革大綱推進計画を着実に実行し、自主財源の確保、歳出の抑制に引き続き取り組んでまいります。

効果的な広域行政の推進につきましては、消防広域化についての継続協議のほか、十勝圏広域連携推進検討会議において、定住自立圏構想など、さまざまな広域連携の可能性を調査研究してまいりたいと考えております。

また、定住施策の推進につきましては、これまで同様、東京や大阪などの大都市圏での宣伝活動の継続、また、移住体験事業のお試し暮らしにも精力的に取り組んでまいります。

次に、基本目標2の農業を核に競争力のある産業のまちづくりについてであります。

はじめに、農業の振興について申し上げます。

昨今の農業を取り巻く情勢は、昨年12月に施行された改正農地法を柱とした農地制度の改革や、本年から米を対象にしたモデル事業が実施されます個別しょと、戸別所得補償制度への移行など、大きな転換期にあるものと認識しております。

また、国際農業情勢においては、多国間の貿易交渉であるWTO交渉は進展していないものの、オーストラリアや欧州連合など2国間や複数の国の間でなされるEPA・FTA交渉が加速化する動きもあり、今後の動向を注視していかなければならないものと考えております。

こうした中であって、本町におきましては、時代に即応した経営、農業経営を確立するために、昨年拡充をいたしましたふるさと土づくり支援事業を引き続き実施していくとともに、昨年の冷湿害により被害を受けた農業者が再生産と農業経営の安定化を図るために借入れをした冷湿害農業経営維持資金に対する利子補給事業を実施いたします。

財団法人幕別町農業振興公社の運営につきましては、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、市町村段階での保有合理化法人が廃止されることに伴い、新たな農地利用集積円滑化団体への移行を図り、農地の面的集積・流動化に向けた円滑化事業の取り組みを推進してまいります。

さらに、まくべつ農村アカデミーによる担い手の育成確保など公社が進めております各種事業につきましても、農協等関係機関と一体となり取り組んでまいります。

次に、畜産・酪農振興についてであります。後継牛としての育成牛の増頭を図るために昨年度から実施しております雌雄判別精液購入助成事業を引き続き実施するほか、酪農・畜産農家に対する支援策として、家畜伝染病に係る互助制度を構築するとともに、耕畜連携を図るため飼料用とうもろこしの受委託栽培の可能性を探る実験事業を実施してまいります。

また、肉牛経営に対する支援策として優良和牛繁殖雌牛の保留に対する助成事業を実施し、より経済性の高い和牛への改良を促進してまいります。

次に、土地改良事業についてであります。道営事業では畑総事業が4地区と、新規着手となる草地整備に係る事業が幕別地区と忠類地区の2地区、合わせて6地区の実施を予定しており、団体営事業では新規着工の相川地区を含め2地区で事業を実施してまいります。

また、農地・水・環境保全向上対策事業につきましては、昨年同様、12の活動組織が、約12,500haの農地の保全に取り組む予定となっております。

次に、林業の振興について申し上げます。

林業を取り巻く環境は、長期にわたる木材価格の低迷や担い手の高齢化による後継者不足に加え、林業従事者の減少など、依然として厳しい状況にあります。

また、道内においては、カラマツを中心に人工林の伐採が急速に進んでおり、今後、伐採後に造林が行われず、いわゆる造林未済地の増加が懸念されていることから、昨年、より適切な森林資源の管理を行うことを目的として、十勝流域民有林の資源管理連携協定を十勝支庁と管内市町村で締結したところであります。

地球温暖化が叫ばれる中で、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させる必要性から、町といたしましても、十勝支庁や森林組合と一層の連携を図りながら、民有林の振興や町有林の適期施業を推進してまいります。

また、まくべつ元気の森植樹事業につきましては、より多くの子供たちに、森林が持つ機能や効果についての理解促進を図るため、学校教育との連携を図りながら引き続き実施してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

本町の商工業を取り巻く環境は、農産物に関連した食品加工分野などでは安定した動向も伝えられておりますものの、長引く不況の影響で依然厳しい状況が続いております。

このため、商工会との連携を図りながら、経営改善普及事業をはじめ、各種の活性化事業に対し必要な支援を行うとともに、昨年度より実施しております中心市街地商店街の空店舗対策として、建物の改修費や賃貸料の一部を補助する制度を継続実施するほか、住宅の新築やリフォームを町内業者が施工した場合に、施主に対して奨励金として商工会発行の商品券を交付する事業を創設し、商店街の活性化や商工業の振興に努めてまいります。

また、中小企業融資につきましては、金融機関、商工会との連携のもと商工業者の資金需要に応じた迅速な対応に努めるとともに、昨年度新たに対象といたしました創業資金も含めた融資の保証料助成や利子の補給を引き続き行なってまいります。

次に、企業誘致対策につきましては、帯広十勝地域産業活性化協議会を核として、十勝の特性を活かした産業の集積と活性化を図るため、企業立地促進法に基づく国の支援などを活用し、企業誘致に

取り組むとともに、幕別町の豊富な農産物などの地域資源を生かせる企業の誘致を図ってまいります。

また、消費者対策につきましては、消費者協会をはじめ関係機関と連携を図りながら、消費者が安全で安心して暮らせるよう、必要な情報の提供や啓発活動、消費生活相談業務などにより、被害の防止に努めてまいります。

次に、雇用対策について申し上げます。

厳しい雇用情勢を踏まえ、企業誘致による雇用の創出に努めますとともに、ハローワークと連携した雇用相談業務の強化、緊急雇用対策を推進してまいります。

雇用対策事業につきましては、未就職の新卒者対策のほか、季節労働者の通年雇用促進支援事業や、町単独で実施してきました市街地通学路の除雪、主要街路の清掃や町道支障木伐採業務に加え、国の交付金を活用した明渠排水路支障木等整理事業などを引き続き実施してまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

豊かな自然に育まれた多様な観光資源を活用した地域性あふれる観光地づくりを、観光物産協会など関係機関と連携して取り組んでまいります。

また、平成23年の道東道全線開通に合わせ、広域的な連携・協力による道央圏をターゲットとした観光客誘致活動を推進するとともに、点在する観光拠点の多元的な連携による幕別の魅力のPRや、産業まつり、ナウマン全道そり大会など地域に根ざしたイベントの拡充により、交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、基本目標の第3、笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくりについてであります。

はじめに、少子化対策、子育て支援について申し上げます。

子育て支援策の方向性や目標を総合的に定める幕別町次世代育成支援行動計画の後期計画については、平成22年度から平成26年度までの5カ年間の計画となりますが、昨年6月に幕別町次世代育成支援対策地域協議会に諮問し、ご協議をいただいていたところであり、去る2月15日に同協議会から答申をいただきました。

このたび、この答申に基づき、基本理念をすべての町民が支えあい 子どもの豊かな心と生きる力を育むまちとして、7つの施策目標に基づく65事業を掲げ、後期計画として策定いたしましたところであり

ます。新年度から、この後期計画に基づき、次世代育成支援対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、どさんこ・子育て特典制度の事業についてであります。

北海道では、企業や団体などの参画を得ながら、仕事と家庭の両立に向けた普及啓発など、北海道にふさわしい子育てのしやすい環境づくりを進めているところであり、こうした取り組みの一環としてどさんこ・子育て特典制度を平成20年6月から展開しているところであり

ます。本制度は、企業や商工会の理解と協力を得ながら、社会全体で子育てを支援するものとして、基本的に小学生までの子どもがいる世帯が保護者同伴での買い物や施設を利用する際、企業、事業所などの協賛店が独自に定める特典を受けることができるものであります。

本町におきましては、昨年から町商工会のご協力と事業所等のご理解をいただきながら、同制度の実施に向けて協議を重ねてきたところであり、小売業、飲食店、建設業など76件が協賛店として登録をされたところであり

ます。この制度は、本年4月1日から実施となりますが、制度の円滑なスタートを図るため、年度内に小学生までのお子さんがいらっしゃる全世帯へ制度の概要、協賛店及び特典内容の周知を図ってまいりたいと考えているところであり

ます。次に、保育施設の整備についてであります。

札内青葉保育所につきましては、指定管理者による保育が新年度からスタートすることとなります。指定管理者制度の導入に合わせて、午後7時までの延長保育及び病後児保育を実施することとなり、児童、さらには保護者の皆さまに喜ばれ、信頼・安心される保育所と保育の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、学童保育所の入所申し込み状況についてであります。

札内北コミセンに併設しておりますやまびこ学童保育所につきましては、2月22日現在、61人で、前年の4月1日に比べますと17人の減、また、札内南コミセンに併設しておりますつくし学童保育所につきましては、115人で、13人増の申し込みとなっております。

このため、新年度におきましても、両コミセンの利用団体のご理解をいただいた上で、大集会室の活用を図りながら、児童の遊びの場を提供してまいりたいと考えております。

なお、つくし学童保育所につきましては、後年次におきましても入所児童数の大幅な減少はないものと見込まれることから、北海道の森林整備加速化・林業再生整備事業による補助金を主たる財源とし、既存施設の東側に約300平方メートル（約90坪）を増築することとし、新年度予算に建築費等を計上いたしましたところであります。

次に、障害のある方の福祉の推進について申し上げます

国からの通知によりますと、障害者福祉制度に関しては、障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な制度をつくるとされているところであります。

また、昨年末に閣議決定された平成22年度予算案において、この新たな制度が出来るまでの間、市町村住民税非課税である低所得の障害者等については、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とすることとされ、施行期日は、平成22年4月1日の予定となっております。

なお、このことにより、平成22年度の本町における低所得の障害者等の軽減額は630万円程度となる見込みであり、これを国が2分の1、道と町が4分の1ずつ負担することとなります。

また、本町としましては、国の負担軽減措置に合わせる形で、市町村事業である地域生活支援事業の利用者負担について見直しを行いたいと考えております。

具体的には、現在、日常生活用具給付事業、移動支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業については、本町独自の軽減策として、原則1割負担を半分の0.5割に軽減しており、利用者負担の上限額については、国と同じ額にしていたところでありますが、このたびの国の軽減制度にあわせ、市町村住民税非課税である低所得の障害者等について、利用者負担を無料とすることといたします。

なお、このことによる軽減額は、35万円程度となる見込みで、国が2分の1、道と町が4分の1ずつ負担することとなります。

次に、介護保険について申し上げます。

現在、平成21年度から23年度までの3年間を期間とします第4期高齢者福祉計画、及び介護保険事業計画の推進に努めているところであります。

この計画の中で、介護サービスの基盤整備として、忠類地域において地域密着型サービス整備を検討する、また、施設サービスの基盤整備として、個室・ユニット化を推進するとしておりましたが、具体的な整備年度については、特に定められておりませんでした。

このたび、社会福祉法人幕別真幸協会から、忠類地域において、平成23年度にサテライト型の地域密着型特別養護老人ホーム29床を整備する準備があること、また、依田地区にあります既存施設に隣接して、個室・ユニット化した地域密着型特別養護老人ホーム29床も平成23年度に整備する予定がある、とのお話をいただきましたことから、本年1月に、介護保険運営等協議会に、計画に対するご意見を伺いましたところ、適当であるとのことをご意見をいただきました。

このため、両施設につきましては、平成23年度の整備に向け、必要な準備を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、基本目標の第4、文化の香る心豊かな学びのまちづくりについてであります。

いつでも・どこでも・だれもが学べる生涯学習社会の構築に向けた環境づくりが求められております。学校教育、社会教育はもとより、福祉、保健、医療、産業などあらゆる分野の関係機関や団体が連携し、すべての町民が自ら学び続けることを支援してまいります。

教育関係の具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

次に、基本目標の第5、自然とともに生きる環境にやさしいまちづくりについて申し上げます。

はじめに、道路、交通環境の整備について申し上げます。

高規格幹線道路帯広・広尾自動車道についてであります。平成21年度に着工しました中札内・大樹間の事業区間23kmにつきましては、昨年8月に忠類地区で説明会が開催され、設計協議並びに用地協議が進められているところであります。

更別インターチェンジまでの供用は平成24年度に、また、本町忠類協徳地区に設置が予定されている忠類インターチェンジまでの供用は平成20年代後半を目指していると伺っているところであります。

今後も早期建設と共に大樹・広尾間の事業区間への採択につきましても、関係市町村と連携を図り要請活動を続けてまいりたいと考えております。

次に、一般国道38号線の札内東12号より東13号までの4車線拡幅整備につきましては、関係地権者の相続等の事情により工事が中断しておりましたが、この課題が解決し、昨年秋に用地買収が行われ、11月より工事が再開されたところであり、今後、順次整備がされるものと伺っているところであります。

次に、道道整備についてであります。幕別地区の道道幕別大樹線の立体交差事業は昨年度完了し、札内地区の道道幕別帯広芽室線札内南大通の立体交差事業は平成22年度完了、完成予定となっております。五位・中里間の約2.6km、並びに忠類地域の道道生花大樹線の整備、豊頃糠内芽室線の零号の法面整備等につきましても、引き続き整備が進められると伺っているところであります。

なお、懸案であります帯広圏域環状線のみずほ通以東の整備につきましては、札内南大通の完成の目処がつかしましたことから、昨年、帯広土木現業所と共に事業化検討のための協議会を立ち上げており、早期の事業着手に向けた検討を進めるとともに、道道昇格などの要請活動等も引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、町道の整備についてであります。

現在、町道延長884.3kmに対しまして、改良率68.6%、舗装率58.1%という状況であります。各公区より要望の多い生活道路の整備にあたりましては、緊急性、投資効果、地域バランスなどを考慮しながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

なお、新年度事業といたしましては、国の2次補正であります地域活性化・きめ細かな臨時交付金の対象事業を含めまして、継続事業として札内鉄南大通、元忠類線など6路線、新規路線として札内7号団地道路1号など6路線の整備を予定しております。

街路事業では、北栄土地区画整理事業区域から国道へアクセスする北栄西通3線交差点の平成22年度の完了に向け、事業を進める予定であります。

また、町道の除排雪、草刈り、砂利敷きなどの道路維持管理につきましては、これまで同様、パトロールの充実ときめ細かな対応に心がけ、安全で快適な道路環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、住環境の整備、公営住宅の整備について申し上げます。

平成19年度より工事が進められております道営あかしや南団地の全面的改善工事は、1、2号棟に続き、現在3、4号棟の工事が行われており、本年の8月頃に完成し入居できると伺っているところであります。

一方、町営住宅の整備につきましては、新年度より平成25年度までの計画で桂町東団地4棟16戸及び忠類白銀団地4棟16戸、合わせて8棟32戸の全面的改善工事に着手することとなっており、新年度の整備としては両団地で2棟8戸の整備を行い、入居時期は11月頃を予定いたしているところであります。

整備内容につきましては、バリアフリーやユニバーサルデザインを採用するとともに、入居される方の雪対策としての無落雪屋根やオール電化の住宅対応など、高齢者の方も安心して快適な生活ができるものと考えているところであります。

次に、公園、緑地の整備についてで申し、ついて申し上げます。

北栄町などを中心とする札内西緑化重点地区で計画しておりました公園整備は、昨年、札内西近隣

公園の供用開始により、計画しておりました公園・緑地のすべての整備が完了したところであります。

今後は、平成21年度に策定いたしました公園施設長寿命化計画に基づき、既設公園の遊具等の更新事業を進める予定となっております。

安全で誰もが利用しやすく、親しみの持てる公園とするため、協働のまちづくり事業や公園里親制度の推進と合わせて、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、水道事業について申し上げます。

上水道整備につきましては、高い安全性と安定した水道水の供給に努め、新年度は配水管の新設9路線の整備を予定いたしております。

また、簡易水道事業では、忠類東部地区の道営畑総営農用水事業が今年度で完了となりますことから、平成23年度の供用開始に向けて町施行分の配水管整備を進めるほか、幕別地区では幕別簡水送水ポンプ場等の整備を進め、安定的な水道水の供給に努めてまいりたいと考えております。

次に、下水道事業について申し上げます。

新年度事業といたしましては、札内中継ポンプ場の機械・電気設備更新工事のほか、汚水管新設2路線、雨水管新設2路線の整備を予定いたしております。

また、個別排水処理事業では、公共施設1箇所を含め20戸の合併浄化槽の整備を予定いたしております。

次に、土地利用について申し上げます。

最初に、札内北栄土地区画整理事業についてであります。昨年6月に換地処分が行われ、平成23年度の組合解散に向け清算業務を行っておりますが、販売状況は全体保留地区画、区画数221区画のうち185区画が販売となり、率にして83.7%と伺っております。

また、本年1月には、第45次かちまいホームセンターも開設されましたことから、保留地も含め、宅地販売がさらに促進されることに期待をいたしているところであります。

次に、幕別町を含む1市3町の帯広圏都市計画の変更についてであります。

平成22年度は市街化区域の第6回定時見直しを予定しておりますが、帯広圏全体としても少子高齢化の波が押し寄せ、市街化区域内の将来人口や工業出荷額も大幅な増加も望めないことから、帯広圏といたしましてはごく小規模な変更にとどまるものと想定されております。

以上、第1回定例町議会の開会にあたりまして、町政執行に臨む所信の一端を申し述べさせていただきます。

冒頭にも申し上げましたが、今後も行政需要が多様化、複雑化していく中、厳しい財政状況ではありますが、少しでも町民の皆さんの期待に応えられるよう、また、住んで良かったと思われるまちづくりに向けて、職員ともども全力で、全力を尽くす決意であります。

議員の皆様並びに町民の皆様の、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。執行方針を結ばさせていただきます。

○議長（古川 稔） 次に、教育委員長から教育行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

林教育委員長。

○教育委員長（林 郁夫） 平成22年第1回幕別町議会定例会の開会にあたり、平成22年度の教育行政執行方針について申し上げます。

近年、社会情勢が急激な変化を続ける中、教育を取り巻く環境も大きな転換期を迎えており、目まぐるしく変貌する社会に対応し、かつ新しい時代を迎えるための教育改革の波は、さらに大きくなっているという思いを強くしているところであります。

こうした中であって、昨年4月からは、新学習指導要領の移行期間が始まりましたが、知識基盤社会やグローバル化社会と言われる時代の中、生きる力を育むという理念はますます重要になってきております。

学校教育では、子どもたち一人ひとりの活力ある知性と豊かな心、たくましい健康な体を育み、生涯にわたって自らが学び続ける意欲と態度を育成するとともに、確かな学力の向上へ向け、教育各般にわたる新たな課題に適切に対応していくことが求められております。

そのためには、学校・家庭・地域が果たすべき責務や役割を再認識するとともに、相互の連携を図りながら、それぞれが持つ教育的機能を高めた中で、対策を進めていかなければなりません。教育委員会といたしましては、子どもたちの夢の実現を目指し、健やかに成長できるよう全力で取り組んでまいります。

また、生涯学習の分野では、第5期幕別町総合計画の策定を受け、平成21年度からスタートいたしました第4次幕別町生涯学習中期計画の生涯学習の理念に基づき、町民ニーズの変化や課題に対応した学習環境の整備と向上に努めてまいります。

以下、第5期幕別町総合計画の基本目標の第4、文化の香る心豊かな学びのまちづくりの項目に従い、新年度の主な施策について申し上げます。

はじめに、生涯にわたる学習社会の形成についてであります。

生涯学習は、町民一人ひとりが自分に適した手段と方法を自由に選択し、生きがいのある人生の創造と地域社会の形成を目指すもので、生涯にわたって主体的に学ぶことを基本としています。

高度情報化の進展等に伴い、ますます多様化、高度化する町民のニーズに応えるため、さまざまな分野の団体や組織、地域との連携を図るとともに、学習機会の充実と学習情報の提供を推進し、図書館や百年記念ホールをはじめ、各種運動施設、各資料館、まなびやなどの生涯学習施設がより利用しやすく、魅力ある学習の場となるよう努めてまいります。

その一環として、本年3月31日をもって閉校いたします駒島小学校を宿泊可能な体験活動型の交流・研修施設として整備するほか、図書館におきましては、平成22年度で終了となります幕別町子どもの読書活動推進計画を見直し、昨年実施したアンケートの調査結果等を参考にしながら、平成23年度以降の新たな計画を作成、策定してまいります。

また、本年度で3年目を迎えます学校支援地域本部事業の推進を図り、学習の成果を活かす場の開拓に努めるとともに、指導者の育成・確保と各種団体やサークルの育成を図ってまいります。

2つ目は、健やかな子どもを育てる学校教育の推進であります。

はじめに、幼児教育の充実についてであります。

幼児期の教育は、発達段階を踏まえながら、人間形成の基礎を確実に身に付けることが基本でありますので、改訂された幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、遊びを中心とした生活を通して、一人ひとりが幼児期にふさわしい生活を十分に体験でき、物事に進んで取り組む意欲と自信が身に付くよう努めてまいります。

また、小学校との連携を図り、幼・小の一貫した発達や学びができるよう、より細かな支援に取り組んでまいります。

次に、小中学校教育の充実についてであります。

児童生徒の学ぶ意欲や学力・体力の低下をはじめ、生活習慣の確立、問題行動への取り組みなど多くの面で課題が指摘される今日、幕別の子どもたちは、学習、文化、スポーツ活動に積極的に取り組み、大きな成果を上げています。

学校教育においては、すべては子どもたちのためにを合い言葉に、学習指導要領の理念である生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視し、個に応じたきめ細やかな指導に努めるとともに、基礎、基本の確実な習得と、自ら学び自ら考える力を育成する教育活動の展開に努めてまいります。

以下、学校教育の主な施策について申し上げます。

新学習指導要領の移行措置についてであります。

小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から、それぞれ新学習指導要領が全面実施されますことから、各学校の状況を踏まえつつ円滑に全面実施できるよう、必要な指導・助言と支援に努

めてまいります。

小学校の5年生及び6年生に取り入れられる外国語活動については、移行措置に伴う教育課程の編成をスムーズに展開できるよう、新年度からは、2名の国際交流員に加え、中学校の英語の免許を取得し、英語に堪能な教職経験のある方を小学校英語活動支援員として配置し、小学校における英語活動の円滑な導入と展開に努めてまいります。

また、算数・数学と理科の授業時数の増加に伴い、観察・実験の充実に関わって必要とされる理科備品の充実を引き続き図ってまいります。

学校教育推進員の活用について申し上げます。

平成20年度から配置いたしました学校教育推進員の活用を図り、新学習指導要領にかかる学校への対応をはじめ、教育課程や学習指導など専門的事項の指導を行うとともに、いじめや不登校といった子どもの問題に対しても適切な取り組みに努めてまいります。

特別支援教育の充実についてであります。

障害のある子どもたちの生きる力を育むためのキーワードは、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個に応じた適切な指導や必要な支援が行える環境の設定にあります。

本町では、平成20年度から、各学校の実情に応じて特別支援教育支援員を配置し、普通学級に在籍する学習障害などの児童生徒の対応も含め、一人ひとりに寄り添った教育活動を展開してまいりましたが、新年度は、小学校4校に看護師1名を含む11名を、中学校では2校に2名を配置し、適切な指導と教育的支援の充実を努めてまいります。

次に、いじめや不登校などに関わっての児童生徒に対する支援についてであります。

これまでも、各学校においては、スクールカウンセラーや心の教室相談員との連携を図りながら、いじめや不登校などの問題に対し、きめ細かな対応を行ってまいりました。

新年度からは、青少年相談員制度を発展的に解消し、本定例会において提案が予定されております幕別町子どもの権利に関する条例の趣旨を踏まえて、スクールカウンセラーに加えて、まっく・ぎ・まっくを拠点とする子どもサポーターを新たに配置するとともに、心の教室相談員の勤務日数を拡充し、不登校児童生徒を対象とした学習指導をはじめ、不登校やいじめに関わる児童生徒、保護者からの相談、そして教職員に対する支援の充実に向けて、幅広く対応してまいります。

学校図書室と公共図書館の連携に、連携の強化について申し上げます。

各学校では、子どもたちの読書活動意欲の向上を図るため、朝読書の推進などに積極的に取り組んでおりますが、新年度においては、学校における読書活動を支援するため、図書館の司書職員による学校訪問を重点的に行い、教職員との連携のもと、学校図書の充実と学校図書室の読書環境の整備に努めてまいります。

次に、開かれた学校の推進について申し上げます。

幕別町では、子どもたちを地域ぐるみで見守る意識を広めるため、平成17年に道内初となるまっくべつ教育の日を宣言し、地域に開かれた学校づくりに取り組んでまいりました。

今後とも、地域の方々から信頼される学校づくりに向け、学校運営協議会の協力をいただきながら地域の方々の声に真摯に耳を傾けるとともに、積極的な情報提供に努め、真に開かれた学校づくりを進めてまいります。

学校給食の充実と食育の推進について申し上げます。

学校給食につきましては、身近で新鮮な町内産食材の一層の活用を図るため、本年度に引き続き、地場産食材料費の予算を計上するとともに、町内3農協の協力をいただきながら、地産地消の推進に努め、栄養バランスのとれた安心・安全で喜ばれる給食を提供してまいります。

また、このたびの学習指導要領の改訂により、町内すべての学校において食に関する指導の全体計画が策定されましたことから、発達段階に応じた食に関する指導の目標に基づき、食に関する知識や能力等を総合的に身に付けることができるよう、各学校と連携を図りながら食育の推進に努めてまいります。

次に、学校教育施設の整備についてであります。

学校施設の耐震化について申し上げます。

学校施設の耐震化につきましては、平成20年度に札内中学校の校舎、平成21年度に札内南小学校及び忠類中学校の屋内運動場の耐震化工事を終え、現在、耐震補強工事が必要と診断された建物7校13棟の実設計を行っているところであります。

新年度中に、これらの耐震補強工事を実施してまいります。

3つ目は、青少年の健全育成の推進であります。

人間性豊かで強い意志を持った青少年を育てるためには、学校だけではなく、家庭や地域社会の連携協力が不可欠であります。

しかしながら、現代の青少年の家庭・地域における生活環境は大きく変化し、生活体験の欠如をはじめ、人間関係の希薄化や遊びのバーチャル化など、生活能力や社会関係能力の低下が指摘されております。

同時に、家庭教育に対する保護者の自信や自覚の不足などから、家庭における教育力の低下が懸念されており、子育てを地域全体で応援し支えていくことが必要となっております。

このため、家庭はすべての教育の原点であるとの基本的考えのもと、保護者が問題を一人で抱え込んでしまうことのないよう、PTAをはじめ、青少年問題協議会、児童生徒健全育成推進委員会等との連携を図り、学校・家庭・地域が互いに協力しながら、情報交換と学習機会の提供に努めてまいります。

また、一昨年から、夏休み・冬休みの学習支援として実施してきた学び隊の活動の充実を図るとともに、ふるさと館ジュニアスクールなどのさまざまな体験活動やふるさと学習などを通して、多くの子どもたちが地域住民と交流する機会を設けるなど、公区や地域子ども会、スポーツ少年団など、地域の自主的な活動への支援を推進し、地域と一体となって、青少年が健全に成長することのできる環境づくりを目指してまいります。

4つ目は、優れた芸術・文化活動の推進であります。

芸術・文化の振興は、生活に豊かさと潤いを与え、活力ある地域社会を形成していく上できわめて重要であり、特に、青少年の情操教育には欠くことのできない大切なものであります。

このため、町民ニーズを考慮した各種講座の充実を図るとともに、地元アーティストの発表の場を確保するなど、地域に根ざした文化活動を奨励し、文化を愛する人たちの交流やネットワークづくりなどを通じて、生涯学習の自主的な活動の促進に努めます。

また、文化協会や町民芸術劇場と連携し、文化講演会や芸術鑑賞会など各種芸術活動の充実を図るとともに、後継者となる若い世代の育成と確保に努め、指定管理者による運営となつてから3年目を迎えます百年記念ホールを中心に、町民会館や忠類コミュニティセンターなどの生涯学習施設が、芸術・文化活動の拠点施設として活用されるよう、文化活動やサークル活動への支援に努めてまいります。

5つ目は、歴史的文化の継承であります。

長い歴史の中で培われてきた文化財や歴史資料は、郷土の歴史・文化を正しく理解するための重要な資源であり、将来の文化振興の基礎となるものであります。

ふるさと館は産業を中心とした開拓の歴史、蝦夷文化考古館はアイヌ民俗を中心とした生活の歴史、忠類ナウマン象記念館はナウマン象を中心とした自然の歴史を後世に伝える町全体の財産であり、地域の歴史や伝統文化を継承する重要なふるさと遺産として、3館それぞれの個性と特徴を活かしながら、その活用を進めてまいります。

また、ふるさと館事業委員会の協力のもと、地域文化の保存と継承活動の支援に努め、その一環として、新年度に幕別町ふるさと館アイヌ民具目録を作成し、この目録によって、ふるさと館にある貴重なアイヌ民俗文化の品々をよりわかりやすく、後世に伝えてまいります。

最後に、健康づくりとスポーツ・レクリエーションの推進であります。

町民の皆さんが生き生きと学び、楽しい生活を送っていただくためには、心身の健康が大切であり、スポーツ・レクリエーション活動の推進によって、人間性豊かな心を養い、健康づくりや体力の維持・増進を図ることが重要であります。

本町では、陸上競技場や野球場をはじめとする各種スポーツ施設の整備を図り、地域の方々が気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりに努めてまいりました。

超高齢社会を迎え、健康に対する関心がますます高まっていることから、スポーツ活動への意欲を高め、年齢層や個々の運動能力に応じたスポーツに親しむことができるよう、パークゴルフを始めとするさまざまなスポーツの普及に努めてまいります。

また、スポーツアドバイザー、スポーツ指導員らによる体力づくり講座や各種運動教室の開催など、運動プログラムの充実を図るとともに、体育連盟及び体育指導委員会と連携して、総合型地域スポーツクラブの支援を図り、スポーツ団体組織の育成と指導者の養成に努めてまいります。

以上、平成22年度の教育行政執行にあたっての基本方針を申し述べました。

今日、混迷する社会状況の中、地方は、ますますその主体性を高め、自立したまちづくりを進めていくことが求められており、教育は、そうした取り組みにおいて、大きな役割を果たしていくことが必要であるものと考えております。

教育委員会といたしましては、本町の美しい自然や地域の優れた伝統や文化など、恵まれた風土や環境の中で、ふるさと幕別の未来を担う子どもたちの健やかな成長と、創造性豊かで調和のとれた生涯学習社会の実現のため、今後とも町民と協働して、教育行政を積極的に推進してまいります。

議員の皆様、ならびに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、平成22年度の所信といたします。

○議長（古川 稔） これで行政執行方針は、終わりました。この際、11時15分まで休憩いたします。

(10:58 休憩)

(11:15 再開)

[付託省略]

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

日程第4、報告第2号から、日程第7、報告第5号の4議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって日程第4、報告第2号から日程第7、報告第5号の4議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[一括議題]

○議長（古川 稔） 日程第4、報告第2号から日程第7、報告第5号までの4議件を一括議題といたします。

[質疑・採決]

○議長（古川 稔） 説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第2号から報告第5号まで、専決処分した事件の報告につきまして、一括

してご説明させていただきます。

この4件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので報告するものであります。

まず、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第2号であります。損害賠償の額の決定及び和解について、第2号として平成22年2月8日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります。平成21年12月21日午前8時30分頃、職員が運手する公用車が、幕別町札内中央町308番地4付近の国道の交差点において、赤信号のため停車しようとした際、路面の凍結により停車することが出来ず、前方に信号待ちで停車中の自家用乗用車の右側後部に接触する事故が発生したものでありまして、これに対する物的損害を相手方に対しまして賠償し、和解するものであります。

損害賠償額についてであります。121,925円とするものであります。

損害賠償及び和解の相手方ではありますが、中川郡池田町字川合193番地4に住んでおられます、鈴木翼氏であります。

損害賠償及び和解の内容ではありますが、損害賠償といたしまして鈴木氏に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとするものであります。

次に、議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

報告第3号であります。損害賠償の額の決定及び和解について、第3号として平成22年2月8日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります。平成22年1月6日午後5時頃、幕別町が町道管理業務を委託している業者へ貸与している除雪車が、幕別町字明倫38番地先の町道において、サイドウイングにより雪を路肩の外へ押し出す作業をしていた際、雪の重みによりサイドウイングを中心に除雪車が回転し、対向車線に停車中の自家用乗用車の右側面に接触する事故が発生したものでありまして、これに対する物的損害を相手方に対しまして賠償し、和解するものであります。

損害賠償額についてであります。461,625円とするものであります。

損害賠償及び和解の相手方ではありますが、幕別町字明倫38番地の697に住んでおられます、松田哲博氏であります。

損害賠償及び和解の内容でございます。損害賠償といたしまして松田氏に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとするものであります。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

報告第4号であります。損害賠償の額の決定及び和解について、第4号として平成22年2月16日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります。平成22年1月21日午前8時25分頃、幕別町がスクールバス運行管理業務を委託している業者へ貸与しているスクールバスが、幕別町札内青葉町1番地5の業者所有の駐車場において、バックで駐車しようとした際、左後方に駐車中の自家用乗用車の左後部に接触する事故が発生したものでありまして、これに対する物的損害を相手方に対しまして賠償し、和解するものであります。

損害賠償額についてであります。96,663円とするものであります。

損害賠償及び和解の相手方ではありますが、河東郡音更町柳町仲区22番地14に住んでおられます、吉田信博氏であります。

損害賠償及び和解の内容でございます。損害賠償といたしまして吉田氏に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとするものであります。

議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

報告第5号であります。損害賠償の額の決定及び和解について、第5号として平成22年2月24日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります。平成22年1月15日午後3時30分頃、帯広市西2条南11丁目の駐車場において、

職員が降車する際、路面の凍結により足を滑らせ、公用車のドアが隣に駐車中の自家用乗用車の左側後部ドアに接触する事故が発生したものでありまして、これに対する物的損害を相手方に対しまして賠償し、和解するものであります。

損害賠償額についてであります、149,450円とするものであります。

損害賠償及び和解の相手方ではありますが、十勝郡浦幌町字緑町47番地、宗教法人妙傳寺であります。

損害賠償及び和解の内容でございますが、損害賠償といたしまして妙傳寺に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとするものであります。

なお、これら4件の事故につきましては、全国自治協会自動車損害共済に加入しておりますことから、賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

また、公用車を運転しておりました職員並びに受注業者は、故意又は重大な過失はないと認めるところであります。例年になく積雪量が多い状況であるにもかかわらず、細心の注意を怠ったことによる事故でありますことから、運転していた職員に対しては厳重注意を、受注業者には文書による指導を行ったところであります。

町職員は町民の先頭に立ち交通安全に取り組まなければならない立場にありますことから、指導する立場にある者として、陳謝を申し上げるところであります。

なお、全職員に対し、より一層の交通安全の励行に努めるよう通知をしているところであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、4議件について、一括して質疑を受けます。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

報告第2号、専決処分した事件の報告については報告のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、報告のとおりといたします。

次に、お諮りいたします。

報告第3号、専決処分した事件の報告については報告のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、報告のとおりといたします。

次に、お諮りいたします。

報告第4号、専決処分した事件の報告については報告のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、報告のとおりといたします。

次に、お諮りいたします。

報告第5号、専決処分した事件の報告については報告のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、報告のとおりといたします。

日程第8、発議第1号、幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中橋友子議員

○1番（中橋友子） 発議第1号、幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、提

案の理由を説明させていただきます。

今回の条例の一部改正につきましては、近年、少子高齢化社会はますますその度合いを深め、国政においても地方自治体にとってもその対策は重要な課題となっています。少子化対策の中心である子育て支援の中で、住民要望の第一が医療費助成であることは、アンケート調査などで明らかになっております。本町の子育て世代も子どもの医療費無料化拡大を強く望んでいます。

すでに十勝管内では、小学校あるいは中学校卒業まで医療費を無料にしている町村は、更別村、中札内村、新得町、上士幌町に加え、この4月から大樹町、豊頃町も無料化を拡大します。

本町においても、経済状況がますます厳しくなる中で、住民要望に応じて子育て支援を強化する必要が大きく、優先順位の高い施策であると考えます。

小学校卒業まで通院を含めた医療費無料化を実現するための条例改正案を提案するものであります。それでは、議案を朗読させていただきます。

発議第1号、平成22年3月3日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者幕別町議会議員中橋友子。

賛成者、同じく増田武夫、同じく野原恵子、同じく谷口和弥。

幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例。

幕別町乳幼児等医療費助成条例（昭和47年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書を削り、同条第2項中「(就学児にあつては、入院に係る一部負担金(幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成11年規則第8号)に定める初診時一部負担金に限る。)に限る。)」を削る。

附則、施行期日、1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

適用区分、2 この条例による改正後の幕別町乳幼児等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

以上であります。

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

[委員会付託]

○議長(古川 稔) 発議第1号、幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例は民生常任委員会に付託いたします。

[一括議題]

○議長(古川 稔) 日程第9、議案第3号、平成22年度、幕別町一般会計予算から日程第19、議案第13号、平成22年度、幕別町水道事業会計予算までの11議案を一括議題と致します。

お諮りいたします。

議案第3号から、議案第13号までの11議案については、提案理由の説明を省略し、お手元に配布のとおり委員会条例第七条第一項の規定により、議長を除く全議員をもって構成する、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から、議案第13号までの11議案については、提案理由の説明を省略し、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

[付託省略]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

日程第20、議案第14号から、日程第29、議案第23号までの10議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し本会議で審議致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、日程第20、議案第14号から、日程第29、議案第23号までの10議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(古川 稔) 日程第20、議案第14号、平成21年度、幕別町一般会計補正予算 第9号を議題と致します。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第14号、平成21年度幕別町一般会計補正予算 第9号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,093万2千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ148億2,629万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから5ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表 繰越明許費でございます。

2款総務費、1項総務管理費、全国瞬時警報システム整備事業148万8千円を繰り越すものであります。

本事業につきましては、国の平成21年度補正予算において全国の自治体に瞬時警報システムを配備することとなっているものでございますが、国において全国運用を図るための様々な要素を勘案したシステムの開発を行っているところであります。

このことから、システムの開発の遅れにより今年度中にシステムの導入が完了できませんことから、この度繰越すものでございます。

次に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業 2,198万1千円を繰越すものでございます。

本事業につきましては、国の1次補正予算により地域活性化等に資する事業を行うため、地方公共団体が作成した地域活性化・経済危機対策実施計画に基づく事業に要する費用に対し、国の交付金をもって事業を行っているものであります。

この度、小中学校網戸設置工事及び2月の臨時会において追加し事業を実施すべく補正させていただきました、近隣センター改修工事ほか6事業につきましては、工事が冬期間となり年内に事業が完了できませんことからこの度繰越を行うものでございます。

次に、地域活性化・公共投資臨時交付金事業、3億3,917万円を繰り越すものでございます。

本事業につきましても、国の1次補正により、投資的事業等において、国庫補助事業をもって事業を行った場合、その補助裏であります地方負担分の約90%を公共投資交付金として地方に配分され、その財源をもって地方単独事業を実施しているところでもあります。

この度、札内北小学校グラウンド整備工事、小中学校耐震化工事、小学校校舎省エネ改修工事につきましては、一部工事が冬期間となった点、小中学校太陽光パネル設置工事につきましては、設置に係る実施設計に時間を要し、工事が冬期間となりましたことから翌年度に繰り越して事業を行うものでございます。

また、ナウマン公園遊具整備工事につきましては、工事が冬期間となりましたことから、遊具設置後の張り芝施行等ができませんことから事業を一部繰越し実施するものでございます。

次に、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金事業 1億8,651万2千円を繰越すものでございます。

本事業につきましては、国の2次補正において新たに事業化されたものでございますが、地方においてきめ細やかなインフラ整備及び公共事業等を行なう際、地方公共団体が作成した地域活性化・きめ細やかな臨時交付金実施計画に基づく事業に要する費用に対し、国の交付金をもって行なうものでございます。

本事業の内容につきましては、後程ご説明いたしますが、本町に交付される交付金予定限度額につきましては1億6,799万円との内示を受け、事業の緊急度及び熟度等を勘案し14事業、事業費といたしまして1億8,791万2千円について事業を実施すべく計画書を作成した、作成をいたし、この度、本予算に計上したところであります。

その内、小・中学校黒板改修工事の1事業を除きます13事業、1億8,651万2千円について、事業が冬期間となりましたことから、翌年度に繰越して事業を行うものでございます。

次に、3款民生費 1項社会福祉費 可燃性ガス分離装置設置事業1,110万円を繰越すものでございます。

本事業は、平成19年東京都渋谷区の温泉利用施設での爆発死亡事故を受けて、温泉から発生する可燃性天然ガスによる災害の防止を目的として、温泉法の改正がなされたところであります。

本改正により、温泉源から温泉を汲み上げようとする全ての温泉源について、新たに温泉採取許可か可燃性天然ガス濃度確認のいずれかを受け、可燃性天然ガス災害防止対策を実施することが義務付けられたところであります。

本町におきましては、ルートイン札幌が所有しております温泉源を利用させていただき、毎分40リットルの分湯を受け、老人福祉センターの入浴サービスを実施しているところではありますが、所有者において可燃性天然ガス濃度確認を行なったところ、基準値を上回る可燃性天然ガス、いわゆるメタンガスが確認されたところであります。

このことから、保健所の指導により、分湯先において可燃性ガス分離装置を設置し、天然ガス濃度を基準値以下にすることが義務づけられましたことから、この度施設を設置することとしたところでありますが、工事が冬期間となり、年度内に設置が完了できませんことから、この度繰越しをいたすものでございます。

2項児童福祉費、住民基本台帳電算処理システム改修事業、477万8千円を繰越すものでございます。

本事業につきましては、平成22年度から制度化されます子ども手当の支給に際し、これまでの児童手当から支給対象が変更となりますことから、それらに対応すべくシステムを改修しようとするものでございます。

なお、システムにつきましては現在国において開発が行われておりますが、年度内にシステムの導入、完了難しいことからこの度事業を繰越すものでございます。

6款農林業費、1項農業費、明新道営畑総事業負担金、3,140万円を繰越すものでございます。

道営畑総事業として実施しています、明新地区の事業につきましては、道の持続的農業・農村づくり促進事業が平成22年度を持って終了することから、本事業で実施しています明新地区の事業について、北海道において全体事業費の調整が行われた結果、平成21年度予算事業として事業の進捗を図る

こととなりましたが、事業が冬期間となりましたことから、翌年度に繰越し実施することとなり、その事業に係る町負担金について繰越ししますのでございます。

8款土木費、3項都市計画費、北栄大通外3住宅市街地基盤整備事業3,981万5千円を繰越ししますのでございます。

本事業につきましては、北栄西通の整備に必要な道路用地を確保するため、用地買収及び物件移転補償に係る交渉を関係地権者と進めていましたが、移転後の配置計画の検討等に不測の日数を要したことから、本年度内に移転の完了が困難となったため、翌年度へ繰り越しして事業を行おうとするものであります。

次に、第3表債務負担行為補正でございます。

追加でございますが、農業経営基盤強化資金に係る利子補給についてであります。期間、平成22年度から平成46年度、限度額2,236万2千円について債務負担行為を行うものであります。

農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者が、効率的・安定的な経営体の育成を図るため、経営改善計画に即して行う規模拡大、その他の経営展開に必要な資金を借り入れた場合におきまして、その金利の一部を国が2分の1、道と町が4分の1ずつの割合で利子補給するものであります。

次に、新農政推進対策資金に係る利子補給であります。期間、平成22年度から平成26年度、限度額2万4千円について債務負担行為を行うものであります。

本債務負担行為につきましては、町内の農業者が安定的な農業経営を行なうため、農業経営基盤強化資金を除く制度資金により農地を購入した場合において、その金利の一部を利子補給するものでございます。

次に、冷湿害農業経営維持資金に係る利子補給であります。期間、平成22年度から平成31年度、限度額1,341万7千円について債務負担行為を行うものであります。

本債務負担行為につきましては、平成21年度の冷湿害に係る対策として、再生産の確保と農業経営の安定を図るため、町内の農業者が平成21年12月から平成22年3月までに借り入れた冷湿害に伴う減収対策資金を借入れた場合において、その金利の一部を利子補給するものであります。

次に、生乳生産基盤確保支援資金に係る利子補給についてであります。期間、平成22年度から平成25年度、限度額125万7千円について債務負担行為を行なうものであります。

生乳の増産のための乳牛の導入及び保留に係る資金について、融資機関が利子を軽減するとともに、町が年1%の利子補給を実施しようとするものであります。

次に、第4表地方債補正でございます。

変更でございますが、葬祭場改修事業ほか32事業につきましては、事業費確定及び補助金等の増減に伴う起債の借入額について変更を行なうものでございますが、補正前と比較いたしますと、7,318万5千円を減額し、平成21年度起債発行予定額を10億4,524万5千円とするものでございます。

それでは、初めに、歳出からご説明いたします。

22ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、111万1千円の減額でございます。

臨時職員賃金等執行残、及び複写機借上料でございますが、国の交付金事務等の増加による使用料増に伴う追加補正でございます。

2目広報公聴費、227万1千円の減額でございます。

広報紙の編集の効率化に伴うページ数減による執行残でございます。

5目一般財産管理費、28万円の追加でございます。

修繕料でございますが、庁舎窓ガラス等破損に伴います追加でございます。

7目庁用車両管理費、30万8千円の追加でございます。

公用車修理費の増に伴います追加でございます。

10目町有林造成費、182万7千円の減額でございます。

町有林皆伐工事及び造成工事でございますが、入札減による執行残でございます。

12目支所出張所費、70万円の減額でございます。

臨時職員賃金でございますが、補助事務費との調整に伴う執行残でございます。

13目職員厚生費、46万2千円の追加でございます。

9節旅費でございますが、北海道へ研修派遣します職員1名及び国に研修派遣します職員1名の赴任旅費等に係る増額でございます。

12節役務費につきましては、執行残でございます。

15目交通防災費、100万6千円の減額でございます。

防犯灯の電気料減でございます。

16目諸費、3万8千円の減でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、地方バス路線維持費補助金対象路線であります、帯広―幕別線ほか3路線につきまして、燃料費等運行経常費用の減による補助金の減額でございます。

22節補償補填及び賠償金でございますが、交通事故に伴います賠償金の追加でございます。

17目基金管理費、706万2千円の追加でございます。

25節積立金及び28節繰出金でございますが、各基金運用に伴います利子収入の増及び寄付金等の増に伴います積立金の追加でございます。

24ページとなります。

18目電算管理費、506万9千円の減でございます。

13節委託料及び18節備品購入費でございますが、入札減等執行残でございます。

19目協働のまちづくり支援費、30万円の追加でございます。

協働のまちづくり支援事業の申請件数及び事業件数の増に伴います追加でございます。

20目総合支所費、46万9千円の減額でございます。

1節報酬以下、執行残でございます。

23目地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業費、1,487万5千円の減額でございます。

繰越明許費でもご説明いたしました、国の1次補正に伴います各種事業確定に伴う減額でございますが、15節工事請負費、細節16番小中学校等網戸設置工事につきましては、幕別小、札内南小、札内北小の3校につきましては、繰越を行い事業を実施するものでございますが、今年度工事を行いました校舎の構造上の問題から設置工事費が当初予定しておりました額より増加したことに伴い、現計予算に不足を生じる恐れがございますことから、この度補正を行いその額を追加し繰越を行うものでございます。

26ページをお開きいただきたいと思います。

24目地域活性化・公共投資臨時交付金事業費、126万1千円の減額でございます。

本事業につきましても、繰越明許費でご説明いたしましたが、国の1次補正により事業を実施しているものでございますが、この度の補正につきましては、事業費確定に伴います減額でございます。

28ページをお開きいただきたいと思います。

25目地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業費、1億8,791万2千円を追加するものでございます。

平成21年度国の2次補正予算において実施されるものでございますが、きめ細かな公共事業等を通じ、地域の活性化を図るべく事業化されたもので、地方において地域活性化・きめ細かな臨時交付金実施計画を作成した地方公共団体に交付金を措置し、事業を実施しようとするものでございます。

本町の、交付金予定限度額につきましては、1億6,799万円である旨通知がございましたことから、平成22年度当初予算及び3ヵ年実施計画を基本とし、各部における懸案事項等について整理し、この度補正予算として計上させていただいたところです。

事業につきましては、14事業、1億8,791万2千円とし、15節工事請負費、細節10小中学校黒板改修工事を除く事業につきましては、平成22年度へ繰越して事業を実施しようとするものでございます。

事業内容でございますが、13節委託料につきましては、事業の実施に伴います委託料でございます。

15節でございますが、細節1近隣センター改修工事でございますが、相川近隣センター水洗化等工事、

古舞近隣センター駐車場整備でございます。細節2へき地保育所等遊具改修工事でございますが、へき地保育所及び学童保育所の遊具について改修を行うものでございます。

細節3白銀台宿泊ロッジ改修工事でございますが、ロッジ利用者の利便性の向上を図るため、シャワーを設置するものでございます。

細節4公園照明灯改修工事でございますが、街区公園等の照明灯を白銀灯からナトリウム灯へ変更し、マイマイガ対策及び省エネ化を図るものでございます。

細節5から細節8につきましては、道路改良事業、細節9白人小学校グラウンド整備工事ではありますが、水はけ改善のための整備を実施するものでございます。

細節10小・中学校黒板改修工事でございますが、改修が必要な黒板20枚程度について優先的に改修を行おうとするものでございます。

なお、本事業につきましては新学期から利用できるよう、繰越を行わず、事業を実施する予定でございます。

細節11小学校ボイラー設置工事でございますが、札内南小及び幕別小学校のボイラー更新工事、細節12糠内小学校屋根改修工事でございますが、校舎屋根裏断熱及び屋根の改修工事、細節13学校等遊具改修工事につきましては、幼稚園及び危険度が高い小学校の遊具改修、細節14体育施設整備工事につきましては、運動公園野球場のフィールドの段差解消等改修、札内スポーツセンター入口の通路面等の改修、農業者トレーニングセンターのアーリー壁等修繕、忠類体育館の雨漏り解消のための一部屋根張替え及び塗装を実施するものでございます。

次に2項徴税費、2目賦課徴収費、109万7千円の追加でございます。

13節委託料につきましては、執行残、23節償還金利子及び割引料につきましては、個人町民税の還付増に伴います過誤納還付金の追加でございます。

5項統計調査費、1目統計調査費、44万5千円の減額でございます。

1節報酬以下、次のページ30ページでございます、14節使用料及び賃借料につきましては、工業統計調査等指定統計調査の執行残に伴います減額でございます。

○議長（古川 稔） 説明の中ですが、この際、13時まで休憩いたします。

（11：54 休憩）

（13：00 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明の継続をお願いします。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） それでは一般会計補正予算の説明を続けさせていただきます。

30ページとなります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、826万2千円の追加でございます。

20節扶助費につきましては、対象世帯数の減による執行残でございます。

28節繰出金でございますが、国民健康保険特別会計への繰出金の追加でございます。

3目障害者福祉費 3,135万5千円の追加でございます。

13節委託料でございますが、細節10移動支援事業委託料につきましては、利用者減に伴います減額、細節13障害者福祉システム改修委託料でございますが、市町村民税の非課税世帯における障害者福祉サービス等の自己負担額の無料化に伴いますシステムの改修について追加するものでございます。

19節につきましては、執行残。

20節細節1障害者支援費につきましては、サービス利用者の増及び報酬改定に伴います支援費増が主なものでございます。

細節3障害者等日常生活用具扶助につきましても利用者増に伴います追加、細節6人工透析患者通院

費扶助につきましても、対象者数増に伴います追加、自立支援医療費扶助につきましても、生活保護世帯において人工透析患者1人増に伴います医療費扶助でございます。

32ページをお開き願います。

5目福祉医療費、600万円の減額でございます。

20節扶助費でございますが、細節1重度心身障害者医療費扶助につきましても、対象者数の減に伴います減額、細節2ひとり親家庭等医療費扶助でございますが、対象者数増に伴います追加でございます。

6目老人福祉費、5,626万7千円の減額でございます。

8節報償費につきましても、執行残、11節需用費につきましても、管理車両1台増及び車両修繕に伴います追加でございます。

13節委託料、細節3高齢者食の自立支援サービス委託料につきましても、配食数の減に伴います減額、12節福祉バス運行委託料につきましても、忠類地区の福祉バス運行数増に伴い現計予算に不足をきたす恐れがありますことから、追加するものでございます。

19節負担金及び交付金につきましても、執行残でございますが、細節9介護基盤緊急整備等臨時特例交付金につきましても、当初特別養護老人ホームにおけるスプリンクラー設置について、町の会計を通して交付する予定でしたが、北海道からの直接交付となりましたことから、その所要額であります5,251万3千円を減額するものでございます。

なお、補正額との差302万円につきましても、小規模グループホームにおけるスプリンクラー整備に対します執行残でございます。

28節繰出金につきましても、老人保健及び介護保険特別会計への繰出金の増減について補正するものでございます。

7目後期高齢者医療費、86万6千円の減額でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましても、平成20年度療養給付費負担金の精算に伴います減額、28節繰出金につきましても、後期高齢者医療特別会計への繰出金の追加でございます。

11目保健福祉センター管理費、36万1千円の追加でございます。

12節役務費、14節使用料及び賃借料につきましても、ねんりんピック等各種大会の開催に伴います電話料及び複写機使用料増に伴い、現計予算に不足をきたす恐れがありますことから、この度追加するものでございます。

12目老人福祉センター管理費、1,176万円の追加でございます。

11節需用費でございますが、排水枘及び給水管等の修繕に伴います補正でございます。

13節委託料及び15節工事請負費でございますが、繰越明許費でご説明いたしました、可燃性ガス分離装置の設置に要する補正でございますが、委託料につきましても年度内に執行いたしますが、工事請負費につきましても、翌年度に繰り越しをいたしまして事業を実施するものでございます。

34ページをお開き願います。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、2,714万3千円の減額でございます。

1節報酬以下12節役務費及び19節、20節につきましても、執行残でございますが、主に、平成21年度版子育て応援特別手当の執行停止に伴います減額補正でございます。

13節委託料につきましても、繰越明許費でもご説明いたしました、新年度から支給されます子ども手当に対し、支給対象が拡大されますことからシステムの変更を行うものであり、システム開発が遅れていることから、全額翌年度に繰越し実施されるものでございます。

なお、財源につきましても、子ども手当準備事業費国庫補助金として全額措置されるものであります。

23節償還金利子及び割引料でございますが、平成20年度繰越して実施しました子育て応援特別手当の事業費確定に伴います国庫補助金の返還を行うものでございます。

2目児童医療費 1,800万円減額でございます。

12節及び20節につきましても、医療費減に伴います減額でございます。

36ページをお開きいただきたいと思います。

3目常設保育所費、515万5千円の減額でございます。

4節及び7節につきましては、新型インフルエンザの流行に伴う臨時休所及び人員配置の効率化を図ったことに伴います減額補正でございます。

18節備品購入費でございますが、平成22年度から青葉保育所において病後時保育を実施する予定でございます。それら事業実施に向けた除菌加湿器等初度備品の整備を行うものでございます。

なお、一部財源につきましては、道の補助事業において措置されるものでございます。

4目へき地保育所費 138万7千円の減額でございます。

4節及び7節につきましては、主に時間外保育の減に伴います賃金等の減額でございます。

5目幼児ことばの教室費、140万円の減額でございます。

南十勝子ども発達支援センターにおける主に人件費減に伴います負担金の減額でございます。

6目児童館費、90万2千円の減額でございます。

児童数減に伴います、賃金の減額でございます。

7目子育て支援センター費、40万8千円の減額でございます。

代替保育士の賃金減に伴います減額でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、70万円の減額でございます。

妊婦健診助成金でございますが、平成20年度から国において妊婦一般健康診査が拡大されたことから、町単独で実施しています健診の一部について国の事業において実施されたことに伴い、減額となるものでございます。

2目予防費、1,500万円の減額でございます。

13節及び19節の新型インフルエンザの予防接種に対する予算でございますが、接種者数減に伴います減額でございます。

3目保健特別対策費、246万8千円の減額でございます。

13節委託料でございますが、今年度から国の事業として実施しています女性特有のがん検診でございます乳がん及び子宮がんの検診者数減に伴います執行残でございます。

スマイル検診委託料につきましても、検診者数減に伴います執行残でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、執行残でございます。

38ページをお開き願います。

5目環境衛生費、373万6千円の減額でございます。

個別排水処理特別会計への繰出金の減額でございます。

6目水道費、624万円の減額でございます。

簡易水道特別会計への繰出金の減額でございます。

2項清掃費、1目清掃総務費、752万2千円の減額でございます。

11節需用費でございますが、ごみ袋の作成枚数減に伴う減額でございます。

12節役務費でございますが、公共施設等でのごみ処理量減に伴う減額でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、十勝環境複合事務組合負担金の減額でございます。ごみ処理量の総体量の減少に伴う各自治体負担割合に応じた負担金の減額でございます。

6款農林業費、1項農業費、1目農業委員会費、111万円の減額でございます。

9節旅費につきましては、道外研修参加者減等に伴う執行残、11節需用費につきましても、執行残でございます。

2目農業振興費、1,284万8千円の減額でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、事業費等確定に伴います執行残、40ページとなりますが、21節貸付金、農業ゆとりみらい総合資金貸付金につきましては、貸付額確定に伴います減額でございます。

5目畜産業費、168万円の減額でございます。

13節及び19節ともに事業費確定に伴います減額でございます。

6目畜産担い手育成総合整備事業費、176万6千円の追加でございます。

13節委託料でございます。主に草地整備改良事業について当初156haを事業要望しておりましたが、受益者の要望から当初に8haを追加し事業を実施したことに伴う増額補正でございます。

なお、それら追加事業に伴います事務費について11節需用費において追加するものでございます。

7目町営牧場費、206万5千円の減額でございます。

4節共済費、7節賃金につきましては執行残、13節委託料及び15節工事請負費につきましては、事業費確定に伴います減額でございます。

8目農地費、256万3千円の減額でございます。

13節及び19節とも事業費確定等に伴います執行残でございます。

28節につきましては、農業集落排水特別会計への繰出金の減額でございます。

9目土地改良事業費、646万8千円の追加でございます。

19節負担金補助及び交付金、美川、南幕別及び古舞道管畑総事業負担金につきましては、事業費確定に伴います負担金の減でございます。

細節10明新道管畑総事業負担金につきましては、繰越明許費でご説明いたしましたが、北海道において事業費調整が行われた結果、繰越して事業を行うこととなりましたことから、それら所要額について追加し、翌年度に繰越して事業を行うものでございます。

42ページをお開き願います。

2項林業費、1目林業総務費、48万円の減額でございます。

事業量減に伴います減額でございます。

2目育苗センター管理費、154万円の減額でございます。

11節需用費以下執行残でございますが、16節原材料費につきましては、トドマツの需要増に対応し予算を計上していましたが、北海道における需給調整会議において調整された結果、配付種子量が減となりましたことから、この度減額するものでございます。

7款商工費、1項商工費、4目スキー場管理費、135万2千円の追加でございます。

11節需用費でございますが、圧雪車の故障、リフトの故障等に伴い、今後、点検修繕等の予算に不足をきたす恐れがありますことから、この度追加するものでございます。

15節工事請負費につきましては、執行残でございます。

44ページをお開きいただきたいと思います。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費、32万1千円の減額でございます。

18節備品購入費につきましては、執行残でございます。

2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、630万3千円の減額でございます。

13節委託料以下、事業確定に伴います執行残でございます。

47ページでございます。

3項都市計画費、1目都市計画総務費、1,066万1千円の減額でございます。

公共下水道特別会計への繰出金の減額でございます。

48ページとなります。

4項住宅費、2目住宅管理費、195万2千円の減額でございます。

13節、22節ともに執行残でございます。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、332万1千円の減額でございます。

東十勝消防事務組合に対する分担金の減額でございますが、主に人件費にかかる補正でございます。

2目非常備消防費、174万円の減額でございます。

東十勝消防事務組合に対する分担金の減額でございますが、消防団費用弁償等の減額が主なものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育財産費、59万5千円の追加でございます。

12 節 役務費及び 13 節 委託料につきましては執行残でございますが、細節 10 小・中学校耐震化実施設計委託料の財源といたしまして国の 1 次補正であります地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当しております。

15 節 工事請負費につきましては、平成 22 年度札内南小学校に障害をもった児童が入学いたしますことから、それら障害に対応すべく玄関アプローチ、教室の仕切り等について改善を行うものでございます。

4 目 スクールバス管理費、25 万円の追加でございます。

13 節 委託料 スクールバス運行委託料でございますが、駒島から忠類中学校へ通学する生徒に対応すべく、忠類線の運行委託路線を駒島まで延長したことに伴います委託料の追加でございます。

6 目 学校給食センター管理費、26 万 9 千円の追加でございます。

11 節 需用費、修繕料につきましては排水処理施設の故障等に伴い、現計予算に不足を生じる恐れがございますことから、追加するものでございます。

細節 60 給食材料費でございますが、私立幼稚園給食数減に伴います減額でございます。

13 節 委託料につきましては、執行残でございます。

50 ページをお開きいただきたいと思います。

2 項 小学校費、1 目 学校管理費、189 万 5 千円の追加でございます。

7 節 賃金でございますが、幕別小学校に支援を要する児童が多く在籍することとなりましたことから、中学校に配置する予定でありました支援員を幕別小学校に配置したことに伴い、賃金に不足を生じますことから、中学校費の賃金を小学校費に組み替えるものであります。

13 節 委託料につきましては、執行残でございます。

2 目 教育振興費、155 万 5 千円の減額でございます。

20 節 扶助費でございますが、認定者数の減等に伴います減額でございます。

3 項 中学校費、1 目 学校管理費、166 万円の減額でございます。

7 節 賃金につきましては、先ほど小学校費でご説明いたしました組換えによります減額、13 節 委託料につきましては、執行残による減額でございます。

20 節 扶助費につきましては、認定者数の減等に伴います減額でございます。

3 目 札内中学校大規模改造事業費、8 万 3 千円の減額でございます。9 節、13 節ともに執行残でございます。

52 ページをお開きいただきたいと思います。

4 項 幼稚園費、2 目 教育振興費、620 万円の減額でございます。

19 節 負担金補助及び交付金につきましては、対象者数減による減額、20 節 扶助費につきましては、国において一部所得階層における補助金の単価減に伴う減額が主なものでございます。

5 項 社会教育費、1 目 社会教育総務費、67 万 3 千円の減額でございます。

9 節 旅費につきましては執行残、19 節 負担金補助及び交付金につきましては、参加人数減に伴います、執行残でございます。

2 目 公民館費、16 万 5 千円の追加でございます。

11 節 需用費でございますが、まなびや相川の夜間利用者増に伴います電気料の追加でございます。

5 目 町民会館費、21 万 1 千円の追加でございます。

11 節 需用費でございますが、町民会館 2 階講堂の放送設備修繕に伴う追加でございます。

10 目 百年記念ホール管理費、241 万 4 千円の減額でございます。

13 節 委託料でございますが、百年記念ホール管理に関する協定書第 23 条に基づき、燃料費又は電気料に係る基準額が、5%を超える変動があった場合、甲乙双方協議の上、次年度に係る指定管理料を変更することができる。旨の協定を行っておりますことから、指定管理者と協議した結果、燃料費及び電気料が 5%以上減額したことから、この度本年度指定管理料から減額を行うものであります。

11 款 公債費、1 項 公債費、1 目 元金、1 億 6,485 万円の追加でございます。

23 節償還金利子及び割引料でございますが、銀行縁故債の繰上償還を実施すべく追加するものでございます。

今回繰上償還する町債につきましては、利率 2.6% から 2.1% の 7 本について実施いたしますと、元金において平成 22 年度から平成 24 年度まで約 4400 万円、平成 25 年度約 2,700 万円、平成 26 年度約 510 万円償還が軽減されるものであります。

また、利子の軽減額として 5 年間で 840 万 5 千円軽減されるものでございます。

2 目利子、950 万 2 千円の減額でございます。

当初予算時の平成 20 年度借入れ利息を 2.5% 程度と予定しておりましたが、実効金利において 1.9% から 2.1% 程度となりましたことから、それら軽減利息として 1,118 万円、及び繰上償還に伴います経過利息の増といたしまして、167 万 8 千円を差し引き補正を行うものでございます。

14 款災害復旧費、1 項土木災害復旧費、1 目単独災害復旧費、267 万 4 千円の減額でございます。災害復旧工事費の減等に伴うものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入をご説明いたします。

9 ページまでお戻りいただきたいと思えます。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人、1,736 万 7 千円の追加であります。

現年分及び滞納繰越分の追加でございます。

2 目法人、1,452 万 7 千円の減額でございます。

経済情勢の長引く悪化に伴います、法人税収の減額に伴います補正でございます。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、1,349 万 6 千円の追加でございます。

今年度につきましては、評価換 1 年度目でございますが、当初予算時策定時に比べ評価減の幅が小さかったことに伴います、増額補正が主なものでございます。

3 項軽自動車税、1 目軽自動車税、354 万 7 千円の追加でございます。

軽自動車登録台数の増に伴う追加でございます。

10 ページをお開きいただきたいと思えます。

10 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、1 目地方特例交付金、1,030 万 7 千円の減額でございます。地方特例交付金確定額に伴います減額でございます。

2 項特別交付金、1 目特別交付金、78 万 4 千円の追加でございます。

特別交付金確定額に伴います追加でございます。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、7,181 万 7 千円の追加でございます。

地方交付税の追加でございます。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林業費分担金、273 万 6 千円の減額でございます。

美川、南幕別及び古舞道宮畑総事業の事業費確定に伴います減額並びに明新道宮畑総事業の繰越しに伴います分担金の追加でございます。

2 項負担金、1 目民生費負担金、3 万円の追加でございます。

利用者増に伴う追加でございます。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、4 目農林業使用料、55 万 1 千円の減額でございます。

入牧牛の途中下牧頭数の増等から減額となったものでございます。

12 ページとなります。

2 項手数料、3 目衛生手数料、444 万円の減額でございます。

ごみ処理手数料の減額でございます。

4 目土木手数料、164 万 7 千円の追加でございます。

各種手数料の増でございます。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金、1295 万 4 千円の追加でございます。

1 節社会福祉費負担金でございますが、それぞれ事業量増等に伴います国の負担分の追加および、国

民健康保険基盤安定費国庫負担金の減でございます。

2節児童福祉費負担金につきましては、児童手当の被用者区分ごとの対象児童数の増減に伴う補正でございます。

2項国庫補助金、1日総務費補助金、1億7,635万9千円の追加でございます。

細節8から細節11の学校等ICT環境整備国庫補助金につきましては、事業費確定に伴います減額でございます。

細節12、域活性化・経済危機対策臨時交付金でございますが、国の1次補正に伴います交付金でございますが、当初本町の交付限度額につきましては3億7,587万円でしたが、国において一部算定式に誤りが判明し、全国的に交付額の見直しが行われたところでありました。

このことにより、本町においては、236万円減額となり交付限度額が3億7,351万円となったところでありました。当初未充当事業として留保していましたが、670万2千円をインフルエンザ対策分に310万円、小・中学校耐震化実施設計分に670万1千円を充当し、充当残1千円を他の事業に充当することにより、減額分と未充当分との差を差引434万2千円を追加し補正を行うものでございます。

細節13安心・安全な学校づくり交付金の耐震化事業分及び太陽光パネル分につきましては補助金の追加、省エネルギー改修分につきましては、耐震改修と併せて実施することが必要となりましたことから、札内北小と札内南小の校舎の一部が補助対象となくなりましたことから、減額するものでございます。

細節16、17につきましては、事業費確定に伴います減、細節19地域活性化・公共投資臨時交付金につきましては、交付金算定対象事業の増に伴い、2,036万2千円を追加するものでございます。

細節21防災情報通信設備整備事業交付金につきましては、当初国からの直接補助事業でありましたが、補助金の交付方法が道を経由する間接補助事業となりましたことから、国庫補助金を全額減額し、後ほどご説明いたします道補助金に組み替えるものでございます。

細節22地域活性化・きめ細かな臨時交付金につきましては、本町の交付限度額であります1億6,799万円を追加するものでございます。

3目民生費補助金 2,233万3千円の減額でございます。

1節社会福祉費補助金でございますが、細節1地域生活支援事業費国庫補助金でございます。障害者等日常生活用具扶助等対象事業増に伴います、追加でございます。

細節3、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金でございますが、歳出でご説明いたしましたグループホーム等におけるスプリンクラー設置に対します事業費減に伴います減額でございます。

2節児童福祉費補助金でございますが、細節2及び3につきましては、平成21年度版の子育て応援特別手当執行停止に係る減額でございます。

細節4子ども手当準備事業費国庫補助金でございますが、新年度から始まります、子ども手当のシステム改修に伴います国10分の10の国庫補助金の追加でございますが、この事業につきましては繰越して事業を行うものでございます。

3目衛生費補助金、200万円の減額でございます。

女性特有のがん検診事業の検診者数減に伴う、減額でございます。

4目土木費補助金、701万8千円の減額でございます。

13ページから14ページにかけまして、1節道路橋梁費補助、3節住宅費補助ともに事業費確定等に伴います補正でございます。

5目教育費補助、4,263万6千円の追加でございます。

各節とも事業費確定に伴います補正でございますが、1節教育総務費補助につきましては、給食センターの食缶整備等について、合併補助金が認められましたことから、この度追加するものでございます。

3節中学校補助金につきましては、札内中学校大規模改造事業国庫補助金が3分の1補助から2分の1補助に嵩上げされましたことから、追加するものでございます。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金、706万5千円の追加でございます。

1節社会福祉費負担金でございますが、事業確定等に伴います補正2節児童福祉費負担金につきましては、国と同様児童手当の被用者区分ごとの対象児童数の増減に伴う補正でございます。

2目農林業費負担金、130万4千円の追加でございます。

事業確定に伴います追加でございます。

2項道補助金、2目民生費補助金、6,474万1千円の減額でございます。

事業費確定等に伴います補正でございますが、1節社会福祉費補助金細節12につきましては、歳出でもご説明いたしましたが、特別養護老人ホームで実施しますスプリンクラーの設置に要する補助金について、道からの直接補助となりましたことから、減額を行うものでございます。

2節児童福祉費補助金、細節5につきましては、歳出でもご説明いたしましたが、青葉保育所で平成22年度から実施します病後時保育に係る初度備品の整備に対する道補助金の追加でございます。

2目衛生費補助金、1,422万1千円の減額でございます。

新型インフルエンザワクチンの接種者減に伴います補助金の減額でございます。

3目農林業費補助金、408万1千円の減額でございます。

各節ともに事業確定等に伴います補正でございます。

16ページをお開きいただきたいと思います。

4目土木費補助金、580万円の減額でございます。

各節ともに事業費確定に伴います補正でございます。

5目教育費補助金、240万円の減額でございます。

地域政策補助金でございますが、国庫補助額の増に伴い、合併補助金借入額の減に伴います減額でございます。

8目総務費補助金、511万2千円の減額でございます。

細節1地域政策補助金の移動図書館車分につきましては、地域活性化・経済危機交付金の充当額増に伴います減額、細節2及び3につきましては、対象事業が繰越して実施されますことから、減額とするものでございます。

細節4防災情報通信設備整備事業交付金につきましては、先ほどもご説明いたしましたが、間接補助事業となったことから、国庫補助金から組み替えるものでございます。

3項道委託金、1目総務費委託金、44万5千円の減額でございます。

指定統計業務の事業確定に伴います減額でございます。

3目農林業費委託金、5万9千円の追加でございます。

有害鳥獣捕獲許可事務に係る追加でございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、36万8千円の追加でございます。

貸付の増によるものでございます。

2目利子及び配当金、90万6千円の追加でございます。

各種基金運用収入でございます。

当該利子につきましては、各基金に積立てるものでございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、2,435万7千円の追加でございます。

1節その他不動産売払収入でございますが、皆伐材の売り払い収入の増、2節土地売払収入 につきましては、札内豊町の廃道敷地の売払い及び忠類の定住促進住宅用地売払い等に伴います追加でございます。

2目物品売払収入、65万円の追加でございます。

牧草等生産物及び公社牛の売払収入でございます。

18ページをお開きいただきたいと思います。

18款寄付金、1項寄付金、2目総務費寄付金、500万円の追加でございます。

まちづくり基金寄付金の歳入でございますが、同基金に積み立てを行なうものでございます。

21款諸収入、3項貸付金元利収入、6目農業ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入、132万4千円の減額でございます。

農業ゆとりみらい総合資金貸付金の元利金収入の補正でございます。

4項受託事業収入、1目農林業費受託事業収入、173万8千円の追加でございます。

事業量増に伴います受託事業収入の増でございます。

2目衛生費受託事業収入、37万8千円の追加でございます。

後期高齢者の健診者数増に伴います追加でございます。

5項雑入、4目雑入、965万5千円の追加でございます。

各種事業に対します歳入の増減であります、

9節国民健康保険特会負担金、159万9千円につきましては、本来、国保会計で実施します予防業務、広報費用等を一般会計にて実施をしているというようなことから、一般会計における事業に係ります国保会計からの負担金でございます。

22款町債、1項町債、1目衛生債、50万円の減額でございます。

事業費確定に伴います減額でございます。

20ページとなります。

2目農林業債、620万円の減額でございます。

事業確定に伴います減額でございますが、明新道宮畑総事業債につきましては、事業量増に伴います追加でございます。

3目土木債、273万円の減額でございます。

各事業につきましては、事業確定に伴います町債の減額でございます。

4目教育債、4,360万円の減額でございます。

国庫補助事業の嵩上げに伴います、起債額の減額でございます。

5目臨時財政対策債、434万5千円の追加でございます。

普通交付税の振替債でございます臨時財政対策の発行額確定に伴います追加でございます。

6目総務債、2,140万円の減額でございます。

細節3及び8につきましては、事業費確定に伴う、経済危機及び公共投資交付金の充当額変更に伴います減額でございます。

細節4につきましては、事業費調整による減額、細節5及び細節6、交付金の充当額変更に伴います減額でございます。

細節7につきましては、補助金の減及び交付金の充当変更に伴います追加でございます。

7目災害復旧費、310万円の減額でございます。

事業費確定に伴います減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明がおわりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[一括議題]

○議長（古川 稔） 日程第21、議案第15号、平成21年度、幕別町国民健康保険特別会計補正予算第3

号から、日程第29、議案第23号、平成21年度幕別町水道事業会計補正予算第3号までの9議案を一括議題と致します。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第15号、平成21年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ945万5千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,680万9千円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから3ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

始めに、歳出からご説明申し上げます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、45万円の追加でございます。

11節需用費、印刷製本費でございますが、医療費の自己負担を1割に凍結することに伴う制度改正による高齢者受給者証及びリーフレットの印刷に要する経費について追加するものでございます。

12節役務費、郵便料でございますが、これにつきましても制度改正に伴います高齢者受給者証等の郵送料の追加でございます。

13節委託料でございますが、制度改正に伴いますシステム改修費用の追加でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、1,400万円の追加でございます。

一般被保険者療養給付費でございますが、受診者数増に伴います追加でございます。

2目退職被保険者等療養給付費、1,700万円の追加でございます。

退職被保険者の受診者数増に伴います追加でございます。

3目一般被保険者療養費、190万円の追加でございます。

針灸等の療養費増に伴います追加でございます。

4目退職被保険者等療養費、51万円の追加でございます。

これにつきましても、退職被保険者の針灸等の療養費増に伴います追加でございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、1,000万円の減額でございます。

高額療養費の減に伴います減額でございます。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、370万円の減額でございます。

国保の自己負担額と介護保険の自己負担額を合算し、一定以上の自己負担額を生じる際、支援するものでございますが、実績減に伴います減額でございます。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費、40万円の減額でございます。

一般被保険者と同様実績減に伴います減額でございます。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金等、支援金63万3千円を追加するものでございます。

支援金の額確定に伴う追加でございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等1目前期高齢者納付金13万2千円の減額でございます。

納付金の額確定に伴う減額でございます。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金、80万7千円の減額でございます。

拠出金の額確定に伴う減額でございます。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、46万6千円の減額でございます。

納付金の額確定に伴う減額でございます。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金、361万円の減額でございます。

拠出金の額確定に伴う減額でございます。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金 2,643万2千円の減額でございます。

拠出金の額確定に伴う減額でございます。

8 款保健事業費、2 項保健事業費、1 目保険衛生普及費 159万9千円の追加でございます。

13ページから14ページでございますが、一般会計でご説明いたしました、国保会計から一般会計に対する予防費等に伴います負担金の支出でございます。

次に歳入をご説明いたします。

4 ページにお戻りいただきたいと思っております。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金 1,407万9千円の追加でございます。療養給付費等負担区分に応じた国負担金の補正及び過年度分の収入でございます。

2 目高額医療費共同事業負担金、90万2千円の減額でございます。

拠出金確定に伴います減額でございます。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金、142万1千円の減額でございます。

1 節普通調整交付金につきましては、本年度実績ベースによる減額。

2 節特別調整交付金でございますが、療養担当手当特別調整交付金につきましては、実績による減額、その他特別事情特別調整交付金につきましては、国保会計における経営姿勢等の評価に伴い増額となったものであります。

3 目介護従事者処遇改善臨時特例交付金、244万6千円の追加でございます。

介護従事者の処遇改善に伴います介護報酬増分に対する、国の補てん分として追加となるものがございます。

4 目高齢者医療制度円滑運営事業補助金、32万4千円の追加でございます。

70歳から74歳の高齢受給者の1割負担の凍結延長に伴います、受給者証の再発行経費等に対する補助金でございます。

3 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、1 目療養給付費等交付金、2,249万8千円の追加でございます。

退職医療の増に伴います、交付金の追加でございます。

4 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金、1 目前期高齢者交付金、43万4千円の減額でございます。

前期高齢者拠出金確定に伴う交付金の減額でございます。

5 款道支出金、1 項道負担金、1 目高額医療費共同事業負担金90万2千円の減額でございます。

拠出金確定に伴います道負担金でございます。

6 ページをお開き願います。

2 項道補助金、1 目都道府県財政調整交付金、1,693万5千円の減額でございます。

実績に伴います減額でございます。

6 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、1 目高額医療費共同事業交付金、1,468万3千円の追加でございます。

高額医療共同事業額確定に伴います追加でございます。

2 目、保険財政共同安定化事業交付金、5,145万1千円の減額でございます。

保険財政共同安定化事業確定に伴います減額でございます。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、856万円の追加でございます。

負担割合に応じた一般会計からの繰入金の追加でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算第3号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第16号、平成21年度幕別町老人保健特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

ます。

15ページとなります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ2,105万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,739万円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の補正後の款項等の区分につきましては、16ページ、17ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

はじめに歳出からご説明いたします。

20ページをお開きいただきたいと思います。

2款医療諸費、1項医療諸費、1目医療給付費、1,600万円の減額でございます。

月遅れ請求等医療給付費の減に伴います減額でございます。

2目医療支給費、500万円の減額でございます。

月遅れ請求等医療支給費の減に伴います減額でございます。

3目審査支払手数料、5万円の減額でございます。

医療給付費及び医療支給費減に伴います、審査支払手数料の減額でございます。

次に歳入をご説明申し上げます。

18ページにお戻りをいただきたいと思います。

1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目医療費交付金、1,050万円の減額でございます。

医療費等減に伴います減額でございます。

2目審査支払手数料交付金、5万円の減額でございます。

審査支払手数料減に伴います交付金の減額でございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費負担金、700万円の減額でございます。

医療費等減に伴います国の負担区分に応じた減額でございます。

3款道支出金、1項道負担金、1目医療費負担金、175万円の減額でございます。

医療費等減に伴います道の負担区分に応じた減額でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、175万円の減額でございます。

医療費等減に伴います一般会計からの負担区分に応じた減額でございます。

以上で老人保健特別会計補正予算台2号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第17号、平成21年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

22ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ89万2千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,019万1千円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の補正後の款項等の区分につきましては、23ページ、24ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

はじめに歳出からご説明いたします。

26ページをお開きいただきたいと思います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、89万2千円の追加でございます。

広域連合の共通事務費負担金の減額及び保険料の軽減分に対する負担金の納付に係る補正でございます。

次に歳入をご説明いたします。

25ページにお戻りいただきたいと思います。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、89万2千円の追加でございます。

1節事務費等繰入金でございますが、広域連合における共通経費の減に伴います減額でございます。

2節保険基盤安定繰入金でございますが、確定額に伴う保険料軽減分等の追加でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 説明の途中ですが、14時5分まで休憩いたします。

（13：48 休憩）

（14：05 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明をお願いします。

高橋副町長。

○副町長（高橋 平明） それでは、議案第18号、平成21年度幕別町介護保険特別会計補正予算第3号から、ご説明を申し上げます。

27ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ3,909万9千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,460万6千円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、28ページから29ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

34ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、4 項介護保険運営等協議会費、1 目介護保険運営等協議会費 10万1千円を減額するものであります。

1 節報酬及び9節旅費につきましては執行残でございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費、6,110万円の追加でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、通所介護の利用者増、及び短期入所生活介護の利用者増等に伴います給付費の追加でございます。

2 目地域密着型介護サービス等給付費、7,400万円の減額でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、認知症対応型通所施設及び小規模多機能型居宅介護施設等の事業開始が、平成22年度にずれ込んだことに伴う給付費の減が主な減額でございます。

3 目施設介護サービス給付費、1,610万円の追加でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、介護老人福祉施設の重度介護入所者の増及び介護老人保健施設の入所者増に伴います給付費の追加でございます。

36ページをお開きいただきたいと思います。

4 目居宅介護サービス計画給付費、1,170万円の追加でございます。

19節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス計画給付費でございますが、要介護認定者数20人の増に伴う介護プラン作成数の増に伴う追加でございます。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等給付費、960万円の追加でございます。

19節負担金補助及び交付金、介護予防サービス給付費でございますが、主に介護予防通所介護等の利用人数増に伴います追加でございます。

2 目介護予防サービス計画給付費、160万円の追加でございます。

要介護認定者数28人の増に伴います、計画作成数の増に伴います、給付費の追加でございます。

38ページとなります。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料、20万円の追加でございます。

給付費増に伴います審査支払手数料の追加でございます。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費、250万円の追加でございます。

19節負担金補助及び交付金、高額介護サービス費でございますが、高額介護を受ける支給対象者の増に伴います給付費の追加でございます。

6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費、320万円の追加でございます。施設利用者で低所得者の方の食費・居住費の自己負担に対する補足給付費でございますが、支給対象者の増に伴います給付費の追加でございます。

40ページとなります。

7項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費、800万円の追加でございます。

国保会計でもご説明いたしましたが、平成20年4月から、医療と介護の利用者負担を軽減する目的で、新たに高額医療・高額介護合算制度が設けられ、各医療保険における世帯内で、1年間の医療保険と介護保険それぞれの自己負担額を合算した額が一定以上の額を超えた場合支援するものであり、この度介護保険分として800万円を追加するものでございます。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防高齢者施策事業費、80万円の減額でございます。

受診者数の減に伴います執行残でございます。

次に歳入でございます。

30ページまでお戻り願います。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、743万4千円の追加でございます。

保険料の現年分の追加でございます。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金、17万3千円の減額でございます。

東十勝介護認定審査会共同設置負担金の負担区分に応じた減額でございます。

3款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、1万5千円の追加でございます。

情報公開等手数料の追加でございます。

2目民生手数料、7万1千円の追加でございます。

高齢者世話付住宅生活援助員手数料の追加でございます。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費国庫負担金、719万5千円の追加でございます。

居宅介護、地域密着型、施設介護等保険給付及び計画給付等に係ります国の負担金でございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金、232万2千円の追加でございます。

介護等保険給付及び計画給付等に対します調整交付金の追加でございます。

2目地域支援事業交付金、20万円の減額でございます。

介護予防高齢者施策事業費の減に伴います補助金の減額でございます。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費支払基金交付金、1,200万円の追加でございます。

介護給付費及び計画給付費等に係ります支払基金の負担割合に応じた追加でございます。

2目地域支援事業支払基金交付金、24万円の減額でございます。

介護予防高齢者施策事業費の減に伴います負担区分に応じた支払基金の減額でございます。

32ページでございます。

6款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費道負担金、580万3千円の追加でございます。

介護給付費及び計画給付費等に係ります道の負担割合に応じた追加でございます。

2項道補助金、1目地域支援事業道交付金、10万円の減額でございます。

介護予防高齢者施策事業費の減に伴います道補助金の減額でございます。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、471万1千円の追加でございます。

一般会計繰入金でございますが、介護給付費繰入金及び地域支援事業繰入金につきましては、各給付金等における町の負担割合に応じた補正でございます。

4節その他一般会計繰入金につきましては、東十勝介護認定審査会共同設置負担金の人件費の負担区分に応じた追加及びその他一般会計繰入金の減額につきましては、繰越金の追加に伴う減額でございます。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、26万1千円の追加でございます。

東十勝介護認定調査会費分の繰越金の追加でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算第3号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第19号、平成21年度幕別町簡易水道特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

42ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ4,039万1千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,898万3千円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、43ページ、44ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

45ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、地方債補正でございます。

変更でございますが、幕別簡水整備事業ほか3事業につきまして事業費確定に伴います地方債3,630万円の減額に伴います変更でございます。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

48ページをお開きいただきたいと思います。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、4,039万1千円の減額でございます。

11節需用費以下執行残でございますが、19節負担金補助及び交付金、忠類東部地区道営畑総事業負担金につきましては、北海道が事業主体として実施しておりますが、本年度事業量の減に伴います町負担金の減額でございます。

23節償還金利子及び割引料でございますが、起債償還利子につきましては、新発債の発行利息を当初予算時2.5%として予算計上いたしましたが、実行金利が2.1%となりましたことから、利息減分について補正を行なうものでございます。

次に歳入でございます。

46ページをお開きいただきたいと思います。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目簡易水道事業費補助金、21万円の減額でございます。

合併補助金を活用しまして、幕別簡水の水道台帳を整備したところでありますが、事業費減に伴います、補助金の減額でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、624万円の減額でございます。

事業費減及び繰越金の清算に伴います一般会計からの繰入金の減額でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、119万6千円の追加でございます。

繰越金でございます。

6款諸収入、1項消費税還付金、1目消費税還付金、116万3千円の追加でございます。

消費税確定に伴う還付金でございます。

47ページとなります。

7款町債、1項町債、1目水道事業債、3,630万円の減額でございます。

事業費確定に伴います減額でございます。

以上で、簡易水道特別会計補正予算第2号の説明を終わります。

次に、議案第20号、平成21年度幕別町公共下水道特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

49ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ6,986万1千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,397万8千円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、50ページ、51ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

52ページとなりますが。

第2表、地方債補正でございます。

変更でございますが、公共下水道建設事業ほか2事業の事業費確定及び許可額確定に伴います変更でございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

55ページをお開きいただきたいと思っております。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、257万5千円の減額でございます。

19節負担金補助及び交付金、十勝環境複合事務組合負担金につきましては、負担割合変更に伴います追加でございます。

27節公課費、消費税でございますが、消費税の確定に伴います減額でございます。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費、262万5千円の減額でございます。

13節委託料以下事業等確定に伴います減額でございます。

56ページをお開きいただきたいと思っております。

2項下水道管理費、1目浄化センター管理費、449万7千円の追加でございます。

11節需用費につきましては、電気料減に伴います減額、12節役務費及び13節委託料につきましては、汚泥の発生が当初予算時に比べ多く発生いたしましたことから、所要の補正を行なうものでございます。

2目札内中継ポンプ場管理費、84万円の減額でございます。

電気料減に伴います減額でございます。

3款公債費、1項公債費、1目元金、6,139万4千円の減額でございます。

23節償還金利子及び割引料、起債償還元金でございますが、今年度予定しておりました旧簡易保険資金の繰上償還5億6,240万2千円の一部約5,880万円が、国の予算額を超えたことから、繰上償還ができなくなったところであります。

このことから、繰上償還不能額及び元金の調整分について6,139万4千円を減額するものでございます。

なお、今年度繰上償還ができできなかった金額につきましては、国において平成22年度以降継続して実施されることとなりました公的資金補償金免除繰上償還制度により実施すべく、平成22年度予算に計上を行ったところであります。

2目利子、692万4千円の減額でございます。

23節償還金利子及び割引料でございますが、起債償還利子につきましては、新発債の発行利息を当初予算時2.5%として予算計上いたしましたが、実行金利が下がったことにより、利息減分について補正を行なうものでございます。

次に歳入をご説明いたします。

53ページにお戻りをいただきたいと思っております。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、627万2千円を追加するものでございます。札内処理区の使用料増に伴います、追加でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1,066万1千円の減額でございます。一般会計からの繰入金減額でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、12万8千円の追加でございます。

54ページでございます。

7款町債、1項町債、1目都市計画事業債、520万円の減額でございます。

事業費確定に伴います減額でございます。

2目資本費平準化債、160万円の減額でございます。

発行額確定に伴う減額でございます。

4目借換債、5,880万円の減額でございます。

歳出でご説明いたしました、今年度予定していましたが借換えができなくなりましたことから、その財源であります借換債を減額するものでございます。

以上で、公共下水道特別会計補正予算第3号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第21号、平成21年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

58ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ698万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,935万1千円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、59ページ、60ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

61ページの第2表、地方債補正でございます。

変更でございますが、事業費確定に伴います減額でございます。

歳出からご説明申し上げます。

63ページをお開きいただきたいと思います。

2款事業費、1項排水処理施設費、1目排水処理建設費、309万2千円の減額でございます。

15節工事請負費であります、今年度22基分について事業を行ってまいりましたが、人槽区分の変更及び工事費減に伴います執行残でございます。

2項排水処理管理費、1目排水処理施設管理費、326万4千円の減額でございます。

13節委託料につきましては、執行残でございます。

3款公債費、1項公債費、2目利子、62万4千円の減額でございます。

23節償還金利子及び割引料でございますが、起債償還利子につきましては、新発債の発行利息を当初予算2.5%として予算計上いたしました、実行金利が下がったことによる補正でございます。

次に歳入をご説明申し上げます。

62ページにお戻りをいただきたいと思います。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目排水処理分担金、24万3千円の減額でございます。

人槽区分の変更に伴います分担金の減額でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、373万6千円の減額でございます。

一般会計繰入金の減額でございます。

5款諸収入、2項消費税還付金、1目消費税還付金、59万9千円の追加でございます。

消費税確定に伴います還付金の追加でございます。

6款町債、1項町債、1目排水処理施設整備事業債、360万円の減額でございます。

人槽区分の変更及び工事費減による減額でございます。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算第3号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第22号、平成21年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

65ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ24万8千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7,867万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、66ページ、67ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

歳出からご説明申し上げます。

69ページとなります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2万9千円の追加でございます。

25節積立金、農業集落排水事業償還基金積立金でございますが、基金運用に伴います利子を積み立てるものでございます。

2款事業費、1項排水処理管理費、1目排水処理施設管理費、27万7千円の減額でございます。
13節委託料につきましては、執行残でございます。

次に歳入についてご説明申し上げます。

68ページでございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、2万9千円の追加でございます。

農業集落排水事業償還基金の運用に伴います、利子収入でございますが、同額を基金に積み立てを行なうものでございます。

3款繰入金、2項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、27万7千円の減額でございます。

事業費減に伴います、一般会計繰入金の減額でございます。

以上で、農業集落排水特別会計補正予算第2号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第23号、平成21年度幕別町水道事業会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

70ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、4条予算に係ります資本的収入及び支出の補正でございます。

第1款資本的収入、既決予定額2億1,032万円から補正予定額、1,340万円を減額し、1億9,692万円と定めるものでございます。

資本的支出でございますが、第1款資本的支出、既決予定額、3億5,810万6千円から補正予定額1,337万6千円を減額し、3億4,473万円と定めるものでございます。

なお、本補正により資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を、当年度分損益勘定留保資金をもって補てんし、その額を1億4,781万円に改めるものでございます。

71ページをお開きいただきたいと思います。

企業債の変更でございますが、当初予算5条で定めた配水管布設整備事業債、6,890万円について、1,340万円減額し5,550万円に改めるものでございます。なお、起債の方法、利息、償還方法につきましては変更がございません。

73ページとなります。

資本的支出からご説明いたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費、1,337万6千円の減額でございます。

事業費確定に伴います執行残でございます。

次に資本的収入でございます。

72ページにお戻りいただきたいと思います。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、1,340万円の減額でございます。

事業費確定に伴う企業債の減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、9議案について、一括して質疑を受けたいと思います。
中橋議員。

○1番(中橋 友子) おたずねします。10ページの国民健康保険特別会計の中ですらね、2款の保険給付費の19節負担金補助金及び交付金のしたですらね、ごめんなさい、負担金補助金及び交付金19、一般被保険者高額介護合算療養費ということで、370万の減額なんですけれども、これは今年度から始まりました介護保険とそれから医療保険の両方の、それぞれの限度額を超えた人に対して、優遇措置というかたちでとられた制度だと思うのですけれども、減額になっているといことでありまして、対象となる人が全員きちっと利用することができたのかどうか、といいますのはおしらせ広報でも載っておりましたし、一定の周知はされていたと思うのですが、今年に入ってからですらね、ちらしなどものはいったという経過もあるのですけれども、そういうこともありまして、どの程度周知がされていたのか、今ここで減額されてしまって後から困ることがないのか伺います。

それとですらね、同じようにこの40ページですらね、保険給付費ここでは高額医療合算介護サービス

費となっておりますよね、ここでは増額されているのですけれども、これはまったく裏表の関係にあるということでもない、金額は違いますから、違うとは思いますが、介護と医療と合算しての制度ですから、どちらで対象にするかということもあると思うのですよ、どの会計で扱うかということもあると思うのですが、どうでしょうか。

それとですね、ページ数で56ページの公債費の中で下水道会計ですね、起債償還元金が6139万減額となっています、ご説明では次年度そのまま、また予算を組んでやるのだということではありますが、年数が変わっていくことによって、条件が変わるということはないのでしょうか、まったく同じ条件で利率も含めまして、繰り上げ償還をやる利益といいますか、効果というものは変わらず生まれくるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 40ページの保険給付の高額医療合算介護サービス等費の関係でございますけれども、対象となる方は本町でかかりますと国民健康保険と後期高齢者医療保険、これに入っている介護保険が適用となる方が対象者となっておりますので、それぞれ所得段階に応じて限度額がございますが、国民健康保険側、または後期高齢者医療保険側から、その対象となる方に個別に申請するように勧奨の通知をそれぞれだして、7月の末に出したところでございますので、ぼちぼちそれぞれ申請が上がってくると思っております。

介護保険の方は、当初予算で制度が見えていなかったものですから、今回、だいたい金額が見えてまいりましたので、全額ある単目として補正をさせていただいたところでございます。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 国保の介護合算の費用の方につきましては、当初400万で予算を組んで計上しておりました。ただいまのところ、申請実績費がゼロということですので、とりあえず30万円程は残したかたちで、370万は減額補正をさせていただいたということでもあります。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 下水道の公債費繰り上げ償還の関係ですけれども、年を越しても同じような条件で借りられると伺っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 質問の中で、合算の制度であるから、どちらで、介護保険あるいは医療保険、両方の限度額超えたものについて、減額するというものでありますから、それぞれ介護保険で扱う部分、あるいは医療費で扱う部分が出てくるのではないかと思うのですよ、その判断と言いますか、介護の方をたくさん使った方が介護保険なのか、医療費が多かったら医療保険なのか、それがどうなのかお答えがなかったので教えていただきたいということと、1月の末に案内出されたということであれば、これから申請される方もたくさん出でくると思うのですね、その結果については決算でなければ見えてこないとは思いますが、こちらの方の、医療費の方ではすでに370万円減額しちゃう、つまり30万程度でしか対象となる人がいなかったとみてよろしいのでしょうか、全部通知、通知はいつたけれども申請が上がってないということは、こちらで掌握できるのでしょうか、そういう方には洩れなくきちっと指導、徹底されて連絡もされて、きちっとせつかくの制度ですから活用していただくような働きかけが必要だと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） どちらの方でオーバーした分をみるのかということなのですが、案分することになっておりまして、たとえば限度額50万円を超えていたと、その超えた限度額のうち30万円分は介護保険、20万円分は医療保険だとすると、それぞれ案分してやることになっております。

国民健康保険会計の方で金額が少なかったというのは、国民健康保険加入者で高額介護合算で対象となった方は4人しかいないとお聞きしております。後期高齢者加入者の方で対象となった方が193名というなことで、介護保険の方は合わさった197名分の予算が必要ですので800万程度と、国民健康保険の方は4名分、4人分ですので少額ですのでという状況でございます。それから、先程も申し上げま

したように対象となる方には個別に通知さしあげておりますので、それで申請が出なかった場合には再度、勸奨の通知をするというようなかたちになろうかと思えます。以上でございます。

○議長（古川 稔） よろしいでしょうか。外にありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第15号、平成21年度、幕別町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第16号、平成21年度、幕別町老人保健特別会計補正予算第2号は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第17号、平成21年度、幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第18号、平成21年度、幕別町介護保険特別会計補正予算第3号は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第19号、平成21年度、幕別町簡易水道特別会計補正予算第2号は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第20号、平成21年度、幕別町公共下水道特別会計補正予算第3号は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第21号、平成21年度、幕別町個別排水処理特別会計補正予算第3号は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第22号、平成21年度、幕別町農業集落排水特別会計補正予算第2号は、原案の通り決すること

に、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第23号、平成21年度、幕別町水道事業会計補正予算第3号は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

[議案の委員会付託]

○議長(古川 稔) 日程第30、議案第24号、幕別町子どもの権利に関する条例を議題といたします。説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第24号、幕別町子どもの権利に関する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。

本条例は、子どもにとって大切な権利を明らかにするとともに、子どもを取り巻くすべての人及び団体の責務等を定めることで、子どもの権利を保障し、子どもの心身の健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を図るために制定するものであります。

子どもを保護の対象とただけではなく、権利の行使の主体として位置づけました児童の権利に関する条約が、1989年に国連総会で採択され、我が国が1994年に条約を批准してから既に16年が経過しようとしているところでありますが、今なお、必ずしも子どもの権利が守られているとは言えない状況にあります。

子どもは、生まれながらにして一人ひとりが、かけがえのない存在であり、生まれたときから学び育つ力を持ち、未来への可能性が開かれております。

子どもは、大切にされ、愛され、その権利が保障される中で、健やかに育ち、自らが持つ権利を正しく学び、自分が大切にされていることを実感するとともに、他人の権利を大切にすることを自覚するなど、自立した社会性のある大人へと成長することができるものであります。

次代を担う子どもたちのために、私たちは、子どもの未来の視点に立って、今、成長の過程にある子どもたちの育ちを支えていかなければなりません。

こうしたことから、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもにとって大切な権利を保障し、子どもの健やかな育ちを支援し、未来をつくる子どものしあわせな町の実現を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

なお、本条例の制定にあたっては、本町の住民の意識に根ざした条例づくりとするため、子どもたちの健やかな成長等に関する意識調査の調査結果や、子どもの権利に関する意見交換会における意見や考えを基礎資料とした上で、町民で組織する幕別町次世代育成支援対策地域協議会におきまして審議を行っており、その審議結果を2月15日に町に対し報告をいただいたところであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

前文につきましては、子どもは権利の主体であること、子どもは成長の過程にあること、そのために大人が果たすべき役割、条例を制定することの意義など、本条例の全体像を表すものであります。

議案書の10ページとまりますが。

第1章は、本条例の総則を定めております。

第1条につきましては、本条例の制定目的を定めるものであります。

第2条につきましては、本条例で用いる用語の意義を定めるものであります。

第3条につきましては、子どもの権利を保障するに当たっての大人の責務と、各主体が協力して子どもの育ちを支え合うことを定めるものであります。

議案書の11ページ、12ページとなりますが。

第2章は、子どもにとって大切な権利を定めております。

第4条第1項につきましては、第2章に規定する権利は、本町の実情に合わせ、特に大切なものとして定めるものであり、第2項につきましては、子どもの権利が尊重されることと同様に他の者の権利を尊重しなければならないことを定めるものであります。

第5条につきましては、子どもが毎日の生活を送るうえで最も基本となる、安心して生きるために大切な権利を定めるものであります。

第6条につきましては、子ども一人ひとりが個人として尊重され、自分が自分であることを大切に生きていくための権利を定めるものであります。

第7条につきましては、子どもが様々な経験を通して、豊かに育つための大切な権利を定めるものであります。

第8条につきましては、自分の意見を表明する機会として、自分にかかわることに主体的に参加するための大切な権利を定めるものであります。

第3章は、子どもの権利を保障する大人の責務を定めております。

第9条につきましては、子どもが生活する最も基本的な場である、家庭における保護者の責務を定めるものであります。

第10条につきましては、子どもの育ちや学びに大きなかかわりを持つ保育所や学校などの、育ち・学ぶ施設における施設関係者の役割を定めるものであります。

第11条につきましては、保護者を補完する立場で子どもの育ちを支える、地域における地域住民等の役割を定めるものであります。

議案書の13ページから14ページをご覧くださいと思います。

第12条につきましては、事業活動や地域住民との交流など、地域の様々な場面で子どもに深くかかわる事業者の役割を定めるものであります。

第13条につきましては、子どもの権利を保障するために必要な総合調整役として、町の基本的な責務を定めるものであります。

第4章は、子どもに関する施策の推進を定めております。

第14条につきましては、町が子どもに関する施策を推進するに当たっての3つの配慮すべき事項を定めるものであります。

第15条につきましては、町が子どもの育ちを支援するに当たっての3つの基本的な施策を定めるものであります。

第16条につきましては、町が子育て家庭の支援を実施するに当たっての基本的な施策を定めるものであります。

第17条につきましては、地域社会を構成する一員である子どもとともにまちづくりを進めるため、子どもが意見を表明し、参加する機会を保障するための仕組みづくりを定めるものであります。

第18条につきましては、子どもの権利に関して町がその普及や意識啓発を行うことを定めるものであります。

15ページになりますが。

第19条につきましては、子どもの権利の侵害の未然防止や侵害を受けた場合における町の責務を定めるものであります。

第20条につきましては、町は、子どもの権利の保障などに関し、必要に応じて、調査及び研究を行うことを定めるものであります。

第5章は、雑則を定めており、第21条につきましては、委任規定であります。

附則についてでございますが、本条例の施行月日を、この条例の公布の日から起算して3カ月後とするものであります。

この3カ月間につきましては、住民の皆さんに広く周知するために置いた期間であり、子どもの権利に関する正しい知識の普及に努め、住民の皆さんと共通認識に立った形で施行しようとするものであります。

以上で説明を終らせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。議案第24号、幕別町子どもの権利に関する条例は民生常任委員会に付託いたします。

[陳情付託]

○議長（古川 稔） 日程第31、陳情第1号、「政治とカネ」の疑惑究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出を求める陳情書から、日程第34、陳情第4号季節労働者の失業給付の九十日給付と季節労働者対策強化を求める意見書の提出を求める陳情書を一括議題といたします。

ただいま、議題となっております、陳情第1号、「政治とカネ」の疑惑究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出を求める陳情書および陳情第3号、「核兵器廃絶と恒久平和実現に関する意見書」の提出を求める陳情書を総務文教常任委員会に、陳情第2号「保育所の国の基準廃止・緩和の中止を求める意見書」の提出を求める陳情書を、民生常任委員会に、陳情第4号、季節労働者の失業給付の九十日給付と季節労働者対策強化を求める意見書の提出を求める陳情書を産業建設常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明4日から9日までの6日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、3月3日から、3月9日までの6日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は3月10日、午前10時からであります。

14:49 散会

第 1 回 幕別町議会定例会

議事日程

平成22年第1回幕別町議会定例会
(平成22年3月10日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
5番 堀川 貴庸 6番 前川 雅志 7番 野原 恵子
(諸般の報告)
- 日程第2 行政報告
- 日程第3 陳情第1号 「政治とカネ」の疑惑究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出を求める陳情書の取下げについて
- 日程第4 陳情第5号 「政治とカネ」の疑惑究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出を求める陳情書
- 日程第5 一般質問

会議録

平成22年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成22年3月10日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月10日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 斉藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野和政 17 杉坂達男
18 助川順一
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副町長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 会 計 管 理 者 菅 好弘
総 務 部 長 増子一馬 経 済 部 長 飯田晴義
民 生 部 長 新屋敷清志 企 画 室 長 佐藤昌親
建 設 部 長 高橋政雄 忠類総合支所長 古川耕一
教 育 部 長 米川伸宣 札 内 支 所 長 久保雅昭
総 務 課 長 田村修一 企 画 室 参 事 長谷 繁
地 域 振 興 課 長 佐藤和良 糠 内 出 張 所 長 所 拓行
福 祉 課 長 横山義嗣 学 校 教 育 課 長 伊藤博明
こ ども 課 長 森 範康 生 涯 学 習 課 長 中川輝彦
商 工 観 光 課 長 八代芳雄 保 健 福 祉 課 長 原田雅則
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
5番 堀川 貴庸 6番 前川 雅志 7番 野原 恵子

議事の経過

(平成22年3月10日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長(古川 稔) これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番堀川議員、6番前川雅志議員、7番野原議員を指名いたします。

[行政報告]

○議長(古川 稔) 日程第2、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

岡田町長。

○町長(岡田和夫) お許しをいただきましたので、町民栄誉賞の選考について、ご報告させていただきます。

去る2月13日から、カナダのバンクーバーで開催された2010オリンピック冬季競技大会に参加いたしました、札内中学校3年生の高木美帆さんに町民栄誉賞を贈呈することを3月3日に決定させていただきました。

高木さんは、昨年12月に長野県で行われたスピードスケートのバンクーバー五輪代表選考会において、女子1,500メートルを1分59秒47の中学新記録で優勝し、また、1,000メートルも中学新記録になる1分17秒77で3位、3,000メートルは4分13秒09で3位となり、バンクーバー五輪の女子1,000メートル、1,500メートル、団体パシュートの日本代表として選出されたところであります。

また、スピードスケート五輪代表としては、史上最年少という快挙に、全国規模で新聞やテレビなど多くの報道機関にも取上げられ、幕別町の名を全国に広めるとともに、町民に喜びと希望、そして活力を与えた功績は非常に大きいものと思っております。

このたびの快挙に、高木さん本人はもとより、ご家族をはじめ関係各位に心から感謝とお礼を申し上げますとともに、今後なお一層のご活躍を期待するものであります。

スポーツに励む町内の子どもたちにも、大きな夢と誇りを与えてくれた高木さんのような、新たなアスリートが、さらに幕別町から生まれてくることを念願して、行政報告とさせていただきます。

○議長(古川 稔) これで行政報告は、終わりました。

[付託省略]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

日程第3、陳情第1号、「政治とカネ」の疑惑究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出を求める陳情書の取下げについては、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、陳情第1号、「政治とカネ」の疑惑究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出を求める陳情書の取下げについては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

○議長（古川 稔） 日程第3、陳情第1号、「政治とカネ」の疑惑究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出を求める陳情書の取下げについてを議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第1号については、お手元に配布した取下げ書のとおり、陳情者から取下げたいとの申し出がありました。

これを許可することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号の取下げは、許可することに決定いたしました。

[陳情付託]

○議長（古川 稔） 日程第4、陳情第5号、「政治とカネ」の疑惑究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております、陳情第5号、「政治とカネ」の疑惑究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出を求める陳情書は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第5、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○13番（芳滝 仁） 通告に基づきまして質問をさせていただきます。

幕別町における保育事業の今後の方向性について。

第5期幕別町総合計画第3章「笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり」の第1節「子育てにやさしい環境づくりの推進」の中で、児童を取巻く現代のさまざまな環境の変化に対応するため、また多様化する保育ニーズに対応するために、保育サービスの拡充が必要であるとしており、具体的には、延長保育や病後児保育など新たな保育の拡充に努めるとあるが、現状について伺います。

次に、保育所の保育内容を定める保育所保育指針が改定され、平成20年3月に新しい保育所保育指針が公布されました。

改定に当たって課題となっている一つに、保育所における質の高い養護と就学前の子どもに対する教育機能の充実があります。

保育所における保育は、養護と教育が一体となって豊かな人間性をもった子どもを育成することをその特性としていますが、今後の保育内容の充実を考えると、乳児を含む3歳未満については養護に力を入れた保育、3歳以上については教育機能の充実を力を入れた保育というように、子どもの発達過程に応じた具体的な保育事業の推進が必要であると考えますが伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町における保育事業の今後の方向性について」であります。

行政執行方針でも、一部述べさせていただいたところでありますが、平成22年度から札内青葉保育所の保育を指定管理者が行うに当たり、延長保育と病後児保育を、それぞれ利用者負担をいただかない中で実施することといたしております。

延長保育につきましては、午後6時30分から午後7時までとしておりますが、平成22年度入所予定

児童数3月1日現在、74人いらっしゃいますけれども、このうち8人が希望をされております。

なお、病後児保育につきましては、町内認可保育所に在籍する児童が、入院の必要がなく、かつ病気や怪我などの急性期等を過ぎ回復期にあるものの、未だ集団での生活が困難な場合に、専用の保育室において専任の看護師及び保育士が当該児童の保育を行うものであります。

なお、病後児保育の実施内容につきましては、1日の定員を4人以内として、月曜日から土曜日の午前7時30分から午後6時30分までの間、原則として1児童連続して7日以内の範囲で行うこととしており、利用申込等の詳細につきましては、各認可保育所に掲示するほか、チラシ等を作成し保護者に対しまして十分な周知を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、「子どもの発達過程に応じた具体的な保育事業の推進について」であります。

ご承知のとおり、保育所保育指針は、昭和40年に保育所保育のガイドラインとして制定され、平成2年、平成12年の改正を経て、平成20年3月28日「新保育所保育指針」が公布され、平成21年4月1日から施行されたところであります。

「新保育所保育指針」では、「特に、保育所が入所する子どもにとって『最もふさわしい生活の場ではないといけない』とされた上で、子育てを取り巻く様々な環境の変化により、乳幼児期にふさわしい生活を送ることが難しくなってきたことなどを踏まえ、「保育内容の改善」として4項目が明示され、その一つとして、『養護と教育の一体的な実施』という保育所保育の特性の明確化」が示されたところであります。

同指針で規定する『養護』とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、具体的には食事、排泄、寝る、遊ぶなどの肉体的成長を促すことであります。

また『教育』とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助とし、具体的には意欲や興味を引き出すとともに、友達との会話をとおしたコミュニケーションの手法を学ぶことであり、これらの感情及び情緒を引き伸ばすために、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の5つの領域の発達援助が示されております。

その一例といたしまして、5歳児の場合、「健康」では、『自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする』、「人間関係」では、『社会生活における望ましい習慣や態度を身につける』、「言葉」では、『人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう』などと、されているところであります。

今回の改正では、生後6カ月から就学前までの子どもたちの育ちをより具体的に促すものとして、保育目標や保育方針を示し保育の全体計画となる『保育課程』を作成し、その保育課程のもとに子どもの育ちをより具体的に把握する視点として「養護」と「教育」の両面から、それぞれの年齢に合わせた保育内容とする『指導計画』を立て、子どもに対する発達援助の方法や果たす役割を示し、実践することとされたところであります。

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であり、子どもたちは、1日の大半を保育所で過ごしますことから、生活や子どもの自発的な活動としての遊びなどとおして、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を身につけながら、様々な学びが積み重ねられることが大切なことと理解をいたしているところであります。

従いまして、「新保育所保育指針」に示されるとおり、「3歳未満児については、一人ひとりの子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即した保育」を、「3歳以上児については、個の成長と子ども相互の関係や協同的な活動が促されるような保育」を行い、「保育所の保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、幼児期にふさわしい生活をとおして、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎が培われるよう」、様々な環境と体験を提供しながら、一人ひとりの健やかな育ちを支えるとともに、保育士も子どもたちから学び、常に自らの保育を振り返り、保育の質の向上に向けた努力をしてまいりたいと考えているところであります。

以上で、芳滝議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 芳滝仁議員。

○13番（芳滝 仁） 再質問をさせていただきます。

まず、延長保育、病後児保育のことにつきましてであります。22年度から開所されるという運びになったのは、誠に喜ばしいことであろうと思うことであります。

看護師が保育所に入ることが、ある意味では、その保育について厚みが出てきた形になるのだらうと思うことでございます。

今後の形で、ここには出ていないのでありますけれども、本年度から国が力を入れて補助金をアップをしまして進めている施策に病児保育というのが示されてあります。

医療機関や保育所に併設をされる形で病児保育所、そういう施設は全国に1,200カ所あるそうであります。

急にこのニーズが高まりましたのは、インフルエンザのことで、働いていらっしゃるご家庭のところで、なかなかその問題が起こり、若い子育ての方々が困られたということに基づいて、これからの保育のことについて考えていかないといけない分野だらうということで今年から補助金をアップをされるということになっております。

まだまだ幕別町では、これから検討課題になるのでありますでしょうか、そういうことも含めて保育の拡大についてお考えをお伺いしたいと思うことでございます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 病児保育の関係については、まだ国から市町村へ示されたものは、何もない訳であります。

ただ、病児保育の関係、それと今、国がさかんに進めておりますのは、保育所運営自体が公から民へということで、どんどん進められている状況にあります。

そういったことからこの病児保育なのかも、おそらく企業なり、あるいは今言われた病院等が付設して実施していく保育、そういった観点が多分にあるのだらうというふうに思いますけれども、公として、公の立場の中で保育所に関わっていったものが、今後どのような形で出てくるのかそれらを十分検討しながら対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝仁議員。

○13番（芳滝 仁） さまざまなそのニーズが寄せられようと思いますが、できるだけそれに応えるような形の保育事業の進め方をさせていただければなと思うところでございます。

あと、今回改定されましたことの内容であります。保育所保育指針の改定の内容であります、一つ教育ということが非常に出されてきております。

これは今回の特徴になっておまして、特に3歳以上の保育につきましては、幼稚園教育と同等の教育をしていこうというふうな方針が出されているところであります。

そのところで、養護と教育という二つの考え方が真中に据えられてきている訳でありますけれども、養護につきましては、生命の保持と情緒の安定ということが、これは6歳までとおしてその養護の基本的な考え方として示されてあります。

教育につきましては、3歳児未満児に対応するのと、3歳児以上に対応する書き方が違うこととあります。

その辺のその今後の取組みの進め方につきまして、やはり保育士の研修であれだとか、また視察であれだとか、協議であれだとか、そういう進め方につきまして、どのようにお考えなされていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどもお答えしましたけれども、この保育所という教育というのは、学校で教えるような勉強を教えるのかという教育とはちょっと違う、あくまでも保育所内で子どもの発達に見合った中でいろんな指導、あるいはそれを助けるような体制づくりが求められてきているのだらうということだというふうに思っております。

それと保育士の研修等につきましては、実は青葉保育所が指定管理者へ今年からお願いすることに

なりましたから、あの青葉保育所に常設保育所に5人の町職員といいますか保育士がおりました。

これらが今度不要になるわけですので、それぞれの保育所に所長を今度は担任を持たない、いわゆる所長としてフリーの立場で、いわゆる保育士の指導監督、あるいは子どもたち、あるいは施設の管理、そういったものにあたっていきたいということで内容を進めております。

そういったことからさらに保育士個々の研修についても十分内部での検討、あるいは町を含めた中での協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝仁議員。

○13番（芳滝 仁） どうぞ具体的に研修を深めていただいて、それを保育の現場に成果として表していただきたいと思うこととさせていただきます。

保育所の保育が、ご答弁の中で小学校以降の生活の学習の基礎の育成につながることに留意してとされてあります。

保育指針が改定される検討会の中では、小学校の先生方との連携というふうなことが非常に議論されていたように思います。

いろんな情報等につきましては、小学校の方に送付されることになっているだろうと思うのでありますが、その具体的なその一人ひとりの子どもにつきましては、その小学校との、そういう協議の場と申しましょうか、連携と申しましょうか、そういうことにつきましては必要になってくる、そういう時代なのではなかろうかと思っておりますがどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） あの直接的に保育所、幼稚園と小学校との交流ということは今の段階ではありませんけれども、保育士、公務員にとっては、当然私どもの町には、幼稚園と保育所が両方公立でありますから、保育士あるいは教諭との交換人事もあるわけですので、そうした中で公がそれぞれ学校教育に関わっての勉強、研究というようなことも進められているというふうに思いますので、当然保育所を出たあと小学校へ子どもたちが入って、そこで学校生活に慣れて、みんなと同じような生活ができるようなことについては、十分保育の中でも配慮しているのだろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝仁議員。

○13番（芳滝 仁） 年内の保育所の利用数は202万人位だというふうな報告が一部なされております。

2008年の0歳児の入所人数が8万8,189人、全体の4%も占めているということだそうです。

3歳児未満児につきましては、全体の33.5%にもなるという報告がされております。

また、待機児童につきましては、2008年1万9,550人、あとその内3歳未満児が1万4,864人、私が調べたところでは、そういう数字が出ております。

全体の76%にもなるのだと、数字はさまざまな形があるのだろうと思いますが、3歳児未満児の待機児童が76%、大変大きな数字としていらっしゃるのだということで、現実があるかと思うことであります。

そういう意味で、いわゆる養護に関わる、その3歳未満児の一つの保育について、今後ますますその充実を図っていく必要があるかと思うことであります。

例えば、関西の方では乳児保育園というのがあります。

これは0歳児から3歳未満児までの養護専門に行っております保育園でありまして、これは民間でありますけれども、栄養士また看護師が配置をされまして、手厚く子どもの保育について図っていらっしゃる。

その後、3歳以上に幼稚園であるとか、保育所だとかというふうな形に進んでいかれるというふうな形が関西の方では多く見られるところであります。

そういうことが、保育所一つでなかなかできるということは無理だと思うのでありますけれども、ある意味では3歳未満児のそういう保育について充実をさせていくという、そういうことが今後保育事業において求められていることなのだろうと考えておりますが、その件につきましてお伺いしたい

と思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 待機児のうち未満児が76%いらっしゃる、当然施設の関係ですとか、保育士の配置の関係からそのような数値になってくるのだらうと思いますし、私どもの町では、昨年をとっても3歳以上児の待機児というのは、ほとんどというか皆無でありますけれども、どうしてもやはり未満児、乳幼児に待機児童が出る場合があります。

これは限られた保育士で、限られた施設の中で保育をするものですから、定員を超えるような入所はなかなか許可することもできませんし、対応も難しい問題がありますけれども、今は全保育所、常設の全保育所で未満児の扱いもやっていますので、今当初では、もちろん待機はいないのでありますけれども、今後のこととなりますと正直言ってまだまだ不透明な部分があるものですから、できる限りそうした面での力も入れていかないとならないし、またもう一つは保育士の確保ということが問題になりまして、なかなか公募してもいないというのも年度中途になってくると課題としてあるものですから、そういったことも早めに登録などの手法を取りながら未満児保育についても、さらに充実できるように意を用いてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝仁議員。

○13番（芳滝 仁） 乳児につきましては、3人について1人、1人以上の保育士、1歳から3歳未満児につきましては、6人に1人の1人以上の保育士というふうな形で、非常に保育士の体制が困難な現実があるかと思えます。

そういうことを課題としていただきまして、今後いわゆる特に養護に関わる3歳未満児のその保育について力を入れていただきますようご期待申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

次に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 通告のとおり、2点についてお伺いいたします。

はじめに、忠類地域振興についてであります。

幕別町と忠類村が合併して5年目を迎えました。

忠類地域振興に特段のご尽力をいただきました遠藤副町長が4年の任期を終え退任され、忠類地域の住民は、これからの忠類はどうなるのかと不安をいただいています。

さらに、合併と同時にバラ色の町になるとは思っていないが、他の厳しかった町村が今でも一つの自治体として頑張っている姿を見ると、合併をしなくても良かったのではないかと考えている住民も多くいます。

また、村の名前も無くなり、幕別町に替わり、公共料金は上がり、人口は減少したことにもやり切れない思いでいます。

しかし、定住促進住宅整備や特老の計画が決まり、4月からは駒島小学校が忠類小学校に統合となることは合併の効果であることも理解しています。

後戻りはできませんので、合併して本当に良かったと心から思える町づくりを積極的に進めるための課題は山積しております。

今回は特に気になる問題についてお伺いをいたします。

一つ目に、町村合併における財政効果を伺います。

二つ目に、忠類地域の人口はどのように変化しているか。

また交流人口は確実に増加傾向かと思いますが、経済効果と合わせてお伺いいたします。

三つ目に、忠類地域住民会議の提言をどのように受け止め、今後の町づくりにどのように活かしていくのか考えを伺います。

四つ目に、忠類地域の地域活性化診断は、住む者には無い視点で新たな発想があるものと期待しております。

しかし、2月9日の講演を聞いた限りでは不安もあります。
事業の途中ではありますが中間報告を伺います。
次に、文化・スポーツ振興についてであります。
先月開催された冬季オリンピックに岡田町長と林教育委員長が町を代表して参加いただきました。
お二人は自費で参加されたわけではありますが、高木美帆選手の応援と、幕別町のPRに努めていただきました。
そしてバンクーバーは、気候も良く住みやすい町として知られていると伺います。
今後の町づくりの参考にしていただけるものと確信しております。
長旅お疲れ様でした。
バンクーバーで開催された冬季オリンピックに、札内中学校の高木選手が出場し世界中の注目が集まり町内の子どもたちはもとより、世界中の子どもたちに夢と感動を与えてくれたことに感謝します。
先ほど町長から行政報告もありましたが、町はこの活躍を高く評価し、町民栄誉賞を決めていただきました。
また昨日は、道議会において北海道としてメダリストに対して栄誉賞を贈り、高木選手には特別に何かを考えていきたいという答弁があったようであります。
高木選手の活躍に心から敬意を表します。
陸上の福島選手、マウンテンバイクの山本選手、そしてスピードスケートの高木選手はまだ若く、将来の活躍が期待されています。
町としては、その都度予算を付け支援体制を整えてきました。
2年後、4年後は、さらに全町あげて応援できたらオリンピック選手にとっても後輩の選手にとっても大きな励みになると思います。
また、本町の多くの児童・生徒が少年団や部活動の文化・スポーツに頑張っています。
頑張れば頑張るほど、活躍すればするほど保護者も同時に頑張らなくてはなりません。
平成20年度は、約365万円を全道・全国大会参加奨励金として拠出していますが、十分ではないと思います。
世界で活躍するアスリートや大きな夢を持って頑張っている児童や生徒が安心して活躍できるよう以下についてお伺いいたします。
一つ目に、北京、バンクーバーオリンピックの支援体制の評価を伺います。
二つ目に、文化・スポーツ振興を図るための支援体制強化の考えをお伺いいたします。
三つ目に、町の宝である3選手には、幕別町を世界中に発信していただきました。
町は今後このことをどのように活かしていくか考えを伺います。
以上でございます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川雅志議員のご質問にお答えいたします。

「忠類地域の振興について」であります。

早いもので、平成18年2月6日に幕別町と忠類村が合併してから4年の歳月が過ぎ、5年目に入ることとなりました。

これまで多くの町民、団体、そして議員の皆様方にご理解をいただき、町づくりに取組んでこられましたことに、深く感謝を申し上げる次第であります。

先の町政執行方針でも述べさせていただきましたが、私は、合併協議の段階から合併を成し遂げた後の今日まで、両地域の「一体感の醸成と均衡ある発展」を念頭において町政の執行にあたってまいりました。

合併の方式は編入合併ではありましたが、互いの知恵と力を寄せ合い、新しいまちを築くという思いのもと、対等な合併という気持ちで町政運営にあたってきたところでもあります。

ご質問の1点目、「町村合併における財政効果について」であります。

合併に関する財政支援措置にはさまざまなものがありますが、歳入面で申し上げますと、ご承知のとおり、普通交付税では合併後5年間にわたって基準財政需要額に均等に算入される「合併補正」があり、特別交付税では合併後3年間にわたり、新たなまちづくりに要する経費が「包括算入分」として措置されるところであります。

また、補助金では、合併後10年間にわたり、新しいまちづくりに伴って必要な事業に対して措置される「合併補助金」や、充当率95%・交付税算入率70%という有利な「合併特例債」の発行も、合併から10年間にわたって可能となるところであります。

歳出につきましては、合併により組織・機構などが統合されることによる人件費の削減や、補助金・物件費等の削減が図られることとなります。

これらをもとに具体的に財政効果を算定いたしますと、歳入では、平成18年度から21年度までの4年間でありますが、普通交付税の合併補正が1億8,746万7,000円、合併補助金が1億8,220万円となる見込みであります。

なお、特別交付税の包括算入分につきましては、平成18年度から20年度までの3年間で、4億714万円となっております。

また、合併特例債は、21年度までに19億7,180万円を発行しておりますが、効果額としてはあるわけではあります、その算定となりますと、事業ごとに特例債以外の起債を充てた場合との比較による合計額となり、直ちに効果額を算出することは難しいものがあることをご理解いただきたいと思います。

なお、合併特例債の充当残分については、地域政策補助金が2,220万円措置されているところであります。

歳出における縮減額は、一般職、特別職、議員報酬等の人件費は、決算が終了しております平成18年度から20年度までの3年間で4億9,403万5,000円となっております。

組織・団体の統合による補助金・交付金、各種団体への加盟負担金については、合併から1年後の時点の集計で、縮減額が5,560万円でしたので、これを平成21年度までの4年間で見ますと2億2,240万円となり、歳入・歳出それぞれ財政効果が上がっているものと考えております

次に、「忠類地区の人口の変化と交流人口の変動、これにともなう経済効果について」であります。

人口につきましては合併前の平成18年2月5日現在で、1,854人、世帯数で741世帯であり、本年2月末現在では、1,713人、723世帯となっており、人口で141人の減、世帯数で18世帯の減となっております。

次に、交流人口についてであります、平成15年度から17年度までと平成18年度から20年度までの各3年間の平均を比較してみますと、ナウマン温泉アルコ236、白銀台スキー場、宿泊ロッジ、ナウマン象記念館では利用者数を減らしておりますが、道の駅や、新たな動きとして始まったシーニックカフェ、雪上パークゴルフなどが増加しており、これら施設全体を3年間の合計で比較しますとプラス68,801人、率にして4.9%の利用者増となっており、それにあわせて交流人口も増加傾向にあるものと思っております。

また、キャンプ場や各種イベントにつきましては、概ね横ばい傾向ではありますが、パークゴルフ場につきましては平成19年度に夜間照明が設置されましたことにより若干の増加傾向にあるものと思っております。

次に、これら施設におけます経済効果ではありますが、これまで全体の経済効果を算出したものはありませんが、各施設での売り上げで比較しますと、道の駅は平成15年から18年までの平均売上額に対し、平成19・20年度の平均では67%ほど伸びており、改築の効果がでているものと思っております。

一方、ナウマン温泉アルコ236、ナウマン象記念館、白銀台スキー場、宿泊ロッジでは売り上げを減らしており、5施設の合計では0.5%の減となっております。

しかしながら、平成18年度から始まったシーニックカフェや平成19年度からの雪上パークゴルフなど新たな拠点として交流人口を生んでおり、それらの経済効果は飲食店など含め、少なからずあるものというふうに思っております。

次に、「忠類地域住民会議からの提言について」であります。

忠類地域住民会議は、忠類地域の住民の意向を行政に反映させ、行政と地域住民が協働して地域づくりを推進できるよう平成18年2月6日に町長の諮問機関として設置され、委員の任期を2年としてこれまで2度の提言をいただいております。

第1期の住民会議では、約70項目の提言をいただき、第2期では8項目にわたって17の提言をいただいております。

第2期の提言では総論の中で町全体としての一体感の醸成、住民参加による協働や総合支所と地域住民が地域の課題を共有することなどを柱としており、各論では一つには交流人口の拡大、二つには観光と農・商・工業のネットワーク化、以下、定住促進対策、農業経営の効率化等にかかる支援、ナウマン象記念館の機能充実、老人介護施設の整備・充実、忠類地域の公区長の連絡強化支援、最後に忠類総合支所の機能充実など、8項目にわたって忠類地域が直面する課題を捉えた貴重な提言であるものと思っております。

住民会議はこの2年間で22回の会議と11回の部会を積み重ね、地域への情報提供としてのかわら版を発行するなどして取組んでおり、住民会議の忠類地区に対する熱い想いに敬意を表するとともに、町としても提言内容については重く受け止めているところであります。

提言書の項目によっては関係機関とも十分協議をしなければならないものもありますが、具体的な方策につきましては、今後関係部局において具現化に向けた協議を進めさせていただきたいと考えているところであります。

今後とも提言の柱であります協働の精神に基づき忠類地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。

次に、「忠類地域の活性化診断について」であります。

忠類地域の定住対策と交流人口の増加を図るため、農業と観光が提携した特色あるまちづくりが求められているところであります。

特に、ナウマン象記念館や道の駅、ナウマン温泉アルコ236を拠点とした忠類地域全体の活性化が緊急の課題であります。

本年度委託した忠類地域の活性化診断業務は、忠類地域のさまざまな魅力や今後の活性化に向けた課題や可能性を探ることを目的として、今年度末までに報告を受けることとなっております。

現時点ではまだ業務の委託期間中でありまして、最終的な診断結果は出ておりませんが、これまで魅力はあっても点として機能していた施設や観光素材、活動団体などを線として結び、連携して地域の魅力を発信できるよう委託をしたものであり、これまでの動きといたしましては、忠類地域の現況調査をはじめ、多くの地域の方々や団体の方々とは面談をするなどして住民意向の把握をするとともに、さまざまな角度から活性化の方策を検討しているところであります。

このたび診断作業の中で、これまで連携のなかった団体や資格者、単独で活動をされている方々が同じテーブルで面談したことにより、地域の課題や活性化の目的・手法を共通して認識するなど、一部には連携や新たな協力関係の動きも出ていと伺っております。

また、去る2月9日には忠類コミュニティセンターにおいて、診断を行っております出村明弘氏が「元気な地域づくり・まちづくりとは」と題し、講演いただいたところであります。

講演会では、まちづくりにおける戦略・戦術の重要性や、来訪者の五感や女性の視点を大切にすること、他地域での事例などを紹介し、継続して取組む仕組みづくりについて理解を深めていただいております。

町といたしましても、このたびの活性化診断により、地域課題の解決や今後の活性化プランの具現化に向けた施策など、行政と住民の方々との協働によって活性化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、文化・スポーツ振興についてであります。この後、教育委員会より答弁をいただきますが、前段、質問の③オリンピック選手を今後どう活かすかについて、私の方からお答えをさせていただきます。

ます。

行政報告でも申し上げましたが、町では、平成20年の福島選手、山本選手に続き、2010オリンピック冬季競技大会に出場しました高木選手にも、その偉業を讃えて町民栄誉賞をお贈りさせていただくことを3月3日に決定させていただきました。

町民栄誉賞表彰条例では、その目的を「町民に希望と活力を与える顕著な功績があり、広く町民が敬愛する方」にお贈りすることとしておりますが、栄誉賞をお贈りさせていただくことで、選手と同じ幕別町に住む住民として、郷土を誇りに思うとともに、まちを愛する気持ちが高まり、このことがコミュニティの醸成にもつながっていくことを期待いたしているところでもあります。

昨年9月には、福島選手が本町で開催された「スポーツフェスタ」を訪れ、子どもたちと一緒に走るなどして、憧れの選手を身近に感じ、大いに励みになったことと思います。

このように、選手の皆さんを招き、こうした機会を持つことは、スポーツの振興にもつながり、非常に有効なこととは考えますが、日本や世界各地で活躍しておられることもあり、現状においてはなかなか難しい面があるものと思っております。

このような中、今後、町といたしましては、町勢要覧などの刊行物において掲載させていただくなどの手法について検討してまいりたいというふうにも考えております。

世界を舞台に活躍する選手の皆さんは、町の宝物でもあり、今後とも町を挙げて、活躍を期待いたしますとともに、あたたかく見守ってまいりたいというふうに考えております。

以上で、前川雅志議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 前川雅志議員のご質問にお答えをいたします。

「文化・スポーツの振興について」の、「北京、バンクーバーオリンピックの支援体制の評価について」と、「文化・スポーツ振興を図るための支援体制強化の考えについて」であります。

町民の皆様が、生き生きと学び、健康で明るい生活を送っていただくためには、さまざまな文化活動やスポーツ活動を推進することが必要であり、優れた芸術・文化に接することにより、青少年の情操教育が充実され、スポーツ活動の推進によって、人間性豊かな心と健康な体が養われるものと考えております。

ご質問の1点目、「北京、バンクーバーオリンピックの支援体制の評価について」であります。

2008年の北京オリンピックに出場した福島千里選手と山本幸平選手、そして今回、スピードスケート史上最年少の15歳でバンクーバーオリンピックの代表選手となった高木美帆選手の活躍振りは、連日のようにテレビ、新聞等によって大きく採り上げられ、日本全国に幕別町の名前が知れわたるとともに、多くの子どもたちはもとより、町民の皆様をはじめ、世界中の人々に大きな夢と感動を与えてくれました。

北京、バンクーバーの両オリンピック大会代表選手への応援活動につきましては、出場選手と同じスポーツを愛好する幕別町陸上競技協会や幕別町スケート協会をはじめ、幕別町体育連盟や幕別町体育指導委員会の方々から、全町を挙げて出場選手を応援していきたいとのご相談を受けことが経緯となり、関係団体等を中心に教育委員会を事務局とする「応援する会」が設立され、その活動が進められたところでもあります。

選手への応援活動にあたりましては、北京オリンピックでは75万円、バンクーバーオリンピックでは70万円の補助金を町から受け、町内のおもな公共施設への横断幕の設置や応援ポスターの掲示をはじめ、壮行会の開催をメインとして行われました。

百年記念ホールを会場として開催されました両オリンピックの壮行会には、町内外から800人以上の方々詰めかけ、関係団体等のご協力により、盛会裏のうちに終了することができました。

福島選手は、「たくさんの方が来てくれて感激した。皆さんの応援をエネルギーにして精いっぱい走りたい。」、山本選手は、「幕別町で育ったことを誇りに思う。これまで生きて得たすべてを出し切ってゴールラインを通過したい。」、高木選手からは、「皆さんの応援が自分の中で力となっている。五輪で

もその思いを忘れず自分らしく精いっぱい滑りたい。」と、それぞれの決意が語られたところでありませ

す。
また、バンクーバーオリンピックの期間中、4回にわたって開催をいたしましたパブリックビューイングでは、指定管理者である「まくべつ町民芸術劇場」のご協力のもと、早朝にもかかわらず延べ490人の皆様が応援に駆けつけ、会場一体となった熱い声援が送られました。

会場内では、「応援する会」が用意をした応援グッズやオリンピックを応援する大手菓子メーカーからのチョコレートが手渡されたほか、JA幕別町の提供による「インカのめざめ」と「牛乳消費拡大推進実行委員会」からの温かい牛乳を召し上がっていただき、来場者の方々にも喜んでいただいたところであります。

支援体制の評価につきましては、町民有志の皆様によって「応援する会」が立ち上げられ、各種活動を実施していただいたものでありますので、教育委員会は評価する立場ではございませんが、オリンピック大会までの期間が短い中にもかかわらず、多くの町民の皆様の参加と熱い応援をいただきましたことに、心から感謝を申し上げる次第でございます。

ご質問の2点目、「文化・スポーツ振興を図るための支援体制強化の考えについて」であります。

多くの子どもたちが、文化・スポーツに親しむことにより、学習意欲の向上をはじめ、責任感や連帯感が生まれ、互いに協力し、友情を深めるといった好ましい人間関係が構築されるものと、その意義について認識いたしております。

ご質問にありますように、児童生徒の文化・スポーツ活動に対する支援につきましては、助成要綱に基づき、「全道・全国大会参加奨励金」として、全道大会等へ参加する際の旅費の一部を助成し、少年団活動や部活動を行っていくうえでの経済的な保護者負担の軽減に努めているところであります。

また、中学校における「部活動」につきましては、新学習指導要領の中で、学校の教育計画に基づいて行われる活動として、一定の位置付けがなされましたことから、その一環として、平成21年度からは、これまで旅費等の2分の1相当額の助成であったものを、中体連、中文連等が主催する大会に限り、3分の2相当額に引き上げるとともに、大会参加負担金についても、同様に3分の2相当額を助成するよう支援の拡充に努めております。

大会参加奨励金につきましては、ご質問にありますように、平成20年度は約365万円の支出となっておりますが、平成21年度は「全道・全国大会参加奨励金」を二つの予算に分けたうえで、中学校費では部活動を対象にした奨励金として280万円、保健体育費においては少年団活動を対象とした奨励金として200万円と、合計480万円を計上させていただいたところであります。

また、児童生徒の文化・スポーツの振興を目的として、毎年、3月には、文化・スポーツにおいて優れた成績を納めた児童生徒に「少年文化奨励賞」及び「ジュニアスポーツ奨励賞」を贈り、その功績をたたえて表彰を行っております。

少子化が進む今日、文化・スポーツの振興を図るとともに、より良い環境づくりによって底辺の拡大に努めることがますます重要となってまいりますので、地域の子どもたちが大きな夢と目標を持ち、安心して活躍ができるよう、管内市町村の対応状況なども参考にしながら、さらなる支援体制の強化に向けて、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で、前川雅志議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） ただいま、質問の途中ではありますが、この際、11時10分まで休憩いたします。

10：57 休憩

11：10 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前川雅志議員。

○6番（前川雅志） はじめに、忠類地域振興について再質問させていただきたいと思ひます。

先ほど、歳入歳出についての合併における効果について町長からご説明をいただきました。

概ねこれまでは予定どおりの財政効果があったと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 当初推計した、だいたい現状は進んでいる。

そういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） そのことを押さえながら質問をさせていただきたいのですが、総務省は2010年度の地方交付税について、財政力の弱い自治体に重点配分する算定方法を、見直しをする方針を固めたと報道されております。

骨太の方針や三位一体の改革などにより、地方交付税は激減し、財政力が弱い自治体に大きな打撃があったからこそ忠類村と幕別町は合併を決めて、財政力の強化に努めてきたのだと思います。

これまでの努力を馬鹿にするような、この国の方針転換でありました。

北海道町村会長は、財政力の弱い道内町村にとっては恵みの水などと町村合併の進まなかった地域の代表みたいなおもしろくない発言もありましたが、合併した町村からすると、だまされたようなものであります。

せめて10年特別扱いしてもらわないと他の合併した町村との差がついてこないように感じております。

町村会や国に対して、町長は今後どのような対応をされていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 交付税の今後の在り方、あるいは見込みについては、私はまだまだ不透明だというふうに思っています。

昨年、あるいは20年、21年でいろんな大型の補正があったりして、しかも21年の政権交代によってさらに地方に1兆1千億も交付税が増えたから、このままこれが続くかどうかという見通しというのは、正直いってないわけでありまして、まだまだ厳しいものはあると思います。

特に交付税元々の原資が少ないわけで、税収が落ちているわけですから、原資が少ない中において交付税が伸びるということは、それだけ国が借金をしたり、あるいは国債を発行して財源をまかなっている状況ですので、私どもとしましては、今すぐどうこうということではなくて、やはりこれからの交付税の動向、国の財政状況を見極めながら対応していくことが必要であろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 見極める中でも、町長としての、合併した町の町長としての考えをしっかりと発言しながら頑張っていただきたいと思います。

合併して4年経って見渡してみますと、先ほどもお話をさせていただきましたが、財政力が弱いですとか、いろんな自治体がありました。

そういった町は現在も、1つの自治体として元気に頑張っていまして、公共料金も上がることなく、住民サービスの低下というのもしないままやってまいりました。

先ほど、財政における効果は予定通りであるというお答えをいただきましたので、これからのまちづくりに、そういった財源を利用して頑張りたいと思っています。

他の町村を見たときに、アリバイづくりのような合併協議会をつくって、住民投票して住民サービスが低下してでも、自分たちは自立の道を選ぶのだという決意でありました。

そのような町村は、さっきも言ったように住民サービスの低下もなく、合併したわが町が、合併協議に基づき公共料金の均衡を図って、現実的には公共料金が、昨年や今年度の上下水道の値上げとは別に改定されていったという経緯があると思います。

こういったことは、忠類地域の住民にとっては到底理解できるものではないと思っています。

合併しなかった町以上のサービスが、この町になければ、やはり合併した意味というものもなかなか

か出てこないと思っております。

そこで国の今回の方針転換もあります。こういった動向に合わせて合併協議で話われてきました協議事項なども、見直していく必要があるのではないかと思います。町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 公共料金の問題も含めながら合併協議にあたっては、かなり詳細について詰めをやってきた訳であります。

その中で、ただ時代の変化、あるいは思ってもみなかったようないろんな変化も現実には出ております。

例えば、三位一体の改革で、いきなりあれだけ交付税が減るなんていうことは当然我々も予測もしていなかった訳でありますし、交付税が減ってくれば、黙っていても公債比率はどんどん上がっていき、それを何とかカバーしようとするれば基金を潰してでも少しでも繰上償還をして、起債を減らしていこうと、残債を減らしていこうと、そういったことも出てまいりましたし、人口の問題もそうでしょうし、いろんな事情があって、その時代その時代の中で我々は行政を進めていかなければならない訳ですから、これからは忠類地域の皆さんとは十分話し合いながら、特に先ほど言いましたように、忠類でお陰様で住民会議があって、いろんな方のご意見を集約していただき、あるいはそれらをまた住民の皆さんに周知をさせていただいている。

そういったことを含めながら私どもも、これからはなんとか合併して良かったと言われるまちづくりには、さらに意を用いながら忠類地域の皆さんと共に協働のまちづくりを中心にしながら進めていきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 今ほどの町長の決意のもと、さらに頑張ってくださいというふうに思います。

人口の減少については、合併したから減ったとか、合併しなくても減った可能性も含んでいるのかなと思いますが、数字的には減少したということは事実として受け止めながら今後のまちづくりの推進に努めていただきたいと思いますと考えております。

2月1日に町長に手渡された提言書ですが、先ほど説明もありましたけれども大きく8項目について謳われておりました。

定住促進対策、老人介護施設の整備・充実については、私の目から見ても町として動きが見えてきたなと思っているところであります。

こういったことが、少しずつ住民の皆さんに理解をいただいているのだと思っております。

交流人口の拡大、観光と農・商・工のネットワーク化、ナウマン象記念館の機能充実、公区長の連絡強化支援については、住民からの具体的な提案があったときには、行政としてどこまでお手伝いできるかということを考えながら対応していただきたいと思いますというふうに思っておりますし、ここで言う住民というのは、役場の職員の皆さんも含まれていると思っておりますので、住民一体となって取り組んでいただきたいと思いますというふうに思っております。

そこで総合支所の機能充実についてという項目は、直接行政が関わるところでありますので、今回お話をさせていただきたいと思うのですが、合併前は住民の皆さんと役場の職員の皆さんというのは、長い間の信頼関係がありながら、仲良く活動してこられたのだと思います。

これまでは。

そこが合併することによって、そういった住民と役場の職員との信頼関係がどうも薄れてきているのではないかというふうに、多くの方々から声を寄せられているところであります。

その例として、多く聞いているのですけれど、数点お話をさせていただきますと、僕たちは手弁当でボランティアで参加して役場の職員の皆さんは仕事で来ていると、仕事以外の職員の参加はほとんどないと、ただ盆踊りにつきましては、多くの職員の皆さん参加している姿を私も見ているので、そういったところには積極的に参加をいただいているのかなというふうには思っております。

それと忠類地域の事業というか工事について、忠類の支所で把握をしていなくて、業者の方が工事についての説明を聞きに行ったら分からないので本町へ行ってくれというなお話があったとか、たまに職員の皆さんに意見してみると、忠類グダグダ言うのなら本町の業者に仕事回すぞと軽く脅されてみたりとかですね、そういった多くの不満を寄せられております。

残念ながら、あまりいい話を聞かないわけでありますが、このことが忠類の方々にとって合併しなければよかったなど、一番嘆いている要因の一つではないかなというふうに思っております。

総合支所の今後の在り方について、お考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどお話ありましたように、4年間副町長でおられた遠藤さんが居なくなって、文字どおり私ども特別職と忠類総合支所との直接のつながりになっていく訳でありますから、私どもも当然今まで以上に忠類地域に対する配慮は必要だろうというふうに思っておりますけれども、ただ忠類の総合支所自体の機構がどうであるとか、人員がどうであるとかということについて、特に今どうこうしようというものはありません。

先ほども言いましたように、やはり忠類総合支所の大きな役割は、いかに忠類地域のみなさんの意向・ニーズを把握しながらそれを行政の中へ反映させていくことが、総合支所職員の大きな役割でもあろうというふうに思っておりますので、私もそうでありますけれども、なるべく多く地域へ出て、住民の皆さんと接する中で、いろんな条件、あるいはニーズを把握していくことがこれからも大事であり、そしてその事がまた信頼関係にも繋がっていくのだろうというふうに思っております。

私なんかは逆に、忠類の開町記念の運動会だとか、今言った盆踊りですとか、どんとこい祭りだとか、いろんな行事に私は忠類の職員を一生懸命出て、手弁当で文字どおり頑張っていたというふうなとそういう思いは強くしております。

決してその時間外が出されないと俺たちは行かないという思いの職員は、私はいないというふうに思っておりますし、私どももできる限り職員が忠類の方のそういったイベントにも多く参加できるように、これからも十分意を用いてまいりたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 岡田町長の今の気持ち、姿勢が職員の皆さんに伝わることを期待したいと思えます。

総合支所が将来的に、札内支所ぐらいの規模になるのではないかと不安を住民の方々は抱いているようであります。

現状見たときに、私の目からみても、そうなのかなというふうに感じることもあります。

そこで急激に人員が減ることがないように、総合支所の在り方というのを考えていく時期に来ているのではないかなと思っております。

そこで、町長に提案をさせていただきたいと思うのですが、先ほどお話したように、忠類の工事の内容も把握していないということはやはりこれはどうなのかなというふうに思いますので、入札は本町でもいいのですが、工事自体の把握はやはり忠類の職員の人がするようにしていただきたいとか、あと、忠類にとって必要な観光ですとか、特に林務ですとか、そういった課を分課することで機能を残していく形をとっていく必要があるのではないかと、そういう形にしていけないと住民からの理解も得られないだろうし、職員をたくさん残していくということに理解も得られないと私は思っていますが、どういった考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 総合支所の職員の配置については、合併当初の協議に基づいて今のところは順調というか予定とおりの配置だなというふうに思います。

ただ問題は、職員の配置イコールその総合支所で仕事が、それだけの仕事がなければ、ただ職員を配置するということにならない訳ですから、当然のことながら今言われたような仕事の分担、そういったことも必要になってくるのだろうと思います。

例えば、今まで町営牧場の仕事は、町の牧場係があったのですけれども、この部分はお案内のとおり忠類へ牧場係は配置をして、むこうで一括的な町営牧場の管理運営をあたってもらおう。

そういったことは、これからも出てくると思いますし、ましてや工事内容が分からないなんていうようなことは本来あってはいけないことだというふうに思いますので、再度調査しますし、例えば今まで今回のように、除雪の場合も忠類と幕別は当然雪の降る量も、時間帯も違うわけですから、それをいちいち忠類が、もう除雪車出ていいかというようなことを本町に問い合わせる、そんなことはあり得ないだろうと、当然そちらの状況を見て出勤を判断してもらおう。

そういったことは、当然のことだと思いますので、今言われたように林業関係もありますでしょうし、観光の面もありますでしょうから、そういったことはこれからも十分内部での検討重ねた中で、職員配置も含めた中で、対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 除雪についてもご意見いただいてまして、予算で聞こうと思ったのですが、今町長からご答弁いただきましたので、よく理解できました。

機構について改革は、また検討を重ねていただきたいものだと思います。

忠類地域の地域活性化診断の一つの中に2月9日に講演があったと思ひまして、ここにも私参加してまいりました。

行かなければ良かったと思うのですが、ひと月経って記憶がないというよりも記憶することがなんだったのかなと思ひ起こせないような講演だったなというのと、なんとなく人ごとで、住民がまちづくりに参加するのだという当り前な話で終わり、住民をその気にさせることも無く具体的な解決策も見出すことなく講演が終わってしまったように私は感じた訳であります。

後さらに、この活性化診断の中でさまざまな団体に事業を投げかけて、アルコの相撲の何とかだとか、忠類の音楽祭もやろうとしているのかどうか分かりませけど、そんな話も聞こえてきますし、あと予算なしでマップづくりをしているという話も伺いました。

再度お伺いしたいと思うのですが、この事業をどのようにまとめて、その診断結果というのをまちづくりに活かしていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 講演については、前川議員がそういうふうを受け止められた、いろいろな受け止め方はあるのだろうというふうに思いますけれども、私の今の段階では診断の結果が出てませんので、これらを受けた後に、結果を受けた後に内部でも当然検討しなければなりませんし、先ほど申し上げました住民会議の皆さん方にも、こういう診断結果について出たことについてのご意見を伺っていきたいというふうに思いますし、そのことが、これからのまちづくり、あるいは観光面に、あるいは産業面にどうやって活かされるか、十分検討していかなければせっかくの診断結果を無にすることのないように意を用いてまいりたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） これは事業が途中でありますので、この辺でやめたいと思うのですが、誰もが500万円の予算を使ったということが値があったなと思えるような事業にさせていただきたいと期待をしてこの質問を終わらせていただきたいと思ひます。

次に、文化・スポーツ振興についてお伺いをしたいと思います。

時間が無い中で、実行委員会を立ち上げて、壮行会やパブリックビューイングをボランティアの皆さんの支えによって成功を収めてきたと、教育長からお話ありましたけれども、私も同じ思いであります。

しかし、支援は物心ともにできたら良かったかなというふうにも感じておりまして、北京オリンピックの時と、バンクーバーの時では、寄付金集めに差が出てきたのだろうなというふうに思っております。

今回多くの気持ちのある方々から寄付の申し出をいただいたわけではありますが、結局どこでどうし

ていいのかわからないうちに大会が終わってしまって、貰いそびれた何ていうこともありました。

今後、文化・スポーツに関心を持っていただける方からの寄付金や会費など、管理できるような信用のおける組織が民間で立ち上がっていくような動きがあれば行政として支援していくお考えがあるかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 寄付金集めに関わって差があったのではないかとというようなこともありますが、今回の場合は非常に短い時間でありました。

そのようなことから、前回もそうでありましたけれども、当日、壮行会当日、ご家族の皆様にご直接お渡しすることができますと、ご相談があった場合にはそのようにお答えをいたしております。

あくまでも実行委員会で、方向、方針を決めることでありますので、今ご質問の件につきましては、それぞれの実行委員会の中で検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 分かりました。

今後の話になるかと思うのですが、町が先頭立って新たな組織をつくって行って欲しいというお話をしている訳ではなくて、このようなオリンピック選手ですとか、これから文化芸術を目指すような児童生徒が居たときに支援できるような組織というようにお話をさせていただいたのですが、そういうところにも行政としてなんらかの支援をしていただきたいと思いますし、行政の支援といってもお金の面でいけば財政も厳しいわけですから、なかなか難しいのかと思っております。

そこで、これは町長に質問になるか、提案をさせていただきたい。

また提案なのですが、ふるさと納税というのがありますが、これは目的別になっていて、新たな項目を設置して文化・スポーツ振興に使うことが可能なのではないかとこのように思っております。

そうすると町の財政に直接的な影響がなく、予算を捻出できると思っております。

文化・スポーツに関心を持ち、ふるさと納税をしていただける方々に対するPRなど行政にはお手伝いをお願いすることがあるかと思っておりますが、仕組みとして可能かどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ふるさと納税の中には何項目かいろんな項目があります。

例えば、パークゴルフ振興に関わってということもありますから、もちろん体育・スポーツの振興あるいはもっと具体的にオリンピック選手支援寄付金ということも可能かどうかは、ちょっと分かりませんが、法的には十分やっているとこのように思っておりますので、ご提言がありましたことについても内部でも検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） また具体的な動きがあったときには、具体的な協力、支援の仕方なんかも相談に行かれると思いますので、その時にはよろしくお伺いしたいと思います。

今回のオリンピックの経済効果は、金メダルで400億円、銀メダルで200億円と言われてきておりました。

本町で言えば、陸上の福島選手や山本選手、そして高木選手という方々には注目が集まって、ものすごく幕別町をPRしていただきました。

そういうことを考えたら、これを行政としてどのように活かしていくかというのが今後の課題になってくるかなというふうに思っております。

ずるい言い方で言えば、そういった選手を利用しながら幕別町のまちづくりを進めていくということなのだと思います。

中札内村は、中札内高校の廃校跡を改修を行ってスポーツ合宿の活動を始めようという動きを見せておられて、全日本バレーチームの合宿がなんとなく決まりそうな感じであります。

幕別町も今回もそうありますが、多くのアスリートを出していただいて、これは本人の資質や

努力、そして指導者そういったこともあるかと思いますが、この幕別町における風土や気候なんかが強い選手を育てることに適しているのではないかと私は勝手に思っておりまして、そういう意味でこういったスポーツチームや実業団をこの町に引っ張ってくるような動きをしてみたらどうなのかなというふうに思っております。

それと駒島小学校を宿泊可能な体験活動型の交流研修施設として整備する予算を今回上がっているようではありますが、このような施設も利用して受入れなんかもできるのではないかというふうに思うのですが、この辺の考え方を伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今まであまり本町にはそうした例があまり無いのだろうというふうに思います。

昔なんか、柔道の合宿か何かがあったような気がしますけれども、いずれにしてもこれだけオリンピックに雄大な選手を派遣したというようなことで、幕別町の知名度も上がったのだろーと思っておりますが、そういったことを利用して少しでもそういう方面で、今言った宿泊施設の利用、あるいはグラウンドやいろんな活用ができるものを利用しながら、これからのまちづくりの中に活かしていければいいものだというふうに思い、当然教育委員会とも連携しながら相談をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） 通告に従いまして質問いたします。

高速道路の無料化で交流人口を増やす対策を。

北海道の新総合計画によりますと、道内は六つの連携地域に分け政策と重点プロジェクトをまとめております。

十勝は目指す姿を高速交通ネットワークで結ばれる道東の拠点と位置づけ、一つ目にとち農ブランドパワー、二つ目に食の王国とち観光プロジェクト、三つ目に美しいエコなとちづくりを示しております。

このことは、高速道と農と食で町づくりをすべきと言うことであり、今年の6月から始まる高速道の一部無料化により350万人の住む道央圏と直結となります。

体験型観光を求める交流人口の増加が想定され、しかしながら魅力の小さな町は、素通りされるだけであり、幕別を目的地に選んでもらうためには、仕掛けの必要があります。

最近よく言われる十勝は一つなどと言う甘い言葉に惑わされることなく、幕別の強みの再発見を行い成長戦略を持って交流人口の増加を目指して、通過する町から立ち寄る町にしなければなりません。

その対策として幕別らしさを新しく開発すべきである。

北海道の重点プロジェクトとなる食の王国とち観光プロジェクトを実行するにあたり、一つの考え方として、パークゴルフ発祥コース体験型観光客に、幕別のオンリーワンでとことんこだわったご当地メニューを昼食としてプロの手助けを得て開発することの検討をしてほしいと思います。

また忠類では、タイミング良く行政職員のヤル気が感じられる地域活性化診断が進行中であります。

その目指すゴールは診断報告提出ではなく、まちを元気にする出発点に住民と共に立ち、食でプロの眼をかりて地域力をつけ交流人口を増やそうとするものと考えております。

また活性化診断と同時進行に必要な人材・食材・お金を官民連携のもとで、いかにして出し合うかも検討すべきであると思います。

以上について町長の考え方を伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

「高速道の無料化で交流人口を増やす対策について」であります。

高速道路網の整備につきましては、昨年、道東自動車道のトマム・占冠間が開通し、残る占冠から

夕張までの34.5キロが平成23年度に完成することにより、道央から十勝までの全線が開通することになります。

また、帯広・広尾自動車道の中札内・大樹間につきましても、更別インターまでが平成24年に、忠類インターまでが平成20年代後半の供用を目指して整備が進められているところであります。

加えて本年6月からは、高速道路無料化の社会実験が行われることとされておりますことから、全線開通を前に、物流はもとより商業面、観光面などにおいて、大きな変化が生じてくるものと考えられるところであります。

先月、室蘭工業大学の研究グループが、「高速道路の無料化によりストロー現象が進めば、十勝は2040年までに1万人以上の人口を吸い取られかねない」との研究結果を発表しましたが、一方では、無料化や全線開通を見据え、北海道ガーデン街道協議会の観光庭園街道実現への取組みや、北海道菓子工業組合十勝支部と帯広洋菓子協会によるスタンプラリー事業が既に行われているところであります。

このように、道央圏350万人市場をターゲットとした交流人口を取込むためには、まず、十勝に目を向けさせることが重要であり、既に取組みを進めている団体を含め、十勝観光連盟や道東道とから連携協議会、シーニックバイウェイなどの関係団体と広域的に連携協力し、一丸となって十勝をPRしていくことが必要であると考えているところであります。

そうした上で、各市町村がそれぞれの地域特性を生かした観光資源の発掘や再構築を図ることにより、個々の魅力を高めていくことが重要であると認識いたしております。

ご当地メニューの開発についてであります。本町には町外・管外から数多くのパークゴルフ愛好者が訪れており、とりわけ、発祥のコースであります「つつじコース」は、利用者の2割程度が十勝管外からの愛好者であると予測され、これらの方々の多くは、本町地区の飲食店で昼食を摂られているとのことでもあります。

ご当地メニューは、道内では、富良野市、北見市、美瑛町のほか、十勝管内においても芽室町の「十勝芽室コーン炒飯」や帯広市の「十勝おびひろ枝豆サラダ麺」と「スープパスタ」が発売されており、清水町でも今年の7月を目標に取組みが進められているとのことでもあります。

本町におきましては、現在のところ、これらの取組みに匹敵するような段階には至っておりませんが、町内の有志で組織しておりますグループが主体となって毎年行っております「そばまつり」や「ニラとゆり根を食する集い」など地場産品を活用した独自の取組みがなされており、こういった取組みがきっかけとなり、地元の飲食店を交えた中で、ご当地メニューの開発・販売に発展し、地元商店街や町の活性化につながればと考えております。

次に、「忠類地域の交流人口の増と人材や食材等の提供について」であります。忠類地域におきましては、官民連携のもとチョマナイ会、シーニックカフェ、酪農教育ファームでの体験受け入れなどの活動のほか、先月28日には、アルコ236において、地域の食材にこだわった食事を提供して相撲甚句のライブが開催されるなど、地域の特性を生かした取組みが進められておりますことから、こういった熱心な活動の中から魅力あるメニューや観光資源が育まれていくものと考えております。

いずれにいたしましても、ご当地メニューが魅力ある観光資源としての食となり得るには、「そこでしか味わえないもの」、「その地域の食材が凝縮されているもの」など、その地域限定で他の地域との差別化が図れることに加え、関係者・関係団体の熱意と連携が、成功の鍵であると言われております。

幸い、町内には特産といわれる農産物にも恵まれているうえ、料理に関するNPO法人や団体を含め、料理に造詣の深い人材もおりますことから、これらの方々のご協力をいただきながら、飲食店の組織や商工会サービス部会などへの働きかけをしてまいりたいと考えております。

以上で、藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） それでは再質問いたします。

まず、高速道路の無料化、それから最近になりますと休暇分散化法案などいわゆる政府は観光によって地方の景気雇用対策を財政出動しないで景気対策をします。

正しく私が思うには、21世紀の環境を基にした産業革命が起きるのではないかと、そういう急激な変化が期待される時代がきたのではないかとそう思っております。

そういうことも新しい決定のうえ、また昨日の新聞によりますと農林漁業総合化促進法案といういわゆる農業者が加工と販売をするなどという独自産業化の法律を決めようとしております。

我が町は農業が基盤であります。

交流人口拡大のために、農家の加工、販売、また食の関係者の経営の安定こういう要因を考えまして、ぜひ産業革命前夜の時代にこの三つを組合わせて町興しに使うべきではないかと思っておりますが町長の考え方お聞きしたいと思っております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話のありました観光を活かしてのまちづくり、あるいは産業振興、特に今一番十勝で言われているのは、観光はまず食、農との連携をすることが一番大事だということが、先月でしたでしょうか町村会議長会の講演の中でもお話をお聞きしました。

それが無ければ、なかなか観光は進んでいかないと、そういった意味では本町の場合食に関して、農に関しては、大きなウエイトを占めている訳ですから、これをいかに観光と結びつけるかが大きな課題であろうというふうに思いますし、またそのためには、そこで一生懸命頑張っていただける人材の育成ということもまた必要なことなのかなというふうに思っております。

行政が即関わるのみでなくて、いろんな方々のご協力をいただきながら、あるいは連携を密にする中でそうした方面の取組みを今後、先ほども申し上げましたようにいろんな団体との協議の中で日々やっていければというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） 行政報告にもありましたけれども、交流人口拡大のために、町長は点在する観光拠点を連携させたいということで、幕別町で当てはめますと、やはり40キロ離れた地域でそれぞれ、時季の違うときも含めてイベントが行われていると。

まさしく時空を超えて連携させなければならない、そういうことを考えましたら幕別から忠類に広がっている広大な農地、その土地から取れる生産物を主人公にして我が町に新しい観光の魅力、そういうものをつくる。

いわゆる各イベントに、できれば共通の味や、共通のストーリーを持たせて幕別らしさを訴えるべきでないかと思っておりますが、町長どのお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 食に関しては、今も忠類地区のゆり根をはじめ、長いもですとか、あるいは最近ではインカのめざめ、いろんな食、和稔じょもそうですけれども、幕別の特産品として、かなり知名度といいますか、名も広がってきているのだらうと思っておりますけれども、要するにそうしたものをいかに加工して一般の皆さん方に召しあがっていただくか。

それが大きな問題・課題であるというふうに思っております。

イベントのときに、いろんな形で提供することも一つの方法であると思っておりますし、また農家の皆さんの協力をいただく中で、それらをどんな形で商品化していくか、あるいは観光に結びつけていくか、まさにグリーンツーリズムもそうでありますけれども、いろんな関係者の皆さんのご意見等をいただく中で今後取組んでいくことが大事であろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） 先日の忠類の活性化診断でもありましたが、また本別でもシンポジウムがありました。

いわゆる戦略論というのはかなり出尽くしている。

皆さん耳にタコができるくらい聞いているのではないかと。

そろそろ戦術、これを詰めていくときがきたのではないかと、私は思っております。

我が町は、やはりパークゴルフでおそらく道央から多くの方が今以上に来る。

そこに、いかに一村一品で町に留めるか、これは大変重要なことだと思っております。

最近、私の町では二つの日本一が出てきました。

いわゆる日本一速いアスリート、また日本一若いオリンピック選手。

これは二つともスポーツに関係する、ぜひもう一つ違うもの、いわゆる食で日本一儲かりご当地グルメ、これをぜひ町長、力を入れてつくっていただければありがたいなと思っている。

本日は、できましたら町長がその研究・開発・販売を目指して日本一儲かりご当地グルメを開発することをスタートするぞという声を掛けていただければと、今、町では食で町興しをやるという人たちが今か今かとジリジリして待っている状態であります。

ぜひ、町長に号令を掛けていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 儲かりご当地グルメ、できればいいのでしょうけれども、どこへ行っても、先ほども言いましたように、なかなか行政が声を掛ける、これはもちろん大事なことなのかもしれないけれども、例えば、浜のお母さんがいろんなことをやるとか、農家の奥さん方が集まってやるとか、たまたま今、忠類でちょっと動きがあるのが調理師の皆さんが集まって何かを特産を名産をつくりたいというような動きがあるやに聞いております。

そういった意味では調理師の皆さん、あるいは本町にも料飲店組合という組織もありますから、そういった皆さんに立ち上がっていただいて、それを行政が助成、応援をするという体制の中で今申し上げたようなグルメが出てくれば大変私もありがたいことだと思いますし、また町としても当然そうした方向に力を入れていくことも必要なことなのだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） 行政でということですが、清水、芽室町におきましては、やはり3名の職員の方が、熱意を持って旅行誌で言いますと「じゃらん」という旅行誌の編集長に直談判に行きまして、何とか自分の町、頑張りたいという熱意を持って協力体制に入ったと聞いております。

当然、役場の職員に入った今30代の方、我が町にもおそらく町おこしをしたいという気持ちがあつて町職員になったという方がたくさんいると思います。

ぜひ、3名でよろしいです。

町長ぜひ、部とか課で担当させるのではなく、個人が資質でぜひやる、そういうやる気のある3名を起用していただいて、我が町の一村一品のグルメというものを、機運をつくっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 3名いきなり係で配置する訳にはいかないでしょうけれども、町のシステムの中では、個人が、あるいは自分が何かに興味を持ってこういうことをやりたい、まちづくりでこういうことをやりたいというようなことに対する自主研修組織、機会があります。

町が旅費を出して、自らここと、こういうところを見てきて、こういうことを将来やりたい、そういったことに関心がある職員がどんどん出てきてくれれば、それらを経験し、あるいは広く配分してきた中で何か自分で見出してくれれば、これまた一個人の資質を伸ばすという意味でもありがたいものがあるのかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） 人材につきましては。

次に大事なものは、お金です。

おそらく忠類の支所の担当者の方も、診断が食ということで進むとなれば、4月から金が掛かるだろうなと思って今診断している最中ではないかと思っています。

他の町村調べましたら、やはり研究から成果の発表までには300万円掛かる。

それから、次の年1年間、これは完成して売り上げるためには200万、やはり500万円近い金が掛かる。

当然、忠類もいろんな一口1,000円でサポートするよとか、そういう方も出てくるかと思います。
また支援団体もいるかと思いますが、今の町で500万円の金はなかなか、民間から調達するというこ
とは非常に難しいと思います。

これは町長、責任とは言いませんけれども、ぜひそれぐらい予算は今から頭の中に入れておいて
いただきたいと、そうすることによって、忠類総合支所で頑張っている職員もより前進できるのでは
ないかと思います。

いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来申し上げておりますように、そうした時点で町として必要なことであれ
ば500万が600万になろうが必要なものは、必要なことだというふうに思いますけれども、まずはそう
いったきっかけなり、これからの診断の結果でそれを見ながら内部での検討の結果新たな方向へま
た進んだときに、当然そういったことにも繋がっていくのだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） それでは、最後ですけれども、遠藤副町長が退任、合併4周年を記念して北海道
新聞で交流人口を増やすという見出しの記事がありました。

そこで忠類の忠類地域の声をどうすい上げるかという問いかけに、町長は総合支所の担当職員は外
に出て、町民が行政になにを求め、それを把握し、予算や仕事に反映させる。

それが実現できるように私が先頭に立って、立たなければならない、また実践していきたいと語っ
ておられました。

この言葉は私にとっては、非常に忠類地区だけでなく、いわゆる全幕別に、また全職員に向け
て言ったことばではないかと思っております。

ぜひ町長自らいろんな事業、優先順位を定めながら、まちづくりや交流人口の拡大のために積極的
に先頭に立ってくれるものと思っておりますが、決意を聞きたいというわけではないですけれども一
言よろしく願いたいします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどにもご答弁させていただきましたように、4年間お世話になりました遠藤
副町長が居なくなったわけでありますから、忠類総合支所は、さらに住民の信頼を得て、頑張ってい
ただくと、そのためには私も先頭になって皆さんとともに住民のニーズの把握に努めて、そして今お
話のありましたように、それが具現化していくことが大事なことだろうというふうに思っております
ので、これからも頑張らしていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11：57 休憩

13：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、斉藤喜志雄議員の発言を許します。

斉藤喜志雄議員。

○3番（斉藤喜志雄） 通告に基づきまして、大きくは2点について質問をいたします。

まず最初に、全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストの実施についてお尋ねをいたしま
す。

3年前の2007年、43年ぶりに再開された全国学力テストは、政権交代で2010年度から規模を縮小し
て実施されることとなったのはご案内のとおりであります。

すなわち3年間にわたり全数調査でしたことにより、学校現場での点検と改善の改革に生かすとい

う初期の目的を達したとして変更がされたものであります。

その大きな変更点は、調査対象と結果集計の2点であります。

まず、調査対象については、全国の国立、私立の別なく小学6年生と中学3年生の全員を対象とする
悉皆調査であったものが、抽出実施に変更されたということであります。

具体的には、この2学年の中から全国の31.6%にあたるクラス学級を選んで、そのクラスの全員が
受ける方式に変更されたのであります。

当然学校規模によっては、あるクラスは対象になるけれども、あるクラスは対象外となることも考
えられるところであります。

文科省は、このようにバラつきが出ることに配慮したとして、混乱を避けるという観点から学校の
設置者が希望すれば、このテストに参加できる、希望参加方式を設けたとしております。

しかし、現場からすると一律参加でない分、参加の意思が問われる踏み絵のような感が残ることも
否めないのではないかと私は思っているところでもあります。

もう一つの変更点は、結果の集計であります。

従来、採点は全員分の答案を回収して国が一括して行ってきましたが、これからは対象の31.6%の
クラス分だけを回収して行うことになります。

従って、その集計は国並びに都道府県にとどまり、市町村、学校別の成績は集計されなくなることは
意味するものでもあります。

ちなみに、道教委は学力向上対策として、非抽出校を含む道内小中学校の採点集計費として、9,617
万、約1億。

昨日の新聞でご案内のとおり、見だしとしては学力向上対策として1億5,000万を組んだと。

なるほど素晴らしいことだなと思って見ましたら、その内容は、その1億、約1億を占めるのはな
んだかと言ったら学力向上対策ではありません。

その資料となるかもしれませんが、採点集計費の掛かる経費であります。

一方こうした国の動向を受けて、管内教育長部会は、2月8日の会議で最終的には各委員会の判断
になるとしつつも、非抽出校についても全校参加する。

あまり意味は分かりませんが、その意思統一を図り、事実上参加を決定したところでもあります。

以下、何点か10年度の全国学力テストに関わって、お尋ねをいたします。

その1点目は、悉皆調査という実施方法の変更に伴って、当然過去3年間の全国学力テストの実施や
内容等について総括をされているものと思われれます。

どのように総括をされているかお伺いをするものであります。

そしてその2点目は、町内いずれの小中学校が抽出となっているのかお伺いをいたします。

最後に3点目は、前段申し上げたとおり、非抽出校については、希望参加されることと思いますが、
思いますがこれは、正式には聞いておりませんのでそういうふうに記述をさせていただきますが、
参加されることと思いますが、何を願い、何を期待して、すなわち目的や意図について希望参加され
るのかを知りたい、お聞かせをいただきたいというふうに思っております。

次に、大きな2点目ではありますが、全国体力・運動能力・運動習慣等調査、通称全国体力テスト結
果の分析と対応についてお尋ねをいたします。

文科省は、全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、国や教育委員会そして学校
が子どもの体力向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立するとして学校が各児童生徒の体力や
運動・生活・習慣等を把握し、学校における体育や健康に関する指導などの改善に役立てることを目
的として、一昨年から小学校5年生と中学2年生を対象に全国体力テストを実施していることはご案内
のとおりであります。

いわゆる、07年度から行われているところの全国学力テストの体力版とも言うべき性格をもつもの
であります。

両テストとも、その背景には全員を参加させ、能力を競わせ、数値向上を図るという教育手法を垣

間見るところであり、批判のあるところでもあります。

このほど文科省から平成21年度全国体力テストの結果が公表されました。

それを受けて、道教委はもとより、2月10日には帯広市教委が体格はいいけれど、体力依然低め、日常の運動二極化顕著という報道見出しで、ご存知のとおり市内小・中学校の生徒の状況が公表されたところでもあります。

以下、本町児童生徒の結果分析とその対応や支援策等についてお尋ねをしたいと思います。

その1点目は、ここ2年間の全国体力テストに参加して得た結果から、本町の児童生徒の体力をどのように分析をしていらっしゃるかお尋ねをいたします。

合わせて、本町児童生徒の特性や特徴的な傾向についてもお伺いできればと思います。

その2点目は、結果分析や本町児童生徒の実態を踏まえ、町教委として児童生徒の体力の維持向上、ならびに確かな生活習慣を身に付けさせるためどのような支援策や方策と教育現場への指導を考えているかお尋ねをいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「全国学力・学習状況調査の実施について」であります。

全国学力・学習状況調査は、急速に変化する社会に即応しつつ、国民が一定水準の教育を等しく受けることができるよう、教育の機会均等や水準を確保し、義務教育の質を保証するための取り組みとして、平成19年度から実施されているものであります。

ご質問の1点目、「過去3ヵ年間の全国学力テストの総括について」であります。

これまでに実施された3回の調査結果から、北海道においては、全国の平均正答率との差は縮まっているものの、依然として全国平均よりも低い状況であり、基礎・基本の確実な習得や学習習慣の定着に課題があるものと認識いたしております。

一方で、この調査によって、教育委員会や学校が、児童生徒一人ひとりについて義務教育としての果たすべき教育水準が確保されているかどうかなどを把握し、そのあとの教育指導を進めるとともに、毎年実施し、全国と比較する中で、これまでの取組みの検証・改善を図ることができるほか、子どもや保護者にとっても、学習内容の理解度を計ることができるものと考えており、この調査結果を踏まえながら、学力向上の取組みを進めていくことが大切であると考えております。

ご質問の2点目「町内の小学校及び中学校の抽出校について」であります。

昨年12月28日付けで文部科学副大臣から通知のありました「平成22年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」では、抽出率や抽出方法については規定されておりませんが、本町におきましては、小学校2校と中学校1校が、抽出調査の対象候補校に選択されたところでもあります。

文部科学省においては、調査の実施日まで対象校名を公表しないこととしておりますことから、具体的な学校名につきましては、公表を差し控えさせていただきたいと思っております。

ご質問の3点目「希望参加する非抽出校の参加の目的について」であります。

文部科学省から通知されました「実施要領」におきましては、抽出調査の対象校以外の学校については、学校の設置管理者の希望により抽出調査と同一の問題の提供を受け、調査を利用することができることとされており、北海道教育委員会においては、当該希望調査の実施に係る採点・集計等の事業費について、新年度予算に提案する旨の連絡を受けたところでもあります。

幕別町教育委員会では、これまで、幕別町校長会の協力をいただき、「全国学力・学習状況調査の結果と改善の取り組みについて」を作成し、教科ごとの「調査結果」と「学力の傾向と課題」、そして、「指導のポイント」を取りまとめ、各学校の職員会議や校内研修の場において課題の共通理解を図りながら、指導方法の工夫など具体的な改善策等について、取組みを進めてまいりました。

また、各学校においては、参観日の懇談会や「学校だより」などを活用し、改善の取り組みについて保護者への周知を行うとともに、家庭における学習習慣の定着を図るための取組みを進め、児童生徒の学習意欲の向上に努めてまいりました。

本調査への参加目的は、児童生徒の「学力の測定」だけではなく、全国や都道府県等の状況を参考にしながら、自校の教育の実態と成果を把握し、客観的なデータに基づいて改善に取り組むことこそが真の目的であると考えております。

児童生徒一人ひとりの学力や学習状況をつぶさに把握し、さらなる向上につなげていくことができるよう、これまで同様、すべての学校が参加していくことが望ましいものにとらえておりますが、次年度以降につきましては、文部科学省及び道教委の動向を見守りつつ、管内市町村教委とも連携を図りながら、進めてまいりたいと考えております。

次に、「全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果の分析と対応について」であります。

児童生徒の体力・運動能力が、長期的に低下傾向にある中、学校生活や家庭生活を通して、あらゆる活動の基礎となる体力をしっかりと身につけていくことが求められており、児童生徒の体力・運動能力の状況を把握し、その調査結果を生活習慣などとの関連から多面的に分析し、地域や学校における取組みに生かしていくことが必要であると考えております。

ご質問の1点目「本町の児童生徒の体力の分析と特徴的な傾向や特性について」であります。

はじめに、体格の分析についてであります。

小学5年生の男子では、体重の平均値で全国を上回っておりますが、身長・座高は全国・全道平均を下回っており、女子は、いずれにおいても全国・全道平均を上回り、男女ともに肥満傾向では、全国出現率を上回っております。

中学2年生の男子では、身長で全国・全道平均を上回り、肥満傾向では、全国・全道出現率を下回っております。

女子は、身長で全国・全道平均を上回り、やせ傾向が全国・全道出現率を大きく上回っております。

次に、体力の分析についてであります。

小学5年生は、全体的に見ると、男女とも全道平均を上回り、全国平均をやや下回っておりますが、総合評価では、体力・運動能力の高い児童の割合が、特に男子で上回っております。

特徴としては、8種目中、「握力」、「上体起こし」、「長座体前屈」、「ソフトボール投げ」などで全国平均を上回ってはいるものの、「反復横とび」、「20メートルシャトルラン」、「50メートル走」など、いわゆる脚力や持久力を伴う種目において、全国平均に比べ低い位置にとどまっております。

中学2年生は、全体的に見ると、男女ともほぼすべての種目で全国平均を下回っておりますが、全道平均とほぼ同様となっております。

特徴としては、男女とも、「反復横とび」、「持久走」、「50メートル走」などで全道平均を上回っておりますが、「握力」、「立ち幅跳び」、「ハンドボール投げ」では、全道平均を下回っており、筋力・柔軟性などに改善の必要性があるものと思われま。

なお、合わせて実施されました、運動習慣等にかかる質問紙調査についてであります、「運動部活動の加入率」、「朝食の摂取率」、「8時間以上の睡眠時間をとっている割合」については、小学5年生及び中学2年生の男女とも、おおむね全国平均以上となっております。

ご質問の2点目「児童生徒の体力の維持向上と確かな生活習慣を身につけさせるための支援策や教育現場への指導について」であります。

学力と体力は、いずれも、子どもたちが将来、自立して社会生活を営んでいくための基礎となるものであり、そうした力を身に付けていくことは、今後の人生を送る上でも非常に大切なことでもあります。

質問紙調査での回答状況から、運動やスポーツに対する興味・関心などには大きな差がないものの、スポーツを積極的に行う者とそうでない者との二極化の傾向があること、また、女子にあっては、テレビの視聴時間が長い傾向にあることなど、生活習慣や運動習慣に課題があることが明らかになったところであり、今後は、これらの改善に向けた取組みに努めていかなければならないものと考えております。

以上のことから、体育の授業において、身体を動かすことの喜びを体感させ、積極的に運動ができ

るような工夫改善を行うことはもちろんのこと、発育発達や個人差を踏まえた指導に配慮するとともに、運動が得意ではない児童生徒に対して、運動を習慣化させる取組みを図っていくよう指導してまいります。

また、町PTA連合会や子ども会との十分な連携を図りながら、運動習慣の確立や生活習慣の改善の必要性について家庭や地域に広く周知を行い、学校、家庭、地域が一体となった取組みを推進してまいりたいと考えております。

以上で、斉藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 斉藤喜志雄議員。

○3番（斉藤喜志雄） それでは、大きく二つの質問をさせていただきましたが、それぞれについて再質問をさせていただきたいというふうに思います。

今、教育長さんからの答弁を聞いて、非常に本学力テストの有用性、効率性、あるいはそれに基づく施策等々に有効に機能するものであるというふうな総括をお受けをしました。

必ずしも私と一致しないところがありますので、そういう観点から質問をさせていただきます。

その一つは、教育長しっかり耳を澄ましたら、子どもたちや学校の先生方からの悲鳴が聞こえてきませんか。

どういうことかと言うとですね、どうしても私はあまり、そもそものところに踏み込みたくないなと思っていただけども、今回のこの答弁で、非常に有用で、有効的で、有効なものであり、費用対効果から考えても非常に有益だという視点がずっと貫かれているな。

教育長の立場として仕方ないという部分も分からない訳ではありませんが、そこで、私は今申し上げましたように、子どもたちの悲鳴が聞こえてくるのです。

どんな悲鳴かと言ったら、世の中に親ほどうるさきものはなし、学力、学力と夜も寝られず。

これは大阪のある中学生が読んだあれだけだ。

そこで、このテストをとおしながら教育長は、まずどんな学力観をお持ちかについて、お尋ねをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 私にとっては、非常に難しいご質問かというふうに思いますが、過去にもお答えしましたように、笑顔も学力であると、そんなような学力観、テストができればいいということではなくて、人間として生きる力を持った者、そういうことがトータルで学力として見るべきではないかというようなことを考えております。

○議長（古川 稔） 斉藤喜志雄議員。

○3番（斉藤喜志雄） 今お答えいただいたのは、実は3日の日ご説明をいただきました教育行政執行方針の中で、きちんと述べられているのです。

そういう意味では、教育長お分かりなのだなというふうに思っているところではありますが、こんなふうに言っていました。

すべては子どもたちのために合言葉に、学習指導要領の理念である生きる力を支える確かな学力、豊かな心、すこやかな体。

こんなふうに述べている。

私は、このときに聞いたときに、いいこと言っているなどと思って実は聞かせていただいたのであります。

それであえて学力観を問わせていただきました。

ひるがえってこの学力テストに見てみましょう。

たった2教科です、2教科ですね、国語と算数、国語と英語、たった2教科を計って学力としてしまっている。

そして、その結果が、結果が独り歩き始まっている。

先ほど言いました、学力、学力と夜も寝られずといったのはそういう趣旨であります。

子どもたちから悲鳴が聞こえてくる、いかがでしょうか、そういう意味であります。

私は、少なくともうちの教育委員会は、教育長さんは分かっていると思って、あの教育行政方針を聞き、今のお話を聞いて、個に応じてきめ細やかな指導に努めるというところを持ってして、理解をしたいとこんなふうに思っているところではありますが。

もう一つ笑うに笑えないというところで、沖縄県のある教育長と同じ立場にある人がこんなことを言ったのです。

2回、3回と学力テストが続いていくに従って、極めて沖縄というところはご存知のとおりランキング低いですね。

ランキングからすれば低い。

その低いランクのところ、テストに芸能という教科があればトップですなんだかなあ、とか言って冗談とも本音ともつかん言葉を吐かれた。

これ何を意味するかというと、その場は笑い話で終わってしまったけれども、しかしこのところに持つ非常に深いものがあると私は思った。

教育長も行政執行方針の中で述べられているとおり、もっと多角的に子どもたちの個性や生きる力、生きる力を見てほしいものだと、そんな願いや思いがこの中に私は込められていたのではないかなと。

もう一度言います。

テストに芸能という教科があれば、うちはもっとランクが高くなるのだけれどな、思わずこぼした。

ご案内のとおり、教育基本法の1条の中では、教育の目的というのが語られております。

人格の完成。

2条の中では、その目的を達成するために、目的を達成するための目標が掲げられております。

その中で、先ほど教育長が行政執行方針で言われたように、豊かな心だとか、体力だとか、後ほどやる体力だとか、それから学力だとか、確かな学力だとか、いわゆる知育、徳育、体育そういうものを総合したものをもってして人格の完成に資する、それが学力だ、そういう押さえに立たなければ私はいけないのではないかな。

そういう視点から言うと、非常に、非常に私はこの3年間の学力テストでひずみが社会の中に出てきているし、悲鳴が聞こえてくる、そう思っている。

自分のことばかり言ったら、自分の思いばかり言っていたらあれですから、もう少し聞かさせていただきます。

そこでより具体的に、全国学力テストで子どもたちの学力の変化というのは見て取れるのでしょうか。

見て取れるのですか。

先ほどの答弁を聞くと、一見、見て取れるように私には受け取れたのですけれども、いかがでしょうかお聞かせください。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 全国的な学力の変化について、捉えられるかということでもありますけれども、基本的な学力テストはすぐ公表されるものでありますので、同じ内容のテストが実施できない、よって経年の比較ができないという状況であります。

ただ、トータル、マクロ的に見れば、おおよその傾向が出るということについては、これは否定できるものではないかなというふうには思います。

○議長（古川 稔） 斉藤喜志雄議員。

○3番（斉藤喜志雄） これまた教育長お分かりになっていらっしゃるんですね。

比較できないよ、なぜならテスト終わったら一斉に発表してしまう。

したがって、翌年それはもう使えない、追跡調査としては使えません、そうですね。

要するに毎年難易度が違う、毎年難易度が違うものを、ここに新聞いっぱい持ってきているのですけれども、新聞の中での見出しだけ見ましようか。

学力テストまた下位ショック、平均正答率他管内を上回る、学低地域格差なお、全国下位に落胆。
そうやって正答率をランク付けしてしまうことによって、ランク付けして発表することによって、そして翌年出てきたら全国また下位、本来比べてはいけない、比べられないもの、これは文部省も認めている。

だから都道府県だとか、別は言っても市町村別については駄目だよとっている。

しかし実際には、今ここで新聞の見出しだけで申し上げたとおり、でもそういう形、多かったですね。私はどうしても、そして本来の出だしのときにも、質問のときに申し上げましたとおり、文科省は初期のあれは達成したと言っている。

達成したと、なのにどうしてまた今度参加するのかな、どうしても理解のできないところですし、どうしてそうやってあおりをあれするのかなという気もしないでもない。

取分け先ほどもちょっと申し上げましたけれども、北海道教育委員会は、新聞の見出しでなんと上げたかと思ったら、北海道教育委員会、学力向上対策に150億、見られた方いらっしゃる、150億、先ほどもちょっと言いました。

ところが約1億9,600うん十万、9,600うん十万はあれしたのですよ、その中に含まれている話だった。

集計と採点費用なのです。

そういう意味では、いわゆる費用対効果という観点から言っても、それから国レベルで言えば約180億ですよ、そうですね。

私の計算間違っていたら教えてください。

約180億の投資をして行って3年間でやっているのです。

今年度除いても180億。

そして、比べられない、そしてなおかつあちこちから悲鳴が聞こえる。

本音が聞こえてくる、そういうところに施策を打つということがいかなものかということも含めて3年間の実施にあたっての総括については、私は必ずしも教育長とは一致しないよという話をした。

しかし部分、部分では非常に教育長のおっしゃっている思いが良く分かりましたので、基本的にはそんなにずれていないのだなというふうに理解をさせておいていただきたいというふうに思います。

そこで、あんまり言ったら時間がなくなりますので、教育現場のこの学力テストの結果をどのように受け止めたり、活用しているという、あるいは改善を図っているかというところで、具体的な話をもう少しお聞かせいただきたい。

教育現場の中で、具体的にこの3年間の結果を受けて、町内の子どもたち、町内の学校、町内の保護者、そういったところで具体的にどんなことが改善策として取組まれているかについて、少しお聞かせいただければよろしいかと思いますが。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） この改善策が、どのように学校現場で実践されているのかということについては、いろいろあるかと思いますが。

まず校長のリーダーシップのもとで、改善計画をつくり、国や道の制度を活用しながら、これ例えて言いますと、教員の過配でありますとか、いろんな退職教員の活用授業でありますとか、そういうものを十分活用した上で、基本的には先生方にそれなりの改善に向けた時間が取れるような配慮をしてもらうことが大事だろうというふうに思いますし、学校現場においては、放課後に補習学習をしているところなども見受けられます。

また家庭におきましてのことですけれども、これは学校だより等々、先ほども答弁しておりますけれども、そういった指導の、あるいは啓蒙に十分意を用いただいていると。

まだまだ十分でないところはあるかと思いますが、いわゆる習慣に関わる保護者への啓蒙、それから学校と町教委との連携の中での人的配置、こういうもつで改善が進められているものというふうに理解をしております。

○議長（古川 稔） 齊藤喜志雄議員。

○3番（齊藤喜志雄） 先ほど、教育長の答弁の中に、教育の機会均等と、水準保持のため、児童生徒の学力学習状況を把握、分析することを通して、教育の結果を検証し、改善していくことが大事なのだというふうに書いていただいているわけですね。

それで具体的にはということで、今お話をお聞きをしたところであります。

私は、180億もとおして、180億も投じてやったこの費用対効果が無駄にしないためには、なんと云って子どもたちが知りたいよ、分かってほしいよ、できるようになりたいよという、子どもたちが本来持っている知的な好奇心に応えるための日常授業の充実をいかに図るかが、実は非常に大事になってくるのです。

大事になってくる。

先ほども言いましたように、2科目、高校入試で言えば5科目ですよ。

例えば、知的な分野だけであえて言わせていただければ、中学生であれば5教科、小学校でも4教科、たった2教科の中で、授業改善を行っていくというのは、私はあまりにも乱暴だと、そういう意味ではこのテストのテスト設計そのものは何を知りたいのかという、テスト設計そのものが私は間違っていると、そう思っているのです。

それから全国210万人の子どもたちを一斉に悉皆調査でやらないといけないという根拠は全くない。全くないと思っています。

だから、しかし、せっかく出た答えですから、やったわけですから無駄にしないためには、何をしなければならぬか、今言ったように、授業実践をどうするかというところにしっかり持っていかなければならぬ。

そうすると教育現場の中でどこの学校もが差がなく、継続的な計画や、実践や、点検や改善、いわゆるPDSCAがきちんと確立されていて、そして仮に2教科といえども、先ほど言った、分かってほしい、できるようになりたい、やりたいという、そういう子どもたちの知的な好奇心をゆさぶる授業をどうやって構築していくかということを実際に町教委なり、各学校なりが、そのあれしていくことが必要になってくると思っているのです。

また長くなりそうですから、あれしますが、そこで抽出校はいくつかと先ほどお聞きしました。

答えられないのですね。

答えられないのですね。

言ったら駄目だと言われているのですね。

そういうことなのです、私もその文章持っているのです。

文章を持っていて質問するのは、意地悪いのではというふうにお思いかもしれないけれど、そうではないのです私は。

みんなが渡れば怖くないと云ってやったのだから、やるのだから言ってみたってたいしたことないではないですか。

元々文科省が、希望抽出の部分、親たちが誤解している、たった2教科のことでこれだけ世の中にこうやって喧伝されたら、喧伝されたらどういうことが起こってきたかと言ったら、そのことがそのものが学力だと思ってしまうから、うちの学校の何々のクラスのところは、誰々クラスの先生のところはやらなかったのだと、あの先生ちょっと危ないからやらなかったのですね。

危ないというのは、言っている意味あれですか。

政治闘争にばかり熱心で、心配だからあそこはやらせなかったのですねと言ったら現場混乱が起これたら困るから、希望するところは設置者の責任で経費を払うことでやりなさいと言った。

違いますか。

私の言っていること間違いでしょうか。

答えづらいですね、いいです。

しかし事実はそうですよ、事実はそのとおりなのです。

だから私はあえて聞いた、だいたいその程度のものなのだとすることを一つ、通知、通達もその程度のものだというふうに、いや、そんなこと考えなくていいですね、と私はその程度に理解をしているところでもあります。

私が偏っているのです。

次に、抽出校が答えられないということについては、私は謙虚にその部分は、お前が曲がっているということで、素直に受け入れておきます。

次に、どうしても札幌市は、札幌市は今回この調査には参加しないと聞いているのですが、いかがでしょうか。

事実ですが、事実でないかお答えいただきたい。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 新聞報道等によりますと参加しないというふうに認識をいたしております。

○議長（古川 稔） 斉藤喜志雄議員。

○3番（斉藤喜志雄） 私も新聞報道等だからあえて確認をしたのですが、管内18町村の話はしたけれど、札幌市とはしていないということですね。

そのように理解をさせていただきますが、なぜ札幌市は参加しなかったのでしょうか。

もし教育長の範ちゅうで理解できることがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 札幌市さんの場合は、同じような形態、都市の中でありますから抽出校だけで十分全体が見えるということが一つあるかと思えます。

もう一つには、札幌市独自のいわゆる学習状況調査なども行っているということから必要がないというふうに判断されたものというふうに思いますが、これは私の考えるところであります。

○議長（古川 稔） 斉藤喜志雄議員。

○3番（斉藤喜志雄） 初めて一致しました。

私もそう理解しております。

そこで、十勝でも、十勝でも独自の調査というのはありませんか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 昭和23年だったでしょうか、十勝教育研究所ができて、今回で59回目になりましたでしょうか、十勝の学力、子どもたちの学力ということで、冊子が出ております。

これはほとんどの管内町村が参加をしているものでありますけれども、そういう意味での歴史は十勝は古いものと、現実にはそういう調査ものはあるというふうに理解しております。

○議長（古川 稔） 斉藤喜志雄議員。

○3番（斉藤喜志雄） これですね。

これ前年度のものであります。

表見式標準学力検査CR値による十勝の子どもの学力、去年の6月に発行されております。

こここのところで、十勝の子どもの学力を小学校3年生、小学校5年生、中学2年生。

教科数につきましては、4教科、小学校は算数、国語、社会、理科。

中学校は、数学と社会と英語と理科、もう一つ高校入試の科目にもあります国語の5教科で、実にきめ細やかに授業の、先ほど言った子どもたちの知的好奇心を満足させるために、必要なデータ等々を実にきめ細やかに、きめ細やかに、そして改善の方向性、そこも含めて非常に労作が毎年出るのですよ。

所詮2教科、それも先ほど論議のとおり、比べることに無理のある、そんなところに意気をしなくとも、そして何千という費用対効果という、結果から言えばこういうものを私は利用してできれば十勝、十勝18カ町村が十勝教育圏部局が応分の負担をしてやっているのです。

応分の経費を掛けて、もう何十年とやっている。

そして全て何がそのデータに詰まっているかと言ったら実践が詰まっている、必ず先ほど言ったサ

イクルというのが、点検をするためのサイクルというのが確立されてないとだめですよといううんぬんということを行ったのはプランです。

計画があって、それに基づいてやってみてドウ、そして点検をしてチェックをして、そしてまずい改善点が見えてきたら、あるいは課題が見えてきたら、そこを是正してまたやってみるアクション、そういうものやってくださいということが実はしっかり明確に何箇所かにこうやって、私もこういうふうに引いてあれしてありますが、示されている。

少なくとも、少なくとも管内、全国学力テストのような目の粗い、そういう性格のものでないこんな歴史と伝統、それもですねこれは標準学力検査ですから、極めて標準化された、その自分たちで勝手につくったものではありません。

全国共通のきちんとしたそういう貴重な資料であります。

私は、こういうものを活用してやっていっているから、うんと言い方を変えれば、幕別町はこういうものをずっと長いこと大事にされています。

現場へ行って私いろいろ聞きました。

ここの配られたものを資料にしないということは、うちでは全くありません。

とりわけ研修部の人たちが、学校現場の研修部の諸君たちにも答えが必ず参考にさせていただいています。

非常に貴重な資料で、私はそういう積み上げがそれなりのあえて言いませんけれども、それなりの幕別の教育をつくっている。

全国に誇れるとまでは言いません。

それなりの教育をつくってくださっているのだと、私はもっともっと誇りを持ってこの物を活用してほしいなど、そのための施策を打ってほしい。

打ってほしい、そんなふうに考えているところであります。

したがって私は、札幌市は全国的な傾向を見るのだったら、抽出で分かると言ったのは、本当にうなずけるところです。

後は、もっともっと私たちの方がずっと良いデータを持っていてやっているから、それに基づいて新年度の教育をつくっていきますよと、極めて建設的で健全な費用対効果も含めて非常に優位な、おそらくこれ札幌市が参加すると言ったら道教委の1億5,000万のうちの1億は掛かったでしょう。

そうなりますよね、人数多いから。

まあ、いいでしょう。

というふうに思っているのであります。

そこで何を期待しているかと本当は聞きたかったのですが、これは教育長がお述べになっていることを類推してなるほどなというところで理解をさせていただいたということであり、というふうに理解してください。

ただ、どちらにしても非常にこの学力テストの持つ、非常に安易な方法、最後にちょっと言わせてください。

競争原理に基づく、ある、元々このテストが導入されたときというのは、学力の低下が心配されて導入されたものであります。

本当から言えば、何回も言うようですけれども、学力の低下が、上がった、下がったがこんなことをして、こんなふうになったよ、あんなふうになったよというふうに比較できればいいのだけれど、しかしそれは実質上できない。

もっと言うと、このテスト設計をするときにこういう発想であったのです、これは教育長よくご存じだと思いますが、現場が競い合うことで上がるはずだという声に押されたのです。

いいんだ、しよわせろ、そうすれば必ず学力上がる、そういう論だった。

その論の根拠となるのは何だったかと言ったら、競争原理に基づく成果主義ですよ。

よほどこの学力テストが、3年前に実施されるときに、足掛け4年ですね、4年前実施されるとき

に、どんな世の中に状況が吹き荒れていたかというのをご想像いただければ分かります、競争原理に基づくところの成果主義がしっかり貫かれて、教育現場にまでそこに足を踏み込んできた。

そういうときだった。

しかしこれは実に、さ末な、さ末な制度設計であったがために、先ほどから論議をしているように、たくさんの制度破綻を起こしてきている。

誤解を招いている。

子どもたちの悲鳴が聞こえるようになってきているというところをぜひご理解をいただいて、次年度も道教委が予算を付けると言ったら、いやうちはこんな立派な資料がありますからと言って、断っていただいて、これをうんと活用することの方がより北海道の財政にも協力することになりますし、幕別町の子どもたちにも益することだなど、私が思っているということをぜひご理解ください。

北海道新聞の記者が、なぜ秋田が学力テストにそんなに学力が高いのかというので、はいつたときに、見出しでこんな見出しであれしている。

一夜漬けではなかった、秋田の教育。

ここのところでは、単費で実は子どもたちの学力向上を図るために、教員を雇っているのです。

そして習熟度別学習をやっているのです。

文部省からの金でないの、自分たちのところで、そういう、私のところは学力低学力圏だと43年前にやったときに、低学力圏に位置づけられたのをあれして、それがあある意味では変なそのあれになっていた。

そのこのところを乗り切るためにというので、行政が、これ行政主導ですよ、行政主導で教育施策というものは、私はそういうものだと思っているのです。

だから何も教育長が希望したことを責めているのではないのです。

私もこう思ったのです、思っているのです。

学力調査は、行政にとって基礎的な意義をもつことは、これは私も論は持たないと思っているのです。

なぜなら学習の成果指標を持たずして、教育施策を展開することは不可能だからです。

そういう意味では、教育長が求めたいと言った思いは全く否定するものではありません。

上手に活用して、幕別町の教育にいい施策を、いい施策を実践してほしいなど私はそう思っている。

何を期待してと言われたことは、ここに書かれたことですから、それに肉付けする施策をぜひやっていただきたい。

その資料を持たずして施策を語るなかれ。

私もそう思っています。

そういう意味では、使いようによっては学力テストも一定の施策を打つための基礎資料になるということだけが、私は全く否定しません。

いや、ところで体力づくり、もうないですね時間。

ほとんどない、ごめんなさい。

なんで、一つだけ、1だけ質問させてください。

なぜ体力づくりで、この幕別町でも、北海道でも、帯広でもそうですけれども、この子どもたちの体力が下がったのだらうということを教育委員会として、どのように捉えていらっしゃるか、もう少しちょっとお聞かせいただければと、教育長の思いで結構です。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 幕別町ばかりでなくて、全国的に1980年、85年ぐらいをピークとして、下がってきたということでもあります。

いろんな要素があろうかと思いますが、いわゆる遊びの時間を取る時間がなくなったということではないかなと、端的に言いますとそうだろうと。

その背景に何があるのか、ゲームがあったり、それから勉強に追われたり、いろいろあるのだらう

と思いますが、確かにそういう社会的な環境が運動すると体力をつくるという分野においては、かなり時間的に制約されてきているのではないかとそういうふうに理解をしております。

○議長（古川 稔） 斉藤喜志雄議員。

○3番（斉藤喜志雄） 遊びがなくなったというね、これは非常に大きいので私どもはよく体育に関わってこんな言い方をするのですが、いわゆる幼少期の村遊びが無くなった。

昔は、異年齢が、異年齢集団が集まって野山を駆け巡って、ちゃんばらごっこをやったり、秋になったら、いや夏になって暖かくなったら、ふんどし一丁で十勝川で泳いだりとかという、そういう村遊びがあったのだけれども、そういうものが無くなって、自然的に体力が。

それからもう一つは、実は、これ教育長気がついてほしいと思うのですが、教育課程ずっと過去のから眺めてください。

学習指導要領でも結構です。

眺めたら、体育の時間というのがどんどん少なくなっている、学校が果たす役割も考えるべきだと言うけれども、実は、今度も英語が小学校に割り込んでくるでしょ、過疎過密になってきて、実はあれなんですよ、体育の時間というのは、体育の時間というのはうんと減っていつているのですよ。

これはやはり大きいのだと思うのです私は。

一つは村遊びがなくなっていつている。

それから歩かなくなったですね。

ちょっと雨降っても、私も孫そうしているからあまり大きなこと言えないけれども、すぐ車で送っていくよね。

実はね、昭和40年代の小学生データを見るとですね、昭和40年代の学生がだいたい2万6,000歩くらい1日に歩いている。

それがですね現状今どうなっているかというね、だいたい1万3,000歩、子どもたちの歩くのが半分なのです丁度。

半分なのです。

だからそこに、だからこれもデータの使い方によって、そこに教育委員会として、学校として、例えば、学校の中で、今、業間体育やっている学校ないでしょうほとんど、過疎過密になってしまつて、そうですね。

だからそういうやっぱり、業間体育をどうやって生み出していくとかね。

みんな全校一斉にそのあれするかとか、強制でやらせたら、いわゆる喜びというのは無くなるから、日本一周1年掛かってしようやと言って、走ったキロ数を地図に書き込ませるとか、いろんな方法があるとしたら、私、東京まで行ったよとかあの子は言っている。

そういう喜びを持たせる、そういう業間体育なんていうのも実は非常に大事なのであります。

ちょっとやろうとしたら、知恵を使えばできるのだという、その学校にヒントを上げていただきたいなど、当然、施設設備だとか、器具だとか、昔の遊びにあれする通ずるものがあつたらそういうものについて、その施策としてそういうものを整備してあげるとか、いろんな方法があると。

しかし同時に、体育の時間もあまりにも少なすぎる、本当はこれは生きる力の最も根源たるものは、体力ですよ。

三要素の中で一番大事なものは体力だと、その体力がこのような状況に陥っているということをしつかり受け止めていただいて、これも教育行政方針の社会体育のところでも最後のところを書いておりましたけれども、あんなふうに言ってきますよといういいこと一杯書いてあつたので、ぜひあれの具現化に向けて、具現化に向けてお取組みをいただきたいものだなということで質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、斉藤喜志雄議員の質問を終わります

この際、14時15分まで休憩いたします。

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○8番（増田武夫） お許しをいただきましたので、町長に質問させていただきます。

幕別町・忠類村合併に対するこれまでの総括とこれからのまちづくりの基本姿勢についてであります。

旧忠類村と幕別町が合併して4年が経過いたしました。この大事業について検証し、これからのまちづくりに生かしていくことが必要であります。

特に吸収合併となった忠類地域の住民にとって、合併に伴う生活や経済への影響が大きいだけに、それぞれ複雑な思いで町の行方を見守っているところでもあります。

町長は合併の責任者として、現時点での総括を示し住民に合併についての評価を問うべきであると考え質問いたします。

まずはじめに、合併して4年間の町長自身の評価についてであります。

想定どおりの合併になりえたのかどうか、合併したらこうなるという住民に対する約束は守られているのかどうか全体的な総括を伺いたい。

次に、その上で以下のような解明すべき問題があると考えお伺いいたします。

第一は、合併の際住民に示された新町の財政シミュレーションとそれに大きくかわる将来の人口推計であります。

合併前に我々の再三にわたる指摘にもかかわらず毎年250人からの人口増を見込んだ推計は、早くも減少に転じ、地方交付税等に将来的に大きな減収が避けられない状況にあります。

また平成20年度末の基金残高は、予定より7億7,600万円少ない34億9,800万円となっております。

人口のこれほどまでの減少と基金残高の目減りしている原因について責任ある説明が必要であると思いますがお答え願えますか。

第二は、合併協議の中で、合併することによって忠類地域の住民負担が抑制できるとされ、平成27年までの試算が示されましたが、抑制どころか負担増の事態が進行していることについてであります。

国保税は、すでに自立した場合負担しなければならないとした額に上昇してほかに、水道料金は、一昨年の値上げ前の料金に抑えられるとしておりましたが、すでに14.5%引き上げられ、さらに後年度引き上げざるを得ない状況にあると説明されています。

下水道料金も現在の料金へ忠類の料金が引き上げられる数字が示されておりましたが、今回15%の引き上げが提案されています。

合併協議では、合併特例債の効果を一般財源ベースで28億5,600万円と試算したうえで、新町全体の福祉、住民サービスへの充当及び使用料、住民負担上昇の抑制に充てるとしておりましたが、そうならない現状をどう説明されるのか、合併後幕別町全体の福祉の向上に生かす努力がされていないのではないかと思いますがいかがでしょうか。

第三に、合併の特例として普通交付税は合併後10年間は合併しなかった場合の普通交付税を全額保障し、さらに、その後5カ年は激変緩和措置がとられるとされております。

こうした措置は吸収される町村を急激に寂れることのないようにし、地域の自立と自治、積み上げてきた文化と伝統に対する配慮であります。

忠類地域に特別養護老人ホームが建設されることになったことは地域住民の大歓迎を受けておりますけれども、一方で、総合支所の役割が急速に縮小することへの懸念も大きく存在しております。

光ファイバーで結ばれた有利な条件を生かして、支所での仕事量を増やす工夫が必要であり、忠類地域の工事発注は総合支所での思いにも今からでも応えるべきであります。

地域自治組織を設置して、予算と権限を与えるなど、地域の独自性が尊重されている合併が各地で生まれておりますけれども、そうした合併に学んでこそ新町全体の発展と一体感のある合併となると思いますが、そうした思いにどう応えられますか。

第四に、これからのまちづくりについてであります。

幕別地域と忠類地域の一体感の醸成が重要であることは言うまでもありませんが、そのためには合併の成果が町全体の生活の向上と福祉の増進に寄与できているかどうかが大きくかかわってまいります。

合併時の約束を最大限果たす努力と、町民一人ひとりが行政に温かく対応されているという実感できるようにしなければなりません。

合併による財政効果が、借金返済のみに消えて公共料金などの住民負担が増えただけということがないようにすべきであります。

新聞報道によりますと、町は08年度末までの合併による財政効果は総額36億7,500万円であるとはじき出しているということでもあります。

地方自治の本来の仕事である住民の安全、健康及び福祉の向上のため、この財政効果を今後のまちづくりにどう生かしていくのかが問われております。

これらの基本的な姿勢を伺いたいと思います。

以上、町長3期目の最後の年にあたって、最も大きな仕事であった合併についての真摯な総括を求めて質問といたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町・忠類村合併に対する4年間の総括とこれからのまちづくりの基本姿勢について」であります。

はじめに、合併4年間の総括についてであります。先の前川議員のご質問にもお答えいたしましたが、これまで多くの方々のご理解のもと、合併5年目を迎えさせていただきました。

ご承知のとおり、自治体を取巻く厳しい環境が続く中であって、地方分権や協働のまちづくりの推進、少子高齢化や健全な財政運営などの対応が求められておりますことから、将来的なまちづくりを見据えて合併が必要と判断されたところであります。

おかげさまで、合併が成就できましたことから、地域の一体感の醸成と均衡ある発展に意を用いながら、歳入面では、合併補助金や合併特例債などの財政的なメリットを最大限活かす一方、歳出面では、地方債の繰上げ償還や職員数の削減などの行財政改革にも取り組むなど、財政の健全化に努めてきたところであります。

特に忠類地区の問題解決に向けましては、新しい幕別町の観光拠点ともなりました忠類道の駅の建て替えや、住民の生命を守るための高規格救急車の導入が図られたほか、ご質問にもありましたように、これまで忠類地区として長い間の懸案だった特別養護老人ホームの建設にめどが立ったことなど、一定程度の成果があったものと考えているところであります。

この特別養護老人ホームの建設については、その規模も小さいことから事業者が取り組むことは難しいものと思っていたわけではありますが、町村合併により、サテライト型という手法をもって解決できることとなり、たいへんうれしく思っているところであります。

その反面、全国的に地方の人口減少が進んでおり、忠類地区も同様な状況にあり、誠に残念なことで受け止めております。

このため、ご承知のとおり、平成21年度に定住促進対策事業として、民間による賃貸住宅の建設を進めているところでありますが、さらに今後、地域密着型の特別養護老人ホームが開設となれば、相当数の施設職員やその家族が居住することも十分考えられ、定住者の増加につながるものと期待しているところでもあります。

幕別町に住んで良かったと思っていただけるよう、今後もさまざまな地域課題の解決に向けて、取

組んでまいりたいと考えております。

次に、「新町の財政シミュレーションで示した人口推計と比較した人口減少及び基金残高」についてであります。

はじめに、人口についてであります。平成16年12月末現在では、住民基本台帳人口が両町村合わせて27,547人でありましたが、その後、平成22年には28,117人、平成32年には、30,571人と推計したものであります。

当時の幕別町におきましては、これまでの国勢調査人口が着実に増加を続ける一方、忠類村ではやや減少傾向となっていたこともあり、いくつかあった人口推計の方法の中から、最も適当と判断した方法、具体的には、幕別町におきましては「トレンド法」、忠類村におきましては「コーホート変化率法」により算出したものであります。

いずれの推計方法も、過去の国勢調査をもとに、性別・年齢別の生存率や年齢別出生率などの要因を加味して数学的に行うもので、人口推計の一般的な方法となっております。

しかしながら、その後の全国的な景気の後退の影響もあり、転入者の増加も思うように伸びず、新町の人口推計と現在の人口との間に乖離が生じたものとなったところであります。

次に、基金についてであります。ご質問の中では、34億9,800万円とのことでありましたが、財政シミュレーション上では、財政調整基金、減債基金、土地を除く土地開発基金、まちづくり基金、及び備荒資金の総額で積算しており、平成20年度末には、42億6,450万円となったものであります。

平成20年度末現在のこれら基金の残高は、38億3,878万円で、財政シミュレーションと比較いたしますと、約4億2,500万円程度の差が生じ、その要因といたしましては、国の三位一体の改革により、補助金や交付税が減少したこと、また、これまで起債の繰上げ償還などを実施してきた影響にあるものと認識をいたしております。

次に、「合併特例債の効果と町全体の福祉の向上について」であります。

国民健康保険税につきましては、特別会計として独立採算の原則があり、水道料金、下水道料金につきましては、受益者負担の原則によって、運営協議会や審議会の意見も伺った上で、適正な税額や料金を決定させていただいているところであります。

しかしながら、独立採算、受益者負担と申しまして、それだけでは多大な負担となりますことから、ご承知のとおり、一般会計からの繰り入れも適宜、行っている状況にあります。

国保税につきましては、合併協議におきまして「幕別町の税率を基準に、急激な負担増とならないよう、一般会計からの繰り入れを考慮しつつ段階的に調整し、平成23年度に統一する」との調整方針に沿って、改正を行ってきております。

ただ、ご承知のように、合併後におきまして後期高齢者支援負担分が加わりましたこともあり、国保税の引き上げは避けられなかったものであります。

また、忠類地域の簡易水道料金につきましては、合併協議における調整方針のとおり、急激な負担増とならないよう、経過措置をとっているところであります。

忠類地域の農業集落排水処理施設利用料につきましては、合併の翌年度から統一をいたしております。

本来、特別会計は独立採算、受益者負担を原則とすべきものではあります。維持管理費及び資本費を使用料だけで賄うことは困難なため、これまでも一般会計からの繰り入れを行ってきたところであります。

しかしながら、一般会計からの繰り入れにも限界がありますことから、このたびの料金改定の提案に至った次第であります。

合併による財政効果は、先に前川雅志議員の答弁でも申し上げたところありですが、合併特例債に関しましては、平成21年度までに19億7,180万円を発行し、今後の発行も想定いたしますと相当程度の効果が生じてくるものと考えております。

しかしながら、ご承知のとおり、現状の本町の実質公債比率が高い状況にありますことから、慎重

な財政計画のもとで対応することが求められております。

このため、これまでも起債の繰り上げ償還などに取組んできたところであり、今後も健全な財政運営に配慮しつつ、町民の福祉向上とのバランスを図りながら、まちづくりを進める必要があると考えております。

次に、「忠類総合支所の役割と地域自治組織の設置による独自性の確保について」であります。

はじめに、忠類総合支所の役割についてであります。総合支所のあり方については、これまでも合併協議の中で十分議論され、体制を整えたものであり、第3次幕別町行政改革大綱の推進計画の中でも、行政運営については、合理的で効率的な事務をめざすこととしております。

このようなことから、平成20年度の組織の再編にあたっては、役場組織全体の中での総合支所としての担うべき役割や適正な人員配置を考慮した中で、実施したものであります。

工事の発注につきましては、一定金額以下で、入札に付さず随意契約によることができる場合には、忠類総合支所におきましても、担当部局が契約、発注しているところであり、併せて忠類地区の事業者を対象とした工事がある場合につきましても、同様に忠類総合支所で入札を行い、発注している状況にあります。

いずれにいたしましても、平成22年度からは忠類地域担当の副町長も不在となりますことから、忠類総合支所を中心に地域の皆さんの悩みや課題について、これまでも増して把握することが求められており、これらの解決に私が先頭に立ち、職員一丸となって取組んでまいりたいと考えております。

なお、地域自治組織につきましては、ご承知のとおり、地方自治法に基づく地域自治区や、合併特例法に基づく地域自治区並びに合併特例区がありますが、本町におきましては、合併協議のもとに忠類地区の皆さんの意向をまちづくりに反映し、行政との協働による地域づくりを推進する組織として、地方自治法の規定に基づき、「忠類地域住民会議」を置いたところであります。

先の前川雅志議員のご質問でもお答えさせていただきましたが、この住民会議は、町長から諮問された事項のほか、住民会議が必要と認めたものにつきましても調査・審議し、町長に意見を述べることができる」としており、地域の独自性の確保にもつながるものと考えております。

このような状況から、地域自治区を新たに設置することは、これまで進めてきた両地域の一体感の醸成を考えると、そぐわない面があるものと判断いたしております。

次に、「合併による財政効果と今後のまちづくりについて」であります。

本町のまちづくりの課題といたしましては、少子高齢化や人口減少への対応、就業機会の拡大など、多岐にわたるところであります。

特に忠類地区におきましては、定住対策や交流人口の増加、観光・畜産振興などが重要課題としてあるというふうに認識いたしております。

先ほども述べましたとおり、これまでの一定の財政効果がありますものの、健全な財政運営に配慮することが求められておりますことから、議会や忠類住民会議など多くの方々からご意見も伺う中で、今後の財政効果を地域振興に反映してまいりたいと考えております。

以上で、増田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○8番（増田武夫） それでは、順次再質問させていただきます。

合併のときに、住民に対して説明した大きな点はいくつかあったと思うのですが、合併することのメリットとして、合併しなかった場合には、幕別町も忠類村も平成21年、22年頃には基金が底をついて破たんするからやっぱりやむを得ないというのが一つと、それから合併しなければ住民負担はどんどん増えていきますよと、合併すればこんなふうに押さえられますよというものが一つと、それからもう一つは、合併による財政効果は114億あるので、これを生かしたまちづくりができると、やっぱり合併することが、この財政、この困難な財政を救っていく道だということが住民にも示されて合併したわけですね。

そうして合併したわけですが、つい最近の総務省の合併の、平成合併の大合併は終了するの

だと、終了宣言をした際に合併の総括をしているようであります。

私その全文を見ていないのであれなのですが、新聞の報道によりますと、報告書では合併によるデメリットの具体例として、一つは旧町村役場の支所・出張所化による住民サービスの低下がある。

それからもう一つは、個人や団体に対する助成金の削減、廃止の問題がある。

それから三つ目は、旧市町村地域の伝統文化、歴史的な地名の喪失、そういう歴史などの喪失がある。

これがデメリットとして総括しているわけなのです。

それでは、私たちの合併がどういう、こうした総務省の総括とも照らして、どういう総括をしなければならないのか、これからまちづくりが進んでいくわけですから、中間的なもので総括した上でそれを解決していく方法を見出していかなければならないわけですが、こうした総務省の総括については、どのように見ておられますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私も総務省の総括は、新聞を見させていただきました。

もっとひどい言い方をすると、総務省の役人が平成の合併は失敗だったと、そういう言い方をしているものもあります。

しかし私は、いつも住民の皆さんにも申し上げるのですけれども、合併の是非は、1年や4年、5年や10年、いつまで経っても総括は必要であり、その時代その時代に住んでいらっしゃる方が合併の是非を判断されていくのだらうというふうに思っております。

ですから、私は今4年経ちましたけれども、これはもちろん先ほど前川議員の中のお話にもありましたように、しなければ良かったという方もいらっしゃるし、やっぱり合併して良かったという方もいらっしゃる。

これはそれぞれいらっしゃると思うのです。

私の総括としては、いろんな課題はある、これからもどんどん忠類地域を含め、新しいまちづくりを進めていかなければならないことは当然であります。

ただその中で、まずは新しいまちづくり、この4年間、議会、住民の皆さん、多くの方のご理解をいただく中で、まずは順調に新しいまちづくりはスタートできたのかな。

その思いは持っておりますし、まだまだこれが途中経過であることはもちろんでありますし、5年も10年もこれからの新しいまちづくりに全力をあげていくことが大切なことであろうとそういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○8番（増田武夫） 私も合併した以上、この合併が失敗だったと言われぬように、お互いに努力をしていかなければならない。

少なくとも、平成の大合併をこの総務省が総括したようなこういうことにならないように頑張っていかなければならないというふうに思うのですよね。

政府の、政権が代わったとは言え、総務省がこうしたような総括を出して進めてきたことに対する総括を出していることには、非常に憤りを感じるころなのですけれども、そうした中で、具体的にいろんなことに触れていきたいとおもうのですが、まず1点は、合併の将来予測はこうなるよというのが、果たして正しかったのかどうか、これはやはり常に検証の対象になるというふうに思うのです。

町長の答弁でも述べられておりますけれども、合併の人口推計これについても、やはり見方によっては、合併を成就させる誘導していくために、この数字を出してきたのではないかという見方さえもされるのです。

なぜかと言うと、この合併推計が出されたときに、私もよく調べてみましたけれども、例えば唯一の国立の研究機関であります、国立の社会保障人口問題研究所というところがあります。

そのところの数字も出して当時も議論をしましたがけれども、そこもやはり下がっていく推計を出し

ているわけなのです。

やはりその当時、やはり現場にいる人間が一番良く分かるのだということで、計算してみると1年に250人位ずつ増えていくような、そういう人口推計だったのです。

やっぱりこれが、町交付税に一番関係することです。これは大きく伸びていくようにすればするほど、将来的な財政状況が良くなるというようなことがはっきりとしている訳で、今、平成32年と言いますから、合併によって15年経ったところですよ、10年間は町交付税の特例があって、後の5年間で激変緩和措置がされる。

その15年目の人口を3万571人にしたと、現在の平成22年の2月の人口、本町の人口がなんぼあるかと言いますと、2万7,373人なのです。

もうすでに、推計からしますと、744人ほど少なくなっているのです。

現在、国からきている地方交付税、普通交付税は約55億あるのですけれども、これ人口で割り返しますと一人当たり20万ぐらいになるのです。

ところが人口、面積だとかいろんな用件がありますので、全て人口割りで、きているわけではないのですけれども、ただ人口に関係してくるのは、だいたい6割から7割くらい、その年によっても違うけれどもなるのです。

そうすると、744人減っただけで、約1億からの地方交付税の減収になるのですよね。

平成32年に、3万571人推計している。

これから本町の人口がどんどん増えていくというのはちょっと考えられないので、横ばいで行くこともないと思うのですけれども、横ばいでいったとしてもだいたい3,190人、3,200人ほどの推計とのかい離が出てくるのです。

こうなりますと、町交付税にどのくらいの差がでてくるかと言ったら、それだけで4億ないし5億の差が出てくると、そういうことを考えますと、これはやはり人口もきちっと現実に合わせたものでしていかなかったらそれこそバラ色の将来設計になるということを当時は指摘したのですけれども、やはりこうした町でいろんなものを推計したり、それからこういう例えば乳幼児医療を拡大するには、小学生まで拡大したらどれくらい掛かりますよというのは、やはりきちんと信頼のおける数字を出してこなかったら、やはり信頼される関係にはなっていないのだと思うのです。

だからそうした点で、この1番目の質問にあります、こうした当初の財政シミュレーションなり、人口推計なりというものを現在考えたときに、本当にこれで良かったのかどうか、その辺についての評価どうされますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、人口推計をする際には、いろんな推計方法がある。

特にどこの町村も10カ年を目処にした総合計画を策定するときには、必ず10年後の人口推計をするわけでありましてけれども、その手法が先ほどあげましたようなトレンド法だとか、いろんな方法があります。

特に私どもの場合は、1市3町による帯広圏の人口推計、これは都市計画区域の中でいろんな下水道だとかいろんな整備にするにあたっての人口推計。

そういったいろんな手法の中から、この方法がいいだろうということで、とったのが忠類地区、幕別地区それぞれの推計方法だったのですけれども、結果的にはこのようないかい離ができてきているのは現実でありますから、なかなか現実的な対応をからすると、その当時の推計の仕方が甘かったのかなということにはなるのだろうというふうに思いますけれども、ただその時点で、先ほど増田議員が言われたように、合併を誘導するために、有利にするために決して人口を増やしたとか、そんな考えは全くありませんし、それは交付税の算定についても、決して人口を増やして交付税を増やせば、合併を有利に持っていけるのではないかなということには、考えでは推計したものはもちろんありませんし、交付税の場合の人口につきましては、今もお話ありましたように、一人あたりなんぼということ

は、逆算すればそういう計算になるのでしょうかけれども、単位表なんかでいくと、人口2万から3万とか、3万から4万という単位表が出てきますので、そう何百、何千人が違ったから一辺に額が変わるといふ大きなものはないわけでありませうけれども、先ほど申し上げましたように、日本の人口が急激に減少傾向に入った。

あるいは交付税が三位一体の改革等によって急激にこうマイナスになったと。

当時では予測されない部分も確かに現実的なものとしてはあった訳でありますけれども、その時点での推計方法が十分なもので、現実には合わなかった部分があることだけは、それは現実なものだといふふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○8番（増田武夫） 誘導するためにというのはちょっと、私自身の考えではないのですけれども、やはりそう思われるほどの、当時だって増えない、もう減る時期にきたというのはもうはっきりして国でもそれを心配していた訳ですので、やはりそういうものを、やはりちゃんと斟酌したまじめな推計でなければならぬ、私はそう思うのです。

そうした状況の中で、さまざまなことが進められていくわけでありませうけれども、2番目の課題に移りたいと思いますが合併時の約束は本当に守る方向できているのか、そのことを問題にしたいと思うのですが、こちらの住民の方に示されたかどうかは分かりませうけれども、我々には自立した場合と合併した場合の主な住民負担の比較というのが示されました。

そして、これによりませうと例えば国民健康保険税などは、先ほどいろんな変化があったというお話もあったのですが、その当時、年収200万円の世帯主、妻の二人世帯で、年金暮らしの人の積算がでているのですが、例えば国保税は当時忠類村は6万9,700円だった。

年間ね。

ところが、合併したら8万400円、当時こっちの方が高かったの、そして自立したら11万2,100円まで上がりますよと、だから合併する方が有利になる。

ところがこないだ、この同じ条件でいくらの国保税になるかというので計算してもらったら、本年度で11万1,000円と、自立したのとほとんど同じ額になったのです。

それから簡易水道使用料、これはこれの答弁にもありますけれども、旧幕別町の料金に今合わせたところののですけれども、しかしその合わせる相手が2年前に14.5%値上げされているのです。

水道料金。

そうなりますと、これはいずれ水道、上水道と簡易水道は一緒にしていくのだといふふうに思うのですが、そうなりますと簡易水道は1万6,920円年額掛かった10トン使ったとして、それが合併したら4万1,500円まで引き上げられると、ところが合併すれば2年前の水道料金にそのまま据え置かれますと、こういう試算だった。

それから下水道料金もそうなのですが、当時1万8,960円だった。

それが下げられました、こっちに合わせてね。

それが今回15%値上りということで、これもまた合併したときの将来平成27年頃までには、これぐらいになりますよという料金に近づいてきているのですよね。

先ほども言いましたように、合併をするとき、そういう合併したらこれだけ押さえられますよといふのがこれが住民に対する約束だと思うのですよね。

これを見て、それなら合併せざるを得ないかと、そう考えた人もたくさんいたのではないかと思うのです。

やはり先ほど、前川議員に対する答弁においても、また新聞の取材に対するあれにおいても、財政効果がたくさん順調にいつているのだと、順調に推移しているのだと、そうであればやはり他の約束も順調に約束を果たしていくことが、やはり説明してきた住民に対する責任でないかと思うのです。

この中の答弁では、独立採算だからとか何とか言っていますけれども、それは最初から独立採算は分かっていることであって、急に独立採算になった訳でないで、これはやはりいろんな手段を使っ

て、それだけの財政効果が出ているというのであれば、やはりそういう約束に少しでも近づける努力をするべきでないかと、その点についてはいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 国保については、先ほども言いましたように当時の合併協議以降に後期高齢者の負担ですとか、いろんなものができましたから、当然税率の改正が出されたわけでありまして、当時は忠類地区は国保税なんかも、かなりの部分一般会計から繰入を行っていわゆる負担を下げている。極力抑えていた、そういうような経緯もあります。

あるいは、簡易水道の料金については、私はぜんぜん上げてはいないと思いますので逆に変わってはいないというふうに思います。

前回の水道料の改正は、上水道料金の改正ですから忠類地域には及んでいないと思います。

ただ今回下水道の料金については、これは実は合併時にはぜんぜん予測されていなかったいろいろご批判を受けておりますけれども、いわゆる財政健全化計画の中で、それなりの効果を上げなければ借り替えも認めない、そんなような計画の中から今回お願いをしている、ご理解いただきたいというようなことでお願いをしている経緯であります。

私どもは、この合併時にいろいろ協議させていただいたその約束事を破るつもりもありませんし、できる限りおっしゃられたように守っていきたくと、その気持ちは変わるものではありませんし、これからも例えば国保なんかもいろんな面では厳しいものが出てくると思いますけれども、そういったものをいかに税率を抑えながら、あるいは現行の負担で維持をさせていくことがどのような手法によってできるかなんかも検討していかなければならないと思いますけれども、各会計がそれぞれが合併時比べて、さらに厳しい情勢にあることだけはこれはもう間違いないのは現実でありますから、そんな中で公共料金をできる限り抑えると、あるいは先ほど言われましたように財政効果をそういうところに充てていくということは、これからも十分意を用いてまいりたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○8番（増田武夫） 合併することによって、住民負担も増えないし、なるべく抑制していくし、いろんな行政サービスもやはり保っていくのだという、そういう精神をこれからもやっぱり肝に銘じてほしいと思うのです。

今、簡易水道のこと言われましたけれども、それは将来もこの上水道と簡易水道の料金は一緒にしないという、そういう今の表明なのですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 本町の場合は、上水道と簡易水道とは元々料金が違っておりますから、簡易水道が幕別町の方の簡易水道と忠類地区の簡易水道については将来的には一緒になっていくということであって、上水道料金と今言う簡易水道料金とが同じ額だということではないということをお願いいたします。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○8番（増田武夫） 将来もこうした、例えば、簡易水道料金これはほとんど前の上水道料金とほとんど同じ額に抑えるという、こういう示しだったのですよね。

これ計算してみるとそうで、何百円くらいしか変わらないのですが、そうした点から言えば、将来簡易水道料金を上げないことを望む。

上げないことが、この約束の履行に繋がるということをお願いしておきたいというふうに思います。

やはり合併の財政効果を強調するのであれば、さまざまなその住民サービスの向上にも手をつけるべきだというふうに思います。

でも残念ながら、乳幼児の医療費の無料化では、私たちが、また幕別町が合併しようとした相手、中札内、更別、忠類、大樹。

中札内、更別、忠類は、3村で合併できないかという協議もされました。

大樹との方の合併もされました。

こうしたところ、広尾はまだやっておりませんが、みんな中学校まで子どもの医療費無料にしているのです。

やはり忠類の住民からしてみれば、そうやって合併したら住民サービスなんかも向上のためにもなるのだという説明を受けた中で、合併してきているのですよね。

そういう中で、今のような公共料金の値上がりの方向もあるし、そういう例えば乳幼児の医療費の無料化なんかでも、どんどん取り残されているというようなそういう意識はみんな持たざるを得ないような状況が生まれているのです。

だから、やっぱり合併の効果がある、やっぱり合併して良かったということになるのであれば、やはりそういうようなサービスもきちんと目を向けていくべきだと思いますけれどもいかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 合併のメリットというのは、いろいろあると思うのです。

今おっしゃられたように、公共料金が抑えられる、あるいは福祉のサービスが上昇していく、これが合併のメリットとしてもいろいろあるのだらうと思いますけれども、ただなかなか現実の幕別町の財政の中から、あるいはまちづくりの中から、まだ乳幼児の医療の拡大まではいっていないのも現実でありますし、ただ逆を言うと、例えばわずか2年でしたか、牧場の入牧料を安くすることもできたでしょうし、あるいは基盤整備もそれなりの整備は進んでいることも現実、合併後のまちづくりの中では進んでいるわけでありまして、先ほど申しあげました道の駅の新築も、あるいは高規格救急車の導入も、あるいは今後のいわゆる特養のサテライト型の設置なんかも、いろんな面でのメリットも逆を言えば私はあるのだらうというふうに思います。

福祉のことだけからいくと、まだまだ十分でないというご指摘なのかもしれませんが、私は福祉もそうでありまして、教育もそうでありまして、資本整備もそうでありまして、環境問題含めたら町全体の中で合併がよりよい方向に進むことが、なにより大事なことだらうというふうに思っていますので、決して福祉を見捨てたとか、公共料金のことは無視しているということではなくて、引き続き皆さんのご意見や住民の会議のご意見等もいただく中で忠類との合併がより良い方向にいくようにまちづくりに意を基いてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○8番（増田武夫） いろいろな努力をして進んでいる面も確かにある、そういうこともあると思うのですけれども、やはり最終的には地方自治体の一番の役割が地域に住んでいる人間が健康で、安心で、文化的な生活を受けるように、やはり福祉の向上だとかそういうことを一義的にやっていくのが地方自治体だということもありますので、そうした点ではぜひ財政が大変だからいろんなことができないということではなくて、積極的にそういうことをやっていく必要があるのではと思うのです。

例えば、中札内も更別も中学校まで医療費無料にしたらとか、そういうような措置も頑張っているのですよね。

そこで人口なんかも、ここ2、3年はかえって増えてきている。

例えば、更別では平成18年は3,408人だったのですが、平成22年の1月末では3,462人、60人近く54人増えているのです。

中札内は、平成18年は3,994人だったのですが、平成22年今年の1月末では4,086人、増えてきています。

やはりこれはそうしたいろんな乳幼児医療だけでないと思うのですけれども、子どもの医療だけではないと思うのですが、やはりそうした住みやすさだとか、そういうものを優先させますといいますか、力を入れて、そして安心して子育てができるのだと、安心してここに住めるのだというそういう発信をしていくことが、こういう人口増にも繋がってきているのだと思います。

だから、例えば子どもの医療の小学校まで拡大するのに、3,000万くらいでできるのだと思っているのですけれども、そういう投資をすることが、人口の減に歯止めをかけたりますので、その投資だけで終わらない。

やはりそれは、経済的な効果も生むだろうし、人口の増にも繋がる要素になるので、これらの投資がまちづくりの大きな力になっていくのだということもぜひ見据えて、目先のあれだけに経済的な財政的な配慮だけにすべきではないというふうに思うのです。

そうした点で、ぜひ合併の財政効果が順調に上がっているというのであれば、そうした住民サービス、住民福祉の向上にもいくばくかの配慮をしてほしいと思いますけれども、再度。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 乳幼児医療のお話がありました。

定住促進、あるいは町を発展する上でも必要なことだ。

これはよく今までも議論がされたように、定住促進、人口を減らさない増やすための施策の中には、確かにそういった福祉施策も大事でしょうし、企業誘致も大事でしょうし、いわゆる定住促進のための住宅施策も大事でしょうし、いろんな要素が含まさって、幕別の町がいろいろ住みよい町だということに繋がっていくのだらうというふうに思いますので、私たちもこれからのまちづくりを進める、あるいは忠類地区の定住促進を進めるためには、そういったトータルの考えの中で進めていくことはなお大事なことのらうというふうに思っております。

決して、その福祉だけでいい訳でもなければ、福祉を無視したまちづくりがいい訳では、決してない訳でありますから、そういったことを含めた中でのこれからもまちづくり、定住促進には、もちろん努力をしていかなければならないものだというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○8番（増田武夫） 何と言っても日々の暮らしが安心して暮らしていけるといふ、そういう安心感の持てる町政にすることが、まず地方自治体の第一の役割だと思うのです。

そういう意味では、なかなか今度の下水道料金の値上げにしても、確かに国に出した健全化計画のそれを新しい政権にこれに基づかないことを認めさせることも私は必要だと思うのですが、そうでなくて、やはりもしそれがどうしてもそれに準じて、今年度引き上げ、来年度の引き上げが必要だといふのであれば、やはり一般会計の中でそれに見合うような助成措置、今回80万くらい組んで非課税世帯などに援助するようなことになるのだと思うのですけれども、それだけでなくて、もっと拡大してやはり低所得者などにも、もっと配慮していかないとそれこそ幕別町には住めないというようなそういうことになってしまうのではないかと。

本当に前にも申し上げてあれなのですが、水道の料金も払えなくて止められてしまうというような、そういうことは絶対にあってはならないし、そういうことのためにこの財政効果、合併の財政効果がそういうことのために少しでも使われて、本当に合併して良かったと、みんなが喜べるようなまちづくりにしてほしいと思いますけれども、最後、再度いかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話先ほど来ありますように、合併効果が少しでも財源の許す中で、福祉あるいは低所得者対策、あるいは安全・安心のまちづくりにそうした財源が施策が反映されることと、その他私も十分よく受け止めながらこれからのまちづくりの中で頑張らしていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○8番（増田武夫） 3番目の問題ですけれども、忠類総合支所の役割をやはりもっと重視していただきたい。

前川議員の質問でもあったわけですが、やはりそこで完結できるような仕事を少しでもやはりそこに残して、そしてやることがまず必要です。

牧場関係そういうことで、向こうでというお話もありました。

機構改革のときに私も提案したのは、森林関係、町有林の管理の関係は向こうの支所でやったほうが町有林にはずっと、幕別の町有林の面積と忠類の町有林の面積とほとんど同じですので、そうした点では、町有林、豊頃づきもみんなついているということを見ると、やはり総合支所にその管理の

主力をそこに移すなどということも、必要だと思いますし、また私は前から申していますように、総合支所にきちっと財政的な権限を持たせて、例えば工事の発注であれば、5,000万までは総合支所の支所長の責任で発注できるような、そういう制度にもすべきだと、これは私函館の方に視察に行ったときに榎法華の支所長は、特別職でもなんでもありませんでしたけれども、規定を見ますと5,000万までの発注権限を処理権限を持った、資料も貰ってきましたけれども、やはりこういう配慮をしていくことが忠類支所の総合支所の機能を持たせていく、このままどんどん仕事がかっちに回ってきてしまえば、本当にいらなくなってしまうわけですけども、しかしながら先ほども言いましたように、この総務省の総括のようにならないように、旧町村の文化や歴史や地域の機能をしっかりと残すという意味では、そういう配慮も必要だというふうに思いますけれどもいかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 権限、特に工事の発注なんかにつきましては、これは我々のサイドからすると、どちらかにすると集中してそこで発注していくということの方が効率的でないかというふうにも思います。

今言うように、忠類地区の例えば何々線の何々道路を発注しようとしたときに、当然それを設計し、見積りを出してそれから入札に付してと一連の事務は、そこだけのことを考えれば忠類地域でやれないこともないのかもしれませんが、とするとその忠類地区に同じように設計をする職員も配置しなければならない。

入札執行する職員も配置しなければならない、それよりは本町でやっているところで、一括して発注し、設計し発注する方が効率的でないかということにもなるわけで、この辺はなかなか難しいところだというふうに思いますし、ただその辺は実は先ほどもお話しましたけれども、合併協議の中で、三つの町が合併したようなところは、それぞれに自治組織があって、今、増田議員が言われるようにその地域に権限を与える、あるいは予算も5,000万、1億を配分するから自分たちの裁量で使いなさいというようなことが現実にやっているところがあるわけですけども、私たちの合併協議の中では、それは必要ないのではないかと、一つにした方がいいのではないかとというような協議があって一つになり、そして自治組織はいらないから、住民会議というようなことで合併協議が終えて、合併に向かった経緯があるものですから、できる限り忠類の総合支所の役割を担う役割を持たす。

あるいは住民の期待に応えられるような即刻、即決できるような体制づくりですとか、そういうものは我々も当然考えていかなければならないと思いますけれども、組織事態は先ほども言いましたように、今すぐどうこう変えるということはありませんけれども、できる限りのことはこれからも協議しながら進めてまいりたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○8番（増田武夫） 今言われたように、いくつも同じような規模の町村が合併したところは、今言うように自治組織をつくって、そして財政的な保障もして、その組織の中で、その配分された財政はどう使うかというようなこともやる。

高山市でありますとか、いろんなところあります。

長野県の木曾場ってありますとか、だからそういう、そのような例にしろと言っているわけじゃなくて、合併の協議の中で今の形を選んだわけですから、その中でやっていくのですが、そういうふうな配慮もしているような例もあるくらいでありますので、今、町長言うようにここで一括してなんでも発注だとかやった方が効率的だという意味ではそのとおりかもしれませんが、それが配慮なのですよ。

やはり向こうで、笑った人もいますけど、そんな問題でないのですよ。

そのやはり、その地域の状態をいかに維持して、そして人口減を食い止めていくかということは、その地域の人間の願いでもあるのです。

だからそういうところから言えば、そういう方法もあるのではないかと、やはりだからぜひともせめて段階補正、段階補正でない激変緩和、平成32年までは激変緩和措置でいろいろな、激変緩和措置

までついて、いろいろな配慮がされていると私は思っているのです。

やはりそこからすれば、やはり効率だけでなくいろいろなその地域でできることは、その地域の総合支所でやっていくような配慮はぜひしてほしい。

そのことを申し上げたいと思いますが、いかがですか。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○8番（増田武夫） 合併協議の中で、将来的には忠類総合支所の職員数は27ということでありました。

今、現在33名職員がいらっしゃいますから、今増田議員言われるように激変緩和の中に進めて流れているのだろうというふうに思いますけれども、もちろん先ほどの前川議員のお話もありましたように、やはり仕事があって、必要性があって職員が配置される訳ですから、だんだん仕事がなくなると、職員も減っていくというようなこれは必然的なことだというふうに思います。

そういった意味では、今おっしゃられたように忠類地域でやることは、いわゆる効率的でなおかつ職員を配置することが地域にとっても、町にとってもいいことだというようなことが、これからどんどん出てくればそういうことになっていかないのだろうというふうに思います。

ただ辛いのは、人口が減ってきていること事態は、確かに現実ですからあるのですけれども、先日何人だった、1年見ると忠類地区で80の方が亡くなって、50の方が、4年間で50人が生まれた。

ということはこの自然減だけで、30人という数字が出て。

後は、この役場の問題ですとか、職場の問題ですとか、あるいは高卒以降になってくると、なかなか地元での仕事といいますか、働き場がないから出ていく部分もあるのか。

内部でもいろいろ総括しながら、人口、定住させるための施策なんかも考えているのですけれども、そういった自然減の部分もあるということで、この合併、即人口減なのか、本当にそれでは合併しなかったら人口は減らなかったのか、その辺の問題もありますけれども、私どもできる限りそうした人口減にならないような施策のためにも、また頑張っていかなければならないといふふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○8番（増田武夫） いろいろな状況があって、例えば国保なんかうんと上がってしまうとかということもある、確かにあるのだと思うのですけれども、しかしながらやはりその合併の財政効果をやはり住みやすさ、サービスの向上、そしてやはり合併して良かったという、そういうことのためにぜひ精力的にそれを使ってほしいと。

やはりそれこそ実質公債比率が23.9%、これを聞いたとき忠類の人たちもびっくりしたのですけれども、この借金の返済のために、そういう財政効果が消えてしまったのだと、そういうふうには言われないように、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

この際、15時30分まで休憩いたします。

15：15 休憩

15：30 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） 通告に従いまして質問させていただきたいと思っております。

幕別町障がい福祉計画等の効果的な推進について。

障がいのある人に向けた福祉サービスは、平成18年4月から従来の支援費制度にかわって「障害者自立支援法」が施行され、必要とするサービスを利用するためのしくみが大きく変更となりました。

また「障害者自立支援法」は、市町村に対して3年間を1期とした各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込み量を算出し、その見込み量を確保するための方策を定める「障がい福祉計画」の策定を義務づけています。

幕別町でも平成19年3月に「第1期障がい福祉計画」を策定し、取り組むべき課題や新たな課題を整理しつつ平成21年度から「第2期障がい福祉計画」を策定し、実施しています。

「障がいのある方が、地域の中で安心し、生きがいを持って暮らせるまちづくり」という「障がい福祉計画」の基本目標を効果的に達成していくために、以下の点について伺います。

①「第1期計画」の達成状況は、障害福祉サービスの見込み量と実数値について、計画より遅れが見られるサービスが多い状況にあるとされています。

サービス提供事業所が少ないことがその理由にあげられていますが、特に居住系サービスは町内に施設がないなど、基盤の整備が急がれます。

基盤整備にあたっては、新たな事業所の参入を進めるなど、町の果たす役割は重要だと考えます。今後の基盤整備の見込みについて伺います。

②「第2期計画」策定にあたって実施したアンケート調査によると、サービスの利用状況は15項目すべてが10%以下という状況になっています。

また今後の利用の見込みについては、「わからない」「無回答」とした人は約40%となっています。制度の浸透具合が危惧される内容となっています。

サービスの利用意向の把握や相談支援体制を強化すべきと考えますが、町の考えを伺います。

③障がいのある方や家族に対し、町が積極的に助成制度の拡大をしていくことが重要と考えます。

上下水道料金や町営の有料施設の利用料に助成をしてほしいとの声が聞かれますが、実施に向けての町の考えを伺います。

④新政権では、連立政権樹立にあたっての政策合意文書に、「障害者自立支援法は廃止し、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくる」と明記がされました。

来年度の予算には、市町村民税非課税の低所得の障がい者等への福祉サービスなどには、利用者負担を撤廃することが盛り込まれましたが、医療費負担軽減分は除かれることになっています。

町として医療費負担についても撤廃するよう国に求めるとともに、障がいのある人の医療費に対して助成すべきと考えますが、町の考えを伺います。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町障がい福祉計画」等の効果的推進についてであります。

ご質問の1点目、「居住系サービスの今後の基盤整備の見込みについて」であります。

ご質問の要旨にありますように、平成18年度に策定した「第1期幕別町障害福祉計画」を見直し、平成21年度から「第2期幕別町障害福祉計画」に基づき、「障がいのある人が、地域の中で安心し、生きがいを持って暮らせる町づくり」を基本目標に各種施策に取り組んでいるところであります。

ご質問の居住系サービスの今後の基盤整備の見込みについてであります。現在、本町には障がい者を対象とした、地域における居住の場としてのグループホームやケアホーム等の施設がない状況にあります。

このため、町といたしましては、町内外の関係団体や事業者等に積極的な情報発信をするとともに、現在、町内で福祉サービス事業や介護保険事業等を展開されている事業者等に対し、障がいを持った方の居住系施設の整備に協力をお願いできないか、協議を進めてまいりたいと考えております。

また、本年2月に新たに委員を委嘱して体制を整備いたしました「幕別町自立支援協議会」の中で、関係事業者等へ積極的に参加を呼びかけ、地域の障害者福祉サービスの基盤整備に、ご協力いただけるようお願いをしましてまいりたいと考えております。

2点目、「サービス利用意向の把握や相談支援体制について」であります。

第2期幕別町障害福祉計画の策定にあわせ、町内の障がいを持っておられる方300名を対象にしたアンケート調査では、ご質問にありますとおり、10%程度のサービス利用状況となっております。

この結果につきましては、サービス利用にかかる年齢及び身体障害者手帳の等級などを考慮しないで無作為に抽出し、実施したもので、サービスの利用対象者とならない方も多いため、実際の利用状況とは大幅な差異がありますことをご理解いただきたいと思います。

障害福祉サービスにつきましては、概ね、身体障害者手帳の1級から3級までを所持されている方、また、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者で65歳以下の方が、対象になるものと考えております。

このうち、65歳以上の方につきましては、介護保険サービスの対象となりますことから、それらの方を差し引きいたしますと障害福祉サービスを利用できる方は、約370名となっております。

このうち、現在、サービスを利用されている方が210名となっておりますので、利用状況としては対象者の57%程度となりますことをご理解いただきたいと思います。

ご質問の今後のサービス利用促進についてであります。現在、本町独自で作成した障害福祉サービスの内容を掲載した冊子「みんなのふくし」を、障害者手帳等の交付時に配布し、制度の周知に努めているところであります。

今後につきましては、広報紙による周知のほか、各障害者団体の総会時などの機会を捉えて周知するなど、サービス利用の拡大に努めてまいりたいと考えております。

また、相談支援体制の強化につきましては、担当職員の資質向上を図るとともに、平成22年度から指定相談支援事業所であります「NPO法人幕別町手をつなぐ親の会」が運営をしております「ひまわりの家」に相談支援事業所としての業務を委託し、障害のある方が気軽に相談や支援を受けることが出来るよう体制を整備し、相談支援事業の強化を図ってまいりたいと考えております。

3点目、「障害のある人や家族に対する上下水道や町営有料施設の利用料助成について」であります。水道料につきましては、料金の改定がありました平成20年7月から平成23年3月までの間、身体障害者手帳1・2級の所持者と療育手帳A判定及び精神障害者保健福祉手帳1級、北海道が発行した特定疾患医療受給者証を受けた方等が、使用者の同一世帯にいる場合で、市町村民税が非課税の世帯につきましては、1立方メートルにつき36円の助成を行っているところであります。

また、下水道使用料につきましても、使用料の改定にあわせ、水道料金同様の要件により助成を行ってまいりたいと考えております。

なお、その他の町営有料施設の利用料の助成につきましては、障がいのある方が利用されている施設の現状や利用状況等を調査させていただき、今後、検討してまいりたいと考えております。

4点目、「障害者に対する医療費負担の撤廃を国に求めるとともに、障害のある人の医療費に対する町の助成について」であります。

ご質問の要旨にありますように、国においては、平成22年度から市町村民税非課税である低所得者について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料にする予定となっております。

また、本町におきましては、先日の町政執行方針でも述べましたとおり、地域生活支援事業の日常生活用具給付事業、移動支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業について、本町独自の軽減策として原則1割負担を半分の0.5割に軽減しておりましたが、国の軽減制度にあわせ、市町村民税非課税である低所得の障害者等について、利用者負担を無料とすることといたしました。

医療費負担の軽減につきましては、今回、国において盛り込まれておりませんでした。これは障害者にかかる医療制度が障害の程度や種別により、自立支援医療、重度心身障害者医療費助成、特定疾患医療受給者医療などの制度間の調整が難しいことから除外されたものと思われませんが、今後の障害者施策については、連立政権の政策合意にあるように、利用者の応益負担を応能負担とする総合的な制度設計がなされるものと思っており、新たな制度が出来ることにより、障害を持った低所得者の方の医療費負担は軽減されるものと思っております。

障害のある人の医療費に対する町の助成についてであります。自立支援医療は市町村が実施主体

となる更生医療と北海道が実施主体となっている精神通院医療とになっておりますことから、一律に助成措置を実施することは困難な状況にあります。

また、自己負担につきましても原則1割負担となっており、低所得者に対しましては、低所得者1の方が上限2,500円、低所得者2の方は上限5,000円とそれぞれ軽減されておりますことから、町独自の助成制度については考えておりませんのでご理解いただきたいと思ひます。

なお、国に対しましては、早期に新たな制度により低所得者の医療費負担の軽減を図るよう、町村会等を通じ要望してまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） それでは、再質問の方、させていただきますと思ひます。

この幕別町障害者福祉計画につきましては、自立支援法という大変障害者の方、ご家族にとっては厳しい内容の法律という枠の中で多くの方の英知が寄せられて、アンケートの中身と含めて大変すばらしい中身になるのではないかなと、それを推進する立場で質問をさせていただきたいというふうに思っております。

この計画が2期目に入って、今1年目を終わろうとしているところであります。

居住系のサービスが町内に無いということのご答弁をいただきましたけれども、この部分についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思ひます。

なかなか進まないというのには、やはり何か理由があつて今日までこられてきたのではないかなというふうに思ひますけれども、どのような困難な理由があつて、今まだそういった事業所が町内に無いのか、どのように認識されているのか、そのことをまずは伺いたいと思ひます。

知的な障害ですと、管内にはいろいろと施設はあるというふうに聞いております。

身体となると、十勝では新得しかない、そのように関係者の方から聞いております。

それで浦河や富良野と幕別から遠く離れたところに、離れて入所している、そんな現状があるというふうに聞いております。

ですから、こういった居住系のサービスをするというのは、非常に緊急な課題であるというふうに思ひますけれども、今日までまだこれから訴えてまいりますというご答弁でしたけれども、そこに留まっている理由についてお答えいただきたいというふうに思ひます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 音更なんかにも授産施設はありますし、今おっしゃられたのは新得のわかふじ寮ですとか、いろいろある訳ですけれども、本町の場合はなかなか以前から障害者のそうした施設というのは無い訳でありますし、これはいろいろな理由はあるのかもしれませんが、なかなか生産性といいますかね、採算性といいますか、そういった問題もあるのかと思ひますけれども、今私どもは早急をお願いをしていきたいという一つには、介護保険等によるグループホームは町内にも7カ所、8カ所あるわけなんですけれども、ここに障害者の方に限つてのグループホームは無いということで、これらが早期に対応することができないか、既存のグループホームを運営されている方、あるいは今後考えられているような方について協議を進めさせていただければなというふうに思ひているのが現状であります。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） まずはその点は分かりました。

やはり困難なのは、今町長がおっしゃいましたように、採算性の問題、これは介護保険のグループホームもそうですけれども、なかなか厳しいものがあつて、その施設を運営に踏み込めないという実態があるのだというふうに思ひます。

ですから、町のリーダーシップが益々期待される場所であるのではないかなというふうに思ひますけれども。

精神障害の方でいうと、グループホームを自費を投じてやっていらっしゃる方も聞いており

ますけれども、それは本当に心から敬意を表すべきことで、でもまたお金が無いとできないことでもありますから、誰でもできることではないことで、繰り返しになりますけれども、町のリーダーシップが必要なのだというふうに認識しています。

介護保険の事業所ということであれば、ディサービスや小規模多機能など、普通の民家でも運営しているケースというのは多く見られるところであります。

ですから介護保険のグループホームのような、この一つのユニットが9部屋でというのではなくて、ダイニングといくつか個室として分かれられるようなそんな部屋が何部屋があると、そういう民家の中でも運営できるというようなことも聞いておりますけれども、そういったようなことであれば町の方でその施設を買い入れて、どこか委託するというようなことも可能なのではないかというふうに思ったりもするわけです。

急がねばならないと、急ぐべき課題ではないかと思ってこのような細かなことまで言わせていただきました。

今、新体系と旧体系が並行して動いていると、旧体系が終了するのが23年度の末というふうになっています。

区分認定が4、これよりも軽度の認定を受けている人が23年度末で入所ができないという状況が生まれて、今そういった施設に入っている方たちが退所しなければだめだというようなことが生まれてくる。

後2年ありますけれども、たった2年でもあるのだと思うのですよね。

急がねばならない課題だと繰り返し申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、そういったような形での施設運営ということは、考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 既存のそうした介護保険のグループホームをやっていらっしゃるような方に対するお話、あるいは町内外から新規に幕別町に進出したいというようなことがお話等がございましたら、あるいは私どもそういうお話を聞きましたら、例えば町有施設の貸与ですとか、町誘致の貸与ですとかということぐらいまでは、当然やってもいいのかなというような思いはあるのですが、それらが具体的に相手の条件もありますでしょうからなかなか一方的なものではないと思っておりますけれども、なんとかそうしたグループホーム、障害者の方々のグループホーム等が町内に設置できるように町としても取組みを進めてまいりたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） やはり障害のある方についても、住みなれた町、生まれ育った地域で暮らし続けられる、そのことが非常に大事なのだというふうに思うのです。

ご答弁にありましたように、幕別町自立支援協議会2月に再開されてということがございました。大変重要な役割を持つ、私としてもその機能の発揮、とても期待しているそういった協議会でございます。

代表の方ともお話をさせていただいた。

そんな機会がありましたけれども、しっかり町に対して提言させていただきたいということを決意と言いますか、おしゃっておられました。

基本整備がないことには、福祉サービスの充実ということになっていかないというふうに思いますので、しっかり取組んで、共に取組んでいただきたいというふうに思います。

2点目です。

サービス利用の意向の把握や、相談支援体制の強化ということなのですが、この障害者福祉計画の後半の部分には300人の方を中心にしたアンケートが出されておりました。

その数字を見て利用がすごく少ないなと驚いて、そして見ていたわけです。

その数値の出方がどういったものかということは、ご答弁の中で理解をいたしました。

ただそのことのただし書きというのは、やはり資料の中にはなかったものですから、そういったふ

うな見方をして、あらららというふうに思われる方、たくさんいたのではないかと思いますし、実際私がこの資料を障害者の方の関係者にお見せしたら、驚いていらっしやいましたから、次回以降のところでは、その辺分かりやすいように表していただくように進言させていただきたいというふうに思います。

結局370名くらいの利用できる条件の人が居て、210名の方が利用していらっしやるということでありました。

これが十分なのかちょっと今私は判断できませんけれども、やはりこういったサービスがあるのだということの浸透はさせていかねばならないことだと思います。

それでご答弁の中では、このみんなの福祉ですね、これを有効活用していきたいのだということがございましたけれども、この障害者福祉計画のアンケートの中では、この資料がとつても33.7%の人がこの福祉と暮らしを見たことがないというふうにお答えになっているのです。

そして、内容が難しいとか、字が小さいとか、そういった方がまた12%もいて、非常にこのみんなの福祉が浸透しづらい状況にあるようでこの辺も工夫が必要なのではないかなというふうに思いました。

それ以外にも、情報提供してほしいとこのみんなの福祉以外にもそういった声が7.6%あった。

個別に内容を説明することが必要だと思うのですけれども、その点については、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今お話のありました、みんなの福祉の冊子ですけれども、それをつくったときには、全障害者と言いますか、手帳を持っていらっしやる方全てに配布をしたわけです。

その後は、新たに手帳を取得される方に随時渡しているということですから、本来的にいくと全員に渡っているということになるわけでありますけれども、これも1回つくったら終わりということではありませんので、今ご指摘のありました、より見やすい方法、分かりやすい方法に変えるように担当の方でも十分みなさんの意見を聞きながら、努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） インターネットのことなども障害者の方のアンケートが出ていましたけれどもね、やはり健常者の方よりも情報を得づらいという条件は、やっぱり歴然としてあるのだというふうに思うのです。

今ご答弁いただきましたように、分かりやすいもの、それから個別に重要なところは説明していただくような、そんな配慮がいるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひご検討ください。

そして相談の支援体制の強化をすべきということで、書かせていただきましたけれども、210人が今サービスを利用しているということでありました。

現在のこの町の相談業務の支援体制ですけれども、どのような体制で行われているのか確認させていただきたいと思います。

そして、ひまわりの家に22年度から委託をしたいということのご答弁もありましたけれども、こちらの方、もう少しどんなふうな体制を予定されているのか、もう少し詳しくご説明をいただけたらないというふうに思います。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 現在の相談体制ですが、町の障害福祉系の職員2名が実際は相談にあたっております。

また、ひまわりの家につきましては、現在も1人看護師の資格を持った方が相談を受けているわけですが、それにつきましては、現在は利用者だけの相談支援体制と、ひまわりの家の利用者を中心に相談支援体制を行っている方がいるのですが、その方は資格を持っておられますので、町の職員で対応しきれない部分ですとか、直接、施設の利用に繋がらない相談の方やなんかもいらっしやいますのでそのような方については、ひまわりの家の方に相談に行ってくださいようにして、サービス利用に

繋がる部分につきましては、極力、町の職員で対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） ひまわりの家の利用者の方について1名相談業務を委託するということですね。そうしましたら、210人のサービスの利用者が、人数割では3人でということになってくるわけですね。

そしてその他にもサービスを利用されない方も、この3人の体制の中で町職員の2人の体制でやっていくということのそういう体制でということではよろしかったですよ。

この障害者自立支援法のサービスの利用については、非常に介護保険と似たような部分があるのではないかなというふうに思っております。

要介護認定が区分認定であり、そしてサービスの利用もそういった町職員さん、担当者が相談を受けて、そして利用していくと、必要なサービスを利用していくということでは、非常に似ているのだというふうに理解しているところなのですが、ということは、210人の中からひまわりの家を利用している方を引いて、そしてさらに何もサービスを有していない方を足した方が、人数が2人の町職員の体制で相談を受けるということになるわけなのですけれども、非常にこれは厳しい体制があるのではないかなというふうに思うのですけれども、それはいかがですか、大丈夫なのでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） ただ今の相談体制でございますけれども、主体的には、ただ今申し上げました障害福祉係の2名と、それに福祉課長もおりますので、その体制には乗れると思います。

さらに、今、知的障害者相談員と身体障害者相談員というのを1名ずつお願いしてございまして、その方々にも相談できる体制にはなっております。

さきほど、ひまわりの利用者をお願いしているのは、今現在は、ひまわりの利用している方についてののみのご相談を受けているのですけれども、これからはその方に幅広く町内の身体障害者の方の相談も受けていただくということで今考えているということでございます。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） 今、民生部長さんのご答弁を聞いてちょっと安心もしましたけれども、やはり相談業務このところもサービスを受ける入り口としては非常に重要な役割を担うのだというふうに思うわけなのです。

ですから体制については、言い方はあれですけれども、熱ければ熱いほどいい、そういった分野の一つではないかというふうに思っております。

介護保険の話でしたらば、1人のケアマネージャーに付いて、40人でと、そこから先は手が薄くなるだろうから診療報酬も変わってくる、そんなような理解もされる中身でありますので、体制の維持については、十分な相談者の方の相談に応えられるそういった体制で臨んでいただきたいというふうに思いますので、その点ご奮闘をお願いしたいというふうに思います。

それでは三つめですけれども、障害のある方や家族に対しての上下水道料金や町営の有料施設の利用料、これを減免ということで質問させていただきました。

水道料金のこと、このことは従来の上りになったときの料金を継続すると、障害の一定重い方はそういったことなのですけれども、私が思うにご答弁にあった中には、身体障害者の方ですと1級・2級というそういったランクになって結構重たいですよ。

ですから、そういった制度があるということは、承知もしましたし理解もしましたけれども、さらに対象を広げるようなことも必要ではないかというふうに思っていることが一つと、それから町営の施設ですね、具体的には、例えばスキー場の利用料のことなんか出ております。

アンケートの結果について、結果の方に戻りますけれども、週3回以上外に出る機会があるのだという方が51%、300人の抽出された方の回答からあったところでもあります。

やはり外出の機会というのは、多ければ多いほどいい、いろんなことを健常者と同じくやれたらいい、そのように思うわけですけれども、やはり経済的なことと言いますと、健常者と同じでは、また

厳しいものがあるのではないかというふうに思うわけなのです。

アンケートには、もう少し言いますとスポーツや文化活動に対する援助が欲しいと、それから帯広の社会福祉協議会で実施しているようなプール教室が幕別町の社会福祉協議会でもやってほしいといったような回答もあったりしまして、この助成については、おおいに広げていただきたいと思いますというふうに思うのですけれども、改めてご答弁お願い致します。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 減免、あるいは助成制度、あまり町内では有料の部分というのは多くはないのですけれども、今申し上げましたほかに例えば町営バスの利用、幕別駒田間の町営バス。

あるいはふるさと館ですとか、忠類ナウマン記念館の入場料に掛かっている減免制度、こういったものも障害者の皆さんにはなされているわけで、おっしゃられたようなスキー場ですとか、体育施設なんかについては、特に減免制度は無いのですけれども、全体的に言えることは、町長が特に認めるものについては、減免の対象となるという1項がありますから、時にはそれらを適用する中での減免のことも可能であろうというふうに思っていますし、中にはユニークなのは公営住宅の選考のときには、障害者の方は、2回抽選ができるというようなこともあるのですけれども、そういったことと、もう一つは私もいつも集まりのときに言うのは、幕別身体障害者福祉協会幕別分会という障害者の皆さんの団体もあるのですけれども、そこにもだんだん近頃参加者が少なくなっている。

やはり先ほどおっしゃられたように、どんどんそういうところに参加をして、お互いのコミュニケーションを取りながらいろんな情報を交換しながら進めていくことがやがてプールだとかいろんな利活用に繋がっていくのだろうというふうに思っておりますので、私どももそういった団体や障害者の皆さんの意見も十分これからもお聞きしながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） 今までも、今町長もおっしゃいましたように、障害者の方についての交通費の助成など幕別町独自でやってらっしゃるものがあると、このことは評価させていただきたいというふうに思いますけれども、私が言った以上に町長が幅を広げてお答えくださったのですけれども、おおいにさらに広げることを検討していただきたいというふうに思います。

四つ目ですけれども、医療費の助成についてであります。

今後の障害者施策が新政権が新たな制度をつくるということの中で国の動向というのは、しっかり見ていかなければならないと思うのですけれども、以前の政権と比べたら、きっと障害者の方や家族にとって、手厚い制度になるのではないかなというふうに期待をしているところであります。

今回質問するにあたって、懇談をしてきた障害者の方の生活のことをお話しますけれども、50代の男性の方です。

地域活動支援センター事業を週5回受けている。

労賃は、お給料はひと月5,600円であると、そしてその地域活動支援センターに通うのに移動支援事業を利用して限度額3,000円のサービスを利用していると、施設で昼食を取ると、そうしたらひと月2,000円掛かる、だから5,600円の賃金を貰うのに、5,000円掛けてそして通っているというふうなことになるのです。

残りはほとんどない訳であります。

もちろん障害年金は貰っていますけどね。

就労部分については、もう何もないとそういった実態をお話させていただきたいというふうに思うわけです。

通うだけで無くなってしまうのです。

でも、もちろんその方は地域活動支援センターに通うことが生きがいで、お金のことがうんぬんではないのだということで頑張っているんですけども、そういった実態があるものですから、そういった話を聞けば限度額が2,500円ですよ、5,000円ですよということで減免の制度があるのだというふうに言っても健常者の方以上に生活はいろんな面でご不自由されているわけですし、なんと

かならないのかなというふうに思うわけですが、今こういった一つの例をしめしましたけれども、医療費の拡大、助成の拡大、検討すべきだと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 利用料の件なのですが、先ほど谷口議員言われた地活のお給料といいますか、今日もちょっとひまわり園の方とお話をしまして、最近仕事の物価が減ってきているということで、働いている、通ってこられている方の配当と言いますか、お給料が段々減ってきているというようなお話も受けております。

ただ、この利用料につきましては、私どももずいぶん検討してまいりたいとは思っていますが、何分にも現段階では、この医療費につきましては2,500円と5,000円ということで減免させていただいておりますので、新たな制度ができるまで、この部分でやらせていただきたいというふうに考えております。

新しい総合福祉制度が平成23年の国の方が9月に一応施行を目指して今制度の方を構築しているというふうに聞いていますので、その制度が1日も早くできるようになれば、もう少し皆さん減免されるのではないかなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） 国の方の新しい制度につきましては、まだ具体的なものというのははっきりと見えてこないわけですが、今、ご答弁の中では今年9月を目途にということのお話がありましたけれども、そうであればなおさら今本当に事業者さんも大変で、たくさんの配当をだしたいところなのだろうけれども、そういう実態に留まっている、しばらくは改善の展望というのなかなか厳しいのだというふうに推察いたします。

なおさらこの医療費の部分の助成については、積極的な検討をお願いしたいと、いただきたいというふうに思うわけです。

このアンケートの中でも、経済的な援助を望む声がやはり多数載せられている。

年金額の増額の声というのもありますけれどもね、リハビリ、それからリハビリに関わらず医療費という言葉でそのものの助成を望む声も複数出されています。

何度も言いますように、国の動向は見つつも、町として積極的にこの件について今後の課題として検討していただきたいというふうに思うわけです。

さっきの増田議員の質問にもありましたけれども、やはりこういう社会保障こういった分野で幕別町が手厚い自治体であるということであればそのことが定住促進に繋がっていくのではないかなというふうに思うわけですが、改めていかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 医療費いろいろこの段階においても大変負担が大きいものだというような押えは私どもはしております。

その中で、月2,500円あるいは5,000円という限度額を設けた中での医療費の負担をされていると、ちょっと資料を貰いましたら、2,500円の方が116人、5,000円の方が39人ですから155人の方はこれらの恩恵を受けているという状況でありますし、先ほど言いましたように医療制度事態が町村と道の負担、割合、実施主体というようなこともあります。

なんとかこれらを1本化していただいた中で、国の施策の中で実施していただければありがたいものなというふうに思っておりますし、そのための要請活動なんかもやっていかなければならないのだろうというふうに思いますけれども、今の状況の中ですぐ私どもの町だけでやれるかどうか、これは検討はさせていただきますけれども、なかなか難しい面もあるのかなというふうにこういったこともありますので、ひとつご理解をいただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） 国に対する、積極的な要望を町からも上げていただいて、なんとかこの医療費負担がなくなる方向での運動を進めていただきたいなというふうに思っております。

最後になりますけれども、この資料によると幕別町には、身障手帳、養育手帳、精神手帳、これらを持っている方が1,315人いるということが出ておりました。

人口比で言うと4.8%ですから20人に1人はこういった手帳が発行されているということになっていくわけです。

ですからこの数字も自分には関係ないのだという数字ではないのだなというふうに私は感じました。

もう少し言うと、70歳から74歳のこの枠の中では、この人口の10%の方が手帳を持っていると、75歳以上になると18.8%の方が手帳を持っていると、20人に1人になってくる訳です。

間違えました、5人に1人になってくる訳です。

そうしたら、認知症の割合と変わらない訳で、そうなってくると高齢化の問題になってきますけれども、誰もがいつどんな条件でこういった立場になる、自分もなる可能性が非常にあるのだという身近な問題になってくるのだというふうに思うのです。

こういった認識で障害福祉の向上にこれからも積極的に取り組んでいただくこと。

このことをご要望いたしまして発言を終わらせていただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

16：25 延会

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

平成22年第1回幕別町議会定例会
(平成22年3月11日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
8番 増田 武夫 9番 牧野 茂敏 10番 前川 敏春
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第74号 幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第75号 幕別町農業集落排水処理施設管理条例の一部を改正する条例
(以上、産業建設常任委員会報告)
- 日程第5 議案第25号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第26号 幕別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第27号 幕別町立保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第28号 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第29号 幕別町普通河川管理条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第30号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更に関する協議について
- 日程第11 議案第31号 北海道市町村総合事務組合格約の変更に関する協議について
- 日程第12 議案第32号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更に関する協議について
- 日程第13 議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第15 議案第34号 平成21年度幕別町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第16 議案第35号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

会議録

平成22年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成22年3月11日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月11日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 齊藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野和政 18 助川順一
- 6 欠席議員 17 杉坂達男
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 総 務 部 長 増子一馬
会 計 管 理 者 菅 好弘 札 内 支 所 長 久保雅昭
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 新屋敷清志
企 画 室 長 佐藤昌親 建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一 教 育 部 長 米川伸宣
総 務 課 長 田村修一 税 務 課 長 姉崎二三男
企 画 室 参 事 長谷 繁 地 域 振 興 課 長 佐藤和良
糠 内 出 張 所 長 所 拓行 こ ど も 課 長 森 範康
保 健 福 祉 課 長 原田雅則
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
8番 増田 武夫 9番 牧野 茂敏 10番 前川 敏春

議事の経過

(平成22年3月11日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番、増田議員、9番、牧野議員、10番、前川敏春議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） この際、諸般の報告を事務局から致させます。

○事務局長（堂前芳昭） 17番、杉坂議員より本日欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（古川 稔） これで諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問の各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内と致します。

○議長（古川 稔） 最初に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 通告に従いまして質問をいたします。

国保の低所得世帯に対する対応についてです。

小泉内閣以来の構造改革により、貧困や格差化が貧困世帯の増大だけでなく、自殺・飢餓・児童虐待・家族の崩壊など社会破綻の形で現れ、国民が安心して暮らせる社会からますます遠ざかろうとしています。

今、町民の暮らしは、年収所得200万円以下が70.7%、年金所得だけでは81.2%にもなっています。

一方課税の状況は、平成17年度から各種控除・非課税措置の見直し・廃止が毎年行われ、平成19年度には住民税の一律の10%フラット化と定率減税の廃止が実施され、連動して国民健康保険税や介護保険料が引き上げられました。

経済協力開発機構OECDによりますと、日本は税や社会保障の負担を入れない所得の貧困率は、ヨーロッパ諸国に比べて低い方ですが、税や社会保障の負担を加えた可処分所得の貧困率は高率になっております。

国民皆医療保険は、1961年命と健康は平等という医療保障理念のもと、国の責任で強制的に全国民が保険に加入し達成されました。

必要なサービスは患者に具体的に提供されるという現物給付、利潤目的を認めない非営利、能力に応じて保険料を負担する応能負担などの原則から成り立っています。

国民健康保険法の第1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保

障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と定めていますが、今、国民税が払えない町民に資格証明書が発行され、生活苦に陥ったとき安心して医療を受けられる制度になっていません。

また、医療費の負担が重く病院に行かれない状況も生まれています。

国民健康保険法第44条では、世帯主が失業など特別の事情がある場合は、医療費の一部負担金が減免されると定めていますが、具体的な取扱い要領が無いため、周知も活用もされていません。

幕別町独自の国民健康保険の医療費一部負担金の減免規定を明確にし、町民の命と健康を守る対応が必要です。

既に十勝管内では音更町、上士幌町で実施されています。

従いまして、次の点について伺います。

①短期保険証・資格証明書の発行は止めること。

②医療費一部負担金の減免基準を明確にすること。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員の質問にお答えいたします。

「国民健康保険の低所得者に対する対応について」であります。

国民健康保険制度は、農林水産業者及び自営業者が被保険者の中心となる医療保険制度として創設されましたが、他の医療保険に属さない人全てが被保険者としていることから、人口の高齢化や産業構造の変化等の影響を受けやすく、さらに長引く景気低迷や医療費の増加傾向などによりまして、全国的に国保財政の運営は厳しい状況となっております。

このような中で、本町といたしましては、被保険者が病気にかかった場合に、いつでもどこでも安心して医療を受けられるようにきめの細やかな対応に心がけ、制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の1点目、「短期保険証・資格証明書の発行について」であります。

国民健康保険制度は、国や町などの公費負担と被保険者の保険税などで会計が賄われておりますので、被保険者の負担の公平を図る観点からも特別な事情がない限り、保険税を完納していただくのが大原則となります。

しかしながら、現実的には諸般の事情により滞納している方がいるのが実情でありまして、町の国保運営上、少なからず支障が生じております。

国民健康保険では、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、保険税を一定期間以上滞納している世帯主に対して被保険者証の返還を求め、返還したときは被保険者資格証明書を交付することとされております。

また、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期限を定めることができると規定されていることから、保険税の滞納者に対し短期被保険者証を交付することができるものであります。

本町におきましては、滞納者に対し可能な限り納税相談等を通じて完納に向けた努力をお願いしておりますが、諸般の事情によりなかなか履行できない方に対しましては、町独自の国民健康保険税滞納者対策実施要綱などにに基づき、やむなく短期被保険者証又は被保険者資格証明書を交付せざるを得ないのが実態であります。

町といたしましては、滞納者に対し機械的に対応するのではなく、面談等により滞納となる事情をよくお聞きし、親切、丁寧かつ的確な対応に心がけ、計画的な納税ができるように相談をしていくことにより滞納額を減らし、一般被保険者証を交付できるように努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「医療費一部負担金の減免基準について」であります。

一部負担金の減免については、国民健康保険法の規定により特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、適用することができることとされております。

特別の理由とは、国の通知によりますと貧困、災害、不作、世帯主の事故による不在など一部負担金を支払うことが困難と認められる事由をいうものとされております。

現時点における本町の対応につきましては、法の主旨を踏まえた上で、幕別町国民健康保険条例施行規則に定められている一部負担金の減免又は徴収猶予を受けられる基準に基づき、個別の案件ごとに対処しているところであります。

一部負担金の減免申請の実績が全国的に低調であるということが、厚生労働省の調査により判明しましたことから、国は、国民健康保険における一部負担金の適切な運用に係るモデル事業の実施に取り組むことになりました。

このモデル事業は、各都道府県から少なくとも1市町村ずつが選定され、平成21年9月から平成22年3月までの7カ月間にわたり事業に取り組むこととなり、その結果を検証してから、平成22年度中に一定の基準が全市町村に示される予定となっております。

ご質問にもありましたように音更町では、現在、国の基準を待ちつつ検討中とのことであり、上士幌町では、独自の取扱要領を平成21年9月に定め、10月1日から施行しているとお聞きしておりますので、一つの事例として参考になるものと考えております。

本町といたしましては、当面は情報収集等に努めつつ国から新たな基準が示されましてから、それをベースにして他市町村の動向などにも留意しながら、適切な運用に向けての対応を検討してまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 今、町長の答弁の中に、この町民の国保世帯の方々たちに被保険者の負担の公平を図る観点からも、特別な事情が無い限り、保険税を完納していただくのが大原則、もちろんそうだと思います。

それで、国の方でこの国保税の納入に対しまして、介護保険制度導入と同時に、国民健康保険法が解約されまして、資格証明、それから短期保険証、発行できるということから発行するものにするという義務規定に改悪されているのですね。

それですから、これはどこの全国どこでもこういう状況が起きているというのは、承知しているところですけども、こういう状況の中でも町民に対しまして本当に生活が大変、そういう方々に対しては、資格証明書を発行を差し控えている自治体もあるのは町長も承知だと思います。

それで、今本当に今の国民の暮らし、町民の暮らしからみますと、その可処分所得が減りましてその中から税の負担が重くなる。

そういう状況も生まれてきております。

そういう中では、本当に暮らしが大変という方々は、生活保護という制度もありますけれども、生活保護を受けないで自分たちで何とか生活を成り立たせていきたい、また、生保基準ぎりぎりという基準より少し越える収入の方々は適用されません。

そうしますと、国保税ですとか医療費、介護保険料そういうものの負担が大変重くなりまして、より生活が苦しいそういう状況も生まれてきているのは事実だと認識されていると思います。

ある相談された町民の中には、年金額が1年間で76万6,698円、こういう方の相談なのですが、そういう方は介護保険と国保税、それと家賃ということ、介護保険と国保税を合わせますと約5万円になります。

そうしますと、年金に対する割合といたしましては、その負担が11.2%ということになるのです。

この負担が大変重い、こういう状況も生まれています。

それと、家賃も公営住宅に住んでいますので減免も受けていても家賃は5,900円、ボイラーなど毎月支払うのが3,000円、こういう状況の中で大変生活が厳しくて何とかして払っていききたい、税の負担払っていききたいけれども、払っていくことができない、そういう状況も生まれてきているのも一つあります。

また、滞納している方の相談も受け、資格証明書を発行されて無保険、一応病院にかかるときは10割ですね、そういう方の相談も受けたことがあります。

何とか頑張って払っていったけれども、途中でどうしても支払いが困難になって、また保険料を納めていない、そういう方の相談も受けております。

そういう手立てをしっかりと行っているのか、そこのところは私この親切、丁寧かつ的確な対応に心がけていますということなのですが、そういう点が尚不十分ではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、国保税にかかわらず徴収は事務は税務課の方でやっているわけですが、私どもがお聞きしている範囲、あるいはいつもこう指導、あるいはお願いをしているのは、今申し上げましたように、まずは相手のお話を十分にお聞きし、まして相手の事情の中から、実態の中からの程度の納税が可能なのか、あるいはその期間がどれくらいかかるのか、いわゆる真摯な対応が何よりも求められているのだということは、私どもも申し上げているつもりですし、担当職員それぞれ頑張っているのだというふうには思っております。

もちろんその相手があるわけですから、お互いのやり取りの中にはいろんな意思の疎通の欠ける部分もあるのかもしれませんが、できる限りそういうことのないように、お互い良い方向に持っていくようにということはこれからも努力していかなければならないのだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○7番（野原恵子） この間、国保の問題は決算の中でも質問をしているところですが、そういう対応に心がけているというふうなお答えはいただいております。

けれども、町民の生活の様式は今非常に変化してしまっていて、長時間労働そういう状況もありまして、朝早く出て夜遅く帰ってくる。

そうしますと、なかなか町の方に相談に行きたくても行かれない、そういう状況が生まれてきているのも現実です。

そうした場合には、職場に訪問するですとか、それとかしっかりと町民の生活の状況を聞く、そういう姿勢が大事だと思うのです。

私も何回か対応していくのですが、なかなかお話している間は本当に困難な状況というのは、なかなか話できないものなのです、そういう問題を抱えている方は。

ですから、本当に心かよわせて親身になって本当に困難な状況を話していただける、そういう人と人との繋がりということを本当に大事にして対応していかなければ、困難な状況というのはお話できないという状況もあるのです。

ですから、そういうこともしっかりと対応していくことが必要ではないかと思いますが、もう一歩踏み込んだ対応というのが必要だと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるように、お互いのこの信頼関係が大切なのだろうというふうに思いますが、今も資格証明書16名ほどでしょうかいらいっしゃいますけれども、まずはその信頼関係の前段、接触すること自体が難しい方が非常に半数くらいはいらっしゃる。

このことから解決していかなければ、お互いに打ち明けた話ができこないのかなど、そういった意味では、とにかく一度電話でも何でもいから接触をしてくれる。

ですから仕事が終わった後、夜間の相談日を設けたり、日曜祭日でも求められればそれに応じる相談もやる。

いろんなことを繰り返しながら今までもきているわけですから、そういった今おっしゃられたようなことについては、これからも尚一層努力をしていかなければならない問題だろうというふうには思っておりますし、私は今本当に職員は一生懸命やっただいただいているなど、そういう思いではおります。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○7番(野原恵子) そういう努力をされているということで、今後も期待をしていきたいと思います。
それで、国民健康保険のその資格証明書の交付状況ですが、今町長16名とおっしゃいました。
私の手元にある資料では平成21年の6月の資料なのですが、それによりますと幕別町は25世帯の25人ということなのです。

その基準でちょっとお話をさせていただきたい。

数字はちょっと16名ということでしたら、これは幕別町は16名ということ。

それで、今、帯広市の場合は国保税の収納率、これは平成19年度の資料なのですが、87.34%です。
それで、交付の状況は24世帯28人、それで国保世帯の総数は3万4,206世帯、それに対して交付の状況は24世帯です。

それと音更町ですが、音更町は8,361世帯で交付状況は4世帯です。

収納率は94.85%で、私の手元の資料では幕別町は25世帯になっていますが、これが16世帯に減っているということは少し改善されたのかなと思いますが、それでもこの二つの同じ状況の規模の中では交付されている世帯が多いのではないかと思います。

そういう点からみまして、町長はどのようにお考えになるかお聞きしたいと思います。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) それぞれの町村、大変厳しい国保財政を抱える中で、努力をされいろんな工夫をしながら収納率の向上ですとか、あるいは今言っただけのいろんな資格証明書の発行を減らすための努力などもされている結果だというふうにおさえております。

ですから、私どもやはり一番根本になるのは、今の国保税の今後どうこう推移していくか、あるいは今までもそうだったのですけれども、なかなか国保税は下がるどころか上がる一方で、その上がった分の負担はどこへ持っていかといたら、結果的には国保加入者の税率改正のところへ持っていくというようなことが多いわけでありまして、これを解消するとすれば国が出せない限りは、一般会計からの繰入を減らすということしかないでしょうけれども、ただこのままどこまでが限度というのではないわけですから、何とかこう今までも私も国、道なんかのいろんな国保の大会なんかで行っていますけれども、なかなか改善されないでずっときているというのが現状でありますので、何とか国の補助を更に負担を上げていただく、あるいは医療費の問題もあるのでしょうか、何とか町村が安定した国保の運営ができるような仕組みといいますか、体制ができることを我々も望んでおりますし、国、あるいはいろんな各ところへ運動していく、これからも続けていかなければならないのだろうというふうには思っております。

○議長(古川 稔) 野原恵子議員。

○7番(野原恵子) 一番の大きな原因は、やはり国が国保に対する税の対応というか、その国保負担が下がったことにあると思うのですが、それでも一番町民の接するこの町村としましては、町民の暮らしを本当に考えていかなければならないと思うのです。

ですから、そういう国に対してしっかりと町長いつも町村会などで国に対して要望しているということですが、それと同時に町民に対する対応もきちんとしていかなければならないというふうに思っております。

ですから、そういう点ではこの病気にかかった時に安心して医療にかかりたいというのは、誰もが願うことだと思うのです。

ですから、そういう対応をこれからもしっかりと進めていかなければならないと思います。

それで、今は資格証明書の件でしたがその短期保険証の発行もされております。

その短期保険証も今はこう担当のところ留め置いておいて、短期保険証を町民がそこに受け取りに来る、そういう状況になっていると思いますがその点はいかがでしょうか。

○議長(古川 稔) 税務課長。

○税務課長(姉崎二三男) ただいまのご質問でございますけれども、その前に先ほど資格書の関係で25世帯交付していないという内容でございますけれども、3月1日現在でございますけれども、短期

保険証の関係でございますけれども、実はもうご存知だと思いますけれども、平成21年6月現在で218世帯、これが今回出てきてございますけれども、これにつきましては短期保険証の該当する方で誓約等で履行されている方、あるいは納税で5割以上納税されている方等につきましては、そのまま交付をしているのが実情でございます。

それから、短期該当する滞納が滞納といいますが、未納が1年以上続いている方、この方につきましては、先に予告通知書を出させていただきまして、それに基づいてうちのほうに来ていただきまして、それで納税誓約等をさせていただいた方につきましては短期証をその場で発行しているというような形で実施してございまして、現在世帯数多いのですけれども、21年9月現在で該当373世帯あったのですけれども、そのうち現在未交付だというのが63世帯該当しているというふうな内容でございます。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 未交付が63世帯、それと資格証明書が16世帯ということですね。

そうしますと、79世帯のところに健康保険証が渡っていないというそういうことでおさえでよろしいですね。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 申しわけありません、答えを間違えてしまいました。

63世帯、これは10月1日現在でございまして、現在は31世帯が未交付状態であると、基本的にいいますと短期証を発行すると予告通知を出しているのですけれども、それについて税務課の方にその納税相談等の折衝を全然全くされない方、その世帯数が31世帯、短期証が交付されていないという内容でございます。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 短期証の交付に当たりましては、基本的にまず来庁されて何らかの形で納税の誓約をされたり、また計画性を持った納税を確約された方、こういう方につきましては窓口で短期証を渡しております。

それと、従前より完納はされていないけれども何とかこう計画的に納税を続けられている方、この方につきましては来庁されることを待つことなく郵送において保険証を交付しております。

そして、残念ながらなかなか接触のできない方につきましては、町といたしましてはこれはあくまでも納税の仕方についてお話をしたい、相談をしたいというのが趣旨でございますので、それは一旦お預かりをしておいて、そして何らかの形で接触をするように心がけながら、残念ながら31件くらいの方につきましてはお預かりをしている方もいらっしゃる、そういうことでございます。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○7番（野原恵子） そうしますと31世帯プラス16世帯ということで、47世帯の方に今保険証が渡っているというそういうおさえでよろしいですね。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 資格証明書の方につきましては、対象者は16世帯ということですが、そのうち8世帯の方につきましては居所不明で接触がほとんど不可能な状況であります。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○7番（野原恵子） そうしますと31世帯プラス8、39世帯幕別町に住所があつて保険証が渡っていない世帯は39世帯という状況だということですね。

そうしますと、病氣したときそういう場合にはその16世帯の方々には全額10割で病院に一応一旦かからなければなりませんね。

31世帯の方は連絡が取れば短期保険証ですから普通どおりに病院にかかれる、こういう状況の町民が現在これだけ幕別町に住んでいるということですよ。

こういう中で、確かに国のそういう健康保険法の改正によりまして保険証が交付されない、そういうもつとで町は対応しているとは思いますが、一方町民の方の暮らしからみますと、確かに町の職員の方々と接触できないという状況があるので交付されていないという、そういう状況の説明だと思う

のですが、私も接触していく中で、なかなかそういう町の対応も聞いております。

けれども町民の暮らしの方からも聞いております。

そういう中で、なかなか接触というか、町のところまで足を向いていくには、敷居が高くてなかなか行けられないとか、勤務状況があるですとか、そういう状況があるのも事実なのです。

そうした場合には、保険証を郵送する、そういう手立ても必要なのではないかと思います。

病気にかかって、なかなか病院に行かれない、それが重症化してから行くというふうになれば医療費も高くつきますし、命の危険が脅かされる状況になる可能性もあります。

そういうときには、確かに直接会ってお話したい、そういう思いだと思いますけれども、郵送にしまして、そして、郵送するということはその世帯に届くということですから、幕別町に町民が存在しているという証にもなると思います。

郵送をして、それからの対処をしていくということも大事ではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 急な病気とかで、どうしても病院に行かなければならない、そういうような方そういうケースはあると思います。

そういう方につきましては、例えば電話等で連絡いただければ、その状況をお聞きして短期被保険者証を交付することは可能です。

ですから、絶対に短期証を交付しないとかそういう考えではなくて、柔軟な対応はできるものだと思っておりますし、しようと思っております。

なかなか接触をできないということにつきましては、これは税務課の方で臨戸訪問した際に、もし不在であったりした場合には、この何ていいますかお伺いしたというようなカードみたいなものを入れて、その中に町の方にご都合のいいときにご来庁くださいというようなことだとか、またお電話をください、そのようなことを何らかの形でメッセージを送っていただけるようなことをお願いするような文章も入れたりして、何とかこう接触到努めているというようなことをございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 今、課長の方から答弁ありましたけれども、そういう努力をされているということも十分承知はしております。

けれども、町民の暮らしの中から、そういうどういう状況で暮らしているとか、どういう考えで暮らしているとか、そういうことをつぶさにお話を伺いますと、確かに職員が努力されているというのは承知しますけれども、町民がそれでもなお相談にこられない、そういう状況があるというのも事実なのです。

ですから、病気が重くなってそれから命にかかわるそういう状況になる前に、どういう対処が必要かということも一方考えていかなければならないと思っております。

そういう点で郵送も必要ではないかというのが一つです。

それから、先ほどの資格証明書の点でもう一点、私町長にお聞きしたいのですが、その帯広市の世帯数に対する資格証の発行の件数、それと幕別町、それから音更町、ここの資格証の件数の比較をしますと、幕別町は世帯数からみれば資格証の発行が多いのです。

それに対しまして、町長はどのようにお考えになるか町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどもいいましたように、それぞれの町村が何とかそうした資格証明書を発行しないように、保険証が発行できるようにという努力をしているその結果、そのような数値に表れているのだろうというふうに思います。

私もできる限り、今の職員同様に住民の皆さんとの接触を図りながら何とかこれがゼロになるように、更に努力はしていきたいというふうには思います。

それともう一つ、私矛盾に思うのは先ほどいったように8名の方は全然連絡もつかない、ところが住民票が残っている、国保に入っている、そうなるとその人はこれいつまで経っても幕別町に残って、資格証明書の数の中にカウントされてしまう。

どこかへ転居されていないのでしょうかでも、住民票が残っている限りは幕別町の在籍の中ではずっといく。

この辺も職権で住民票で落とせばそれで解決できるのかもしれませんが、そう簡単にこうやれるものでもないというようなことで、ちょっと矛盾もあるのかなということも思っておりますけれども、おっしゃられるように他の町村ももちろん、今、帯広、音更の例ただほかにもうちと同じようなところもあるので、とにかくお互いそれは減らしていくことについて、努力することはこれからも続けていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 次に医療費の一部負担の減免です。

このことについても、今、音更町、それから上士幌町の対応を参考にしていきたい、こういうお答えでした。

そして、他町村との動向なども留意しながら適切な運用に向けて検討をしていきたい、こういうお答えでもありました。

またこの医療費の一部負担というのは、これは国保法の44条でその国が減免の基準としているという定めておりますが、その運用は市区町村が決めるというふうになっております。

今の町民の現状の中で、本当に生保ぎりぎり暮らししている方々、そういう方に対しては、その所得の少ないということも減免の基準になってはいますが、その所得の少ない生保ぎりぎり暮らししているそういう方々も特別の事情というふうになるのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） まずその医療負担の減免にかかって、制度自体の周知が非常に遅れていると申しますか、あまり進んでいないというようなことで、ここに資料があるのですが、厚生労働省が平成18年度に一部負担金の減免申請があった結果を発表してはいますが、全国で1,818件しかなかったということは、その原因の一つが今いう周知が十分でないためにその制度が知らなかった。

それと町村側からするとやはり、減免に該当するかどうかの判定が非常に難しいというようなことがあって、こういう結果がでてくる。

それを受けて、先ほど申し上げましたように、今厚生労働省が全国のモデル地区を上げながら実態調査を行っているということでもありますので、私どももそういった実態調査の結果を受けながら、あるいはこう厚生労働省がどのような指針を示すのか、あるいは先ほど申し上げましたように、他町村の動向をみながら、今後これらについて検討を進めていかなければならないものであろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○7番（野原恵子） この周知については、住民にしっかりとお知らせするようにということは、決算などでいつも質問をしているところです。

そういうところでは、まだまだ町民に知らせる手立てというのが徹底していなかったのではないかと思いますけれども、こういう中でこの医療費の一部減免、これを実施している町村が十勝でもあります。

平成19年ですけれども音更町では19世帯、それから芽室町で2件、中札内1件、浦幌町4件、帯広市が1,841件なのです。

こういうふうにしっかりと制度をお知らせしてそういう状況にある住民に対しまして、この制度を活用しているのです。

ですから、幕別町でもこの制度をしっかりと住民に周知して活用していくことがまず一つ大事だと、

この中でもできるということが一つです。

それと、もう1点では確かに全国的にこの制度活用されていないということでしたけれども、これは京都市の例なのですけれども、きちんと条例として定めていることですね。

減免として実際に行っているということなのですが、一つは収入が生活保護基準の120%以下の場合には免除、生活保護の130%以下の場合には一部負担金の中によりまして、2割、4割、6割を減免している。

こういう自治体も実際にあるわけですから、実際に町民の暮らしをどういう状況なのか把握していれば、こういう適用もできるのではないかと思います。実際にそういう町民のところ、町民のところとか、町民の生活実態をどのような状況で把握しているのか町長にお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど申し上げましたのは、全国的にみてそういう制度の周知が十分でないから全国的にこのような数値だということをお願いしたのですが、本町の場合は国民健康保険の保険証の更新時なんかには当然こういった制度があるというようなこと、あるいは国保のいろんな概要等、パンフレットにして一斉に保険者の皆さんには出しておりますから、保険者の皆さんには周知していないということではないわけでありまして、その中からそういった制度を見てご相談に来られる方もあるのかと思いますけれども、それは減免もさることながらいわゆる一連の医療制度全体の中でどのような方法で皆さんの生活の中から医療費の負担を軽減すればいいのか、そういったことなどの相談も現実には受けている。

たまたまこの制度による負担金の減免が今本町ではゼロであるというのが実態だというふうに思います。

それは、住民の皆さんの生活というのがそれぞれ個々違うわけでありまして、私が全てをおさえているわけではもちろんありませんけれども、当然こう困って医療費の負担も耐えられない、そういった方々が窓口等に來られてそれに対応する同じ職員、あるいは我々もそうですけれども十分に対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○7番（野原恵子） それでは実際に制度に適応されるような、そういう生活状況の方が相談に窓口に来たのか、それからそういう状況の世帯であるということは、税の担当のところでは把握できるのではないかと思います。そういう実態、状況があるのかどうか、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 国保の今の問題でありますけれども、これは一般的に窓口でいろいろと相談に見えられる方がいらっしゃるけれども、その方につきましては大抵はその国保の制度がいったいどういうことなのかよくわからない相談、またその入院するのだけでも自己負担がどれくらいになるのかなというような相談、それらとあわせていろいろな話をするようになります。

その中で、確かに生活が苦しいので一部負担金、何とかこうもう少し安くないのかなとそういう相談も、その中であわせて受けることが多いと思います。

私の方では、先ほど町長からお話がありましたように、このようなハンドブックといいたいでしょうか、パンフレットを作っておりまして、この中に一部負担金の支払が困難な場合はこういうような相談も受けますよというような記載もしております。そういうものも開きながら具体的な相談には受けるようにはしております。

お話を聞いて、実態は聞いたりしているのですけれども、なかなか実際は申請をされる方がここ数年いらっしゃるというのが実態だということでもあります。

電話での相談方法についても同じようにお話をしているところでありますし、また町のホームページにもこの一部負担金の免除の道もありますよというようなことは書いておりますので、そういうことで周知についてはなるべくいろいろな方法を使ってやっているということでは思っております。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○7番(野原恵子) 今、町民の暮らしの状況の中では、確かに働く世代の方々の場合は失業ですとか、それから病気ですとか、そういう状況で突然収入が減るとか、そういう状況の方はこういう対象の範疇だと思います。

けれども、高齢者の場合で国民年金の生活でぎりぎり生保基準ぎりぎりという方、これは高齢者世帯の特徴だと思うのです。

そういう方々に今パンフレットでただ送付しました、ホームページを見てください、お知らせ広報を読んでください、それだけではなかなか内容がわからない、そういうのも現実だと思うのです。

ですから、そういう収入の方というのはわかるわけですから、ですからそういうところにはもっと分かりやすく周知するような手立てということも一つ大事ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 先ほどもいいましたように、住民の生活されている皆さん、それぞれ生活実態が違うわけですから、一律に所得だけをもって、それではあなたの所得が低いですから申請しませんかというようなことを、こちらから問いかけるというようなことには実際ならないのだろうというふうに思います。

あくまでも制度がこういうものがあって、もしお困りでしたら是非相談に来ていただきたい、そういったところからスタートしていくのがやはり周知であろうというふうに思っております。

もう一つは、年金暮らしの方、大変こう年金も上がらない中では、厳しいものがあるのだろうと思いますけれども、かといって全ての人が年金だけかということ、それは息子さんの仕送りを受けている方も中にはいらっしゃるのかもしれませんが、別な収入のうちがあるのかもしれませんが、これは今いうように個々違いますので、やはりこのまずは自分の実態を明らかにして、その上でこの負担金の減免制度を受けられるかどうかということの相談をしていただくことが大事なかなというふうに私どもでは思っております。

○議長(古川 稔) 野原恵子議員。

○7番(野原恵子) 息子さんの仕送りですとか、そういうことで生計を営んでいる方はそれはそれで暮らしは成り立っていくと思いますけれども、実際にそれだけで、その収入だけで暮らしている。

それで今までの貯金やなんかも取崩して生活していく、そして就労センターなどで働きながらそれを補って生活していく。

そういう方も実際に個々相談を受けております。

そういう中で、こういう制度が知らなかったという人もいますし、それと今お話しましたように、京都のようにこういう基準をはっきりと定めてあれば、それに合致したところはきちんと適応する。

そういう町としての独自の対策が必要ではないかということなどであって、生活が成り立っている人は年金額が低くてもそれはそれでいいと思うのです。

でも、そうでない人たちが本当に今苦しんでいるというのも現状なのです。

ですから、そういうところに人数が少なくても対処していくということでは、こういう制度を確立していくということが、町民の暮らしを守っていくことではないかというふうに私は思いますので、他町村の動向をみるというそういうことではなくて、町独自の対策が必要ではないかと私は思うのですがその点いかがでしょう。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 先ほどもいいましたように、私は他の町村の動向をみる、あるいはその国がモデルでやっている実態をみる、その中で私どもの町に合った基準、そういったものをこうつくっていくことが大事ではないかということで今答弁させていただきましたように、これ今月いっぱいくらいでモデル事業の実験が終わって、この後検証されて国が一定の方向を示されてくる。

そのときに、どのようなものが出てくるか、更に今いったほかの町村でやっている実態と比べながらも、幕別町としてもそうした基準を設けていくことが大事ではないかと、そういうふうには思っ

おります。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○7番（野原恵子） では、その基準をしっかりと設けていくということ、なるべく手前に引き寄せて実施していただくことを要望いたしまして質問を終わります。

以上です。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、11時まで休憩いたします。

10：47 休憩

11：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（古川 稔） 次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○1番（中橋友子） それでは、通告に従いまして2点について質問をさせていただきます。

始めに、新年度におけます地方財政対策と予算案についてであります。

新年度の政府予算案が現在国会で審議されております。

政権交代後初めてとなるこの予算案は、地方交付税を総額で1兆1,000億円を増額し、公債費負担の軽減措置や、臨時財政対策債の大幅な増額、また段階補正の削減部分の復元など、これまでの地方財政削減路線を基本的には継続しながらも、しかし大きく手直しされた内容になりました。

この内容が町の財政にどれだけ貢献されるか、確保されるか期待されております。

また、既に提案されました第2次補正予算の地域活性化・きめ細やかな臨時交付金が創設され、地域振興と雇用の効果は大きいものと考えます。

さらにこの事業の実施により、後年次に実施しなければならなかったハード事業に充当されたため、一般財源にゆとりが生まれるものと考えます。

そのことによって、住民要求の実現の条件が広がることも大きく期待されているところです。

しかし一方では新たな課題も生まれています。

子ども手当と引替えに所得税、これは平成23年1月から、また住民税、平成24年の6月からの年少者控除や、高校授業料無償化の財源のために、特定扶養控除の上乗せ部分が廃止され、子育て世代が増税になり、これがまた保育料等の負担などに連動していきます。

高校授業、公立高校授業料の無償化や私学の就学支援金支給は大変要望の高い政策であり、実現されたことは大きな政策的前進と考えますが、これまで免除されてきた所得の低い層への配慮の措置はありません。

また、大きな影響を受ける公共事業の各種設置されていた補助金、交付金は社会資本整備総合交付金にまとめられ、総額では減額となっております。

また町の基幹産業に大きくかかわる農業農村基盤整備をはじめ、森林、漁業、海岸の整備補助金も農山村地域整備交付金に統合されています。

これまでに事業が開始されている継続事業については、今までどおり認められていくとされておりますが、しかし、総額が減額されていることから不安が残ります。

以上のいくつかの国の予算案について述べましたが、現在の町民の暮らしは厳しい経済状況を反映し、公共事業では多少の前進はあるものの、雇用や収入面では回復の兆しはいまだありません。

少しでも改善され、安心して暮らせる町になるよう、国の地方財政対策及び予算に係わって具体的に次の点を伺います。

①新年度の地方財政に対する町としての評価と、幕別町の財政がどのくらい上乗せされるのか伺います。

2点目、第2次補正事業で予定している地元事業者に対する発注、あるいは雇用の拡大の見通しについて伺います。

3点目は、同じく第2次補正予算事業の実施によって余裕が生じる一般財源について、貧困の解消や安心して暮らしができるよう、住民負担の軽減や、サービスの向上の具体的な施策の実施について伺います。

4点目は、子ども手当は増税とセットではなくて、真に子育て支援になるよう国に働きかけることについてであります。

5点目は、高校の授業料の無償化について、これまでの免除者に対する支援対策を国や道に対して働きかけていくこと。

また、私学に対する就学支援金についても、同様の働きかけを行うことでもあります。

6点目は、公共事業の交付金の統合や、農水省関係の交付金の統合、また算出方法の単位費用参入などの変更により、予算が削減とならないよう国に働きかけていくことについて伺います。

次に2点目は、納税者番号制度の導入の中止を求めるものです。

新年度の国の税制改革大綱で社会保障、税共通の番号制度導入について検討を加速させ、今年5月までに複数案を示すとしています。

この内容は前政権から引継ぐもので、税金と年金保険料の徴収を担う歳入庁の設置と合わせて検討されていますが、医療や福祉、所得、資産などのプライバシーが一括管理されることになり、まさに国民総背番号制そのものというべきものであります。

個人情報保護の観点、また納税者の権利からみても大変重大な問題だと考え、中止を求めるべきと考えます。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「新年度地方財政対策と予算案について」であります。

ご質問の1点目、新年度の地方財政対策に対する評価と幕別町財政への上乗せについてであります。

昨年、国においては、民主党を中心とする連立政権が発足し、新たな取組みとして事業仕分けを行うなど、前政権のもとで実施されてきたさまざまな制度や政策について見直しがされているところであり、国の予算や地方財政対策についても、従前とは異なる考え方により政策決定が進められているところでもあります。

こうした状況のもと、国の平成22年度予算案は、3月2日に衆議院本会議で、与党3党などの賛成多数で可決され、参議院に送付されたところであります。

地方財政対策につきましては、地方交付税が、別枠の加算措置などにより前年度比1兆円ほど増額となり、また、臨時財政対策債についても前年度比2兆5,000億円ほど増額されている点が大きな柱となっております。

三位一体改革により地方交付税や国庫補助金が削減され、さらに、景気の低迷により地方税が減収見込みにあるため、非常に厳しい地方財政に配慮したものであるといえます。

これまで全国町村会を通じて、地方交付税の復元・増額などの要請を行ってきたところではありますが、鳩山政権が掲げる地域主権の理念に基づいて、地方の財源を確保するための対策を実現したものであり、このことについては評価するものであります。

本町財政にどのくらい上乗せされるかという点についてではありますが、ご覧のように地方交付税につきましては、例年、7月ころまでに単位費用や補正係数が調整され、普通交付税が決定されますことから、現段階におきましては、上乗せされる金額の把握については確定できませんが、地方財政計画や本町の起債償還に係る事業費補正などを勘案し、前年度対比3億1,100万、率にして6%の増と見込んで当初予算に計上しているところであります。

また、臨時財政対策債につきましては、前年度対比2億4,000万、率にして49.0%の増と見込んで当初予算に計上しているところであります。

ご質問の2点目、第2次補正事業の地元業者に対する発注と雇用拡大の見通しについてであります。

国の2次補正、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業に係る補正予算につきましては、本定例会初日に議決をいただいたものに、追加提案させていただくものを加え、15事業で、総額2億721万3,000円ですが、全15事業とも町内業者を指名して競争入札等により発注できるものと考えております。

また、雇用拡大の見通しにつきましては、現在のところ、各事業における資材及び人工数など詳細な工事内容及び数量を積算した設計図書が作成されていないため、具体的な見通しをお示しすることはできませんが、土木工事、建築工事及び電気工事など多くの工種にわたって事業を実施することから、雇用拡大には少なからず効果があるものというふうと考えております。

ご質問の3点目、第2次補正事業によって余裕の生じた一般財源による住民負担の軽減やサービス向上のための施策の実施についてであります。

今回のきめ細かな臨時交付金事業につきましては、各部における懸案事項等を整理して予算計上したものであります。新年度予算で実施する計画であった事業を前倒しで計上したもののほか、維持補修的な事業においては、通常であれば補助金や起債などの財源的裏づけがないため、財源の状況に応じて実施する予定のものについても計上いたしたところであります。

このことから、この交付金事業による一般財源の増減について、新年度予算との単純な比較は難しい状況ではありますが、なお、新年度予算に計上する予定のものを前倒しで今回の補正予算に計上した12事業について比較いたしますと、5,723万円一般財源が減少したことになります。

この一般財源による他の施策の実施ということについては、財政運営上全体の収支バランスについて、長期的な視点を持って勘案して予算編成を行うことから、一つの施策についてのみどうするかということは難しいものと考えております。

ただ、新年度予算について一例をあげますと、特に民生費において、一般財源ベースで、前年度比5,877万円の増額となっており、障害者福祉費の各種支援事業委託料や扶助費など、さらには児童福祉費の常設保所費などを増額しているところであります。

次に、子ども手当では増税セットではなく、真に子育て支援になるよう国に働きかけることについてであります。

子ども手当につきましては、従来の児童手当に代わり、次世代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で支援する観点から創設されるものであり、現在、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案を国会において審議中ですが、制度の内容は、出生から15歳到達後最初の3月31日までの子どもを対象とし、受給資格者の所得制限を設けないとともに、子どもの年齢や出生順位にかかわらず、対象児童1人当たり月額1万3,000円の手当を支給するものであります。

次に、「税制改正」につきましては、平成21年12月22日に閣議決定された平成22年度税制改正大綱によりますと、所得再分配機能の回復や所得控除から手当への考え方の下で、支え合う社会づくりの第一歩として、子ども手当の創設とあいまって、0歳から15歳までの子どもを控除対象とする扶養控除を廃止することとし、相対的に高所得者に有利な所得控除に代えて、子ども手当として現金給付を行うものであり、定額の給付であることから相対的に支援の必要な人に実質的に有利な支援を行うことができるとされているところであります。

先ほども申し上げたとおり、現在、国会において関係法案の審議中であり、その中で十分な論議がなされるものと思っており、その推移を見守ってまいりたいと考えておりますが、内容によりましては、町村会等を通じ、要望することもあろうかと考えているところであります。

ご質問の5点目、高校無償化に伴い、これまでの免除者に対する支援政策と私学に対する就学支援金を国に働きかけることについてであります。

公立学校の無償化につきましては、公立学校の設置自治体に対しまして、授業料収入相当額を国費

によって負担することにより、生徒から授業料を徴収しないとするものであります。

一方、平成 22 年度税制改正大綱におきましては、高校の実質無償化に伴い、16 歳から 18 歳までの特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分を廃止し、平成 23 年所得から適用することとしております。

しかし、同時に、この見直しに伴い、現行よりも負担増となる家計については適切な対応を検討するとしているところであります。

また、私立高校生に対しましては、所得に応じて年額 11 万 8,800 円から 23 万 7,600 円の就学支援金を支給することとしており、現在、国会におきまして、予算案とともに、これら施策に関する関連法案について審議中であり、私の方から国に働きかけることは考えておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

なお、全国町村会におきましては、文部科学省が、予算編成に先立ち、制度設計をするため、昨年 10 月 9 日開催いたしました高等学校無償化に関する関係団体との意見交換会において、私立高校生のいる低所得者世帯に対する年額 24 万円の助成と対象世帯の把握にあたっては、家計の急変等へ配慮することなどを要請したところであります。

ご質問の 6 点目、公共事業の交付金の統合などにより予算削減にならないよう国に働きかけることについてであります。

国の新年度予算案におきましては、国交省所管の公共事業に係る社会資本整備総合交付金や農水省所管の農山漁村地域整備交付金が新たに創設されることとなっております。

しかしながら、いずれも未だ詳細が示されていない段階であり、具体的にどのような制度に落ち着くのか不透明な状況であります。

また、地方交付税につきましても、特例枠により増額される 1 兆 1,000 億円のうち 5,350 億円が単位費用において活性化維持特例費として増額されることとなっておりますが、これらについても詳細は示されておられません。

前段申し上げましたとおり、私どもは、これまで町村会として地方交付税の復元・増額など地方の財源確保について要請を行ってきたところであり、今後も、町村会などと連携して、地方の財源確保について国への要請活動を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、納税者番号制度の導入の中止についてであります。

ご質問にありましたように、平成 22 年度税制改正大綱におきましては、主要課題改革の方向性の中の 1 番目に、納税環境整備として社会保障・税共通の番号制度導入及び歳入庁の設置について、今後検討を進めることと定められたところであります。

その内容につきましては、社会保障・税共通の番号制度導入の項目においては、社会保障制度と税制を一体化し、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障を充実させるとともに、社会保障制度の効率化を進めるため、また所得税の公正性を担保するために、正しい所得把握体制の環境整備が必要不可欠であり導入を進めるということ、また歳入庁の設置の項目においては、日本年金機構を廃止し、その機能を国税庁に統合、新たに歳入庁を設置する方向で検討を進めるというものでありまして、これらのことを踏まえ、番号制度導入は 1 年以内を目途に結論を出すとされたところであります。

しかしながら、税制調査会などでの協議につきましては、今現在進んでいないというふうにお聞きいたしているところであります。

また、個人情報保護の関係であります。行政におけるプライバシーの取扱いや、民間企業による利用への懸念等、いろいろ問題を抱えているといわれておりますことから、十分な検討と対応策が必要とされているところであります。

従いまして、現段階におきましては税制調査会での論議も不透明な状況であり、中でも地方税制につきましては、今後、国と地方が対等に協議する仕組みについても検討されることになっておりますので、これら情報収集に努めることはもちろんのことですが、町村会等と連携しながら今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 再質問させていただきます。

地方財政対策に係わる国の今回提示された中身については、相対として町長のご答弁は評価されるというものでありました。

私も今回はいろいろな条件が付けられた時期もありましたけれども、これまでの地方財政に関わる中で史上最高規模の予算ではないかというふうに思います。

具体的にはその一般会計の規模であるとか、あるいは今言われましたその地方交付税額だとか、国債の発行も含めてなのですが、史上最高ということだと思うのです。

それで、財政が保障されることは、これまでもずっと削減路線で来ていましたから、要望してきたところですが、それが上昇に向かう、ずっと下降を辿っていたものが上に向くということを期待するわけですが、まだなかなかそのスタートの段階で、昨日も町長のご答弁の中にも少しありましたけれども、今後を見通すというようなどころまではまだ行かないというお答えでありました。

実際私もそう思っております。と言いますのは、例えば今回の1兆1,000億円の交付税につきましても、09年度の1兆円の増額というのは、もちろん雇用関係でありましたけれども、満額増額だったのですけれども、今回の場合は09年に保障されました地域雇用創出の推進のためのお金、これが5,000億削られたのですよね。

ですから、確かに交付税としては1兆1,000億なのですけれども、実際に去年と同じように1兆1,000億使えるかというのとまたそうでもないというような仕組みもありまして、そういうところの見極めも非常になんというのでしょうか慎重にしかもきちんと保障されるような手立て、働きかけが必要だと思います、それが質問の第1点目です。

それから同じくこの地方交付税を保障させていく点で、危惧される面は、ここに述べた後段の公共事業や農業予算もちろんそうなのですけれども、例えば給与ですとか職員定数ですとか集中改革プランに係わって、今年、集中改革プランは3月で終了だと思うのですけれども、基本的にその削減方向の政策は推進していくとも言われておりまして、こういう点では随分問題があるなというふうにも思いました。

ご承知のとおり、労働者の今の賃金水準というのは今から18年前からずっと落ちてきているという状況にありますので、そこは民間と公務員の皆さんのいつもそのなんて言うのですか、悪環境といえますか、いつもこう比べられて抑えられていくということが、この間ずっと続いてきましたけれども、これからもそんなことも予測されるわけですね。こういった点では、きちんとそうしてはならないということを書いていくべきだと思います。

それからもう一つ、町長がお答えの中で最後に言われましたその公債費負担対策であります。

これも予算がたくさんつきました。

年利5%以上の借換債発行は、本来は今年これで終わりだったのですけれども、また3年間延長ということでもあります。

このことは、将来的な幕別にとっては、悩んできました公債費の負担率を下げっていくことになりまますから、大変大事なことだというふうに思いますけれども、しかしその負担軽減のために住民の負担だとか職員の削減というのが必ず計画の中に盛り込まれるようなことが、今までやられてきておりますので、そういう点では慎重に対応しなければならないというふうに思います。

これらの点についていかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初に交付税制度の今後どうなるか、交付税の見通しについてであります。昨日も申し上げましたように厳しい状況にあるのは変わらないと思います。

交付税というのは、もともとその国の国税の国税五税の中から率を定めて交付税会計に繰入して、そこから地方に交付税を交付するわけですから、現実にはその原資となる国税が今はもう11兆円か12兆円しかないものを、16兆円ほどの規模で地方へ交付している。

その差額は先ほど中橋議員が言われたように、国債で賄っているという状況ですから、本来の例えば法人税、酒税、所得税の34%を50%やなんなりと税率を改正して、毎年決まった額を入れるという改正であればよいのでしょうか、今はやはり急場をしのぐために、ただ今の税率にプラスアルファして地方に交付しているというのが実情ですので、これら今度どういうふうになっていくかまだまだ分かりませんが、私どもとしては先ほどから申し上げておりますように、国には安定した地方財源を確保するというような言葉を使っていますけれども、その一つにはやはり交付税率の改正にも繋がっていくのだらうというふうにも思っておりますので、特に来年度あたりの交付税がどうなるのかというのが、私どもにとっても非常にこう注視すべき問題だというふうに思っております。

それから、給与関係いわゆる本町で言えば行財政改革等によって、できる限り歳出を削減した中で、いわゆる効率的な財政運用を努める、これはある意味では必要なことだというふうに思っております。

ただ、給与のことにありますと、これは国の人事院勧告の定めによって私ども動いているのが現実でありますから、これらを根本的に改正するというようなことが今後出てくるのかどうか、これは正に世界的な労働状況の中で、いわゆる労働法の改正ですとか、いろんな中で進められていくのだらうというふうに思いますけれども、当面は今言う人事院勧告に基づいて、元もとの人事院の勧告の基になるいわゆる民間給与との兼ね合いがこれからも続いてくのだらうと思っておりますけれども、景気回復の一つにはいわゆる個人の消費拡大とよく言われていますし、そのためには所得が伸びることだということも言われていますので、これは大きな国の中で、社会経済情勢の中で、今後も進められていくのだらうと思っておりますが、少なくとも私どもにとっては今の行政改革の中で、職員の給与も適正な給与というふうな中で、これからも進めていきたいというふうに思っております。

それから公債比率が高いので、それを繰上償還するためにほかの事業を我慢したと、これはいろんな見方はあるのかと思いますけれども、特にこう23.9%の数字が一人歩きして幕別がなんとしても十勝が一番高いのだ、心配だという声もいろいろ聞かされるわけですが、私は最初からそれほど、これがピークだらう、これ以上は増えないし、これからは減っていくだらう、ただ、相手が地方交付税であるがために、これの伸び如何によってこの率がどうなるのかと申し上げてきたのですけれども、お陰さまでいろんな面で繰上償還、あるいは借換えなどが実施されて、間違いなく来年度以降は減っていくことになりまして、お陰さまで今ご案内のように起債の元金18億くらいですか償還して、借りているのが今10億足らずですから、間違いなくその差は減って間もなく残高も200億を切るのだらうというふうに思っていますので、今後はそういう意味では、公債比率については大丈夫かなというふうに思っていますけれども、決して安心する事無くこれからも十分配慮していきたいというふうには思っています。

○議長（古川 稔） 中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 交付税の見方、そのとおりだと思います。

来年が本当に心配だというのも、国債の発行が多いだけに思います。

根本的なこれは国のことですから、ここで求めることではないのですが、根本的な歳入歳出のあり方という大事なところにメスが入らないで、今新しい予算がつくられ地方に提示されているという、ここがやはり不安の拭えないところなのです。

ですから、町長も十分問題意識持ってください取組まれておりますので、引き続きこの点では頑張ってくださいと思います。

それと、給与の削減も実際にずっとこう文章を読んでいくと、今年10年度の職員の給与、あるいは定数についても減少させるということを確認しているのが多いのです。

ですから、これは黙っていたら去年までの分が保障されるのかなというふうに最初は思っていたのだけれども、文章を読んでいくと10年度も削減の方向、定員も同じ規模で減らしていくということを歌えば、これはやはり相当力を入れて跳ね返していかないとならない課題だなというふうに思いまして、あえて取上げました。

この問題意識も十分持っていてやっていただきたいと思います。

それと、公債費の負担のことでありますが、私今回のその今、ただいま審議中ですから深くは触れませんが、下水道の料金改定のことによって本当に考えさせられました。

公債費が高いということは、平成8年度からずっと続いてきていましたから、それでこれは何とかしないと弾力的な財政の運用はできないのだということで、この場でも随分指摘してきたのですけれども、結果として今そこから15年以上経過したのですけれども、その借金を減らすために計画書を出せば、その計画の中で求められるのは職員の定数の削減であったり、これはコスト削減という形で求められたり、あるいはその料金改定で求められるというようなことが、きちんとこう計画として出さなければならないというふうになっていっていますよね。

ですから、この国民、町民の厳しい経済状況とかけ離れた形で町の公債費は確かに減っていくけれども、その分が町民がもっと苦しくなっていくということは、町長だって望まないことだと思います。

だから、ここのところの今後の計画、この3年間延長になるというふうに言われていますので、その3年をどう望むのか、この点についてはお聞きしておきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 延長になった分、それから先ほど申し上げましたように公債費の繰上償還について、特に一般会計の部分では高率の借換え、繰上償還、ほとんどが終わっていますので、そう大きな繰上償還は出てこないのだろうというふうには思いますけれども、問題はやはり下水道とか今個別排水やなんかほとんどが地方債賄っていますので、こういった特別会計あたりにこれからいろんな面での、公債費のしわ寄せというのが出てくるのだろうと思いますけれども、お話ありましたように私どもなんとか水道にしる、下水道にしる、料金改定の無い中で、よりをここに財政運営を進めることがもちろん与えられた我々の責務だと思いつつも、今お話ありましたように健全化計画を出す、さらにそのことによって住民の皆さんのご負担をいただく、しかし、それによってさらにこう下水道会計が今後こういう運営に結びつく、特に繰上償還もそうでしょうし、あるいは平準化債ですとか、いろんなこと駆使しながらなんとか下水道会計をこれから安定していくために、この健全化計画を出ささせていただき、国が認められるためには今いう、誠に申しわけないのですけれども負担もお願いして、健全化を努めている姿勢を見せる、姿勢を見せるというよりそういう姿勢で望んでいく、そういったことで今回お願いをしたわけでありましてけれども、今後、安易にそうしたことに頼ることなく、やはり自ら努力していくということは大変大事なことだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中橋友子議員。

○1番（中橋友子） それでは2問目の質問に入ります。

第2次補正予算で総額2億7,000万円の事業が組まれたと、15事業でありました。

これは全て町内業者に発注されるということですから、この点では非常に大事な事業になるのだろうというふうにするのですが、問題は町内に発注されてさらに雇用が増えていくということなんです。

まだ、積み上げができないのだということでもありますけれども、これ町長あれではないでしょうか、前回の政権のときの雇用対策、地域活性化事業もそうでしたし今回もそうですが、一旦うちの町で計画を持って十勝支庁にあげ、それがこう事業としてきちんと認められて初めて予算がつく。

そのときには、雇用の推計とかそういうことはされて出さないのですか。

これだけ、何ていうのですか地元にはやはり問題はきめ細やかなというくらい、本当に雇用やなんかを上げていくということになっていかないと駄目なのだと思います。

だから私は当然、そういうことも全部積み上げられて、計画も出しているというふうにするのですが、けれども違うのですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどの平成20年度の国の補正予算、そして21年度に入ってから予算、さらに今回のきめ細やかな補正予算、いずれも地域の活性化ですとか、いわゆる財政支援的なもの、そして

景気浮揚というようなことが目的にされておりますから、今言われたように具体的にそのことによって、雇用がどのくらい増えるだとかだとかということは要件には入ってはないわけでありまして、これはまた一つその雇用対策とした事業の中でいろんな面で補助金、交付金なんかも出ていますから、そちらでは当然のことながらこの程度の事業を、どの程度の間人を雇用するのだということには繋がっていくのだと思いますけども、この交付金の中では特にそういった要件はありません。

○議長（古川 稔） 中橋友子議員。

○1番（中橋友子） わかりました。

それでは、実際にこれから事業やっていくうえで、そこに意を用いていただきたい、雇用の拡大に繋がっていきたいというふうに思います。

これ3にも関連してきますけども、なかなかその町民の暮らし、向上に向かいません。

経済統計の中では、やや緩やかな回復だとかということも、昨年が一番最後の四半期最後のところではそういうふうにもなっているのですけれども、しかし、そういう数字を見ても公共事業は多少上がっても、実際の個人消費ですとか、あるいは雇用だとか、そういうところを見ていくとやはり下がっているのです。

だから、町民が今何をこう求めるかというふうになると、やはり仕事が欲しい、収入をもっと確保したい、それからいろんな負担を軽減して欲しいというような、そういう中でみんな必死になって生きているわけです。

ですから、そういう点ではこの2次補正によって一般財源が、私はこう何ていうのですか、潤うというふうに思いまして書いたのですけれども、5,723万円というのがまずは比較の中では出るけれども、これもこう一つの事業の中では使えないのだという町長のお答えでありますけれども、私もたった一つの事業にこれを全部使ってくれというふうには思いませんが、しかし、町民の全体の暮らしの底上げをやるという視点を持っていただいて、いろんな点でのその施策を取っていただきたいと思うのです。

そういう施策ってたくさんあったにしても、そうそう多額のお金がかかることではないというふうに思うのです。

公共料金の減免であるとか、先ほど国保のこともありました。

就学援助の拡大だとか、いろいろ子育て、高齢者対策医療だとかありますが、こういう底上げをするためのその一般財源の振り向けというのが今のときに大事だと思うのですけれどもどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 数値的には5,700万という数値が出ました。

これは、あくまでも今のきめ細やかな予算で組んだものを、新年度予算で組まなかったことによってこれだけの財源を得たということですが、ただ新年度予算はこれからご審議いただくわけですが、現実にはまだ1億円あまりの財調基金を取崩して、歳入歳出を合わせているというような状況ですから、この分が浮いたというか、余裕が出たということにはならないのだろうとは思いますが、ただ現実には大変有りがたい補正予算だったということは間違いのないというふうに私は思っていますので、これらを今おっしゃられたように、これからどういうふうにも有効に活用していくかということも当然検討していかなければならないと思いますし、ただ、一つの施策というふうに申し上げましたのは、福祉ももちろん大事なことですし、保険、あるいは環境、あるいは教育、いろんな分野あるものですし、また前段お話ありましたように雇用を確保するといった意味からすると、やはり公共事業の確保といったことも、我々にも求められていることでもあるのだろうというふうにも思いますので、そうしたことも全般の中で、こうした有効な財源活用をしていくことが大事なことでありうというふうに私は思っております。

○議長（古川 稔） 中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 結局、第2次補正予算もハード事業って限定されたのですよね。

だから私は一般財源のほうでその福祉とか、教育ももちろんそうですね、それだけではない

と町長は言われるのでしようけれども、できるだけ有利にそのハードのものをそちらの方に持って行って、結局これだって税、ほとんどが繰越ですから、ですから新年度というふうに考えていいですよ
ね。

そうすると、後は独自の財源で、そういう底ざさえをやると本当にバランスを取れた財政運営になっていくというふうに思いまして、特にそういうところをやっていただきたいと、障害者の今回福祉支援事業これは相談活動だとか、それから学童保育ですか、保育所関係の予算だとか、そういう点では頑張っていたいただいているとは思いますが、相談等はハードですけれども、建物を建てていくというのは、相談はソフトですけれども、建物を建てるのはハードだと思います。

だから、そういうところも住み分けしながら、国はソフト事業だけやりなさいというふうには言ってきてないわけですから、そこはやはりうちの町の2万7,000人のトップの町長が考えてやっていくということになると思いますので、その点ではもう一度どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、補正予算そして新年度予算の審議をいただいているわけですから、あまり先走ったことを言うとはあれなのでしょうけれども、今私ちょっと辛いのは、先ほど野原議員の質疑にもあったのですが、国保が毎年決算上赤字になって、それを保険税に跳ね返らせないためには、結果的には一般会計から繰入をしていかなければならないというふうになっていくのですけれども、これを今その担当の方で見込むと、21年度の決算に向けてもやはり6,000万から7、8,000万足りなくなってくるのではないかというようなことを言われますと、赤字決算にすれば繰上げ需要で新年度の税制改正、税率の改正にも繋がる。

そういうことは今の中では先ほどから出ているように、住民負担がこれだけ厳しい中に、新たなことを求めるのかということとは当然出てくるわけでありますので、そういったことを考えると一般会計の繰入ということが、現実的な対応として出てくるのかなということもあって、お話ありましたようにハードも大事だし、ソフトも大事だし、そういった公共料金の抑制ということももちろん大事なことだろうというふうにも思いますけれども、そういったこともバランスを取りながら、私は財政運営をしていくことが私に与えられた役割だろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 新年度の予算にもかかわってきますので、私も質問はこの程度でこの問題で抑えたと思いますが、バランスよい政策の打ち方というのをさらに求めておきたいと思えます。

次に4番目なのですが、今回のその予算の中でも扶助額が随分増えまして、その中の大きな位置付けは子ども手当なのですね。

子ども手当が支給されることについては、子育て世帯に対する支援になりますし、ここでお答えいただいたように、ほとんどの方はこれが収入増に繋がると、子育てに使えるという状況であるということとは抑えております。

ただ、その後段のその公立高校の無償化もそうなのですから、やはり税制改正とリンクしてきているのです。

今回子ども手当の方は、年少者扶養控除の15歳以下の子どもさんを控除の対象としていたその金額を、その上乗せ部分を無くすということでもありますから、ですから結局増税になっていくということです。

全く、何ていうのですかそれ以外の予算からつくられている制度ではないものですから、こういう政策というのは、私はやはり増税とセットというところ自体に問題があるのだろうというふうに思うのです。

いろいろ調べてみましたら、この扶養控除の廃止によって最大で、最大ですから収入の多い人ですが、15万2,000円の増税だと、それから住民税では3万3,000円の増税になる。

扶養控除は、所得税の方は累進ですからこういう金額になりますし、住民税は一律10%なので控除が無くなった場合のお金を計算するとこうなるということなのですが、1万3,000円が来年はどう

なってくるかという問題もありますが、差引して僅かということではなくて、やはりきちんと応援するのだという、そういう政策を打っていただきたい。

そのために、町からも声をあげていただきたい、このように思います。

時間の関係上、5番目も合わせて一緒にお尋ねしますけれども、高校の無償化のこともこれも私も大変評価される中身の一つだと思っています。

ただ、これまでも授業料が免除になっていた生徒さんというのは、幕別高校なども非常に十勝管内でも一番ウエートが高いというのも聞いておりました。

今回の手立てというのは、こういう方たちには全くその何ていうのですか恩恵が無いといえますか、そういう手立てですよ、全体が無償になるということですから。

ですから、大変な状況というのは変わっていないわけですから、そこはやはりきちんと今までの無償の、今回は国でその徴収をしないという、公立高校については徴収しないという手法でありますから、これまでその減免を行っていたその政策については、別予算でやはり組んでいただくと、それが真に子どもさんの応援になるようにやっていただくと、そういう方たちにも恩恵が出るのではないかと、思ってこの項目をあげたのです。

それで、公立高校では今、年額、だいたい今回で全額無償で現金に置き換えますと約11万くらいになるのでしょうか、授業料の換算になりますけれども、それから私立高校ですと、これも学校に行くのでしょうかけれども、11万8,800円から23万7,000円と、実際に例えば私立高校で1年間授業料としてどれだけかかっているかという、35万を超えているということもありますので、こういうそのまず政策としては前進したと、全体が無償になるあるいは私立高校も減額になると、それを良しとする上で、できるだけこれまで大変だったところに、いろいろ手立てを取られていたそういう人たちは全く今回の政策の中で代わらないという状況をやはり救っていただきたい。

そのためには、国や道に意見をあげることに町としても独自に考えていくということが大事ではないかというふうに思いますがどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 子ども手当、あるいは高校生の場合もそうですけれども、いわゆる所得税等に係る控除の関係でありますけれども、先ほども言いましたけれども、この主旨の中には所得控除から手当へというような言い方をされます、というのは、38万の所得控除をやった場合に、高額所得者が減税になるのは10万円、低所得者が減税されるのは僅か2万、ところが手当でいくと一律の額でいきますから、低所得者の人たちに対しても熱い手当になるのではないかと、これは一つ言い方です、これが控除から手当へということであります。

それから、高校手当の今の支援策については、北海道なんかはそうですけれども、独自の上積みというようなことは継続していく、考えていくと、それからもう一つは、先ほど言いましたようにこの見直しに伴って現行よりは増える、負担が増えるというような方については、詳細は分かりませんが、別途検討するというような方向は出ているようでありますので、私どもそういった動きを見ながら、町としての対応も考えて行きたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 確かに町長の言われるとおりなのですが、高額所得と言ってもだいたい700万くらいからはもう恩恵は無いのです。

だから、それは確かに今、年収200万以下ということが方が7割という町にとっては、700万という方は本当に高額ですけれども、しかし、本当の意味の高額の所得の人たちというのは別のところにして、そういうところから税金ちゃんと回してもらって、みんなに均等に行くというのなら分かりますけれども、そうではないという部分が残っているものですから、その点では今後はまだ調整の余地があるようですので、そういう問題も是非上げていただきたいというふうに思います。

次、6点目のその予算の組替による公共事業等の問題です。

これは、交付金やなんかを統合していくという、これは新政権の一つのこう考え方といえますか、

いわゆる政策誘導型の予算の付け方をもう止めますよという、よく何というのですか紐付け予算とか言ってきましたけども、そんなことはしませんと、それできちんと費用単位、これを見てそして参入していくことに振り返るのだとこのこと自体は私は今後、公共事業に対する予算の付け方では改善の、今までのその何というのですか必要の無いところに付くとかそういうことはいつて、改善の方向になるであろう基礎的な考え方だというふうには思うのです。

ただ、相対で下がっていくということが、うちの町にとって一体どういう影響になるのかということもなわけです。

こういった幕別あたりで農業予算を出す、あるいは公共事業を出すというというのは本当に住民生活に密着したものですよね。

特に農業予算などは、経済団体なども含めまして、政権交代の前からたくさんの積み上げで今年の事業を描いていたと、ところがこういうことになって、全体では公共事業は7割以下、66%しか予算を付けないということですから、そういう人たちが今本当に汲々としているという状況があります。

それで、そういうことも言って反映したせいでしょうか、継続の事業についてはこの範疇としないと、特例を認めていくということも言われているというふう聞いています。

そうであるならば、例えば今町がやろうとしていること、以前から計画をして経済団体も含めてやろうとしていることは、現時点では保障されるというふうに見通しを持っていいのかなどうか、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 新しい政権が紐付きでなくて、地方が自由に使える交付金というようなことで、こういう制度を持ってきたわけですけども、実はこの交付金の制度については今、全く町村には降りてきていないわけでありまして、実は新年度予算のこれからのご審議の中でも去年と同じように町づくり交付金だとか、なんだか交付金というような形で出ているものですから、それがこの後今中橋委員が言われるように、どういうふうにかわっていくのか、あるいは何を基礎、基本にしてこの交付金の額を算定していくのか、そういったことが今の中でははっきりしないものですから、予算も昨年のままの基準のままで実質計上しているのが実態でありまして、今後十分国の動向なども見ながら、町としてより優位な方向に持っていかなければならないというふうに思っております。

それともう一つ、農業の方は一番辛いのは都市開発事業なんかがそうなのですが、なかなかおっしゃるとおり6割確保、あるいは5割だとかいろんなことが言われておりますし、また、これからの要望活動でも一番主に農業関係、戸別所得保障もありますけども、農業関係を中心に十勝全体で動こうということで、実は13日に町村会、議長会、あるいは農協組合協会、あるいは農連、いろんな団体が集まって、今後の運動を進めようというようなことの会議を持つのですが、私どもとしてもやはり一番注目すべきはこの農業施策、農業の今までのきていた補助金、あるいは農協が事業主体となって実施します小麦の乾燥施設なんかについても非常に厳しいことが言われてますけども、そういったこと全体を含めながら私どもは行動していきたいと思っておりますけども、今のご質問の言われたように今現在の見通しというのは、正直私どもでは全くつかんでいないのが実情です。

○議長（古川 稔） 中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 是非13日も頑張ってください、その本当に小麦の乾燥庫だとか、あるいはその基盤整備などについては、随分その不安の声が出されております。

応えていただけるように頑張ってくださいと思います。

最後に、納税者番号制度についてお尋ねします。

これは今、今始まったことではなくて、小泉内閣の骨太のときにやられていたことだったのですよね。それで住基ネットこれがスタートするときに、私たちも個人のプライバシーが守られるのか本当に必要なのかということで、IT産業のその一つの商売の中で流れてきているのではないかということも含めてお話をしてきました。

このときから、実は住基ネットというのはいわばこの納税者番号制度をつかって、電子化していく

入口であったというふうにも言っても過言ではないと思うのです。

今回、その歳入庁とのセットということでありまして、税と社会保障、全部一括管理をするということになりますから大変なことになってきます。

問題は3点あると思います。

一つはその個人情報の保護、この問題が非常に危険な状況になるということです。

それから二つ目は、その歳入庁とのセットということで、つまり今税の4兆円、1割がその滞納になっているということもありまして、それで徴収向上のためにリンクしてやっていくのだということがうたわれています。

ただ、私はここでは担税能力との問題があって、実際に先ほどの国保のことでもないですけども、そういう状況があるわけですから、取立てだけを厳しくしても解決はされないと、だけでも国挙げてそういうことをやっていくということについては、これは町の代表としては厳しく指摘をしていただきたいというふうに思います。

それから3点目はですね、これはまだ詳細は分からないと町長おっしゃられましたけれども、今見えている中では、歳入庁は自治体はその希望する場合に、その地方税等の徴収事務を受託するということを言っています。

つまり、希望しなかったらそこにすぐ繋がらないということでもあります。

今、国民総背番号制で私たちは11桁の番号を使われているのですけれども、狂牛病が出たときに口蹄疫のときに、牛に全国450万頭の牛に10桁の番号を付けられたのです。

だから牛に産まれたら10桁、モーとなれば10桁で、オギヤーと産まれたら11桁というような形で、どんどんこう管理されていくというようなやり方には、やはり危機感を持って対処していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） この件については、今お話ありましたように国民総背番号制ということが言われたら、非常に古いことだなと思いますけれども、それらがだんだん流れてきて、今回のこういう制度ということが今言われているのだらうというふうに思いますけれども、私どもお話ありました懸念されるような事項等も、十分注意しながら、今後先ほども申し上げましたように町村会の中で協議をしながら対応してまいりたいというふうに思います。

○1番（中橋友子） 終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、13時まで休憩いたします。

11：58 休憩

13：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を始めます。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第3、議案第74号、幕別町公共協下水道条例の一部を改正する条例及び、日程第4、起案第75号、幕別町農業集落排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の2議件を一括して議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長、前川雅志議員。

○6番（前川雅志）

平成22年3月11日、幕別町議会議長、古川稔様、産業建設常任委員長、前川雅志、産業建設常任

委員会報告書。

平成 21 年 11 月 30 日本委員会に付託された事件、議案第 74 号を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記、1 委員会開催日、平成 21 年 11 月 30 日、12 月 10 日、平成 22 年 2 月 18 日、3 月 4 日、4 日間。

2 審査事件、議案第 74 号、幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例。

3 審査の経過、審査にあたっては、担当部局より各条例改正に至った経過及び下水道使用料金改定説明資料に基づき内容の詳細について説明がなされ、慎重に審査がなされた。

委員からは経済情勢が厳しい、今この時期にこれ以上の住民負担が増えることを危惧する意見も出されたが、起立採決にて結論をみた。

4 審査の結果、原案を「可」とすべきものと決した。

次の事項が付帯決議された。

①低所得者層の負担軽減などに配慮すること。

②企業としての運営のあり方を検討し、財政の健全化に努め一層の経営努力を図ること。

平成 22 年 3 月 11 日、幕別町議会議長、古川稔様、産業建設常任委員長、前川雅志、産業建設常任委員会報告書。

平成 21 年 11 月 30 日本委員会に付託された事件、議案第 75 号を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記、1 委員会開催日、平成 21 年 11 月 30 日、12 月 10 日、平成 22 年 2 月 18 日、3 月 4 日、4 日間。

2 審査事件、議案第 75 号、幕別町農業集落排水処理施設管理条例の一部を改正する条例。

3 審査の経過、審査にあたっては、担当部局より条例改正に至った経過及び農業集落排水処理施設使用料金改定説明資料に基づき内容の詳細について説明がなされ、慎重に審査がなされた。

委員からは経済情勢が厳しい、今この時期にこれ以上の住民負担が増えることを危惧する意見も出されたが、起立採決にて結論をみた。

4 審査の結果、原案を「可」とすべきものと決した。

次の事項が付帯決議された。

①低所得者層の負担軽減などに配慮すること。

②企業としての運営のあり方を検討し、財政の健全化に努め一層の経営努力を図ること。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、一括して質疑を受けます。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

○議長（古川 稔） これより議案74号、幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

増田武夫議員。

○8番（増田武夫） 日本共産党議員団を代表して議案第74号、幕別町公共協下水道条例の一部を改正する条例に反対する討論を行います。

平成20年度決算審査の中で明らかになったように、町民の経済状況は困難を極めています。

合計所得200万円以下は70.7%、給与収入200万円以下48.4%、年金収入200万円以下にあっては81.8%と8割を超えている状況にあります。

多くの町民が日々の暮らしに心を痛めているであろうことは、想像に難くありません。

地方自治体の第1の任務は、こうした多くの町民が日々安心して暮らすことができるように努力していくことにあります。

あらゆる分野において、職員が一体となって知恵を出し合い、町民の期待に応える行政となるようにまい進する必要があります。

今回、提案されています下水道料金を15%引き上げようとする条例改正案は、このような地方自治

体の本来の任務を放棄したとも言える提案と言わざるを得ないものであります。

反対理由の第1は、上下水道はライフラインの基本であることから、全ての町民が安心して利用できるものでなければなりません。

一昨年の水道料金の引き上げに続く、今回の下水道料金15%引き上げは町民生活を脅かすものとなります。

現在の経済状況下での公共料金引き上げは、絶対に避けなければなりません。

第2の理由は、下水道事業会計は改善の方向にあり、一般会計繰入額も減少しつつあることからであります。

これからも経営努力によって乗り切っていくことは可能であるし、そのことを求めたいと思います。

第3には合併時の約束に反するからであります。

合併に際して示された平成27年までの住民負担の比較によりますと、下水道料金は10トン使用の場合、年額1万6,800円で現在の料金に据え置かれるとして、一方、自立した場合の忠類地域の料金は、2万1,420円まで引き上げざるを得ないとしていました。

今回の引き上げで1万9,320円となり、合併によって達成できるとした料金を2,520円も上回ることとなります。

合併時の公共料金の抑制の約束は、合併するための方便だったのか、度重なる公共料金の引き上げは、とても容認できるものではありません。

第4は地方債の繰上償還等に際して、提出した健全化計画が引き上げの理由になっていますけれども、その計画は議会の議決によるものでないことから、新政権に対して町民負担を求めることができる状況にないことを勘案して、健全化計画の変更を認めるよう働くべきと考えます、働きかけるべきと考えます。

もしそれが認められないのであれば、地方債の繰上償還等によって生じるとされており、3億5,000円余の財政効果は住民負担の軽減に向けることを求めます。

一般会計で、下水道料等扶助費が80万円計上されていますが、この助成額を値上げ分に匹敵する3,950万円に拡大し、値上げによる住民負担の解消を求めるものであります。

以上の理由で、議案第74号、幕別町公共協下水道条例の一部を改正する条例に反対いたします。

なお、議案第75号、幕別町農業集落排水処理施設管理条例の一部を改正する条例も、同様の理由により反対であることを申し添えます。

以上であります。

○議長（古川 稔） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

大野和政議員。

○16番（大野和政） 議案第74号、幕別町公共協下水道条例の一部を改正する条例並びに議案第75号、幕別町農業集落排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の2つの議案につきまして、私は一括して賛成の立場で討論をいたします。

公共下水道事業並びに農業集落排水の処理施設は、日常生活において快適で文化的な生活を営む上で欠かさないライフラインであることから、将来的にも安心して利用できる施設でなければなりません。

下水道事業は、地方公営企業法に基づく事業であり、経営の基本は独立採算、受益者負担を原則として運営されるべきであります。本町ではこれまで施設整備には膨大な費用を必要とする中、水洗化普及率の向上などの観点から、資本費平準化債の活用や一般会計からの繰入により、十勝管内平均より低額な使用料を維持してきたことは、評価をされるところであります。

しかし、今後も一般会計からの繰入を続けることは、厳しい町財政を圧迫する要因ともなります。

本町では、今後、莫大な費用を要する区域の拡大などは無いと言われておりますが、将来的に安定的供給を行っていくには、施設の更新など避けられない課題もあり、経費の削減等の経営努力が求められるのが当然であります。

このような中で、経営改善として平成19年に策定された公営企業経営健全化計画では、繰上償還時に必要であった保証金免除額を上回る二つの経営改善策が示されたわけであります。

一つ目に、平成21年度からの人員削減を含む人件費の適正化、二つ目に平成22年から20%の料金改定により、経営の効率化を図る計画として改善計画を示したところであり、このことにより平成19年から平成21年の3年間で利率5%以上の地方債、17億5,050万円の借換えが可能になり、借換えによる効果額は3億7,000万円を超えるものであることから、料金改定は止むを得ないものと思われま

す。今回の料金改定率は、健全化計画の20%から提案では15%とされていること、また、水道料金の改定と同じく低所得者層への負担軽減が措置されるなど、近年の経済状況は大変厳しく家計への影響も大きいことから、町民の理解が得られるよう一層の経営努力を求めることといたしまして、二つの議案に対する賛成討論といたします。

○議長（古川 稔） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議案第74号、幕別町公共協下水道条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は、原案を「可」とするものであります。

本案は、委員長の報告とおりに決することに、賛成の方の起立を求めます。

○議長（古川 稔） 起立「多数」であります。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 次にお諮りいたします。

議案第75号、幕別町農業集落排水処理施設管理条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は、原案を「可」とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

○議長（古川 稔） 起立「多数」であります。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第5、議案第25号から、日程第16、議案第35号までの12議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって日程第5、議案第25号から、日程第16、議案第35号までの12議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第5、議案第25号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第25号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 16 ページ、議案説明資料は 1 ページになります。

今回の改正につきましては、管内町村等の附属機関の委員等の報酬を勘案し、最も高額となっております本町の附属機関の委員及び専門委員の報酬の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

説明資料の 1 ページをご覧くださいと思います。

改正の内容であります。特別職の職員で非常勤の者の報酬につきましては、別表で機関及び職制により報酬等を定めておりますが、執行機関の附属機関の委員のうち、委員長の報酬 8,200 を 5,700 に改め、委員の報酬 7,000 を 5,200 に改めるものであります。

また、専門委員の報酬も附属機関の委員と同額であります。委員長の報酬 8,200 を 5,700 に、委員の報酬 7,000 を 5,200 に改めるものであります。

なお、幕別町を除いた管内町村における附属機関の委員等の報酬の平均額は、委員長が 5,700 円、委員が 5,100 円となっておりますことから、今回の改正により管内町村のおよそ平均的な報酬に改正されることになります。

議案書の 16 ページお戻りいただきしたいと思います。

附則についてでございますが、本条例の施行月日を平成 22 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第 6、議案第 26 号、幕別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 26 号、幕別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 17 ページ、議案説明資料は 2 ページとなります。

本条例につきましては、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例が平成 22 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、十勝支庁の名称が十勝総合振興局に変更されることから所要の改正を行うとともに、鉄道賃に明記をされておりました座席指定料金の規定を加え、文言の整理を行うものであります。

また、移転料につきましては、昭和 49 年以後、額の改正を行っておりませんでしたので、今回の改正に合わせ、国家公務員等の旅費に関する法律に準じて、移転料の額を改正するものであります。

議案説明資料 2 ページをご覧くださいと思います。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第 15 条につきましては、鉄道賃について定めたものであります。第 15 条第 1 項の特別車両料金及び急行料金の次に座席指定料金を加えるものであります。

第 1 項第 1 号、第 2 号であります。現在、運賃の等級区分が廃止され単一制となっておりますことから、第 1 号としてその乗車に要する運賃とするものであります。

第3号中、十勝支庁を十勝総合振興局に改めるとともに、第3号、第4号の文言の整理及び第2号、第3号に番号を繰り上げ、第4号として、座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、運賃、普通急行料金又は特別急行料金、特別車両料金のほか、座席指定料金を加えるものがあります。

第15条第2項及び第3項は、引用条項の整理を行うものであります。

第2項の次に第3項として、座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行のうち、北海道内にあつては片道50キロメートル以上の区域及び北海道外に旅行するものに該当する場合に限り支給する規定を加えております。

議案説明資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

第22条第1項は、移転料について定めたものでありますが、文言の整理を行うとともに、第1項第3号の赴任の際に扶養親族が移転しない場合における規定を、国家公務員等の旅費に関する法律に準じて、扶養親族が赴任から移転するまでの期間を6カ月から1年とし、別表第2に規定する額の2分の1とするものであります。

また、第22条第2項の次に第3項として、出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる規定を加えるものがあります。

第24条は、扶養親族の移転料について定めたものであります。

第1項第1号は、赴任の際扶養親族を新任地に随伴する場合において、その赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、移転における年齢に従い移転料を定めたものでありますが、国家公務員等の旅費に関する法律に準じて、所要の改正を行うものであります。

また、第1項第2号の次に第3号として、計算された旅費の端数処理の仕方についての規定を加えるものであります。

説明資料の4ページをご覧くださいと思います。

別表第2は、移転料の額を定めたものでありますが、国家公務員等の旅費に関する法律に準じて、区分並びに額について全部改正をするものであります。

議案書にお戻りをいただき、19ページをお開きいただきたいと思います。

附則についてでございますが、附則第1項は、本条例の施行期日を公布の日からとするものでありますが、第15条第1項第3号の改正規定中、十勝支庁を十勝総合振興局に改める部分については、平成22年4月1日から施行するものであります。

附則第2項の経過措置についてでございますが、改正後の幕別町職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第7、議案第27号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 27 号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 20 ページ、説明資料の 5 ページをお開きいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、従来、児童福祉法におきまして保育の実施は、保育所における保育を行うことと規定しておりましたが、同法の改正により保育の実施の規定に家庭的保育事業による保育を行うことが追加されましたことから、保育所における保育と家庭的保育事業による保育を区分するため改正を行うものであります。

議案説明資料の 5 ページをお開きいただきたいと思います。

第 4 条の見出しを入所基準に改め、第 9 条第 1 号中保育の実施を保育を行うことに改めるものであります。

議案書にお戻りいただき、附則についてでございますが、本条例の施行月日を、平成 22 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第 8、議案第 28 号、幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 28 号、幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 21 ページ、議案説明資料は 6 ページになります。

まず、議案説明資料の方をご覧いただきたいと思います。

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成事業につきましては、北海道医療給付事業の補助を得て実施しているところでありますが、平成 22 年 4 月 1 日に施行されます身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令によりまして、肝臓機能障害が新たに身体障害の認定基準に追加されることに伴い、北海道医療給付事業補助要綱においても、新たに重度心身障害者の対象に肝臓機能障害が追加されますことから、本条例の一部を改正するものであります。

これによりまして、肝臓機能障害が重症化し、治療による症状の改善が見込めず回復困難となっている方は身体障害者の対象となり、他の内部障害と同様に、身体障害者手帳の 1 級から 3 級の方は、町の医療費助成の受給対象となるものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第 2 条第 1 項第 1 号は、重度心身障害者のうち身体障害者手帳の交付を受けた対象者について規定しているものでありますが、内部障害に肝臓機能障害を加えるものであります。

次に、議案書にお戻りをいただき 21 ページとなりますが、附則についてでございますが、本条例の施行期日を平成 22 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第9、議案第29号、幕別町普通河川管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第29号、幕別町普通河川管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は、22ページ、議案説明資料につきましては、7ページとなります。

本条例につきましては、平成21年12月15日に施行されました農地法等の一部を改正する法律によりまして、普通河川区域内に係る農耕用敷地の占用料の額の算出方法につきまして所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の7ページをご覧くださいと思います。

町が管理しております普通河川の区域内における農耕用敷地の占用料の算出方法につきましては、これまで、改正前の農地法の規定に基づき幕別町農業委員会が定めた小作料の標準額を基に算出しておりましたが、農地法の改正により同条が削除され、これに代わる法第52条で、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を農業委員会が情報提供することとされ、この賃借料情報により占用料を算出した場合、占用期間内の占用料が毎年変動することとなるため、改正法施行の日の前日において幕別町農業委員会が定めていた小作料の標準額を基に、占用料を算出するよう改正を行うものであります。

なお、北海道が管理する河川区域内における占用料を定めた河川法施行条例におきましても、同様の算出方法により改正が行われたところであります。

議案書の22ページをご覧くださいと思います。

附則についてでございますが、本条例の施行月日を、平成22年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

[一括議題]

○議長（古川 稔） 日程第10、議案第30号から日程第12、議案第32号までの3議件を一括議題とい

たします。

[質疑・採決]

○議長（古川 稔） 説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 30 号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について、議案第 31 号、北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について、議案第 32 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議についてを一括してご説明を申し上げます。

議案書の 23 ページ、説明資料の 8 ページをお開きいただきたいと思います。

これら 3 件の議案につきましては、当該組合の組織団体の解散脱退や名称変更に伴い、規約の変更が生じることから、当該組合より規約変更に係る協議依頼があり、地方自治法の規定に基づき議決を求めるものであります。

これら一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により規約等を変更する際、関係地方公共団体の協議により、これを定め総務大臣の許可を受けなければならないと規定されております。

まず、議案第 30 号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議についてであります。

組合市町村職員の退職手当の支給に関する事務を共同処理するため、道内市町村等で組織している北海道市町村職員退職手当組合から胆振西部衛生組合が平成 22 年 2 月 1 日付け、網走支庁管内町村交通災害共済組合が同年 3 月 31 日付けで解散脱退することに伴い、当該組合から規約変更について協議依頼がありましたことから、地方自治法第 290 条の規定により議決を求めるものであります。

説明資料の 8 ページをご覧くださいと思います。

規約の変更内容であります。別表網走の項中、網走支庁管内町村交通災害共済組合を削り、同表胆振の項中、胆振西部衛生組合を削るものでございます。

次に議案書の 24 ページ、説明資料の 9 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 31 号、北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議についてであります。組合構成団体における非常勤職員の公務災害等の補償に関する事務を共同処理するため、道内市町村等で組織している当該組合から、胆振西部衛生組合が平成 22 年 2 月 1 日付け、網走支庁管内町村交通災害共済組合と留萌広域行政組合が同年 3 月 31 日付けで解散脱退し、留萌市外 2 町衛生センター組合が同年 3 月 31 日付けで留萌南部衛生組合に名称変更することに伴い、当該組合から規約変更について協議依頼がありましたことから、地方自治法の規定により議決を求めるものであります。

説明資料 9 ページをご覧くださいと思います。

規約の変更内容であります。別表第 1、組合を組織する地方公共団体の留萌支庁の項中、留萌支庁（14）を留萌支庁（13）に、網走支庁の項中、網走支庁（24）を網走支庁（23）に、胆振支庁の項中、胆振支庁（14）を胆振支庁（13）に改め、市町村一部事務組合及び広域連合欄中、留萌広域行政組合、網走支庁管内町村交通災害共済組合、胆振西部衛生組合を削り、留萌市外 2 町衛生センター組合を留萌南部衛生組合に改めるものであります。

議案説明資料の 10 ページをご覧くださいと思います。

別表第 2 になりますが、第 9 項の共同処理する団体欄中、留萌広域行政組合、網走支庁管内町村交通災害共済組合、胆振西部衛生組合を削り、留萌市外 2 町衛生センター組合を、留萌南部衛生組合に改めるものであります。

次に議案書の 25 ページ、説明資料の 11 ページとなります。

議案第 32 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議についてであります。組合町村議会議員に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理するため、道内市町村等で組織している当該組合から胆振西部衛生組合が平成 22 年 2 月 1 日付け、釧路広域市町村圏事務組合と留萌広域行政組合が同年 3 月 31 日付けで解散脱退し、留萌市外 2 町衛生センター組合が同年 3 月 31 日

付けで留萌南部衛生組合に名称変更することに伴い、当該組合から規約変更について協議依頼がありましたことから、地方自治法の規定により議決を求めるものであります。

議案説明資料の 11 ページをご覧くださいと思います。

規約の変更内容であります。別表第 1 中、胆振西部衛生組合、釧路広域市町村圏事務組合及び留萌広域行政組合を削り、留萌市外 2 町衛生センター組合を留萌南部衛生組合に改めるものであります。

議案書の 23 ページから 25 ページをご覧くださいと思います。

附則についてございますが、これらの規約は地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、3 議件について、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議案第 30 号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 次にお諮りいたします。

議案第 31 号、北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 次にお諮りいたします。

議案第 32 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第 13、議案第 33 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案第 33 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 26 ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、市町村の議会の同意を得て選任することとなっております。

現固定資産評価審査委員会委員であります小竹政志さんにつきましては、平成 22 年 3 月 23 日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の 12 ページに記載いたしておりますのでご参照いただき、選任につきご同意を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（古川 稔） 本案は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。
（なしの声あり）
- 議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
- 議長（古川 稔） 日程第 14、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。
説明を求めます。
岡田町長。
- 町長（岡田和夫） 諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。
議案書の 27 ページをご覧くださいと思います。
本件は、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて、候補者を推薦することとなっております。
現人権擁護委員であります赤石裕元さんにつきましては、平成 22 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますことから、再度推薦いたしたく意見を求めるものであります。
なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の 13 ページに記載しておりますので、ご参照いただき、推薦につきご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。
- 議長（古川 稔） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。
諮問第 1 号は、原案のとおり推薦することに、ご異議ありませんか。
（なしの声あり）
- 議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって本件は、原案のとおり推薦することに決定いたしました。
- 議長（古川 稔） 日程第 15、議案第 34 号、平成 21 年度幕別町一般会計補正予算第 10 号を議題といたします。
説明を求めます。
高橋副町長。
- 副町長（高橋平明） 議案第 34 号、平成 21 年度幕別町一般会計補正予算第 10 号についてご説明を申し上げます。
今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,930 万 1,000 円を追加し、予算の総額を再入歳出それぞれ 148 億 4,559 万 1,000 円と定めるものでございます。
補正後の款項等の区分につきましては、2 ページから 3 ページに記載をしております第 1 表、歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。
4 ページをお開きいただきたいと思います。
第 2 表、繰越明許費補正でございます。
変更でございますが、2 款総務費、1 項総務管理費に 1,930 万 1,000 円を追加し、2 億 581 万 3,000 円とするものでございます。
この度の変更につきましては、国より地域活性化、きめ細かな臨時交付金の追加配分がございましたことから、後ほどご説明いたします 2 事業を追加し、事業を行うことといたしました。事業が冬期間となりますことから、翌年度に繰越をして事業を行おうとするものでございます。
始めに歳出からご説明申し上げます。
6 ページをお開きいただきたいと思います。
2 款総務費、1 項総務管理費、25 目地域活性化きめ細やかな臨時交付金事業費、1,930 万 1,000 円の追加でございます。
15 節、工事請負費でございますが、細節 8 及び 15 の道路整備工事につきましては、事業の進捗を

図るべく交付金事業に追加し、実施するものでございます。

次に歳入ご説明申し上げます。

5 ページにお戻りいただきたいと思います。

15 節国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費補助金、1,930 万 1,000 円の追加でございます。

国の交付金の追加配分額について追加するものでございます。

尚、当初国から示されておりました交付限度額は 1 億 6,799 万円でしたが、この度の追加により、1 億 8,729 万 1,000 円の交付限度額となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第 16、議案第 35 号、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 35 号、職員団体のための職員の行為の制限に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

追加してお配りいたしました、議案書の 1 ページ、議案説明資料の 1 ページになります。

本年 4 月 1 日から施行される労働基準法の改正に伴いまして、1 カ月あたり 60 時間を超える時間外勤務を行った職員に対して、時間外勤務に係る手当の支給割合の引き上げ分の支給に代えて、勤務することを要しない日又は、時間を指定できる制度、つまり時間外勤務代休時間を指定することができる制度が新設されますことから、平成 21 年第 4 回町議会定例会におきまして議決をいただき、幕別町職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例を改正したところであります。

今回の改正につきましては、給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる期間として、この時間外勤務代休時間を新たに加えるため所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

議案説明資料をご覧くださいと思います。

第 2 条は、職員団体のための職員の行為の制限の特例を定めたものでありますが、第 2 条第 2 号を時間外勤務代休時間、休日及び休日の代休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）に改めるものであります。

また、同条第 3 号として、年次有給休暇及び休職の期間とするものであります。

議案書にお戻りをいただき、附則についてでございますが、本条例の施行月日を平成 22 年 4 月 1 日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

議事の都合により、明12日から24日までの13日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって3月12日から、3月24日までの13日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長(古川 稔) 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は3月25日、午後2時からであります。

13:57 散会

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

平成22年第 1 回幕別町議会定例会
(平成22年 3 月 25 日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）
議事日程の報告（会議規則第 21 条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
11 番 中野 敏勝 12 番 乾 邦廣 13 番 芳滝 仁
(諸般の報告)
- 日程第 2 発議第 2 号 戸別所得補償制度に関する要望意見書
- 日程第 3 議案第 3 号 平成22年度幕別町一般会計予算
- 日程第 4 議案第 4 号 平成22年度幕別町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第 5 号 平成22年度幕別町老人保健特別会計予算
- 日程第 6 議案第 6 号 平成22年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 7 議案第 7 号 平成22年度幕別町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 8 号 平成22年度幕別町簡易水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第 9 号 平成22年度幕別町公共下水道特別会計予算
- 日程第 10 議案第 10 号 平成22年度幕別町公共用地取得特別会計予算
- 日程第 11 議案第 11 号 平成22年度幕別町個別排水処理特別会計予算
- 日程第 12 議案第 12 号 平成22年度幕別町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 13 議案第 13 号 平成22年度幕別町水道事業会計予算
(以上、決算審査特別委員会報告)
- 日程第 14 議案第 24 号 幕別町子どもの権利に関する条例
(以上、民生常任委員会報告)
- 日程第 15 陳情第 25 号 「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第 16 陳情第 2 号 「保育所の国の基準廃止・緩和の中止を求める意見書」の提出を求める陳情書
(以上、民生常任委員会報告)
- 日程第 17 陳情第 3 号 「核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第 18 陳情第 5 号 「政治とカネ」の疑惑究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出を求める陳情書
(以上、総務文教常任委員会報告)
- 日程第 19 陳情第 4 号 季節労働者の失業給付の 90 日給付と季節労働者対策強化を求める意見書の提出を求める陳情書
(以上、産業建設常任委員会報告)
- 日程第 20 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第 20 の 2 発議第 3 号 保育所の国の基準廃止・緩和の中止を求める意見書
- 日程第 20 の 3 発議第 4 号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の N P T 再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書
- 日程第 20 の 4 発議第 5 号 「政治とカネ」の疑惑究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書
- 日程第 20 の 5 発議第 6 号 季節労働者の失業給付の 90 日給付と季節労働者対策強化を求める意見書

日程第21 閉会中の継続調査の申し出

(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成22年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成22年3月25日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月25日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 齊藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野和政 17 杉坂達男
18 助川順一
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
副 町 長 遠藤清一 教 育 長 金子隆司
会 計 管 理 者 菅 好弘 総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 新屋敷清志
企 画 室 長 佐藤昌親 建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一 教 育 部 長 米川伸宣
札内支所長 久保雅昭 総 務 課 長 田村修一
企 画 室 参 事 長谷 繁 地 域 振 興 課 長 佐藤和良
糠内出張所長 所 拓行
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
11番 中野 敏勝 12番 乾 邦廣 13番 芳滝 仁

議事の経過

(平成22年3月25日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番中野議員、12番乾議員、13番芳滝議員を指名いたします。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮り致します。

日程第2、発議第2号については、会議規則第三十九条第三項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって日程第2、発議第2号は、委員会付託を省略することに決定致しました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第2、発議第2号、戸別所得補償制度に関する要望意見書についてを、議題と致します。

提出者の説明を求めます。

乾邦廣 議員。

○12番（乾 邦廣） 発議第2号。

平成22年3月25日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者幕別町議會議員乾邦廣。

賛成者幕別町議會議員中橋友子議員、同じく大野和政議員であります。

戸別所得補償制度に関する要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出をいたします。

戸別所得補償制度に関する要望意見書（案）。

平成23年度から畑作部門についても実施される戸別所得補償制度については、農業者にとって重要な政策であり、生産現場は大きな期待と関心を有している。

特に北海道は、輪作体系の維持の確立、てん菜などの地域特産物の依存、水田・畑作経営所得安定対策からの円滑な移行など、特有の課題がある畑作農家について、生産現場の実態に即した制度構築に対する不安を抱えている。

食料自給力・自給率の向上や地域経済の維持・発展等に向け、その重要な役割を果たしている多様な農業経営体の育成・確保とともに、北海道が持つ潜在能力を十分に発揮して持続可能な農業の確立を図り、意欲を持って自ら創意工夫を行う地域・農業者のために、政府一体となった中で地域の実情を踏まえた実効性のある政策を着実かつ集中的に実施していく必要がある。

については、農業者が将来展望を持ち、安心して経営を継続することができる政策の確立に向けて、下記の要旨について実現を図るよう強く要望する。

記。

- 1、政策決定に際しては、生産現場の課題と意見をくみ上げ、反映させる仕組みを確立すること。
- 2、畑作農業政策の基本理念について、政策の前提とすべき事項を踏まえた基本理念を明示すること。
- 3、畑作の輪作体系を構成する土地利用型作物については、すべてを戸別所得補償制度の対象品目とすること。また、生産性向上・品質向上に努力した農業者が報われ、円滑に生産・流通が実現できる政策体系を構築すること。
- 4、原料てん菜は、全量を戸別所得補償制度の支援対象とするとともに、てん菜糖は、全量を供給可能数量とすること。
- 5、でん粉工場・製糖工場の経営収支の悪化を招かないよう、再生産可能な支援対策を講じること。
- 6、畑作物についても地域に裁量権を持たせた仕組み・支援策を構築すること。
- 7、政策推進にあたっては、行政の責任の明確化とともに、事務は民間団体ではなく行政機関が責任をもって行うこと。
- 8、地域協議会については、その機能を十分に発揮できるよう仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月25日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣。

以上であります。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[一括議題・委員長報告]

○議長（古川 稔） 日程第3、議案第3号、平成22年度、幕別町一般会計予算から、日程第13、議案第13号、平成22年度、幕別町水道事業会計予算の11議案を一括議題と致します。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長、野原恵子議員。

○予算審査特別委員長（野原恵子）

平成22年3月25日。

幕別町議会議長古川稔様。

予算審査特別委員長野原恵子。

予算審査特別委員会報告書。

平成22年3月3日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

- 1、委員会開催日 平成22年3月16日・17日（2日間）

2、審査事件

- 議案第3号 平成22年度幕別町一般会計予算
- 議案第4号 平成22年度幕別町国民健康保険特別会計予算
- 議案第5号 平成22年度幕別町老人保健特別会計予算
- 議案第6号 平成22年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第7号 平成22年度幕別町介護保険特別会計予算
- 議案第8号 平成22年度幕別町簡易水道特別会計予算
- 議案第9号 平成22年度幕別町公共下水道特別会計予算
- 議案第10号 平成22年度幕別町公共用地取得特別会計予算
- 議案第11号 平成22年度幕別町個別排水処理特別会計予算
- 議案第12号 平成22年度幕別町農業集落排水特別会計予算
- 議案第13号 平成22年度幕別町水道事業会計予算

3、審査の結果 原案を「可」とすべきものと決した。

○議長（古川 稔） お諮り致します。

委員長報告に対する質疑を省略致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑を省略することに決定いたしました。

[討論]

○議長（古川 稔） これより、討論をおこないます。

まず、議案第3号、平成22年度、幕別町一般会計予算に対する原案に反対者の発言を許します。

増田武夫議員。

○8番（増田武夫） 日本共産党議員団を代表して、議案第3号、平成22年度、幕別町一般会計予算に対する反対討論をおこないます。

昨年の総選挙の結果、長い間続いた自公政権厳しい審判がくだされ、民主党を中心とする鳩山政権が誕生いたしました。国民がこれまでの格差社会を決定的にした、弱肉強食の市場第一主義からの転換を求めた結果、歴史とも、歴史的ともいえる政権交代が実現したのであります。

しかしいし、しかし、期待を担って誕生したはずの新政権は、まだ、6カ月しか経過しておりませんが急激に支持率が低下し国民の間には期待が外れたと失望感が広がっています。それは、国民が望んだ根本的な転換がおこなわれていないことからくるのであります。前政権と変わらない政治と金の問題に対する自浄作用が欠如し、普天間基地問題の迷走に見られるように、アメリカと対等に交渉する立場を持っていないなどの外交問題とともに、内政でも大きな抜け穴があり、空いた労働者派遣法改正案や、後期高齢者医療制度の廃止先送りと、厚生労働省が検討している新しい制度が、75歳の年齢を65歳まで引き下げて対象を拡げるだけの改定内容となっていることに怒りが広がっています。

一方で、事業仕分では軍事費などが聖域とされ、税制においては大企業や大資産家の行き過ぎた優遇税制が温存された結果、税収より多い最大規模の国債発行となり、後年度の予算編成ができるのかあゆ、危ぶまれる事態が生まれ、消費税増税議論が自民党ばかりでなく与党民主党から出されるなど新政権に対する不安が広がっています。

住民生活を守らなければならない地方自治体にとっても、看過できない状況が進行しているといえます。こうした流動的な情勢の中で編成された、平成22年度、幕別町一般会計予算は、前年度対比1億5576万6千円増の127億1625万6千円ですが、おもに、こども手当の創設による増額となっています。昨年の平成20年度決算審査の中で明らかになったように、所得200万円以下の町民は70.7%、年金収入100万円以下の高齢者は55.3%を数え、年ごとに生活苦が増大しています。

当、議員団に寄せられる生活相談が増えると同時に、深刻の度が増しております。こうした現状を

まえにして、地方自治体がまずしなければならぬ仕事は、すべての町民が安心して日々の生活が送れるようにすることであり、地方自治体にも定められ、地方自治法にも定められた第一の任務がここにあります。

今議会には、こどもの権利条例が提案され議決される見込みであることは画期的なことでもあります。また、商工業振興のためのリフォーム条例の新設、学童保育の施設整備や小規模特別養護老人ホームの建設、建設に踏み出すなど評価されるべき面もあると考えます。

一方で、町民の負託にこたえる行政にするためには、平成22年度一般会計予算には、多くの問題点があることを指摘せざるをえません。

まず、第1に、麻生内閣の二度に亘る補正予算で措置された、地域活性化臨時交付金と鳩山内閣の地域活性化きめ細かな臨時交付金によって、主にハード事業が実施されました。先の、今年度の一般会計補正予算第9号でも、きめ細かな臨時交付金で15事業、総額2億721万3千円が予算化され調査業者に発注されました。この内12事業が新年度、来年度予定していた事業の前倒しであり5723万円一般財源の持ち出しが減少したとされております。このように、一年余りの間にいく度もの実施された臨時交付金は、一般会計に少なからぬ余裕を与えました。住民生活を下支えする施策に、積極的に具体化することが必要であります。

2つ目は、平成20年度決算によりますと、一般会計の町税では累積収入未済額2億1908万8千円、不能欠損額2676万4千円であり、国保会計では累積収入未済額2億7297万1千円、不能欠損額は1850万3千円となり、この2つの会計だけで不能欠損額は4526万7千円の多額になっております。このことは、担税能力を超えた課税であることを如実に示しているといえます。ほとんどの町民は、何とかして課せられた税金や使用料を払いたいと考えている善良な人々であります。担税能力をわずかに超えることによって、いくつもの支払いが全体としては滞ることになり、焦げ付いてしまう状況が生まれます。町がこの不能欠損額の解消のために、国保税やすい、下水道料金の引き下げや減免措置の強化によって、支払い意欲を後押しすると同時に悪循環から抜け出して、支払いを可能にして、滞納と不能欠損解消に大きく貢献することになると確信しております。旧忠類村での経験がそのことを、示唆していると考えます。

第3には、下水道料金の15%引き上げを認めることはできません。一般会計において、値上げ分を扶助費として計上し、全額助成することを求めます。その理由として、町民の経済状況が最悪であること。公共下水道特別会計は値上げしなくても改善の方向にあること。合併時の町民への説明では、合併による多額の財政効果で公共料金の抑制と住民サービスの向上に、が、図られるとした約束に反すること。今回の値上げの理由の一つに、繰り上げ償還に伴う健全化計画が挙げられておりますけれども、繰り上げ償還によって生まれる3億7千万円の財政効果は、当然のこととして下水道料金の抑制に活用すべきであることの4点であります。

第4は、町の仕事の73事業が業務委託されていますが、そこで働く労働者の労働条件に町は積極的に責任を持つことが必要であります。官制ワーキングプアといえる状況の解消を図る努力を求めたいと思います。

委託業務の積算根拠には、健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、介護保険に係る必要経費が含まれています。委託業者が、意図的にこれらの負担からのが、逃れるため、あるいは結果として、これらの保険等に入らなくてもいいような、短時間の細切れの雇用関係に労働者を置くことは、積算の中にこれらの経費が含まれていることを考慮するとそのまま放置されるはならないと考えます。曖昧にするのではなく、文書での指導、実態調査の実施を含めた積極的な対応を求めます。また、委託した仕事の質の低下に直結する問題でもあり、この点での行政の責任が問われます。委託業務が安上がりに済めばいいということで、安易に発注されてはならないと考えます。

第5は、町民の滞納を滞納整理機構に引き渡すことを中止し、町民の状況に寄り添った徴税のあり方を追求することを求めます。

以上の反対理由の一つ一つは、その気になれば実現可能なものであります。私は一人でも多くの町

民がすずみ、住み続けることができる温かい町にすることを求めて、平成22年度の一般会計予算に対する反対討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

大野和政議員。

○16番（大野和政） 議案第3号、平成22年度幕別町一般会計予算について、私は委員長の報告どおり賛成の立場で討論をおこないます。

平成22年度の予算額は127億1625万6千円で、前年度当初予算との比較では、約1億5千万円、率にして1.2%の増となり、一般会計では平成18年度以来4年ぶりのプラス編成となる予算であり、多様化する住民ニーズに応えるために、限られた財源の中で最大限の配慮がなされたものと評価するものがあります。

平成22年度の各種施策につきましては、予算審査特別委員会で十分論議されたところであり、細部について申し上げることはいたしません、特徴的なものについて触れさせていただきます。

まず、ハード整備については、子どもたちの急増に対する学童保育所建設や断熱効果を高める札内福祉センター省エネ改修、駒島小学校校舎を活用する集団研修施設整備事業、住環境整備のための公営住宅改善事業、さらには町民の生活に直結する町道、農道、街路の道路整備事業など本年度も多くの社会資本整備がなされる所々であります。また、ソフト事業においては、新たな施策として女性特有のがん検診や指定管理による青葉保育所において病後児対策、保育時間の延長など、また、子どもサポーターや学校巡回司書を配置するなど女性や子どもたちにも配慮されたものとなっております。さらに、産業振興面では、住宅新築、リフォーム奨励事業や商店街活性化店舗開店支援事業、また、飼料用とうもろこし耕畜連携事業、家畜伝染病に係る補助事業など住民のニーズを的確に把握し、予算に反映されているものと考えております。一般財源の確保に苦慮された中であっても、このように多種多様な住民要望に応えるための予算を編成されたことに、あらためて敬意を表するものであります。

本町を取り巻く財政状況は、公債費の抑制などに努力されているものの、なお厳しいものがあるかと思いますが、コンビニ収納、インターネット公売や滞納整理機構との連携などにより貴重な自主財源の確保に最大限の努力をされ、また財政調整基金の取り崩しを極力抑えるなど、将来の見通しにも、将来の見通しも視野に入れた財政運営にも力を入れているものと考えております。

町長は、先の執行方針の中で、平成22年度予算は3期目を締めくくる予算であると話され、各種社会資本整備や産業の振興、また保健福祉や教育環境の整備に配慮した予算であると述べられておりましたが、まさに意を同じくするのであります。多様化する住民ニーズを適確に捉え、町民の声を大切に、町民との協働の精神に基づいて編成された本予算は、町民のためのすばらしい予算であることを確信できるものと考え、私は委員長報告のとおり可とすることについて、賛成するものであります。

以上です。

○議長（古川 稔） ほかに討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長（古川 稔） お諮り致します。

議案第3号、平成22年度、幕別町一般会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立、多数であります。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[討論]

○議長（古川 稔） 次に、議案第4号、平成22年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 日本共産党町議員団を代表して、議案第4号、平成22年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する、反対討論を行います。

国民健康保険制度は、1958年12月に制定されその第一条では、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とするとし、第四条では国及び都道府県の義務が定められその実施によって、すべての国民が医療保険制度の対象となる国民皆保険制度が確立されました。したがって、国民健康保険制度は、国民皆保険制度を支える極めて重要な役割を担っています。しかし、度重なる法改正と国の財政削減により、保健制度の目的までも崩される極めて異常な事態が生じています。特に、1997年の法の改正で、一つには保険料を滞納している者に短期保険証を発行できる。また二つ目には、保険料の特別な事情なく1年以上滞納した場合保険証の返還を求め、資格証明証を発行するとされたことは、されたことは、もはや皆保険制度ではなく、命を守る制度が命を見捨てる事態をも招いてきています。したがって、運営主体である市町村は、国に対して短期保険証や資格証の廃止を強く働きかけお金のあなしに係わらず、安心して医療が受けられる仕組みを確立させていくことが大変大きな課題となっています。

まず、反対の理由の第1は、短期保険証、資格証が毎年発行されこの定例会の一般質問の答弁では、幕別町は短期保険証が79世帯に、資格証が18世帯に発行され、短期保険証においては31世帯に渡されておらず、資格証と合わせて49世帯が無保険状態に置かれている実態であります。20年度の決算の時にも指摘をいたしました。幕別町の資格証の発行数は十勝管内でも抜きに出て多く、21年6月1日現在の北海道の資料によりますと、十勝全体で発行されているのは106世帯、その内幕別町は25世帯で全体の21.5%も占めています。幕別町より遥かに人口の多い帯広市が発行数24世帯、音更町が4世帯、また管内では発行が0というところが6町村あります。これから、これらに比べて幕別町の発行世帯数は以上に多くしかも毎年この状況が続いています。発行目的は収納の向上、相談のためと説明されてきていますが、例年多くの世帯に資格証が発行され続けてきているという事態は、その目的効果も上がっていないことの表れであり改善が必要です。資格証は10割払わなければ病院に掛れず、手遅れになって死亡に至った件数は、昨年全国の調査、全日本民医連医療機関連合会の調査で40件に上っていることが報告されています。このような異常な事態を受け、今年3月4日厚生労働大臣は資格証の発行について、中学生までの子どもさんがいる家庭については、はっ、保険証を発行するとしていたのに加え、今年の7月からは高校生までの世帯の保険証の取り上げはおこなわないとしました。また資格証の発行について、払えるのに払わないということが本当に証明された場合以外は慎重な対応を求めると答弁をしています。つまり、保険料が払えることが証明されないものについては、発行をしないということであり、幕別でも速やかな対応を開始すべきと考えます。

2つ目の問題は、医療費の窓口負担の減免規則の制定をおこなうべきであるということです。町民の所得状況は、平成21年9月現在で200万円以下が70.7%、年金収入では200万円以下が81.1%に上っています。経済的理由で一緒にできない状況が増えてきており、医療機関の未収金も増えていると伝えられています。国民健康法第四十四条で、国保加入者が災害などに見舞われたり、或いは失業や倒産で医療費が払えない場合、一部負担金の減額、免除ができると定められています。しかし、統一した基準がないためほとんど活用されておられません。法の下に困難な町民を救うために、規則の制定に取り組む市町村が十勝管内でも生まれております。幕別においても、早急に取り組むべきであると考えます。幕別町の平成22年度の保険税は、保険料は、一世帯当たり調定見込みは19万8789円で前年比

7.48%増となっています。保険料の具体的な例を申し上げますと、40歳を超えた所得300万円の夫婦と子ども2人の4大家族で、固定資産税が無い場合の保険料は本町では32万800円となり、所得に1割以上を払わなければならない計算となります。この負担の高さが、つまり担税能力を超える負担が今日の国民健康保険制度に係わる様々問題を生み出しています。高い保険料の背景には、国が国保会計に対する国庫負担金を引き下げ続けてきたことが最も大きい要因です。1984年には、自治体の国保会計の49.6%約半分近くを負担していたわけですが、2007年度にはこれが25%4分の1に下がり、その結果が高い保険料につながっています。国民健康保険制度を自治体任せにさせずに、大企業や大資産家の優遇税制を無くし財源を生み出し、国庫負担金を元に戻し社会保障制度として確立させていくことを今こそ国に強く求め全体の反対討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

乾邦廣議員。

○12番（乾邦廣） 私は、議案第4号、平成22年度幕別町国民健康保険特別会計予算について委員長報告に対しまして、賛成の立場で討論をおこないます。

国民健康保険制度は、農林業者や自営業者などが被保険者の中心となる健康保険保健制度として創設され、数々の制度改正をへて今日に至っております。

本町における平成22年度の加入見込み世帯数は、4410世帯で町内全世帯の約40%、また被保険者見込数は8720人で町内全人口の約32%を占めており、多くの町民の命を守るとともに健康で豊かな暮らしを支える大切な役割を担っているものと思われまます。

さて、国民健康保険においては、被用者保険に比べて高齢者や健康上の理由により被用者保険を脱退した者などより多く抱えていること、および医療の高度化が進展していることなどにより医療に掛るりょう、療養給付費などが年々増加の傾向にあることから全国的に国保会計が厳しい状況にあるといわれております。また、長引く景気の低迷や不安定な雇用状況のもと、各家庭への経済状況も厳しいという現実も踏まえたうえで、国では新年度において保険者に対する支援策として国保財政危機基盤強化策をさらに4年間延長するとともに、被保険者に対する支援策として70歳以上75歳未満の者の一部負担金を1割にすることを継続や、非自発的失業者の救済措置などを打ち出しているところであります。

幕別町の平成22年度、国民健康保険特別会計におきましても、これらの制度改正の内容を適正に反映させて上で、厳しい財政運営の下、被保険者の健康を守る、守るための予算計上に十分配慮していると思われているところであります。

次に、滞納者問題についてであります。昨今の経済社会情勢のもとで被保険者の所得も低迷しており、家計は決して楽な状況ではないと推測するところではあります。多くの方々は一生懸命まじめに納税していると思われまます。滞納はこのような善良な納税者へ更に負担を強いることともにつながり、つながりかねないものであり正に負担の公平という原則を崩し、制度の崩壊をまね、まねきかねない問題であります。幕別町としては、被保険者の負担の公平を図る観点からも特別な事情がない限り保険税を完納してもらおうということを原則とし、個別の案件ごとに親切、丁寧、適確に対応に務めていることですから今後も引き続き滞納者との十分な話し合い、および相談などに取り組み完納に向けて粘り強く適正な対応に心がけていただきたいと思いますと思うところであります。

以上なことから本予算案につきましては、被保険者が安心して健康な暮らしを送れるように配慮されたものであると確信できるもので、平成22年度、幕別町国民健康保険特別会計予算原案に対し、私は可として委員長報告に賛成するものであります。

○議長（古川 稔） ほかに討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めまます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長（古川 稔） お諮り致します。

議案第4号、平成22年度、幕別町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立、多数であります。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮り致します。

議案第5号、平成22年度、幕別町老人保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、平成22年度、幕別町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議ありの声）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立、多数であります。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[討論]

○議長（古川 稔） 次に、議案第7号、平成22年度、幕別町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） 私は、日本共産党議員団を代表して、議案第7号、平成22年度、幕別町介護保険特別会計予算の反対討論を行います。

介護保険制度が、平成12年4月に創設され、ちょうど10年が過ぎようとしています。

幕別町は昨年介護保険法に基づいて、3年ごとに見直しをおこなう介護保険事業計画の改定と合わせて、幕別町高齢者保険福祉事業ビジョン2009を策定し、平成21年度から23年度までの3年間の高齢者福祉事業・介護保険事業のありかたが示しました。

高齢者を取巻く経済的な状況は、大変厳しい実態が示されています。

昨年9月の時点で、年金受給者の経済状況は、年収が200万円以下の人が全年金受給者の81%に。100万円以下の人は、約55%と報告がされているところであります。

ビジョン2009策定にあたっておこなった、高齢者生活アンケート調査の結果でも、介護保険料について、負担を感じるやや負担を感じるとの回答が75.1%、サービス利用料については44.7%、とい結果がだされているところであります。

幕別町第5期総合計画で、生きがいを持てる高齢者福祉の推進。以前2009においても、基本理念、基本理念に安心、安全、安定を掲げています。その実現のためにも、高齢者が直面している生活の困

難や、暮らしの不安の解消にまず目を向け、高齢者の立場にたつて国や道に介護保険制度の改善を求めることに加え、町独自の施策で困難さの打開を図ることが必要なのではないのでしょうか

介護保険特別会計に反対する理由は、以下の2点であります。

第1は、介護保険料の減免制度がないことにあります。第4期介護保険事業計画では、基準保険料の月額が3850円と前期に比べて金額にして500円、率にして14.9%の値上げがされました。

保険料設定を6段階から、8段階、9区分とし、高齢者から応分の負担を求めて基準保険料の上げ幅を少なくしたことは評価ができますが、介護保険料の滞納者は、2月24日の時点で69人と、平成20年度決算時の65人を若干ですが上回っています。介護保険料値上げ、値上げによって負担に耐えられない年金生活者が益々増加し保険料を払いたくても払えない、さらには介護保険サービスを利用したくても利用できないなどというケースが益々増えていくと予想されます。

国民健康保険制度では、7割、5割、2割と減免制度があり、後期高齢者医療制度では、9割、8.5割、5割、2割と保険料の軽減制度があります。介護保険料の所得段階の第1段階と第2段階は、基準保険料の5割に設定されていますが、国保も後期高齢者医療制度も所得額が保険料、保険料に反映されているため所得に応じた金額設定になっており、そのうえで減免制度があるわけです。

介護保険制度においても、保険料の減免制度の新設をするべきと考えます。介護保険制度の国庫負担の割合の引き上げを、全国市長、全国市長会、全国町村会も要求していますが、幕別町においてもさらに強気に運動を進めていくことを求めたいと思います。

第2は、介護保険サービスの提供基盤の整備が遅れていることにあります。介護保険法では要介護状態になった人が、その有する能力に応じて充実した生活が営むことができるよう必要な保険サービス、および福祉サービスに係る給付をおこなうため介護保険制度を設けるとされています。

介護保険創設時よりも介護保険サービスの提供基盤は整備されていますが、特に入所、居住系サービスの待機人数が解消されていません。

第4期事業計画内においては、定員29人のサテライト型特別養護老人ホームが、平成23年度をめどに整備され、グループホームは4ユニット、4ユニット定員36人を新たに整備されるとされていますが、昨年10月の時点で町内における待機者は、特別養護老人ホーム96人、老人保健施設では32人、グループホームで27人と、合計で155人の待機者がいます。

在宅での介護における家族の負担は、重たい場合が数多くある。

一昨年、1年間だけで、全国では14万人が家族介護のために仕事を辞めているとの報告があげ、報告もあります。

介護を苦しめた痛ましい事件も相変わらず続いています。

町が指導し、入所、居住系施設の整備を進めていくべきと考えます。

以上、理由を述べまして、平成22年度、幕別町介護保険特別会計予算の反対討論とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 議案第7号、平成22年度、幕別町介護保険特別会計予算について、私は、委員長の報告に対して、賛成の立場で討論をいたします。

ご承知のように、介護保険制度は、平成12年から始まりはや12年を経過しようとしています。介護を必要とするお年寄り、その家族を社会全体で支える仕組みを着実に定着し、世界一の長寿国である我が国の保険福祉施策の大きな一翼を担っているところであります。

しかし、一方では平均寿命の延びに伴い、高齢者人口は今後も増加を続け、要介護認定者や介護サービスの利用も増加の一途をたどることが見込まれており、制度の更なる充実が求められているところであります。

幕別町においても、本年、2月末現在では高齢化人口は6718名。

高齢化率で24.54%であり、前年比人数では150人、率では0.5ポイントの増となっており、全国を上

回るペースで超高齢社会に進展しております。

また、要介護、要介護認定者は1000人を超え、制度発足当時の2倍以上にもなりさらに重度化や、認知症などの症例が増加するなど、介護保険を取り巻く環境は複雑多様化しています。こうした状況の下、本町での、平成22年度の介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算を前年度当初予算との比較で、8956万円増の16億6346万7千円として提案されております。増の主な要因は、認定者の増に伴うサービス給付の増であります。平成21年度から23年度までの3年間を計画期間とする、幕別町第4期介護保険事業計画が十分に反映されており、計画の実効性と制度の持続性が担保されている予算として高く評価をしております。

まず、介護保険料については、平成21年度から月額基準保険料を3850円となっておりますが、サービス給付の自然増に加えてサービス基盤整備による給付の増や、介護報酬の引き上げなど厳しい状況の中で、低所得者の方に配慮した保険料を設定していることなど、保険料の軽減に努力されている姿勢は顕著であります。

また、サービス利用料につきましても、町独自の訪問介護、利用者負担軽減事業や入浴補助用具購入の継続に加えて、平成21年度から社会福祉法人等利用者負担げん、負担額軽減事業の対象事業所を社会福祉法人以外に拡大するなど、低所得者の負担軽減と負担の公平性の確保が図られているところでもあります。

サービス基盤の整備については、第4期事業計画に搭載されているグループホームのなどの整備に加えて、忠類地域への小規模特別養護老人ホームの推進。さらに、既存グループホームへのスプリンクラーの整備の推進など、必要となる介護サービスを安心して利用できる環境づくりの努力がうかがえるところであります。

介護保険における住民負担、特に、高齢者でありま、あります、第1号被保険者の保険料負担については、様々意見がありますが、現行の保険料の設定は40歳以上のすべての国民が保険料の負担をしている中で、第1号被保険者、第2号被保険者、要介護認定者、そしてサービス利用者など、それぞれの立場の方の負担の公平を確保しつつ、低所得者へ最大限配慮した結果であると考えております。今後も、制度の基本原則を踏まえながら、町として住民の目線に立った対応、さらには適切な施策を展開されるなど、介護保険制度の更なる充実が図られることを強く期待するものであります。

以上、議員みなさまの賛同を求めまして、私の賛成討論といたします。

○議長（古川 稔） ほかに討論ありませんか。

（なしの声）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議案第7号、平成22年度、幕別町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立、多数であります。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[採決]

○議長（古川 稔） 次に、お諮りいたします。

議案第8号、平成22年度、幕別町簡易水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[採決]

○議長(古川 稔) 次に、お諮りいたします。

議案第9号、平成22年度、幕別町公共下水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(古川 稔) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立、多数であります。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第10号、平成22年度、幕別町公共用地取得特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第11号、平成22年度、幕別町個別排水処理特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[採決]

○議長(古川 稔) 次に、お諮りいたします。

議案第12号、平成22年度幕別町農業集落排水特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議ありの声)

○議長(古川 稔) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立、多数であります。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[採決]

○議長(古川 稔) 次に、お諮りいたします。

議案第13号、平成22年度幕別町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

審議の途中であります、この際、15時15まで休憩いたします。

14:57 休憩

15:15 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き会議を開きます。

[委員会報告]

○議長(古川 稔) 日程第14、議案第24号、幕別町子どもの権利に関する条例を、議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

堀川貴庸、失礼いたしました。委員長堀川貴庸議員。

○5番(堀川貴庸) 朗読をもって報告させていただきます。

平成22年3月25日。

幕別町議会議長古川稔様。

民生常任委員長堀川貴庸。

民生常任委員会報告書。

平成22年3月3日本委員会に付託された事件、議案第24号を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成22年3月5日、および、3月10日の2日間。

2、審査事件。

議案第24号、幕別町子どもの権利に関する条例。

3、審査の経過。

審査にあたっては、条例新設に係る理由・内容等について質問が出され、慎重に審査がなされた。

本条例は、子どもにとって大切な権利を明らかにするとともに、子どもを取り巻くすべての人及び団体の責務等を定めることで、子どもの権利を保障し、子どもの心身の健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を図るために定めたものであるとして全会一致で結論を見た。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決しました。

以上です。

○議長(古川 稔) 報告が終わりましたので、一括して質疑を認めます。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

[採決]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

議案第24号、幕別町子どもの権利に関する条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[一括議題・委員長報告]

○議長(古川 稔) 日程第15、陳情第25号、および、日程第16、陳情第2号をを一括して議題いたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長堀川貴庸議員。

○5番(堀川貴庸) 同じく、朗読をもって報告させていただきます。

平成22年3月25日。

幕別町議会議長古川稔様。

民生常任委員長堀川貴庸。

民生常任委員会報告書。

平成21年11月30日、本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成21年12月10日、平成22年2月25日、および、3月5日の3日間。

2、審査事件。

陳情第25号、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

後期高齢者医療制度は、75歳以上のすべての高齢者が、従来加入していた国民健康保険などから切り離され、介護保険と同様に、夫婦であっても一人ひとりの加入が強制された。そして医療費を抑えるため、安上がりの差別医療が押し付けられ、まさに高齢者から医療を遠ざける、世界に類を見ない年齢による差別医療そのものである。

保険料は、介護保険料と合わせて年金から天引きし、月額1万円を超える負担を強い、滞納した高齢者から保険証を取り上げ、短期証を発行する状況が各地で発生し、保険料は二年ごとに見直され、高齢者数や医療費の増大に連動して天井知らずに値上げされる制度になっている。

政府は、高齢者が安心して必要な医療が受けられるようにするため、後期高齢者医療制度を廃止するよう強く求める。

4、審査の経過。

審査では、各委員より意見がだされ陳情の趣旨について慎重審議がなされた結果、起立採決により結論をみた。

5、審査の結果。

不採択すべきものと決した。

つづいて。

平成22年3月25日。

幕別町議会議長古川稔様。

民生常任委員長堀川貴庸。

民生常任委員会報告書。

平成22年3月3日本委員会に付託された事件陳情第2号を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成22年3月5日、10日、および、23日の3日間。

2、審査事件。

陳情第2号、保育所の国の基準廃止・緩和の中止を求める意見書の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

経済危機が長引き、共働きの家庭が増えている。また、ひとり親家庭の増加なども加わり、保育所の待機児童は、2009年4月現在2万5千人を超え急増している現状にある。この間、前政権においても、試算では新たに百万人分の保育所が必要だとしてきたが、認可保育所増設が中心の対応ではなかったため、事態はますます深刻になり、待機児童の解消は待ったなしの課題となっている。

厚生労働省は、4月から認可保育所で定員を超えて子どもを受け入れられる上限を撤廃する通知を2月17日付で都道府県に通知した。現在一定の制限はあるが、それでも各地で面積などの最低基準を割り込む例が出てつめこみ保育が常態化している現状にあるにもかかわらず、今回その制限を取り払うというものである。保育における国の基準の廃止・緩和は、保育の質の低下と子どもたちの安全・健やかな成長を奪うことになることは明らかであり、低すぎる最低基準の改善に努め、認可保育所の増設を図ることを強く求める。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果。

採択すべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、一括して質疑を認めます。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

[討論]

○議長（古川 稔） これより、陳情第25号、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書についての討論をおこないます。

最初に、原案に賛成者の発言を許します。

中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 陳情第25号、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書に対する賛成討論を、日本共産党議員団を代表しておこないます。

後期高齢者医療制度は、2008年4月に導入されました。

75歳以上のすべての高齢者を、従来加入していた健康保険制度から切り離し、介護保険と同様に夫婦であっても一人ひとりの加入とされ、保険料は基本的に年金から天引きされ、医療費抑制のための外来月額を6000円までとするなど、高齢者を医療から遠ざける世界でも類を見ない差別医療制度そのものとするのは、この陳情の趣旨に書かれているとおりであります。

そのために、導入前から現代版の姥捨て山制度ではないかと、全国の老人クラブをはじめ医師会や関係者から大きな反対の声が上がりました。

そして国は、スタートまもなくから軽減制度の拡充や、自動振り替えを認めるなど見直しを余儀なくされ、このことがまた各市町村や広域連合に膨大な事務、事務作業を持ち込み、加入者も保険者も混乱に、混乱を重ねてきました。

この状況を受けまして、2008年6月6日に参議院において後期高齢者医療制度の廃止法案が、野党の賛成で可決されました。その内容は、後期高齢者医療制度が国民の高齢期における適切な医療を確保するものになっていない、そのことから後期高齢者医療制度を即時廃止して、老人医療制度を再び導入すること。

また、その際高齢者の負担を軽減するなど、措置をすることを求めています。

そして、2009年8月制度の廃止を掲げた民主党新政権が誕生しました。

新政権において、当然廃止されるものと多くの国民が期待をしておりました。にもかかわらず、新政権は、廃止を地域保険としての一元的運用の新しい制度を構築し、そこに移行することが混乱を招かないと、4年後に引き延ばしをいたしました。

医療保険の一元化構想は、医療制度全般に係わる国民的討論が必要な重大な問題であり、国民的合意は現在ではできておりません。そのために、現に高齢者医療改革会議が立ち上げられ、すでに新制度案として検討している中身が国会で取り上げられています。その内容は、65歳以上の高齢者全員を国民健康保険に加入させたいと、財政については65歳未満の現役世代と別建てにするというものです。つまり、医療費の係る高齢者だけを国保に移し、別会計にすれば、別会計にするというものでありますが、そうであれば保険としてはなりたつ、成り立つことができません。

負担が際限なく増え続け、高齢者差別をひろ、広げていくだけです。名前は国保であっても、内容は後期高齢者医療と変わらず、逆に現在の75歳の加入年齢を65歳に引き下げ拡大していくという改悪に案にほかなりません。

一元化については、国民の合意と議論が必要であり、そのためには十分な時間を必要とします。

一方、後期高齢者医療制度の存続を引き延ばしていけば、高齢者は医療差別と2年ごとに保険料が引き上がる仕組みの中に閉じ込められたままとなっていきます。

現に、この4月、医療費の高い北海道はこれまでも高い保険料でありましたが、さらに5%金額では3102円引き上げられ、軽減後であっても一人当たりの平均保険料は年額65319円、全国47都道府県で8番目の高さとなっています。

保険料の差は、最高の東京都と最低の秋田県では2.3倍の開きがあります。

制度導入の理由に広域化によって、地域間格差をなくすとしていましたが、その差はなくなるどころか拡大するばかりであります。このような問題の多い制度に、高齢者を縛り付けるのではなく、いったん基の老人保健制度に戻すことにより年齢による保険加入、あるいは保険料、診療報酬、検診などの差別は解消されます。

そのうえで、国の負担のあり方や、高齢者医療費の無料化を含めてすべてを検討すべきであります。

陳情項目の第1項は、後期高齢者医療制度の廃止は、廃止法案の内容で、速やかにこの制度を廃止し、元の医療制度に戻すこととされています。前段述べました理由から、このことは当然のことと考えます。

また、陳情項目の第2項は、制度の廃止となって負担増となる人には、国が手立てをすることではありますが、国の制度変更による負担は、保険者や市町村の負担に、高齢者や市町村の負担にするのは道理がなく、当然国の負担とすべきものであります。この点で付け加えるならば、新政権は制度の速やかな廃止について公約を、公約に反したうえ、保険料が上昇することがあれば抑制の費用は国庫負担とすると広域連合について、通知をしていたことも保護にしています。

今後、国が責任ある対応をおこない、高齢者が安心して必要な時に必要な医療が受けられるようにするには、制度の廃止が一番混乱を招かず、見通しの立つ手立てであります。

したがって、この陳情の意見書を今の時期に国に送付することが、多くの高齢者、町民のおもいであり、議員の皆さんの賛同を求め、討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に、原案の反対者の発言を許します。

牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 私は、陳情25号、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書について、反対の立場で討論をおこないます。

後期高齢者医療制度は、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、国民皆保険を維持し医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、高齢化社会に対応した仕組みとして高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい独立した医療制度を創設するという目的で、平

成20年4月1日から施行されました。

しかしながら、制度の周知が不十分であったことも影響して、制度が施行されて以降、さまざまな批判や要望を受け随時制度改革がおこなわれてきたところがありますが、昨年の総選挙の結果を受けて、民主党、社会民主党、国民新党の3党による連立政権が発足し政策の一つとして後期高齢者医療制度を廃止し、医療制度に対する国民の信頼を高め国民皆保険を守ることが合意されたところでもあります。

このことを踏まえて新政権では、平成25年4月から新しい制度を施工することを基本とし、その具体的な内容に関して、関しては、厚生労働大臣のもと関係団体の代表、高齢者の代表、および、学識経験者で構成する高齢者医療改革制度を立ち上げて、すでに検討を進めているところでもあります。

この会議における検討の方向性については、後期高齢者医療制度を廃止すること、年齢で区分するという問題を解消する制度とすること、市町村国保などの負担増に十分配慮することなどの考え方を基本として、制度設計の組み立てが進められているとお聞きしているところでもあります。

また、新しい制度創設までのスケジュールについては、国では今年末までに新制度を決定し、来年春ころまでに法案を成立させ、その後、2年間は施行までの準備期間として位置付けて、制度の周知や実施体制の整備などに取り組むとしておりますことから、計画どおりに進行すると平成25年度から新制度が施行されることになると思われます。

一方、本陳情ではただちに後期高齢者医療制度を廃止し、老人保健制度に戻すことを求めておりますが、国の見解としては市町村において、膨大かつ煩雑な事務処理が必要となることや、システム改修などに一定の期間と多額の費用を要すること、そして、老人保健制度で問題とされていた若年者と高齢者の負担関係の不明確性が課題になることなどの理由から、老人保健制度にいったん戻すことなく現行制度から新制度に移行することが、適当であるとしているところでもあります。

現行の後期高齢者医療制度も2年を経過するところどおり、現実的な対応としては現行制度のいい面をいかしながら、よりよし、より良い新制度を創設することが肝要であり、そのためには、拙速な対応ではなく一定の検討期間を設け、十分な論議を重ねる必要があるものと考えているところであり、混乱の無いスムーズな移行を期待するものであります。

以上のことから、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書については、反対するもであります。

以上です。

○議長（古川 稔） ほかに討論はありませんか。

（なしの声）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長（古川 稔） これより、採決をします。

陳情第25号、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書の委員長の報告は、不採択でありますので、原案についてを採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり、採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立少数であります。

したがって本案は、不採択とすることに決定しました、

[採決]

○議長（古川 稔） 次に、お諮りいたします。

陳情第2号、保育所の国の基準廃止・緩和の中止を求める意見書の提出を求める陳情書の委員長報告は、採択であります。

本案は、委員長報告のとおり、決すことにご異議ありませんか。

(なしの声)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告の、委員長報告のとおり採択されました。

[一括議題・委員会報告]

○議長(古川 稔) 日程第17、陳情第3号および日程第18、陳情第5号の2議案を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長牧野茂敏議員。

○9番(牧野茂敏)

平成22年3月25日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成22年3月3日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成22年3月3日、1日間。

2、審査事件。

陳情第3号、核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

昨年4月オバマ大統領の核兵器のない世界に向けた演説以降、米国とロシアとの第一次戦略兵器削減条約(S T A R T I)の後継条約の交渉開始、核不拡散・核軍縮に関する国連安全保障理事会首脳級会合における全会一致での決議の採択、同会合での鳩山首相の核兵器廃絶の先頭に立つとの決意表明、核軍縮決議案の国連総会での圧倒的多数の賛成を得ての採択など、核兵器廃絶に向けた世界的流れは加速している。

こうした歴史的な流れをさらに確かなものとし、核兵器廃絶を早期に実現するためには、明確な期限を定めて核保有国をはじめ各国政府が核廃絶に取り組む必要がある。

国会及び政府は、ヒロシマ・ナガサキ議定書の趣旨に賛同し、2010年のNPT再検討会議において、同議定書を議題として提案するとともに、その採択に向け、核保有国をはじめとする各国政府に働きかけるよう強く求める。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果。

採択すべきものと決した。

平成22年3月25日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告、報告書。

平成22年3月10日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成22年3月11日、1日間。

2、審査事件。

陳情第5号、政治とカネの疑惑究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨。

民主党代表の鳩山首相と小沢幹事長の政治資金疑惑をめぐって、両氏の説明責任と国会による政治的道義的責任の究明を求める世論が強まっている。また、両氏の所属政党・民主党自身の自浄能力の発揮を求める声も高まっている。

いずれも両氏が、国民の納得が得られるような説明責任を果たすことが必要である。同時に、かつてロッキード事件のように、ロッキード事件のとき、当時の5党の党首が国会は政治的道義的責任の有無について調査することを合意し、今回の政治資金疑惑についても、国会での真相究明は重要となっている。

こうした政治とカネをめぐる疑惑が繰り返しおこり、起きる背景には、カネで政治をゆがめる企業献金や団体献金が温存され続けていること、ことがあることは明白である。

よって、国においては、両氏の政治的道義的責任究明を行い、企業献金と団体献金を速やかに禁止することを強く要請する

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果

採択すべきものと決した。

以上であります。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

[採決]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

陳情第3号、核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の提出を求める陳情書の委員長の報告は、採択であります。

本案は、委員長報告のとおり、決すことにご異議ありませんか。

（なしの声）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第5号、政治とカネの疑惑究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出を求める陳情書の委員長の報告は、採択であります。

本案は、委員長報告のとおり、決すことにご異議ありませんか。

（なしの声）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択されました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第19、陳情第4号、季節労働者の失業給付の九十日給付と季節労働者対策強化を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長前川雅志議員

○5番（前川雅志） 朗読をもって報告にかえさせていただきます。

平成22年3月25日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長前川雅志。

産業建設常任委員会報告書。

平成22年3月3日本委員会に付託された事件陳情第4号を審査した結果、下記の通り決定したので

会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成22年3月4日、1日間。

2、審査事件。

陳情第4号、季節労働者の失業給付の90日給付と季節労働者対策強化を求める意見書の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨。

政府は通常国会に雇用保険法の改正案を提出し、非正規労働者への適用拡大、雇用保険財政への国庫負担を原則どおり25%とすることなどが予定されている。しかしながら、今回の法改正で季節労働者は対象とされていない。

北海道には約10万人の季節労働者がおり、その6割は建設関係の仕事に就いている。これらの季節労働者は、厳しい自然環境などにより冬期間の失業を余儀なくされているが、現行の失業保険法のもとでは40日分の特例一時金で厳寒の3～4ヶ月を越さなければならない。

非正規労働者が企業の都合で解雇される、解雇されるのと同じように、季節労働者が冬に失業するのは労働者の責任ではなく、責任ではない。働きたくても仕事がないためである。

国の通年雇用促進支援事業は、所得補償にかかわるものが一切認められていないため、十分な効果があがっていない。

政府は、季節労働者の失業給付を90日分とし、冬期間等の就労機会を拡大する季節労働者対策を講ずるよう強く求める。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果。

採択すべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

[採決]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第19、陳情第4号、季節労働者の失業給付の九十日給付と季節労働者対策強化を求める意見書の提出を求める陳情書の委員長の報告は、採択であります。

本案は、委員長報告のとおり、決すことにご異議ありませんか。

（なしの声）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択されました。

[追加日程表・付託省略]

○議長（古川 稔） 追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

15：48 休憩

15：50 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配布致しました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[説明・質疑・討論省略]

○議長(古川 稔) 日程第19の2、発議第3号、保育所の基準廃止・緩和の中止を求める意見書案から日程第19の5、発議第6号、季節労働者の失業給付の90日給付と季節労働者対策強化を求める意見書案の4議件を、一括議題といたします。

お諮りいたします。

本、意見書案については、先に報告のありました、民生常任委員会、総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会報告の、陳情の要旨と同じような内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって提案者の説明・質疑・討論を省略しただちに採決いたします。

[採決]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

発議第3号、保育所の基準廃止・緩和の中止を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決されました。

[採決]

○議長(古川 稔) 次に、お諮りいたします。

発議第4号、ヒロシマ・ナカサキ議定書のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決されました。

[採決]

○議長(古川 稔) 次に、お諮りいたします。

発議第5号、政治とカネの疑惑究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決されました。

[採決]

○議長(古川 稔) 次に、お諮りいたします。

発議第6号、季節労働者の失業給付の90日給付と季節労働者対策強化を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長(古川 稔) 日程第20、総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。

後刻ご覧いただきたいと思います。

[閉会中の継続調査の申出]

○議長(古川 稔) 日程第21、**閉会中の継続調査**の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から、所管事務調査、調査に係るの事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配布致した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣言]

○議長(古川 稔) これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成22年、第1回、幕別町議会定例会を閉会いたします。

15:56 閉会